

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月29日
【計算期間】	第42期 (自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)
【発行者名】	森トラストリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 内藤 宏史
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 取締役 運用戦略部長 相澤 信之
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	03-6435-7011
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

a. 主要な経営指標等の推移

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	2018年9月	2019年3月	2019年9月	2020年3月	2020年9月
営業収益 (千円)	8,819,775	8,771,855	8,831,880	8,869,317	8,882,550
経常利益 (千円)	4,802,411	4,840,532	4,897,275	4,996,317	5,059,326
当期純利益 (千円)	4,806,841	4,839,482	4,898,269	4,995,675	5,058,379
出資総額 (千円)	153,990,040	153,990,040	153,990,040	153,990,040	153,990,040
発行済投資口の総口数 (口)	1,320,000	1,320,000	1,320,000	1,320,000	1,320,000
純資産額 (千円)	159,880,449	159,901,932	159,961,082	160,060,877	160,123,057
総資産額 (千円)	328,770,839	328,557,549	328,461,562	329,302,876	328,915,253
1口当たり純資産額 (注1) (円)	121,121	121,137	121,182	121,258	121,305
1口当たり当期純利益 (注1)(注2) (円)	3,641	3,666	3,710	3,784	3,832
分配総額 (千円)	4,818,000	4,839,120	4,895,880	4,996,200	5,058,240
1口当たり分配金額 (円)	3,650	3,666	3,709	3,785	3,832
(うち1口当たり利益 分配金) (円)	(3,650)	(3,666)	(3,709)	(3,785)	(3,832)
(うち1口当たり利益 超過分配金) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率(注3) (%)	48.6	48.7	48.7	48.6	48.7
自己資本利益率(注4) (%)	3.0	3.0	3.1	3.1	3.2

回次		第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月		2021年 3月	2021年 9月	2022年 3月	2022年 9月	2023年 2月
営業収益	(千円)	8,789,929	9,202,368	8,528,392	6,902,340	7,258,668
経常利益	(千円)	5,116,169	5,205,474	4,685,132	3,043,518	3,731,749
当期純利益	(千円)	5,115,197	5,041,443	4,537,379	3,331,238	3,614,104
出資総額	(千円)	153,990,040	153,990,040	153,990,040	153,990,040	153,990,040
発行済投資口の総口数	(口)	1,320,000	1,320,000	1,320,000	1,320,000	1,320,000
純資産額	(千円)	160,180,015	160,106,458	159,957,838	159,071,677	158,725,781
総資産額	(千円)	330,301,163	328,288,624	325,071,568	325,909,227	322,398,742
1口当たり純資産額 (注1)	(円)	121,348	121,292	121,180	60,254	60,123
1口当たり当期純利益 (注1)(注2)	(円)	3,875	3,819	3,437	1,261	1,368
分配総額	(千円)	5,115,000	4,686,000	4,217,400	3,960,000	3,359,400
1口当たり分配金額	(円)	3,875	3,550	3,195	3,000	2,545
(うち1口当たり利益 分配金)	(円)	(3,875)	(3,550)	(3,195)	(3,000)	(2,545)
(うち1口当たり利益 超過分配金)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率(注3)	(%)	48.5	48.8	49.2	48.8	49.2
自己資本利益率(注4)	(%)	3.2	3.1	2.8	2.1	2.3

(注1)2023年3月1日を効力発生日として投資口1口につき2口の割合による投資口分割を行っているため、1口当たり純資産額及び1口当たり当期純利益については第41期期首に当該投資口分割が行われたと仮定して算定しています。

(注2)1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(注3)自己資本比率 = 期末純資産額 / 期末総資産額

(注4)自己資本利益率 = 当期純利益 / { (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2 }

b. 当期の概況

() 投資法人の主な推移

森トラストリート投資法人(旧森トラスト総合リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。))は、2023年3月1日付で、本投資法人を吸収合併存続法人、森トラスト・ホテルリート投資法人(以下「MTH」といいます。)を吸収合併消滅法人とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行い、商号を「森トラスト総合リート投資法人」から「森トラストリート投資法人」へ変更しました。詳細は後記、「c. 決算後に生じた重要な事実 1. 本投資法人と森トラスト・ホテルリート投資法人との合併」をご参照ください。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、森トラスト・アセットマネジメント株式会社(2003年11月1日に日本総合ファンド株式会社より商号変更)(以下「本資産運用会社」といいます。)を設立企画人として、2001年10月2日に設立されました。

2002年3月28日付の事業用借地契約にかかる土地「フレスポ稲毛」(信託受益権)の取得を皮切りに、運用を開始しました。

以降、着実に資産規模を拡大し、2004年2月13日に東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場(銘柄コード8961)しました。

当期末現在の本投資法人の資産総額は322,398百万円となり、合計17物件の保有不動産を運用しています。

() 投資環境と運用実績

当期の日本経済は、資源・エネルギー価格の高騰や、生活必需品の物価上昇等の下押し材料があったものの、新型コロナウイルス感染症による活動制限が緩和され、外食や宿泊などを中心に個人消費が回復し、景気の持ち直しが進みました。

不動産流通市場は、日銀による金融政策の一部変更もありましたが、国内外投資家の物件取得意欲は引き続き高い状況にあります。このような状況の中、投資対象となる優良物件の売却情報は限定的であり、厳しい物件取得環境が継続しています。

不動産賃貸市場のうちオフィスビルについては、成約賃料は引き続き下落傾向となりましたが、グレードアップや立地改善のための移転、拡張移転等の空室消化により、空室率の上昇は鈍化しました。

商業施設については、物価上昇の影響はあるものの、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア販売額などが前年を上回っており、全体として堅調に推移しました。

東京の高級賃貸住宅については、新規供給量が限定的である一方、需要は維持されており、稼働率・賃料水準ともに堅調に推移しました。

ホテルについては、2022年10月より日本政府が訪日外国人に対する個人旅行の受入れや査証免除措置の再開等を実施したことを受け、訪日旅行需要は回復基調にあります。また、国内宿泊需要についても、全国旅行支援などの政策効果で増加しており、ホテル業績は回復傾向となりました。

このような投資環境の中、当期の本投資法人は、運用資産における稼働率の維持向上、賃料の増額改定を推進するとともに、2023年2月28日付で仙台MTビルの一部取得及び新橋駅前MTRビルの一部譲渡を行い、より安定した収益の確保を図るべく運用を行ってまいりました。

当期末現在における本投資法人の保有不動産は17物件、帳簿価額の総額は304,897百万円となり、当期末時点での保有不動産の稼働率は97.6%(93.1%(注))となりました。

(注) 括弧内には、賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約またはパス・スルー型のマスターリース契約を採用している物件について、サブリース契約に基づく稼働率を基に算出した場合の稼働率を記載しています。

() サステナビリティ向上への取組み

資産運用会社は、資産運用業務における環境に対する配慮、社会への貢献及び組織のガバナンス強化といったサステナビリティ向上への取組みが、中長期的な本投資法人の投資主価値向上に必要な不可欠であるという認識のもと、サステナビリティ方針を制定しESG(注1)に関する取組みを推進しています。なお、2050年に向けて温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする動きが加速している中で、資産運用会社としても長期的な目標としてネットゼロを見据えるため、サステナビリティ方針の改訂も実施しました。

サステナビリティに係る方針や目標を組織的に推進するため、サステナビリティ推進会議を定期的に行い、今後のESGに関する具体的な目標設定や進捗状況確認、保有不動産の継続的な環境モニタリング評価等を実施しています。また、サステナビリティに関する取組み状況等の情報について、広く開示することに努めています。

「E:環境」に関しては、環境負荷低減に向けた省エネ性能の高い設備導入等による省エネルギーと温室効果ガス排出削減、節水や廃棄物削減等の限りある資源の有効活用等、ポートフォリオにおける環境負荷低減に取り組んでいます。当期は、「大崎MTビル」及び「天神プライム」において照明器具のLED化など設備の省エネ化を進めました。また、「紀尾井町ビル」の一部のテナントの区画において、省エネ工事を本投資法人の費用負担で実施し、工事費用の一部をテナントよりグリーンリース料として還元を受ける仕組みを導入しました。加えて、本投資法人は、環境認証・評価の取得にも取り組んでおり、当期は、「イトーヨーカドー湘南台店」において、CASBEE不動産評価認証(注2)を初めて取得しました。このほか、「広尾MTRビル」及び「天神プライム」において、DBJ Green Building認証(注3)を新たに取得しました。

「S:社会」に関しては、保有不動産の社外関係者との間に良好な関係を構築し、連携・協働していくことで、テナント満足度の向上や地域社会の持続的な発展に貢献できるように努めています。保有不動産においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より共用部への消毒液設置や感染予防対策関連文書の掲示等を行い、テナントの安全と安心の確保に努めています。また、日本赤十字社の活動に賛同し、その啓発活動に協力するため保有物件へのポスター掲示を行いました。

「G:ガバナンス」に関しては、資産運用会社において、利益相反の防止、リスク管理及び法令遵守を徹底する体制を構築しています。本投資法人と利害関係人(注4)との取引において本投資法人の利益が害されることを防止すること等を目的とする利害関係人取引規程を制定し、一定の条件の取引については、外部委員が参加するコンプライアンス委員会及び投資委員会による承認、並びに取締役会及び本投資法人役員会による承認を条件とする運用を行っています。また、全役職員に対して定期的にコンプライアンス研修等の教育・啓発活動を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っています。

本投資法人は、2017年よりGRESBリアルエステイト評価(注5)に参加しています。2022年GRESBリアルエステイト評価において、ESG推進のための方針や組織体制、保有物件での環境パフォーマンス、テナントとの取組み等において優れた参加者に与えられる「Green Star」評価を6年連続で獲得しました。なお、総合スコアのグローバル順位により格付けされるGRESBレーティングにおいては「4 Stars」となりました。

また、ESG情報開示の充実度を測るGRESB開示評価において、環境配慮やサステナビリティの取組みに関する情報開示が優れていることが評価され、5段階のうち最上位の「A」評価を3年連続で取得しています。

本投資法人は、REITセクターで認識される課題、外部のESG評価、近年の社会動向等を考慮して課題を抽出し、本投資法人のこれまで及び現在の主な取組み並びに重要性・優先度を踏まえ、マテリアリティを特定しています。今後も、マテリアリティへの取組みを通じて、「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標達成への貢献を目指していきます。

(注1)「ESG」とは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

(注2)CASBEE(建築環境総合性能評価システム)は、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムです。CASBEE-不動産は、CASBEEにおける建物の環境評価の結果を不動産評価に活用することを目的として開発されたものです。CASBEE不動産評価認証とは、CASBEE-不動産で評価された建築物について、その評価内容を審査し的確であることを第三者機関が認証する制度です。

(注3)DBJ Green Building認証とは、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が創設した認証制度であり、物件の環境性能に加えて、防災やコミュニティへの配慮等を含む様々なステークホルダーへの対応を含めた総合的な評価に基づき、社会・経済に求められる不動産を評価・認証し、その取組みを支援するものです。

(注4)利害関係人とは、後記「1 投資法人の概況/(4) 投資法人の機構/c. 投資運用の意思決定機構/()本投資法人の投資や資産運用にかかる諸方針等は、下記のプロセスに従い、前記()の各社内組織による審議等を経たうえで決定、実行されます。/(ホ)利害関係人取引の意思決定プロセス(a)利害関係人の定義」をご覧ください。

(注5)「GRESBリアルエステイト評価」とは、欧州の年金基金グループが中心となって創設した不動産会社・運用機関のサステナビリティ配慮を測るベンチマークをいいます。

() 資金調達の概要

当期においては、期限の到来した既存借入金計11,500百万円の返済に充てるため、計9,000百万円の借入れを実施しました。

また、2023年2月に償還期限を迎えた第12回無担保投資法人債4,000百万円の償還資金の一部に充当するため、以下のとおり第19回無担保投資法人債を発行しました。

名称	: 森トラスト総合リート投資法人第19回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)
発行価額	: 3,000百万円
利率	: 年0.790%
発行日	: 2023年2月17日
償還期限	: 2029年2月28日
担保及び保証	: 無担保・無保証

この結果、当期末現在の有利子負債残高は152,500百万円、うち長期借入金は132,500百万円(1年内返済予定の長期借入金15,000百万円を含みます。)、投資法人債は14,000百万円(1年内償還予定の投資法人債3,000百万円を含みます。)となっています。なお、期末総資産有利子負債比率は47.3%(前期末47.9%)となっています。

また、2023年2月28日現在、本投資法人は株式会社日本格付研究所(JCR)からAA(格付の見通し:安定的)の長期発行体格付を取得しています。

() 業績及び分配の概要

このような運用の結果、当期の業績は、営業収益7,258百万円、営業利益4,057百万円となり、そこから借入金にかかる支払利息等を控除した経常利益は3,731百万円、当期純利益は3,614百万円となりました。

また、分配金については税制の特例(租税特別措置法第67条の15)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、租税特別措置法第65条の7の「特定の資産の買換えの場合の課税の特例」を活用し積み立てた圧縮積立金254百万円を控除した後の当期末処分利益全額を分配することとし、投資口1口当たりの分配金は2,545円となりました。

c. 決算後に生じた重要な事実

1. 本投資法人と森トラスト・ホテルリート投資法人との合併

本投資法人とMTHは、2023年3月1日を合併の効力発生日として、本投資法人を吸収合併存続法人、MTHを吸収合併消滅法人とする本合併を行いました。また、本投資法人は同日付で、商号を「森トラスト総合リート投資法人」から「森トラストリート投資法人」へ変更しました。

(1) 本合併の目的

本投資法人とMTHはオフィスアセットの安定性とホテルアセットの成長性を併せ持つポートフォリオを構築するとともに、スポンサーサポートを最大限活用して成長路線へと回帰することが更なる投資主価値の向上に繋がると判断し、本合併を行いました。

(注) 本投資法人は、2023年2月1日開催の投資主総会において新たな投資方針及び投資対象の設定等に伴う投資方針の変更等を内容とする規約変更について決議しています。また、本投資法人は2023年2月24日開催の本投資法人役員会において、上記と同様の目的のための運用ガイドラインの変更について決議しています。

本投資法人は、() オフィス・ホテルを中核資産とし資産性・安定性・成長性を追求、() スポンサーサポートの最大活用と成長路線への回帰、() 投資家と利益を一つにした強固なガバナンス、() マーケットプレゼンスの向上、これら4点の本合併に係る意義を通じて、安定的なキャッシュフローを生むオフィスと、成長性が期待できるホテルを中心に、中長期的な安定運用を基本とし、投資主価値の向上を目指します。

(2) 本合併の方式

本投資法人を吸収合併存続法人とする吸収合併方式とし、MTHは本合併により解散しました。

(3) 合併比率

MTHの全ての投資主に対し1口以上の本投資法人の投資口を交付することを目的として、MTHの投資主に対する割当てに先立ち、2023年2月28日を基準日、2023年3月1日を効力発生日として、本投資法人の投資口1口につき2口の割合による投資口分割(以下「本投資口分割」といいます。本投資口分割の詳細は、後記「2. 投資口の分割」をご参照ください。)を行い、MTHの投資主に対してMTHの投資口1口につき本投資法人の投資口1.84口を割当交付しました。

(4) 合併交付金

本投資法人は、本合併の効力発生日の前日に終了するMTHの最終期の営業期間に係る金銭の分配の代わり金(利益の配当)として、MTHの分配可能利益に基づきMTHの投資主(本合併の効力発生日の前日のMTHの最終の投資主名簿に記載または記録された投資主(本投資法人、MTH及び投信法第149条の3の規定に基づきその有する投資口の買取りを請求したMTHの投資主(当該買取請求を撤回した投資主を除きます。))を除き、以下「割当対象投資主」といいます。))に対して同営業期間の金銭の分配額見合いの合併交付金(本合併の効力発生日の前日におけるMTHの分配可能利益の額を本合併の効力発生日の前日におけるMTHの発行済投資口の総口数から割当対象投資主以外の投資主が保有する投資口数を控除した口数で除した金額(1円未満切捨て))を、2023年5月22日から支払いを開始しています。

(5) 出資総額

本合併に際して増加した本投資法人の出資総額及び出資剰余金の額は以下のとおりです。

出資総額 : 0円

出資剰余金 : 投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。)第22条第1項に定める投資主資本等変動額から上記出資総額を減じて得た額

2. 投資口の分割

本投資法人は、2023年2月28日を分割の基準日、2023年3月1日を効力発生日として、本投資口分割を行いました。

(1) 分割の目的

本合併は、本投資法人を吸収合併存続法人とする吸収合併方式によって行われたところ、本投資口分割考慮前の合併比率によりMTHの投資口1口に対して本投資法人の投資口0.92口を割り当てる場合には、交付される本投資法人の投資口の口数が1口未満となるMTHの投資主が多数生じることとなります。そのため、本合併後もMTHの投資主が本投資法人の投資口を継続して保有することを可能とすべく、MTHの全ての投資主に対し1口以上の本投資法人投資口を交付することを目的として、本投資法人の投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行うこととしました。

(2) 分割の方法

本合併の効力発生日の前日である2023年2月28日を基準日とし、同日の最終の投資主名簿に記載または記録された本投資法人の投資主の所有投資口1口につき、2口の割合をもって分割しました。

(3) 分割により増加する投資口数等

- () 本投資口分割前の本投資法人発行済投資口の総口数 : 1,320,000口
- () 本投資口分割により増加した投資口数 : 1,320,000口
- () 本投資口分割後の本投資法人発行済投資口の総口数 : 2,640,000口
- () 本投資法人合併に伴うMTH投資口への割当交付口数 : 920,000口(注1)
- () 本合併後の本投資法人発行済投資口の総口数 : 3,560,000口
- () 本投資口分割・本合併後の発行可能投資口総口数 : 20,000,000口(注2)

(注1) 本合併により、MTHの投資口1口に対して、本投資口分割後の本投資法人の投資口1.84口を、2023年2月28日現在のMTHの発行済投資口の全て(500,000口)について、割当交付しました。

(注2) 本投資口分割に伴い、本投資法人の役員会の決議により本投資法人の規約の一部変更を行い、本合併の効力発生日付で発行可能投資口総口数を変更しました。

(参考情報)

1. 資産の取得

本投資法人は、2023年3月1日付で資産の取得を行いました。

神谷町トラストタワー

() 取得の概要

- 取得資産 : 不動産信託受益権
 土地 所有権及び地上権(敷地権の割合10,000,000,000分の500,442,925)
 建物 区分所有権
 家屋番号701
 家屋番号1401(共有持分:10分の5)
- 取得価格 : 23,700百万円
 (但し、取得経費、固定資産税、都市計画税及び消費税等を除きます。)
- 取得日 : 2023年3月1日
 売主 : 森トラスト株式会社

() 取得資産の概要

- 所在地 : 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号(住居表示)
 用途 : オフィスビル(登記簿記載の種類:事務所)(注1)
 地積 : 建物一棟の敷地:16,131.84㎡
 延床面積 : 建物一棟:196,037.12㎡
 本投資法人の所有にかかる専有部分:7,595.44㎡(注2)
 構造 : 鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根/地下4階付37階建
 建築時期 : 2020年3月

(注1) 本取得物件は事務所・店舗・医療施設・ホテル・住宅等の複合物件となっておりますが、取得対象区画の用途(事務所)を記載しています。

(注2) 事務所区画である7階・14階の専有部分(家屋番号701(3,797.72㎡)及び家屋番号1401(3,797.72㎡))の合計を記載しています。なお、14階の専有部分に共有持分(10分の5)を乗じた面積は1,898.86㎡です。

2. 資金の借入

本投資法人は、2023年3月1日付で神谷町トラストタワーの取得資金への充当及び手元資金拡充のため、長期借入金19,500百万円の資金の借入を行いました。

借入の概要

区分	借入先	借入金額 (百万円)	返済期限	摘要
長期借入金	株式会社三井住友銀行	1,500	2026年2月27日	無担保 無保証 固定金利
	株式会社SBI新生銀行	1,000	2026年2月27日	
	株式会社千葉銀行	500	2026年2月27日	
	株式会社山梨中央銀行	500	2026年2月27日	
	株式会社三菱UFJ銀行	3,000	2026年8月31日	
	株式会社三菱UFJ銀行	3,000	2027年8月31日	
	株式会社りそな銀行	1,000	2028年2月29日	
	株式会社足利銀行	1,000	2028年2月29日	
	株式会社日本政策投資銀行	1,500	2028年3月1日	
	株式会社三菱UFJ銀行	1,000	2028年8月31日	
	株式会社みずほ銀行	1,000	2029年2月28日	
	株式会社あおぞら銀行	1,000	2029年2月28日	
	みずほ信託銀行株式会社	1,000	2029年2月28日	
	株式会社みずほ銀行	1,500	2030年2月28日	
	株式会社三井住友銀行	1,000	2030年2月28日	
	合計	19,500	-	

(2)【投資法人の目的及び基本的性格】

a. 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、投信法、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。)及びその他の関係法令に基づき、資産を主として投信法第2条第1項に定める特定資産(以下「特定資産」といいます。)に対する投資として運用することを目的として設立された法人であり、資産運用における基本方針を規約において以下の()ないし()のとおり定め(規約第26条第1号)、これを旨とした資産運用を行うことを目的としています。

- ()本投資法人は、特定資産のうち不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を投資対象とします(後記「2 投資方針/(2)投資対象/a. 規約に定める投資対象とする資産の種類」をご覧ください。)
- ()投資対象とする不動産等の主な用途はオフィス及び宿泊施設(ホテル・旅館等及びこれらの付帯施設をいい、以下、単に「宿泊施設」といいます。)としますが、商業施設、住宅等への分散投資も行います。また、投資対象とするオフィスの主な所在は東京都心部としますが、都心周辺部、及び地方都市等への分散投資も行います。投資対象とする宿泊施設の主な所在は、全国主要都市(東京23区及び政令指定都市をいいます。以下同じです。)及び著名な観光地エリア(魅力的な文化や観光資源等を有し、既に観光集客力があるか、または将来、観光集客力が見込めるエリアをいいます。以下同じです。)とします。
- ()前記等で定める投資対象について、安定したインカムゲインの確保と運用資産の着実な成長を目指して、中長期的な資産の安定運用を行うことを基本とします。
- ()本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。)第105条第1号へに定める不動産等資産を主たる投資対象とします。

また、本投資法人は資産運用会社との間で資産運用業務委託契約(以下「資産運用業務委託契約」といいます。)を締結しています。

資産運用会社は、資産運用業務委託契約並びに投信法及び金融商品取引法に基づき本投資法人の委託を受けて行う資産運用業務を遂行するためのガイドラインとして森トラストリート投資法人運用ガイドライン(以下「運用ガイドライン」といいます。)を社内規程として制定して、本投資法人の投資不動産の投資方針及び財務方針を定めています(運用ガイドラインにおいて規定される本投資法人の投資不動産の投資方針及び財務方針については、後記「2 投資方針/(1)投資方針/b. 投資不動産の投資及び運用方針」をご覧ください。)

本投資法人は規約に基づいた運用を行うことを基本的性格としながらも、運用ガイドラインに基づく資産運用会社の投資判断により、本投資法人を取り巻く環境や経済情勢等に応じた機動的な資産運用を実施します。本投資法人の資産運用の特色(後記「b. 本投資法人の投資及び運用の特色」をご覧ください。)は、資産運用会社の当該投資判断を反映したものです。

なお、運用ガイドラインについて、資産運用会社は国内の経済動向や不動産市場動向等の調査・分析等を踏まえ、適宜見直しを行い、規約及び資産運用業務委託契約の規定に反しない限度において、その変更を行うことがあります(後記「(4)投資法人の機構/c. 投資運用の意思決定機構/()」をご覧ください。)

(注)投資法人に関する法的枠組みの概要は以下のとおりです。

投資法人は、投信法第66条第3項に定める一定の金融商品取引業者等である設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、投資法人が発行することができる投資口の総口数、設立に際して出資される金銭の額、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行し、投資家より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できるほか、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利と必ずしも同一ではありません。投資主の権利については、後記「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/3 投資主・投資法人債権者の権利」をご覧ください。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)の施行日である2009年1月5日をもって、本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「社債株式等振替法」といいます。)第226条第1項に定める振替投資口(以下「本振替投資口」といいます。)となっています。本振替投資口の処分権等については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 / 第3 管理及び運営 / 3 投資主・投資法人債権者の権利」をご覧ください。

投資法人の業務の執行は、執行役員により行われます。執行役員は、投資法人を代表します。また、執行役員の職務の執行を監督する機関として、監督役員が存在します。執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員のある重要な職務の執行に対する承認、計算書類等(金銭の分配に係る計算書を含みます。)の承認等、投資法人の業務の執行にかかる重要な意思決定を行います。さらに、投資法人には、会計監査を行う者として、会計監査人が存在します。以上の執行役員、監督役員及び会計監査人はいずれも投資主総会の決議によって選任されます(但し、設立の際には設立時募集投資口の引受けの申込みをしようとする者に対する通知において通知された者が選任されたものとみなされます。)。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「(4)投資法人の機構 / a. 投資法人の機構」をご覧ください。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨を規約に定めた投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を発行することもできます。

投資法人は、投資口及び投資法人債の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります(以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。)。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2 投資方針 / (1)投資方針」及び「2 投資方針 / (2)投資対象」をご覧ください。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「2 投資方針 / (3)分配方針」をご覧ください。

登録投資法人は、金融商品取引業者として内閣総理大臣の登録を受けた資産運用会社にその資産の運用にかかる業務を委託しなければなりません。また、登録投資法人は、信託銀行等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管にかかる業務を委託しなければなりません。さらに、投資法人は、一般事務受託者に投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務その他の業務にかかる事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、後記「(3)投資法人の仕組み」及び「第二部 投資法人の詳細情報 / 第4 関係法人の状況」をご覧ください。

b. 本投資法人の投資及び運用の特色

本投資法人の規約及び資産運用会社の社内規程である運用ガイドラインに基づき、資産運用会社の投資判断により行われる本投資法人の投資及び運用の特色は、概ね以下のとおりです。

()投資不動産の投資地域は、本投資法人の投資不動産で構成する保有資産(以下「ポートフォリオ」といいます。)のキャッシュフローの変動リスクを軽減させるため、分散させます。すなわち、投資不動産のうち、オフィスビルの投資地域は、商業・産業・人口の集積地である「東京都心部」を中心に、資産総額の60%以上を目的に投資を行いますが、「都心周辺部・政令指定都市等」に立地する投資不動産にも資産総額の40%以下を目的に分散投資を行います。また、投資不動産のうち、宿泊施設の投資地域は、主として「全国主要都市」及び「著名な観光地エリア」とします。

また、投資不動産の属性を用途の観点から「オフィスビル」・「宿泊施設」・「その他」の3つに分類し、「オフィスビル」・「宿泊施設」を中核資産とし、「オフィスビル」に資産総額の40~80%、「宿泊施設」に資産総額の20~55%を目的に投資を行います。一方、商業施設を含む「その他」にも資産総額の0~30%を目的に分散投資を行います。各用途別の投資方針は、投資不動産における用途別の特性を考慮し、個別の投資方針に基づいて投資することで、ポートフォリオの用途集中リスクの軽減を図ります。(本項の記載内容についての詳細は、後記「2 投資方針 / (1)投資方針 / b. 投資不動産の投資及び運用方針 / ()ポートフォリオのアロケーション方針」をご覧ください。)。

- ()本投資法人は、投資不動産の取得にあたり、的確な投資判断を行うため、不動産鑑定評価書及び各種デューデリジェンスレポート等を精査し、経済的調査・物理的調査・法律的調査の各調査項目について十分な検討をします。また、投資不動産の建物規模やグレード、築年数、耐震性能及び環境等の基本的な項目に関し基準を設け、当該基準と同等以上もしくは当該基準に準じるスペックを有する投資不動産を取得するよう努めます。

投資不動産のオリジネーター(前所有者)が投資不動産を本投資法人へ売却後、引き続き賃借人(宿泊施設のオペレーターを指す場合があります。以下同じです。)として賃借する所謂セール・アンド・リースバックを希望する場合、積極的に検討します。前記の検討においては、オリジネーター(前所有者)の信用度・財務健全性・テナントリーシング能力等、後記「2 投資方針/(1)投資方針/b. 投資不動産の投資及び運用方針/()投資不動産のリーシング方針」のリーシング方針を考慮するものとします(本項の記載内容についての詳細は、後記「2 投資方針/(1)投資方針/b. 投資不動産の投資及び運用方針/()投資不動産の取得方針」をご覧ください。)

- ()本投資法人は、投資不動産から中長期にわたり安定的な収益を確保するために、中長期の賃貸借契約を賃借人と締結することを基本とします。また、可能な限り借地借家法(平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。以下「借地借家法」といいます。)第38条に定める定期建物賃貸借契約(以下「定期建物賃貸借契約」といいます。)による契約、その他賃料の固定化または契約期間の長期化に配慮した賃貸借契約を締結するよう努めるものとします。

宿泊施設の所有者とテナントの間の契約形態には、賃貸借方式と運営委託方式があります。本投資法人では原則賃貸借方式としますが、投資不動産の運営者が運営委託方式を希望する場合は、運営委託方式での契約も検討できるものとします。

さらに、投資不動産の賃貸にかかる契約形態については、投資不動産を直接テナントに賃貸する形態のほか、本投資法人とテナントとの間に賃借人(マスターレシー)を介在させ、投資不動産を賃貸する契約(マスターリース契約)形態がありますが、マスターリース契約については、投資不動産の規模、用途、テナント構成等を考慮のうえ、賃料収入の安定性または運営管理の効率性等といった経済効果が直接テナントと賃貸借契約を締結する場合と同等もしくはそれ以上に得られると認められる場合には、積極的に検討するものとします。なお、マスターリース契約下におけるマスターレシーがさらに投資不動産を転借人へ転賃することを妨げないものとします。なお、マスターリース契約において、利害関係人(資産運用会社の利害関係人取引規程に規定する利害関係人を意味します。後記「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限/b. 利害関係人との取引における自主ルール」をご覧ください。以下「利害関係人」といいます。)が有するテナントリーシング能力・プロパティマネジメント能力を活用することや利害関係人が有する信用力を活用して賃料収入の安定化を図ることが、投資不動産の運用上最良であると判断される場合、マスターレシーに利害関係人を選択することがあります。なお、利害関係人とのマスターリース契約におけるマスターリース方針は、「オフィスビル」・「商業施設」及び「宿泊施設」を対象とし、 に関しては当該契約が定期建物賃貸借契約(契約期間3～5年程度)にプロパティマネジメントを含む契約形態を基本とし、 に関しては当該契約につき賃貸借方式を基本とするが運営委託方式での契約も検討可能とし(賃料は固定賃料に加えて売上げ実績等に連動した変動賃料を定めるよう努めるものとし、契約期間は10年以上とし、可能な限り長期の賃貸借契約を基本とします。)、プロパティマネジメントを含む契約形態を基本とします(本項の記載内容についての詳細は、後記「2 投資方針/(1)投資方針/b. 投資不動産の投資及び運用方針/()投資不動産のリーシング方針」をご覧ください。)

- ()本投資法人は、投資不動産にかかるプロパティマネジメント業務(以下「PM業務」といいます。)については、プロパティマネジメント方針に基づき、資産価値の維持向上、収益の最大化を実現し、併せて投資不動産の内部成長を図るよう努めるものとします。

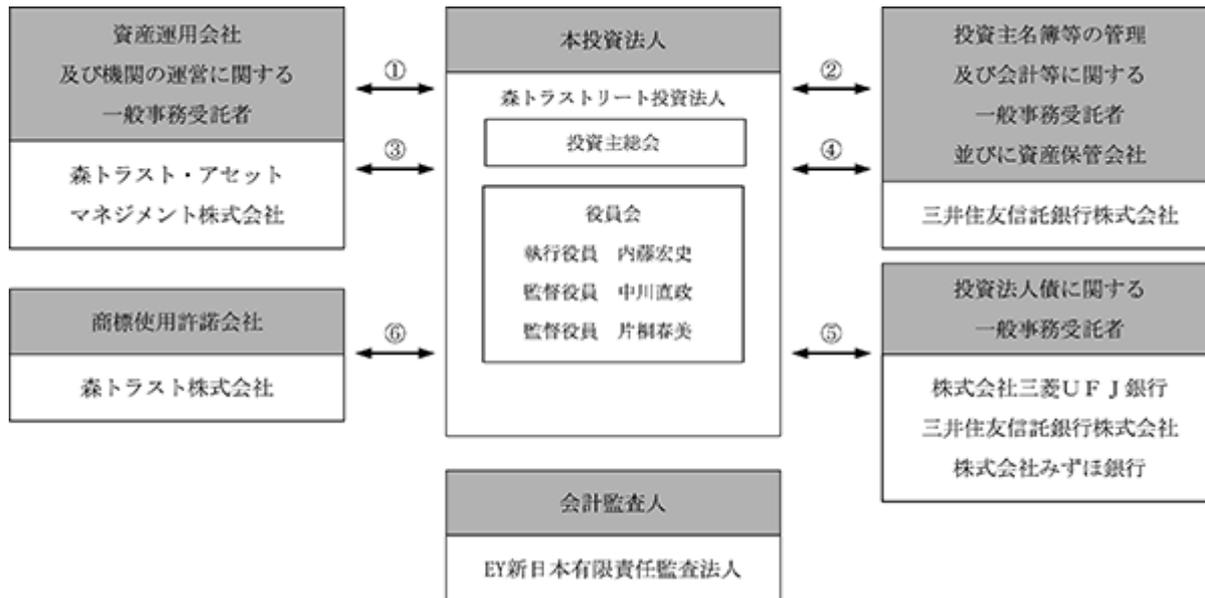
投資不動産のPM業務は、プロパティマネジメント会社(以下「PM会社」といいます。)が各投資不動産について、施設運営管理(賃借人が行うものを除きます。)、賃貸営業管理、工事・営繕管理を統括することを基本とします。本投資法人がPM業務を委託する場合、PM会社の選定を投資不動産の特性に応じて個別に検討し、PM会社審査項目に定める審査内容に基づき総合的に判断し選定します。

また、本投資法人の保有する投資不動産においては、マスターリース契約に基づきマスターレシーがPM業務を行う場合、あるいは、セール・アンド・リースバック等により、オリジネーター(前所有者)が引き続き賃借し、自己の費用負担でPM業務を行うことを希望して実施する場合があります。これらの場合においては、前記同様に、PM会社審査項目に定める審査内容を考慮し、かつ外部の第三者へPM業務を委託することと同等以上の経済的効果が得られると総合的に判断した場合にこれを行わせるものとします(本項の記載内容についての詳細は、後記「2 投資方針/(1)投資方針/b. 投資不動産の投資及び運用方針/()投資不動産のプロパティマネジメント方針」をご覧ください。)

- (v)借入れその他の資金調達に際しては、本投資法人の資産総額のうち、借入金額及び投資法人債発行残高が占める割合は、最大50%を目安とします。なお、資金調達先の決定に際しては、金融環境変化による影響を抑えつつ、低廉な資金調達コストを実現するよう、固定金利の割合、期間、担保設定の有無等の諸条件を、複数の適格機関投資家と交渉のうえ、比較し決定します。また、余資の運用は、安全性、換金性等を考慮し、金利環境及び資金繰りを十分に鑑みたうえで慎重に行います(本項の記載内容についての詳細は、後記「2 投資方針/(1)投資方針/b. 投資不動産の投資及び運用方針/()財務方針」をご覧ください。)

(3)【投資法人の仕組み】

a. 本投資法人の仕組み図



< 契約の種類 >

資産運用業務委託契約

一般事務業務委託契約(投資主名簿等の管理及び会計等に関する事務)

一般事務業務委託契約(機関の運営に関する事務)

資産保管業務委託契約

財務及び発行・支払代理契約

商標使用許諾契約

b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の内容

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人	森トラストリート投資法人	規約に基づき、投資主より募集した資金等を、不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を投資対象として運用を行います。
資産運用会社及び機関の運営に関する一般事務受託者	森トラスト・アセットマネジメント株式会社	<p>2001年10月15日付で本投資法人との間で資産運用業務委託契約(その後の変更を含みます。)を締結しました。</p> <p>資産運用会社に委託された業務の内容は、(1)本投資法人の資産の取得、譲渡、貸借、管理の委託その他の運用に関する業務(本投資法人の資産の管理業務、賃貸業務に関わる基本的な事項の決定、承認、確認及び審査等に関する業務並びに本投資法人による借入れその他の資金調達にかかる業務を含みます。)及び(2)その他本投資法人の資産に属する不動産の管理業務(以下、前記の業務を総称して「資産運用業務」といいます。)です。</p> <p>また、2006年3月1日付で本投資法人との間で機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第4号)として、同契約に基づき、本投資法人の機関(投資主総会及び役員会。但し、投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計及びこれらに付随する事務を除きます。)の運営に関する事務を行います。</p>
投資主名簿等の管理及び会計等に関する一般事務受託者並びに資産保管会社	三井住友信託銀行株式会社	<p>本投資法人との間で、2003年10月31日付で会計等に関する一般事務業務委託契約(その後の変更を含みます。)を、また2008年12月25日付で投資主名簿等の管理に関する一般事務業務委託契約(その後の変更を含みます。)を締結しました。</p> <p>投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号、第5号及び第6号。但し、新投資口予約権に関する事務及び投資法人債に関する事務を除きます。)として、これらの契約に基づき、本投資法人の(1)投資主名簿の作成及び備置きその他投資主名簿に関する事務、(2)投資主総会関係書類の発送に関する事務、(3)計算に関する事務、(4)投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、(5)投資主からの本投資法人に対する権利行使に関する請求、その他の投資主からの申出の受付に関する事務、(6)会計帳簿の作成に関する事務、(7)納税に関する事務及び(8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。その後の改正を含みます。)に基づく個人番号に関する事務を行います。</p> <p>また、2003年10月31日付で本投資法人との間で資産保管業務委託契約(その後の変更を含みます。)を締結しました。</p> <p>投信法上の資産保管会社として、同契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管にかかる業務を行います。</p>

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人債に関する一般事務受託者	株式会社三菱UFJ銀行	2021年2月18日付及び2022年2月15日付で本投資法人との間で財務代理契約を締結しました。 投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号及び第6号のうち、投資法人債に関する事務。)として、同契約に基づき、第13回無担保投資法人債、第14回無担保投資法人債、第15回無担保投資法人債、第16回無担保投資法人債及び第17回無担保投資法人債に関し、(1)発行代理人事務、(2)支払代理人事務、(3)投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務及び(4)投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務等を行います。
	三井住友信託銀行株式会社	2015年2月6日付及び2017年2月10日付で本投資法人との間で財務及び発行・支払代理契約を締結しました。 投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号及び第6号のうち、投資法人債に関する事務。)として、同契約に基づき、第6回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債に関し、(1)発行事務、(2)発行代理人業務、(3)期中事務及び(4)支払代理人業務等を行います。
	株式会社みずほ銀行	2022年6月10日付及び2023年2月8日付で本投資法人との間で財務及び発行・支払代理契約を締結しました。 投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号及び第6号のうち、投資法人債に関する事務。)として、同契約に基づき、第18回無担保投資法人債及び第19回無担保投資法人債に関し、(1)発行事務、(2)発行代理人業務、(3)期中事務及び(4)支払代理人業務等を行います。
商標使用許諾会社	森トラスト株式会社 (注)	2003年12月10日付で商標使用許諾契約(その後の変更を含みます。)を締結しました。本投資法人は、森トラスト株式会社より、「森トラストリート投資法人」、「MORI TRUST REIT」等の商標等の使用許諾を受けています。

(注)森トラスト株式会社は、資産運用会社の親会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)第8条第3項に規定する親会社をいいます。以下同じです。)であり、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。)第12条第3項に定める資産運用会社の特定関係法人(以下「特定関係法人」といいます。)に該当します。森トラスト株式会社との間の取引の概要については、後記「5 運用状況/(2)投資資産/その他投資資産の主要なもの/b.不動産等資産における賃貸借の状況一覧/()主要テナントとの賃貸借契約の特記事項/(イ)森トラスト株式会社」及び後記「第二部 投資法人の詳細情報/第三 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限/c.利害関係人等との取引状況等/()取引情報」をご参照ください。なお、森トラスト株式会社の親会社である株式会社森トラスト・ホールディングスも、資産運用会社の親会社として特定関係法人に該当しますが、同社との間には取引関係はありません。

(4)【投資法人の機構】

a. 投資法人の機構

本書の提出日現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名、執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

()投資主総会

投信法または規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決議されます。投資主総会における各投資主の議決権及び決議方法については、後記「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/3 投資主・投資法人債権者の権利/(1)投資主の権利/a. 投資主総会における議決権」をご覧ください。投資主総会の決議は、法令または規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います(規約第12条第1項)が、規約の変更(投信法第140条)等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上による決議(特別決議)を経なければなりません(投信法第93条の2第2項)。但し、規約に定める一定の場合を除き、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第15条)。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています。かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、前記のとおり投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、2023年4月25日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年ごとの4月25日及びその日以後、遅滞なく招集します(規約第9条第1項)。また、法令に定める場合その他必要がある場合に、随時招集します(規約第9条第2項)。本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとします。また、本投資法人は、書面交付請求した投資主に対して書面を交付する場合に、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則第162条の4に定めるものの全部または一部について、当該書面に記載しないことができるものとします(規約第9条第5項)。

また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用業務委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用にかかる業務を委託しています。資産運用会社が資産運用業務委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります(投信法第205条)。また、本投資法人が資産運用業務委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です(投信法第206条第1項)。

()執行役員、監督役員及び役員会

本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は執行役員の員数に1を加えた数以上とされています(規約第18条)。

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有しています(投信法第109条第1項、第5項、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第349条第4項)。但し、資産運用会社からの資産運用業務委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用業務委託契約または資産保管業務委託契約の締結その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません(投信法第109条第2項、第90条、第117条)。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第111条第1項)。また、役員会は、全ての執行役員及び監督役員により構成され(投信法第112条)、前記のとおり一定の職務執行に関する承認権限を有するほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています(投信法第114条第1項)。役員会の決議は、法令または規約に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います(投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第21条)。

なお、投信法の規定(投信法第115条第1項、会社法第369条第2項)及び本投資法人の役員会運営規程において、決議について特別の利害関係を有する執行役員または監督役員は決議に参加することができないこと及びその場合には当該執行役員または監督役員の数はその決議の定足数算定の基礎に算入しないことが定められています。

執行役員または監督役員は、その任務を怠ったときは、投資法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、投資法人に一定の金員を弁済する責任を負いますが(投信法第115条の6第1項)、本投資法人は、当該執行役員または監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員または監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができます(投信法第

115条の6第7項、第3項、規約第25条第3項)。

投資法人が、執行役員または監督役員に対して、その職務の執行に関し、当該執行役員もしくは監督役員が法令の規定に違反したことが疑われもしくは責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用、または、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、当該執行役員もしくは監督役員が当該損害を賠償することによる損失等の全部または一部を補償することを約する契約の内容を決定する場合、役員会の決議によらなければなりません(投信法第116条の2第1項)。また、本投資法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、執行役員または監督役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、執行役員または監督役員を被保険者とするものの内容を決定するには、役員会の決議によらなければなりません(投信法第116条の3第1項)。

投信法の規定(投信法第201条の2第1項、第2項)において、資産運用会社は本投資法人と資産運用会社の利害関係人等との間で投信法第193条第1項第1号から第4号までに掲げる取引が行われることになる場合にはあらかじめ本投資法人の同意を得なければならず、また、本投資法人は当該同意を行うに際して役員会の承認を得なければならないことが定められています。

()会計監査人

本投資法人は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為または法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行います(投信法第115条の2、第115条の3等)。

()関係法人に対する管理体制

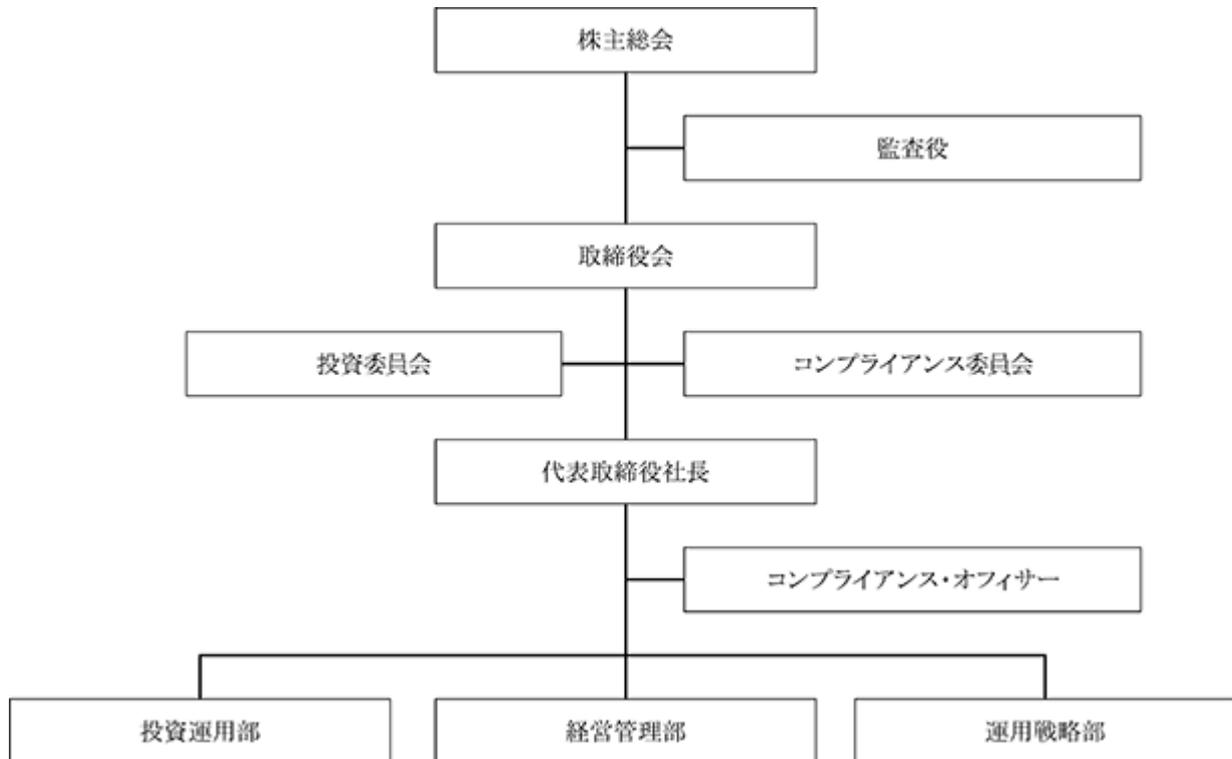
本投資法人は、資産運用会社の適切な管理を行うため、本投資法人が資産運用会社との間で締結した資産運用業務委託契約に基づき、資産運用会社に営業期間毎の資産運用業務の遂行にかかる計案を提出させ、営業期間終了後にその運用状況についての報告を行わせています。また、本投資法人は資産運用会社に対し、資産運用業務の状況に関し適宜報告を行わせる権利を有しています。

また、一般事務(機関の運営に関する事務、投資主名簿等管理事務、会計事務等)受託者及び資産保管会社の適切な管理を行うために、本投資法人が各業務の受託者との間で締結した業務委託契約に基づき、各受託者から適宜必要な報告を受け、受託業務に関する帳簿等の閲覧を求める権利を有しています。

b. 投資法人の運用体制

本投資法人の資産運用は、資産運用会社に委託して行います。資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は、以下のとおりです。

()組織



()業務分掌体制

各組織の業務分掌体制は、以下のとおりです。

組織の名称	管掌する業務の内容
経営管理部	1. 経営戦略・計画に関する事項 2. 株主総会・取締役会に関する事項 3. 各委員会の運営に関する事項 4. 総務、人事、経理に関する事項 5. 官公庁・業界団体に関する事項 6. 資金調達・運用に関する事項 7. 受託投資法人に関する下記事項 (1)機関運営事務に関する事項 (2)経理に関する事項 (3)情報開示(有価証券報告書、決算短信等)に関する事項 8. その他各部いずれにも属さない事項 9. その他上記1ないし8に付帯する事項
運用戦略部	1. 本投資法人の財務方針等(運用ガイドライン、その他運用計画等)に関する事項 2. 本投資法人の財務戦略全般及び資金調達・余資運用に関する事項 3. 本投資法人のIR及び情報開示(決算説明資料、東証適時開示、経営管理部が行う情報開示にかかるサポート)に関する事項 4. 資産運用会社及び本投資法人のサステナビリティ対応の統括に関する事項 5. その他上記1ないし4に付帯する事項
投資運用部	1. 本投資法人の投資方針等(運用ガイドライン、資産管理計画、その他運用計画等)に関する事項 2. 本投資法人の資産の取得・譲渡に関する事項 3. 本投資法人の資産の賃貸運営管理(アセットマネジメント)に関する事項 4. その他上記1ないし3に付帯する事項
コンプライアンス・オフィサー	1. 業務全般に関するコンプライアンスの統括に関する事項 2. コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス・マニュアルに関する事項 3. 社内規程等の制定及び改廃に関する事項 4. 苦情等に関する事項 5. 内部監査に関する事項 6. 法人関係情報管理に関する事項 7. リスク管理全般に関する事項 8. その他上記1ないし7に付帯する事項

c. 投資運用の意思決定機構

()資産運用会社において、本投資法人の投資や資産運用にかかる諸方針の決定を行う社内組織は以下のとおりです。

(イ)投資委員会

構成員	<p>代表取締役社長、投資運用部担当取締役、投資運用部長、運用戦略部担当取締役、運用戦略部長、経営管理部担当取締役、経営管理部長、コンプライアンス・オフィサー及びその他取締役会で指名した者で構成されます。但し、審議・決議される事項が下記決議事項1ないし5に該当するものである場合は、これに加えて1名以上の不動産鑑定士資格を持つ外部委員(資産運用会社及び資産運用会社が取り扱う事案と利害関係を有しない者に限り)を委員とします。</p> <p>委員長は、病気、事故、負傷等のやむを得ない事由が生じまたは投資委員会において取り扱う事案と利害関係を有することにより、外部委員の全員が特定の投資委員会に出席できない場合など、委員長がその必要性を認めた場合は、当該投資委員会に限り、あらかじめ選任した不動産鑑定士資格を持つ補欠外部委員(資産運用会社及び資産運用会社が取り扱う事案と利害関係を有しない者に限り)を代わりに出席させ、外部委員の任に当たらせることができます。</p> <p>委員長は、病気、事故、負傷等のやむを得ない事由により、コンプライアンス・オフィサーが特定の投資委員会に出席できない場合など、委員長がその必要性を認めた場合は、当該投資委員会に限り、代表取締役社長をしてコンプライアンス・オフィサーの代行者として出席させることができます。この場合、代表取締役社長は当該投資委員会において、コンプライアンス・オフィサーの権限を代理行使することができます。</p>
委員長	<p>代表取締役社長(但し、投資委員会において別途決定する場合を除きます。)。代表取締役社長に事故があるときは、投資委員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の投資委員会委員が委員長となります。</p>
開催時期	<p>原則1か月に1回。但し、委員長が必要であると認めるときに適時開催します。</p>
決議事項	<p>下記の本投資法人の資産運用に関する事項とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資方針及び財務方針の策定及び変更に関する事項 2. 運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 3. 資産の取得・譲渡の決定に関する事項 4. 資産運用に関する事項のうち「利害関係人取引規程」に定める利害関係人との間の取引に関する事項(同規程に従い審議を要しない事項を除きます。) 5. 資産管理計画及び運用計画等の策定及び変更に関する事項 6. 資金調達(金融機関等からの借入)に関する事項 7. その他資産運用に関する事項
決議方法	<p>投資委員会の決議は、投資委員会委員の過半数が出席(テレビ会議システムまたは電話会議システムによる出席を含みます。審議・決議事項が上記決議事項1ないし5に該当するものである場合は、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員の出席を必須とします。)し、出席した投資委員会委員全員の賛成により決します。投資委員会での審議過程で課題が指摘されたものについては、投資委員会は、対象部署に対して、当該議案の差戻しを命じるものとします。但し、コンプライアンス委員会にて決議された議案のうち、投資委員会での審議過程でコンプライアンス上の課題が指摘されたものについては、投資委員会は、コンプライアンス委員会に対して、当該議案の差戻しを命じるものとします。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス上の懸念がある場合には、当該議案に関する投資委員会の審議を中断することができます。また、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス上の懸念がある場合、可決された議案に関して、差し戻し、再審査、廃案等の指示を投資委員会に対して行うことができます。委員長は、必要と認めるときは、投資委員会委員以外の者を投資委員会に出席させ、その意見または説明を求めることができます。</p>

(ロ)コンプライアンス委員会

構成員	<p>代表取締役社長、取締役(非常勤を含みます。)、コンプライアンス・オフィサー及び1名以上の弁護士資格または公認会計士資格を有する者、その他コンプライアンスに精通していると認められる者である外部委員(資産運用会社及び資産運用会社が取り扱う事案と利害関係を有しない者に限ります。)で構成されます。</p> <p>委員長は、病気、事故、負傷等のやむを得ない事由が生じまたはコンプライアンス委員会において取り扱う事案と利害関係を有することにより、外部委員の全員が特定のコンプライアンス委員会に出席できない場合など、委員長がその必要性を認めた場合は、当該コンプライアンス委員会に限り、あらかじめ選任した弁護士資格または公認会計士資格を有する者、その他コンプライアンスに精通していると認められる者である補欠外部委員(資産運用会社及び資産運用会社が取り扱う事案と利害関係を有しない者に限ります。)を代わりに出席させ、外部委員の任に当たらせることができます。</p> <p>病気、事故、負傷等のやむを得ない事由により、コンプライアンス・オフィサーが特定のコンプライアンス委員会に出席できない場合など、下記委員長に係る規定によりコンプライアンス・オフィサーに代わって委員長となる者がその必要性を認めた場合は、当該コンプライアンス委員会に限り、代表取締役社長は当該コンプライアンス委員会において、コンプライアンス・オフィサーの権限を代理行使することができます。</p>
委員長	<p>コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会において別途決定する場合を除きます。)。コンプライアンス・オフィサーに事故があるときは、コンプライアンス委員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他のコンプライアンス委員会委員が委員長となります。</p>
開催時期	<p>原則3か月に1回。但し、委員長が必要であると認めるときに適時開催します。</p>
決議事項	<p>1. 受託投資法人に関する次の事項</p> <p>(1)「利害関係人取引規程」に定める利害関係人との間の取引に関する事項(同規程に従い審議を要しないものを除きます。)</p> <p>(2)投資方針及び財務方針の策定並びに当該方針の重要事項の変更に係る事項</p> <p>(3)運用ガイドラインの策定及び重要事項の変更に係る事項</p> <p>(4)資産管理計画及び運用計画等の策定並びに当該計画等の重要事項の変更に係る事項</p> <p>(5)その他コンプライアンス・オフィサーが必要と判断する事項</p> <p>2. 資産運用会社のコンプライアンスに関する重要な事項</p>
決議方法	<p>コンプライアンス委員会の決議は、コンプライアンス委員会委員の過半数が出席(テレビ会議システムまたは電話会議システムによる出席を含みます。コンプライアンス・オフィサー及び外部委員の出席は必須とします。)し、出席したコンプライアンス委員会委員全員の賛成をもって決めます。委員長は、必要と認めるときは、コンプライアンス委員会委員以外の者をコンプライアンス委員会に出席させ、その意見または説明を求めることができます。</p>

- ()本投資法人の投資や資産運用にかかる諸方針等は、下記のプロセスに従い、前記()の各社内組織による審議等を経たうえで決定、実行されます。
- (イ)投資や資産運用にかかる諸方針の決定プロセス
- (a)資産運用会社は、投信法に基づき、本投資法人の規約に沿った資産運用業務を遂行するためのガイドラインとして本投資法人に係る運用ガイドラインを社内規程として制定しています。運用ガイドラインは、国内の経済動向や不動産市場の動向等の調査・分析等を踏まえ、適宜見直しを行います。運用ガイドラインのうち、投資方針にかかる変更案の起案は投資運用部、財務方針にかかる変更案の起案は運用戦略部にて行い、当該変更の内容が重要事項に該当する場合、起案部署はこれをコンプライアンス・オフィサーに上程します。コンプライアンス・オフィサーが承認した場合は、コンプライアンス委員会に上程します。コンプライアンス・オフィサーにおいて、当該変更案について異議がある場合は、中止または内容変更の指示とともに、起案部署に差し戻します。
- (b)上記(a)に基づきコンプライアンス委員会に上程された場合、コンプライアンス委員会による可決・承認を得た後、投資委員会に上程します。コンプライアンス委員会の可決・承認が得られなかった場合は、コンプライアンス委員会において、中止または内容変更の指示とともに、起案部署に差し戻します。
- (c)上記(b)に基づき投資委員会に上程された場合、投資委員会による可決・承認を得た後、資産運用会社の取締役会に上程します。投資委員会の可決・承認が得られなかった場合は、投資委員会において、中止または内容変更の指示とともに、起案部署に差し戻します。但し、コンプライアンス委員会の可決・承認を得たもののうち、投資委員会での審議過程でコンプライアンス上の課題が指摘されたものについては、コンプライアンス委員会に差し戻します。
- (d)上記(c)に基づき資産運用会社の取締役会に上程された場合、資産運用会社の取締役会による可決・承認を得た後、本投資法人の役員会に上程します。但し、当該変更が東京証券取引所有価証券上場規程等に定める適時開示事項に該当する場合において、資産運用会社の取締役会決議の後、同日中に、本投資法人の役員会に付議することができないことが予想される場合は、本(d)及び下記(e)の規定にかかわらず、資産運用会社の取締役会決議に先だって本投資法人の役員会決議を行うことができるものとします(この場合、上記の事項に関し、本投資法人の役員会の可決・承認決議を行う場合は、当該事項について資産運用会社の取締役会の可決・承認の決議が得られることを停止条件とするものとします。)。資産運用会社の取締役会の可決・承認が得られなかった場合は、資産運用会社の取締役会において、中止または内容変更の指示とともに、起案部署に差し戻します。
- (e)本投資法人の役員会の可決・承認を得た後、当該変更の効力が生じます。本投資法人の役員会の可決・承認が得られなかった場合は、本投資法人の役員会または執行役員において、中止または内容変更の指示とともに、起案部署に差し戻します。
- (f)上記(a)ないし(e)の規定にかかわらず、当該変更の内容が重要事項に該当するものでない場合は、起案部署はその内容についてコンプライアンス・オフィサーに上程し、コンプライアンス・オフィサーが承認した場合において投資委員会に上程します。投資委員会による可決・承認を得た後、当該変更の効力が生じるものとし、予めまたは事後速やかに資産運用会社の取締役会及び本投資法人の役員会へ報告します。コンプライアンス・オフィサーにおいて、当該変更案について異議がある場合は、中止または内容変更の指示とともに、起案部署に差し戻します。投資委員会の可決・承認が得られなかった場合は、投資委員会において、中止または内容変更の指示とともに、起案部署に差し戻します。

(ロ)運用計画の決定プロセス

資産運用会社は、資産運用業務委託契約に基づき、本投資法人の規約及び資産運用会社の運用ガイドラインに沿った長期計画案及び各期運用計画案を策定します。これら運用計画案についての起案部署、並びにコンプライアンス・オフィサーの承認、コンプライアンス委員会の可決・承認、投資委員会の可決・承認、資産運用会社の取締役会の可決・承認及び本投資法人の役員会の可決・承認による決定手順は、上記(イ)と同様です。

(ハ)物件売買、大規模修繕及び資金調達等の実行プロセス

資産運用会社における運用計画の実行については、投資運用にかかる事項のうち、新規案件への投資案、保有資産の処分案、大規模修繕案及びこれらの変更案等の重要事項については投資運用部にて、財務にかかる事項のうち、資金調達業務に係る方針の策定及び変更等の重要事項については運用戦略部にて策定され、各部の部長により、投資委員会に付議されます。

投資委員会において可決・承認された場合、各部の部長は決議された事項を実行に移します。なお、新規案件への投資案及び保有財産の処分案については、投資委員会への付議前のコンプライアンス・オフィサーによる承認、並びに投資委員会における外部委員の出席及び賛成を要します。

投資委員会の可決・承認が得られなかった場合は、投資委員会において、中止または内容変更の指示とともに、起案部署に差し戻します。投資委員会において可決・承認された事項については、資産運用会社の取締役会に報告され、さらに、投資法人の役員会に報告されます。

(二)運用状況の把握及び運用計画等の見直しプロセス

資産運用会社における運用状況については、資産運用会社の取締役会において、本投資法人のポートフォリオ全体及び個々の保有物件についての投資運用に関する事項は投資運用部長により、財務に関する事項は運用戦略部長により、適宜その経過について報告されます。その報告により、資産運用会社の取締役会はこれらの運用状況を把握し、運用計画の進捗状況や運用計画そのものの妥当性等について検証を行います。その検証の結果に基づき、資産運用会社の取締役会は、投資運用部及び運用戦略部に指示し、各部は運用計画の変更、さらに必要であれば投資や資産運用にかかる方針の見直しを行い、運用ガイドラインの変更を検討します。なお、実際にこれらの変更を行う場合は、前記(イ)と同様の手続きを履践することになります。

(ホ)利害関係人取引の意思決定プロセス

資産運用会社は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。以下「宅建業法」といいます。)の取引一任代理等及び投信法上の資産運用会社としての業務を行ううえで、資産運用会社と一定の関係を有する「利害関係人」(下記(a)に定義します。)との間で取引を行うことにより本投資法人の利益が害されることを防止すること並びに資産運用会社が適用法令及び資産運用業務委託契約を遵守して業務を遂行することを確保することを目的として、自主ルールである利害関係人取引規程を設けています。

(a)利害関係人の定義

利害関係人取引規程における「利害関係人」(以下「利害関係人」といいます。)とは次の者をいいます。

- 1) 投信法第201条第1項に定めるところに従い、資産運用会社の利害関係人等に該当する者(以下「利害関係人等」といいます。)
- 2) 利害関係人等が50%を超える出資、匿名組合出資または優先出資を行っている特別目的会社
- 3) 株式会社森トラスト・ホールディングスが直接または間接に10%以上の株式を保有し、かつ、常勤役員を派遣している会社

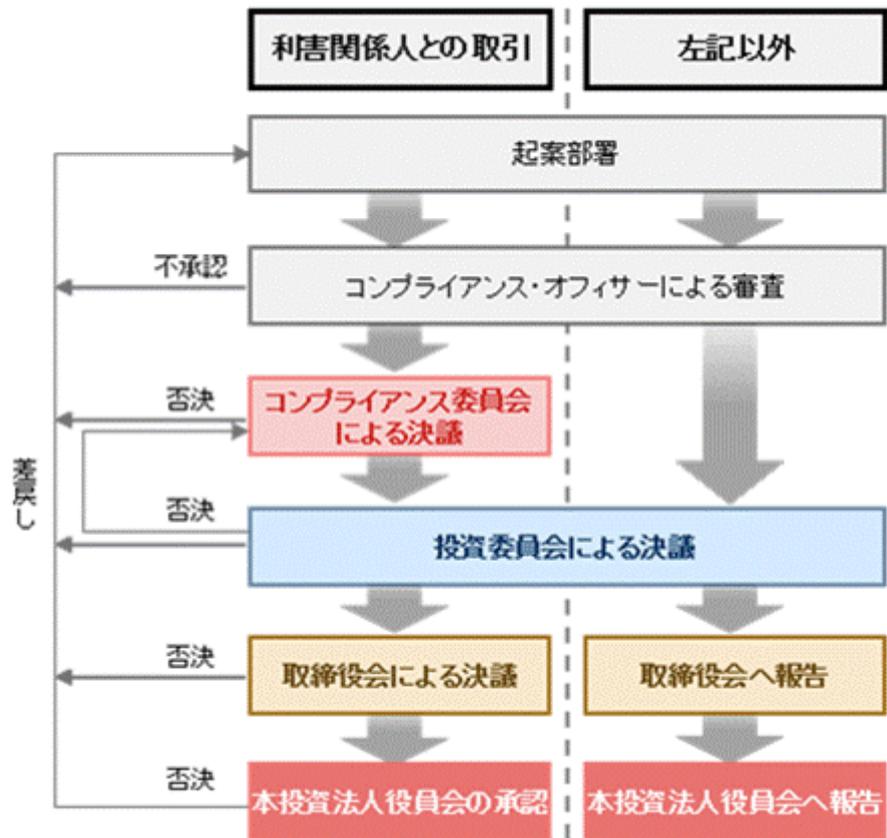
(b)利害関係人との取引に関する意思決定手続

本投資法人に関して利害関係人との取引を行う場合、利害関係人取引規程に基づき以下の意思決定手続によるものとします。

- 1) 所管部署は、その内容についてコンプライアンス・オフィサーに上程します。コンプライアンス・オフィサーが承認した場合は、当該行為はコンプライアンス委員会に上程されます。コンプライアンス・オフィサーにおいて、当該行為について異議がある場合は、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。
- 2) コンプライアンス委員会の可決・承認を得た後、投資委員会に上程されます。コンプライアンス委員会の可決・承認が得られなかった場合は、コンプライアンス委員会において、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。
- 3) 投資委員会の可決・承認を得た後、資産運用会社の取締役会に上程されます。投資委員会の可決・承認が得られなかった場合は、投資委員会において、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。但し、コンプライアンス委員会の可決・承認を得たもののうち、投資委員会での審議過程でコンプライアンス上の課題が指摘されたものについては、コンプライアンス委員会に差し戻します。また、コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会規程に従った措置を講ずることができます。
- 4) 資産運用会社の取締役会の可決・承認を得た後、本投資法人の役員会に上程されます。但し、資産運用会社の取締役会決議事項が東京証券取引所有価証券上場規程等に定める適時開示事項に該当する場合において、資産運用会社の取締役会決議の後、同日中に、本投資法人の役員会に付議することができないことが予想される場合は、資産運用会社の取締役会決議に先だて本投資法人の役員会決議を行うことができるものとします(この場合、本投資法人において、当該事項に関し、役員会の可決・承認決議を行う場合は、当該事項について資産運用会社の取締役会の可決・承認の決議が得られることを停止条件とするものとします。)。資産運用会社の取締役会の可決・承認が得られなかった場合は、資産運用会社の取締役会において、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。
- 5) 本投資法人の役員会の可決・承認を得た後、当該取引を行うことができます。本投資法人の役員会の可決・承認が得られなかった場合は、本投資法人の役員会または執行役員において、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。

上記の意思決定フローについては下記の「意思決定手順のフローチャート」をご参照ください。

<意思決定手順のフローチャート>



d. 投資運用に関するリスク管理体制

投資運用に関するリスク管理体制については、後記「3 投資リスク / b. 投資リスクに関する管理体制」
をご覧ください。

(5)【投資法人の出資総額】

本書の提出日現在、本投資法人の出資総額は153,990,040千円、発行可能投資口総口数は20,000,000口、発行済投資口の総口数は3,560,000口です。

本書の提出日現在までの出資総額及び発行済投資口の総口数の増減は以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数(口)		出資総額(百万円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
2001年10月2日	私募設立	400	400	200	200	(注1)
2002年3月27日	私募増資	5,200	5,600	2,600	2,800	(注2)
2002年7月4日	私募増資	2,600	8,200	1,300	4,100	(注3)
2002年9月27日	私募増資	4,500	12,700	2,250	6,350	(注4)
2003年3月27日	私募増資	40,700	53,400	20,350	26,700	(注5)
2003年9月19日	私募増資	66,600	120,000	33,300	60,000	(注6)
2003年9月30日	私募増資	40,000	160,000	20,000	80,000	(注6)
2008年10月1日	第三者割当増資	22,000	182,000	17,600	97,600	(注7)
2010年5月31日	公募増資	60,000	242,000	39,009	136,609	(注8)
2013年10月23日	公募増資	20,000	262,000	15,800	152,410	(注9)
2013年11月21日	第三者割当増資	2,000	264,000	1,580	153,990	(注10)
2014年4月1日	投資口の分割	1,056,000	1,320,000	-	153,990	(注11)
2023年3月1日	投資口の分割	1,320,000	2,640,000	-	153,990	(注12)
2023年3月1日	合併による 割当交付	920,000	3,560,000	-	153,990	(注13)

(注1) 1口当たり発行価格500,000円にて本投資法人が設立されました。

(注2) 1口当たり発行価格500,000円にて新規2物件の取得資金の調達を目的とする私募投資口の追加発行を行い、運用を開始しました。

(注3) 1口当たり発行価格500,000円にて新規物件取得の手付資金の調達を目的とする私募投資口の追加発行を行いました。

(注4) 1口当たり発行価格500,000円にて新規物件取得の残金決済資金の調達を目的とする私募投資口の追加発行を行いました。

(注5) 1口当たり発行価格500,000円にて新規3物件の取得資金の調達を目的とする私募投資口の追加発行を行いました。

(注6) 1口当たり発行価格500,000円にて新規物件取得資金及び借入金返済資金の調達を目的とする私募投資口の追加発行を行いました。

(注7) 1口当たり発行価額800,000円にて新規物件取得に伴う借入金返済資金の調達を目的とする第三者割当による新投資口の追加発行を行いました。

(注8) 1口当たり発行価格670,800円(引受価額650,160円)にて新規物件取得に伴う借入金返済資金の調達を目的とする公募による新投資口の追加発行を行いました。

(注9) 1口当たり発行価格815,100円(引受価額790,020円)にて新規物件取得に伴う借入金返済及びその残額について将来の特定資産の取得資金または有利子負債の返済に充当することを目的とする公募による新投資口の追加発行を行いました。

(注10) 1口当たり発行価額790,020円にて将来の特定資産の取得資金または有利子負債の返済に充当することを目的とする第三者割当による新投資口の追加発行を行いました。

(注11) 2014年3月31日を基準日とし、2014年4月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口の分割を行いました。

(注12) 2023年2月28日を基準日とし、2023年3月1日を効力発生日として、投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行いました。

(注13) 合併にあたって、2023年3月1日付で森トラスト・ホテルリート投資法人の投資口1口に対し本投資法人の分割後の投資口1.84口を割当交付し、920,000口の新投資口を発行しました。

(6)【主要な投資主の状況】

2023年2月28日現在、本投資法人の主要な投資主の状況は以下のとおりです。

名称	住所	所有投資口数 (口)	比率(注) (%)
株式会社森トラスト・ホールディングス	東京都港区虎ノ門2丁目3-17	350,070	26.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	271,702	20.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	128,238	9.72
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	52,214	3.96
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A.	16,676	1.26
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	16,662	1.26
LEGAL + GENERAL ASSURANCE PENSIONS MANAGEMENT LIMITED	ONE COLEMAN STREET LONDON GB EC2R5AA	16,234	1.23
株式会社八十二銀行	長野県長野市中御所字岡田178番地8	13,085	0.99
JP MORGAN CHASE BANK 385771	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM	12,232	0.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR DWS RREEF REAL ASSETS FUND	875 THIRD AVENUE NEW YORK, NY, 10022	11,650	0.88
合計		888,763	67.33

(注)比率とは、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数点第3位を四捨五入しています。

(参考)所有者別の状況

(2023年2月28日現在)

区分	投資口の状況							合計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人 以外	個人		
投資主数(人)	-	94	21	295	227	54	17,672	18,363
投資主数の割合 (%)	-	0.51	0.11	1.61	1.24	0.29	96.24	100.00
所有投資口数(口)	-	548,886	22,682	376,747	235,816	311	135,558	1,320,000
所有投資口数の割合 (%)	-	41.58	1.72	28.54	17.86	0.02	10.27	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 規約に定める資産運用の基本方針及び投資態度

本投資法人は、特定資産のうち不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を投資対象とします(規約第26条第1号(a))。

本投資法人が投資対象とする不動産等の主な用途はオフィス及び宿泊施設としますが、建物の用途集中によるリスクを軽減させるため、商業施設、住宅等への分散投資も行います。また、本投資法人が投資対象とするオフィスの主な所在は東京都心部としますが、地震リスク、空室リスク等のキャッシュフローの変動リスクを軽減させるため、都心周辺部及び地方都市等への分散投資も行います。本投資法人が投資対象とする宿泊施設の主な所在は全国主要都市及び著名な観光地エリアとします(規約第26条第1号(b)、第4号(c))。

本投資法人は、これら投資対象について、安定したインカムゲインの確保と運用資産の着実な成長を目指して、中長期的な資産の安定運用を行うことを基本とします(規約第26条第1号(c))。

本投資法人は、投信法施行規則第105条第1号へに定める不動産等資産を主たる投資対象とします(規約第26条第1号(d))。

また、本投資法人は投資する不動産の選定にあたっては、一般経済情勢や税制等の一般的要因、不動産の立地する地域の周辺環境、都市計画の状況及びそれらの将来動向等の地域要因、土地及び建物の規模、形状、接道状況等の個別的要因から長期にわたり優位性を持つと考えられる立地のものから、その不動産の生み出すキャッシュフローの予想及びそれに基づく収益価格等を総合的に検討及び判断して選定します(規約第26条第4号(a))。投資する不動産の選定においては、当該不動産に関する状況調査、法的調査、経済的調査等の詳細調査(デューデリジェンス)の結果を十分に考慮の上、総合的に判断します(規約第26条第4号(b))。投資する不動産は、取得時点において稼働中であるものを原則としますが、更地等の未稼働の不動産について、本投資法人の資産総額の20%を限度として取得することができ、また、上記以外に、老朽化・機能劣化、再開発等の事情による建物等の建替えまたは大規模修繕により、未稼働期間が発生することがあります(規約第26条第4号(d))。

不動産以外の不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の選定においても、かかる不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の対象とされる不動産等に関し、可能な範囲内で、前記と同様の検討及び判断を行います(規約第26条第4号(e))。

資産運用会社は、本投資法人の規約に定める上記の資産運用の基本方針及び投資態度を踏まえたうえで、以下の基本的態度をもって、投資不動産の投資方針及び財務方針を、運用ガイドラインにおいて規定しています。

- ()本投資法人が規約において規定する資産運用の対象とする特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権及び地上権、並びに不動産、不動産の賃借権または地上権を信託する信託の受益権(以下「対象不動産等」といい、本投資法人の投資対象とする対象不動産等または取得した対象不動産等を一義的に「投資不動産」といいます。)を当面の投資対象として投資し、ポートフォリオの中長期的な安定運用により、安定したインカムゲインの確保とポートフォリオの着実な成長を目指します。
- ()ポートフォリオ構築・運営にあたっては、「資産性」「安定性」「成長性」を兼ね備えた運用を行うことを基本方針とします。また、投資不動産が内包する様々なリスク要因を網羅的に把握し、極小化することが必要であると判断するリスク要因を可能な限り軽減回避すべく、適切な投資を行います。
- ()投資不動産の選定において、当該投資不動産に関する経済的調査・物理的調査・法律的調査等の詳細調査(デューデリジェンス)を実施し、その結果を十分に踏まえたうえで、当該投資不動産が中長期的に生み出すキャッシュフローを予測し、それに基づく収益価格等を評価するとともに、ポートフォリオへの寄与度等、総合的な見地に立って慎重な検討を行い投資の可否を決定するものとします。
- ()本投資法人は、森トラストグループのスポンサーサポートを享受することにより、基本方針の実現を目指すとともに、投資主価値の継続的な向上を図ります。

b. 投資不動産の投資及び運用方針

()ポートフォリオのアロケーション方針

投資不動産の投資地域は、ポートフォリオのキャッシュフローの変動リスクを軽減させるため、分散させます。

投資不動産のうち、オフィスビルの投資地域は、商業・産業・人口の集積地である「東京都心部」を中心としますが、「都心周辺部・政令指定都市等」に立地する投資不動産への分散投資も行います。投資にあたっては、交通利便性、当該地域における投資不動産の用途の適合性、競争力等を調査した上で、投資判断を行うこととします。各地域への投資割合は下記「投資不動産の地域区分」記載の通りとします。

投資不動産のうち、宿泊施設の投資地域は、主として「全国主要都市」及び「著名な観光地エリア」とします。

投資不動産の地域区分

・オフィスビル

地域区分	所在地	投資割合
東京都心部	千代田区・中央区・港区・品川区・渋谷区・新宿区	60%以上
都心周辺部・政令指定都市等	首都圏（東京都（東京都心部を除く）・神奈川県・千葉県・埼玉県）及び政令指定都市等	40%以下

(注)投資割合は投資不動産の取得価格に基づく比率であり、一時的に記載数値を満たさないことがあります。

・宿泊施設

地域区分	所在地	投資割合
全国主要都市	東京23区及び政令指定都市	-
著名な観光地エリア	魅力的な文化や観光資源等を有し、既に観光集客力があるか、または将来、観光集客力が見込めるエリア	-

(注)投資割合は投資不動産の取得価格に基づく比率であり、一時的に記載数値を満たさないことがあります。

また、本投資法人は、投資不動産の属性を用途の観点から「オフィスビル」・「宿泊施設」・「その他」の3つに分類し、「オフィスビル」・「宿泊施設」を中核資産とし、「その他」への分散投資も行います。各用途への投資割合は、下記「投資不動産の用途区分」記載の通りとします。なお、「その他」は、当面の間、商業施設及び住宅とします。

投資不動産の用途区分

用途	投資割合
オフィスビル	40～80%
宿泊施設	20～55%
その他	0～30%
合計	100%

(注1)用途区分は、運用ガイドラインの改訂日付である2023年3月1日現在において、現在の経済情勢・不動産市場動向等を考慮し作成したものであり、運用期間において、かかる経済情勢等が著しく変化しないと想定した場合とします。

(注2)「その他」の用途は、運用ガイドラインの改訂日付である2023年3月1日現在において、商業施設及び住宅の用途を指します。

(注3)投資割合は投資不動産の取得価格に基づく比率であり、一時的に記載数値を満たさないことがあります。

各用途別の投資方針は、下記「投資不動産の用途別の個別投資方針」記載の通りとし、投資不動産における用途別の特性を考慮し、個別の投資方針に基づいて投資することで、ポートフォリオの用途集中リスクの軽減を図ります。

投資不動産の用途別の個別投資方針

用 途	個 別 投 資 方 針
オフィスビル	<p>オフィスビルは他の用途の不動産と比較して、相対的に市場規模が大きく、流動性が高いと想定できるため、本投資法人において中核的な投資対象とします。</p> <p>オフィス集積度の高い東京都心部に立地するビル、大型ビル、設備等充実したハイグレードビル等、利便性が良く市場競争力の高いオフィスビルを中心に投資します。</p> <p>信用力のあるテナント選定やテナントとの定期建物賃貸借契約または長期賃貸借契約の締結により安定したキャッシュフローの確保を目指します。</p> <p>適正規模に分割された優良なテナントの入居しているマルチテナントビルへの投資も併せて行います。</p>
宿泊施設	<p>投資不動産は、地域分散に加えて以下のタイプ、グレードに分散化したポートフォリオとすることにより、リスクの低減を図るとともに収益の最適化を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイプは、提供する機能やサービス、保有する施設等の観点から、フルサービス・リミテッドサービス・リゾートの3つに分類します。 ・ グレードは、価格帯やブランドの観点から、ラグジュアリー・アッパーアップスケール・アップスケール・アッパーミッドスケール・ミッドスケール・エコノミーの6つにグレードを分類します。本投資法人では、ラグジュアリー・アッパーアップスケール・アップスケール・アッパーミッドスケールの4つのグレードに重点投資を行います。 <p>宿泊施設への投資は、稼働率推移・収益構成・周辺競合宿泊施設との比較等慎重に調整・検討のうえ、投資を行います。</p> <p>宿泊施設の収益向上の恩恵を本投資法人が享受するため、固定賃料に加えて売上実績等に連動した変動賃料を定める宿泊施設にも投資を行います。</p> <p>外資系ホテルを組み入れ、インバウンド需要を高めることにより、客室単価及び稼働率を向上させ、収益の安定・成長を図ります。</p>

用 途		個 別 投 資 方 針
その他	商 業 施 設	<p>収益性の向上と投資対象の分散化を図るために、商業施設への投資を行います。更に商業施設の中でも、「郊外型商業施設」と「都心型商業施設」に分類して投資します。</p> <p>商業施設への投資については、立地やテナントによって事業の安定性が左右されるため、商圈調査やテナント信用力調査の結果を重要な投資判断指標とします。また、業態動向に対する予測や賃貸借契約終了後の転用による利用の可能性の把握により、投資リスクを極力抑えます。</p>
		<p>(郊外型商業施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外型商業施設においては、主要幹線道路沿い等で車によるアクセスが良い地域に立地し、同一商圈内で競合する他の商業施設に対して競争力を有し、原則として賃貸可能面積1万㎡以上の大型物件への投資を行います。また、信用力のあるテナント選定やテナントとの定期建物賃貸借契約または長期賃貸借契約の締結により安定したキャッシュフローの確保を目指します。 ・ テナントが郊外型商業施設を営業する目的で賃借する土地の取得も併せて行います。また、原則として賃貸可能面積1万㎡以上の大型物件が運営できる土地へ投資し、信用力の高いテナント選定及びテナントとの長期賃貸借契約(事業用借地権設定契約等)の締結により安定したキャッシュフローの確保を目指します。
		<p>(都心型商業施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都心型商業施設においては、広域商圈を有する「渋谷・新宿等のターミナル駅周辺」や「全国的に知名度の高い商業集積地(銀座・表参道等)」に立地し、テナントミックスがされた安定的なキャッシュフローの確保を目指します。 ・ 大阪市、名古屋市等大都市圏においても、上記と同等の商圈及び商業集積地を有する地域に立地する不動産に対しても投資することがあります。
	住 宅	<p>周辺に文化施設・生活施設等が充実し、利便性の高い住環境として競争力の高いエリアに所在する賃貸住宅に、用途によるリスク分散をはかり、ポートフォリオ全体のキャッシュフローの安定性を確保する目的から投資を行います。</p> <p>安定したキャッシュフローや適正な管理コストを維持するために、一定の戸数・規模以上の不動産を投資対象とします。</p> <p>セキュリティ設備の充実・適正な付帯サービス機能・ITへの対応等、ハード・ソフト両方で高付加価値を創出でき、同一用途の他の不動産と差別化できる不動産を投資対象とします。</p>

(注)上記「投資不動産の用途別の個別投資方針」は、運用ガイドラインの改訂日付である2023年3月1日の不動産投資分析に関する見解を記載したものであり、今後の経済情勢及び不動産市場動向等により変更される可能性があります。また、これらに記載した事項は、将来的な用途別の重要度の動向、変動性及び収益性等を保証するものではありません。

()投資不動産の取得方針

(イ)投資不動産のデューデリジェンス

本投資法人は、投資不動産の取得にあたり、的確な投資判断を行うため、資格があり、かつ実績のある専門家によって作成された不動産鑑定評価書及び各種デューデリジェンスレポート等を精査し、経済的調査・物理的調査・法律的調査の各調査項目について、十分な検討をすることはもとより、現地調査・建物管理担当者等へのヒアリング等も実施します。主要な検討項目は、下記「投資不動産の取得における検討項目」記載のとおりとします。

投資不動産の取得における検討項目

調査項目	調査内容
経済的調査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資不動産の不動産鑑定評価(注1) 2. テナントの入居構成、信用力(宿泊施設・商業施設の場合は運営能力) 3. 過去稼働率の推移、賃料水準の動向 4. 投資不動産の立地するエリア特性(周辺不動産の利用状況) 5. 投資不動産の立地するエリアの空室率の推移及び予測 6. 投資不動産の用途・規模の適合性 7. 鉄道等主要交通機関からの利便性 8. 投資不動産の収益(賃料・共益費等)の適正性 9. 投資不動産の費用(管理費・水光熱費・修繕費等)の適正性 10. 投資不動産の敷金・保証金等の適正性 11. 過去の実績(トラックレコード)のない案件(特に商業施設)については特に商圈の分析及びテナントの集客力の分析
物理的調査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法(昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。以下「建築基準法」といいます。)、都市計画法(昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。以下「都市計画法」といいます。)等関連法令に対する遵守状況 2. 建物主要構造・規模・築年数・施工業者等 3. 賃貸可能面積・形状・間取り・天井高・電気容量・空調方式・床荷重・OAフロア・防災設備・駐車場・昇降機設備等の状況 4. 耐震性能(新耐震基準(注2)または同等の耐震性能を有しているか) 5. 地震PML(予想最大損失率)の検証(注3) 6. 修繕計画の検証 7. アスベスト・PCB等の有害物質の使用・保管状況 8. 土壌汚染状況等環境調査 9. 維持管理の状態
法律的調査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産登記簿謄本・公図の調査 2. 土地境界確定の状況、境界紛争の調査 3. 賃貸借契約・転貸借契約・使用貸借契約等の調査 4. 区分所有建物の場合 <ol style="list-style-type: none"> (1)管理規約・協定書等の調査 (2)敷地権登記設定の有無・区分所有建物とその敷地の分離処分禁止の措置 5. 共有持分の場合 <ol style="list-style-type: none"> (1)共有持分不分割特約及びその旨の登記の調査 (2)共有者間における特約・協定・債権債務等の有無 (3)賃貸借契約の内容・賃料債権・敷金返還債務の調査 6. 借地権の場合 <ol style="list-style-type: none"> (1)借地権に対する対抗要件の具備の状況 (2)借地権売却時の承諾料の有無及び金額 7. テナントとの紛争の可能性 8. 優先交渉権の有無 9. 前所有者の状況(否認権の確認)

- (注1)不動産鑑定評価は、適正な投資採算価値をあらわす特定価格とします。なお、不動産鑑定業者は、特定価格の鑑定実績、または不動産投資信託に組込まれている不動産等の鑑定実績に乏しい鑑定業者は選定しません。
- (注2)新耐震基準とは、1980年建築基準法改正(1981年施行)に基づく構造基準をいいます。以下同じです。
- (注3)PML(Probable Maximum Loss)とは、地震による予想最大損失率をいいます。PMLには個々の建築物に関するものと、ポートフォリオに関するものがあります。PMLについての統一的な定義はありませんが、本書においては、PMLとは50年間に10%の超過確率(=再現期間475年)で発生する大きさの地震が1回発生した場合に、その建物に生ずる損失コストの90%信頼値としての予想最大損失率(被災前の状態に復旧する補修工事費の、総建替工事費(再調達価格)に対する割合)をいいます。また、ポートフォリオに関するPMLとは、複数の建築物をまとめて1つの建築物群としたとき、被害の相関性を考慮して、建築物群の中の1ないし複数の建築物に影響を与えるような50年間に10%の超過確率(=再現期間475年)で発生する地震(シナリオ地震)を想定し、それらの地震が1回発生した場合の、建築物群全体に生ずる損失コストの90%信頼値としての予想最大損失率の最大値(個々の地震によって生じた建築物群の補修工事費合計の、建築物群の総建替工事費(再調達価格)合計に対する割合の最大値)をいいます。以下同じです。

(ロ)投資不動産の選定基準

本投資法人は、主たる投資対象であるオフィスビル及び宿泊施設並びに商業施設を用途とする投資不動産に対し、投資不動産1件当たりの最低投資額(取得価格ベース)を下記「投資不動産1件当たりの最低投資額」記載のとおり定めています。

投資不動産1件当たりの最低投資額

用途(地域区分)	最低投資額
オフィスビル(東京都心部)	原則 50億円
オフィスビル(その他)	原則 30億円
宿泊施設	原則 10億円
商業施設	原則 30億円

また、投資不動産の取得において、下記「投資不動産の主要スペック」記載のとおり、建物規模やグレード、築年数、耐震性能及び環境等の基本的な項目に関し基準を設け、当該基準と同等以上もしくは当該基準に準じるスペックを有する投資不動産を取得するよう努めます。

投資不動産の主要スペック

・共通基本スペック

事項	基準	
築年数	概ね30年以内とします。 但し、大規模修繕等により、建物性能が向上したものについては、この限りではありません。	
耐震性能	新耐震基準または同等の耐震性能を有するものとします。	
地震PML (予想最大損失率)	原則、非超過確率90%信頼値で投資不動産単体のPMLは15%未満、ポートフォリオのPMLは10%以下とします。	
アスベスト・PCB等の有害物質についての基準	アスベスト	原則として、アスベストを使用している建物は、投資不動産の対象外とします。但し、環境調査等によりアスベストの飛散防止措置がなされており、飛散の可能性が極めて低いと判明した場合は、法令遵守のために建物解体時に発生する費用等を考慮して取得価格を決定するものとします。
	PCB	PCBが合法的に(法律とは、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。その後の改正を含みます。)」をいいます。)保管されていれば投資不動産の対象とします。但し、保管費用等を考慮して取得価格を決定するものとします。
	その他	上記以外の有害物質についても考慮します。
土壌汚染	原則として、投資不動産の所在土地が、指定区域(注1)に指定、または過去に指定区域に指定されていた場合は投資対象外とします。 また、投資不動産について、環境調査により土壌汚染(注2)が存することが判明した場合は、汚染の分布状況・除去等に要する費用を考慮して取得価格を決定するものとします。	

(注1)指定区域とは、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。その後の改正を含みますが、平成21年法律第23号による改正前のものをいいます。以下「土壌汚染対策法」といいます。)第5条第4項で定義される指定区域並びに平成21年法律第23号による改正後の土壌汚染対策法第6条第4項で定義される要措置区域及び同法第11条第2項で定義される形質変更時要届出区域をいいます。

(注2)土壌汚染は、土壌汚染対策法及び国・地方公共団体により施行(公布後の場合は予定も含みます。)された土壌汚染にかかる法令・指針等によって定められた有害物質についての基準値を超過する状態であることを指します。但し、別途必要であると認めた場合は、かかる有害物質により土壌が汚染された状態も指すものとします。

・用途別基本スペック(オフィスビル・その他)

用途	基準	
オフィスビル	<面積> 賃貸可能面積：1,650㎡以上 基準階賃貸可能床面積：330㎡以上 (なお、基準階とは建物の標準的な平面を有する階をいいます。)	
商業施設	都心型	賃貸可能面積：3,300㎡以上
	郊外型	賃貸可能面積：1万㎡以上
住宅	住戸数：20戸以上	

・用途別基本スペック(宿泊施設)

	グレード	概要	タイプ	面積(㎡)	価格(円)
重点投資	ラグジュアリー	世界的にラグジュアリーブランドとして認知されている著名なホテルチェーン	フルサービス/リゾート	40~	40,000~
	アップパーアップスケール	世界的に高級ホテルブランドとして認知されている著名なホテルチェーン	フルサービス/リゾート	30~40	30,000~40,000
	アップスケール	世界的に高級ホテルブランドとして認知されている、著名なホテルチェーンの傘下でブランド展開しているクラス	フルサービス/リミテッドサービス/リゾート	20~30	20,000~30,000
	アップパーミッドスケール	ミッドスケールよりも客室面積、インテリア等が優れ、より快適に宿泊利用できるホテル	リミテッドサービス	15~20	10,000~20,000
その他	ミッドスケール	ターゲットや機能を厳選した経済的なホテル	リミテッドサービス	10~15	~10,000
	エコノミー	相対的にADR(注)が低価格帯にあるホテル	リミテッドサービス	~10	~10,000
<p>・グレードの分類は、世界的なホテル調査機関であるSTRの分類を参考に設定します。</p> <p>・各グレードについては、基準となるタイプ、面積、価格(ADR)の目安を定めます。なお、価格の目安については、市況の変化等に応じて必要があると判断される場合は見直すものとします。</p>					

(注) ADRとは、平均客室販売単価(Average Daily Rate)をいいます。

(八) セール・アンド・リースバックによる投資不動産の取得

投資不動産のオリジネーター(前所有者)が投資不動産を本投資法人へ売却後、引き続き賃借人として賃借する所謂セール・アンド・リースバックを希望する場合、本投資法人は積極的に検討します。但し、上記の検討においては、オリジネーター(前所有者)の信用度・財務健全性・テナントリーシング能力等、後記「()投資不動産のリーシング方針」を考慮するものとします。

(二) 未稼働不動産等に関する投資基準

本投資法人は、原則として現況稼働中の対象不動産等に投資するものとしますが、現況未稼働もしくは低稼働または建設予定もしくは建設工事中の対象不動産等(以下「未稼働不動産等」といいます。)の取得を検討する際には、下記「未稼働不動産等への投資基準」に則り、テナント(宿泊施設のオペレーターを指す場合があります。以下同じです。)の確保が十分可能と判断され、かつ資産総額の20%を限度とすること等、本投資法人の投資方針を満たすと判断される場合に限り、取得を検討するものとします。なお、本投資法人は、未稼働不動産等にかかる各種リスク要因(完工・引渡リスク等)は負担しないものとし、リスク要因による最大損失を考慮して取得価格を決定するなど、投資リスクが軽減されていると認められる場合は、投資機会を確保するための売買予約契約または停止条件付売買契約等の締結を妨げないものとします。

未稼働不動産等への投資基準

投資不動産の 現況(想定)	投資基準
未稼働、低稼働、建設予定、建設工事中	1. テナント確保が十分可能であること。 2. 投資不動産の完工・引渡リスク等が軽減されていること。 3. 取得検討においては、取得方針に則り、改めて各種デューデリジェンスを実施し、投資不動産として問題ないことを確認のうえ取得すること。 4. 建設予定または建設工事中等の投資不動産について、フォワード・コミットメントを行う場合は、解約違約金等の解約条件、物件の取得価格の決定方法等を慎重に検討し、リスクを軽減するよう努めること。

() フォワード・コミットメント等

フォワード・コミットメント等(先日付での売買契約であって、契約締結日から1月以上経過した後、決済・物件引渡しを行うこととしているもの、その他これに類する契約をいいます。以下同じです。)等を行う場合には、以下の点に留意します。

- ・ 契約不履行に関する解約違約金の水準・ポートフォリオ全体の収支及び配当水準等に与える影響等(東京証券取引所の定める上場廃止基準を含みます。)
- ・ 売買契約締結から物件引渡しまでの期間、当該期間中における金融環境及び不動産市場等の変動リスクの可能性並びに決済資金の調達方法等

() 投資不動産のリーシング方針

(イ) リーシングの基本方針

本投資法人の投資不動産が中長期にわたり安定的な収益を確保するために、経済情勢及び不動産市場動向等を考慮した賃貸事業を遂行し、中長期の賃貸借契約を賃借人と締結することを基本とします。また、可能な限り定期建物賃貸借契約による契約、その他賃料の固定化または契約期間の長期化に配慮した賃貸借契約を締結するよう努めるものとし、賃借人との信頼関係の構築、契約期間と賃料収入の確実性をもって、投資不動産の収益性に安定度を付与するものとし、

(ロ) 投資不動産の契約形態

宿泊施設の所有者とテナントの間の契約形態には、賃貸借方式と運営委託方式があります。本投資法人では原則賃貸借方式としますが、投資不動産の運営者が運営委託方式を希望する場合は、運営委託方式での契約も検討できるものとし、

(ハ) マスターリース契約の導入方針

本投資法人の投資不動産の賃貸にかかる契約形態については、投資不動産を直接テナントに賃貸する形態のほか、本投資法人とテナント(本項において、後記の「サブレッシー」と同義とします。)との間に下記「マスターレッシー選定基準」を満たす賃借人(以下、本(ハ)において、後記の「マスターレッシー」と同義とします。)を介させ、投資不動産を賃貸する(かかる賃貸借契約を以下「マスターリース契約」といい、マスターリース契約における賃借人を「マスターレッシー」といいます。)形態がありますが、マスターリース契約については、投資不動産の規模、用途、テナント構成等を考慮のうえ、賃料収入の安定性または運営管理の効率性等といった経済効果が直接テナントと賃貸借契約を締結する場合と同等もしくはそれ以上に得られると認められる場合には、積極的に検討するものとし、なお、マスターリース契約下におけるマスターレッシーがさらに投資不動産を転借人へ転貸する(かかる転貸借契約を以下「サブリース契約」といい、転借人を以下「サブレッシー」といいます。)ことを妨げないものとし、

マスターレシー選定基準

選定基準
<p>以下の基準を総合的に判断し、マスターレシーに成り得ると認められる場合、選定を検討します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去に第三者との間でマスターリース契約締結の実績があること。 2. マスターレシーとしての信用度・財務健全性が良好であると認められること。 3. 当該投資不動産の属する地域において、テナントリーシング能力(宿泊施設においては運営能力)があると認められること。 4. 当該投資不動産に対するプロパティマネジメント能力があると認められること。 5. 当該投資不動産に対する理解度、関係度が高いと認められること。 <p>なお、マスターレシーの選定を検討するケースとして、以下の想定ケースを含みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セール・アンド・リースバック方式により取得する投資不動産のオリジネーター(前所有者)自身が、マスターレシーを希望する場合。 2. セール・アンド・リースバック方式により取得する投資不動産のオリジネーター(前所有者)が、自らサブレシーの地位に転化したとしても、オリジネーター(前所有者)が斡旋した第三者をマスターレシーに介在させた賃貸借契約を希望する場合。

本投資法人は、マスターリース契約において、利害関係人が有するテナントリーシング能力・プロパティマネジメント能力を活用することや利害関係人が有する信用力を活用して賃料収入の安定化を図ることが、投資不動産の運用上最良であると判断した場合、マスターレシーに利害関係人を選択することがあります。利害関係人とのマスターリース契約は、下記「利害関係人・マスターリース方針」を基本とします。

利害関係人・マスターリース方針

・オフィスビル・商業施設

基本項目	内容
1. 契約形態	定期建物賃貸借契約を基本とします(注)
2. 契約期間	3～5年程度
3. プロパティマネジメント	マスターリース契約に含まれます

(注)賃貸借契約におけるマスターリース料率が妥当な水準であること、契約期間中は経済条件の変更がないこと、賃料未収リスクを借借人が負担すること等、本投資法人に有利な条件であると判断される場合は、普通借家契約とすることができます。

・宿泊施設

基本項目	内容
1. 契約形態	賃貸借方式を基本とするが運営委託方式での契約も検討可能とします
2. 賃料	固定賃料に加えて売上実績等に連動した変動賃料を定めるよう努めます
3. 契約期間	10年以上とし、可能な限り長期の賃貸借契約を基本とします
4. プロパティマネジメント	マスターリース契約に含まれます

(二)テナント選定基準

投資不動産において、賃借人の選定を行う場合には、下記「テナント審査項目」に定める審査内容をもって選定を判断するものとします。また、ポートフォリオを構成する他の投資不動産への影響度、当該投資不動産の他のテナントへの影響度等を総合的に判断し選定するものとします。

テナント審査項目

審査項目	審査内容
1.業種	業界動向の審査、必要に応じて役職員等の面談を実施
2.業歴	事業継続年数、上場の有無、役員異動の頻度
3.業績	過去3期における業績(B/S、P/L、C/F等)、株価動向
4.信用度	資本関係、国内外の格付機関による長期または短期格付、主要調査会社のデータベースによる信用調査評価、反社会的勢力との関係の有無(信用調査規程及び反社チェック基準に基づいた調査)
5.賃貸借内容	賃借の目的、契約期間、賃料、賃借規模、内装工事内容等、上記1.ないし4.の内容との相応性
6.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設に関する場合は、上記1.ないし5.に加え、組織体制、宿泊施設運営の実績、ホテル市場全体に関する知識、集客力(会員数等)といった運営能力 ・居住目的の個人の場合は、所得水準に占める賃料の割合、上記1.ないし4.に基づく勤務先の状況、勤務年数

(ホ)賃貸借契約の締結基準

賃貸借契約における賃料・敷金・契約期間の扱いについては、以下を基本とします。

(a)賃料

投資不動産の特性、賃貸市場での競合物件等を考慮のうえ算定される適正市場賃料以上での成約を目指し、テナントの信用力・契約期間等の諸条件を総合的に判断し決定します。なお、宿泊施設においては、投資不動産の運営状況や固定賃料と変動賃料の不動産運用収入のバランス等を考慮します。

(b)敷金

投資不動産の特性、賃貸市場での競合状況、テナントの信用力及び契約期間等の諸条件を総合的に判断し決定しますが、可能な限りテナントの賃借目的にかかわらず、月額賃料の12か月分以上を基本とします。但し、投資不動産の用途が宿泊施設・住宅の場合は、この限りではありません。なお、不動産等の取得時に既存の賃貸借契約が存続し、かかる契約における敷金が上記の敷金基準を満たしていない場合、契約更新時にこれを満たす交渉をします。また、賃貸借契約期間中、上記「テナント審査項目」に照らし、契約締結時には認められなかった欠格事項等が新たに生じ、テナントの適格性を補う必要が生じた場合には、テナント責任者へのインタビュー等を実施し、その結果によっては早期の手当てを行うよう努めるものとします。これは、テナントがマスターレシーである場合も同様に適用します。

(c)契約期間

投資不動産の特性、賃貸市場での競合状況及びテナントの信用力等の諸条件を総合的に判断し決定しますが、オフィスビルについては2年以上、都心型商業施設については3年以上、宿泊施設及び郊外型商業施設については10年以上の賃貸借契約を基本とし、可能な限り長期の賃貸借契約を基本とします。

また、本投資法人のポートフォリオの運用において、そのリーシング方針から、一部のテナントが投資不動産の大半を占める投資不動産がポートフォリオに含まれることにより、空室が同時発生し、空室率が一時的に高水準となるリスク(テナント集中リスク)を軽減するために、中長期の契約期間及び契約期間満了日の分散をもって、かかるリスクを最小限に抑えるべく対処するものとします。これは、テナントがマスターレシーである場合も同様に適用します。

()投資不動産のプロパティマネジメント方針

(イ)プロパティマネジメントの基本方針

投資不動産にかかるPM業務については、下記「プロパティマネジメント方針」に基づき、資産価値の維持向上、収益の最大化を実現し、併せて投資不動産の内部成長を図るよう努めるものとします。

プロパティマネジメント方針

資産運用会社が策定するプロパティマネジメント方針	
施設運営管理	1. 投資不動産の運営管理方針の策定 2. 投資不動産の運営管理計画及び実績の検証 3. 投資不動産の賃貸収支管理 4. 運営管理コスト配分方針の策定 5. 施設運営管理業者への指示・助言・業務管理
賃貸営業管理	1. 投資不動産の賃貸方針の策定 2. 新規契約・契約更新にかかる賃貸条件の策定 3. 賃料調査等、マーケティング戦略の策定 4. 賃貸営業管理業者への指示・助言・業務管理 5. テナント誘致・契約更新・賃料改定等の交渉
工事・営繕管理	1. 投資不動産の修繕計画方針の策定 2. 投資不動産の資本的支出の意思決定 3. 建物改修工事の計画方針策定 4. 工事・営繕管理業者への指示・助言・業務管理

(ロ)PM会社の選定方針

投資不動産のPM業務は、PM会社が各投資不動産について、施設運営管理(賃借人が行うものを除きます。)、賃貸営業管理、工事・営繕管理を統括することを基本としますが、投資不動産の運用上、かかる業務の一部を個別に委託することを妨げないものとします。

PM会社とのPM業務委託契約期間は1～2年を基本とし、契約期間満了時までには、考課測定を行い、契約期間中の実績等を慎重に検討したうえで、契約更新を行うものとします。

本投資法人がPM業務を委託する場合、PM会社の選定を投資不動産の特性に応じて個別に検討し、下記「PM会社審査項目」に定める審査内容に基づき総合的に判断し選定します。検討の結果、特定のPM会社に複数の投資不動産のPM業務を一括委託する場合があります。

PM会社審査項目

審査項目	審査内容
1. 業容	PM事業概要、人員体制、事業エリア等
2. 実績	不動産用途別または地域別の管理実績、専門とする不動産の用途または地域
3. 財務健全性	過去3期における業績(B/S、P/L、C/F等)、信用度
4. PM内容	施設運営管理(保守・清掃・警備等)、工事・営繕管理(建物の修理・修繕・更新・改修工事にかかる管理等)、賃貸営業管理(テナントリーシング等)、これに伴う報告業務、管理企画提案、渉外業務等、PMの体制・質・スピード
5. ESG	ESGに関する取り組み状況、当社のESG推進に関する協力状況
6. 報酬額	PM内容との相応性
7. その他	近隣競合建物の受託状況

マスターリース契約を締結する投資不動産において、マスターレシーがPM業務を行う場合、上記「PM会社審査項目」に定める審査内容を考慮し、かつ外部の第三者へPM業務を委託することと同等以上の経済的効果が得られると総合的に判断した場合、PM業務委託をマスターリース契約と一体として当該マスターリース契約に規定するものとします。また、セール・アンド・リースバック等により、オリジネーター(前所有者)が引き続き賃借する投資不動産において、オリジネーター(前所有者)が自己の費用負担でPM業務を行うことを希望する場合、上記「PM会社審査項目」に定める審査内容を考慮し、かつ外部の第三者へPM業務を委託することと同等以上の経済的効果が得られると総合的に判断した場合、承諾するものとします。

()投資不動産の修繕計画及び資本的支出等に関する基本方針

投資不動産に関する修繕計画については、通常必要とされる資本的支出及び修繕費(以下「資本的支出等」といいます。)のほか、中長期にわたり投資不動産の市場競争力及びテナント・利用者満足度の維持向上を図るための資本的支出等を考慮した営業戦略的な修繕計画を投資不動産毎に策定し、必要な修理・修繕・更新・改修を行うものとします。

修繕計画は、原則として毎年現地実査を行い、各事業年度について、むこう12年間の修繕計画を策定し、毎年かかる修繕計画の更新または見直しをすることにより、中長期の資本的支出等を把握し計画的な実施を図るものとします。

中長期的な資本的支出に備え、ポートフォリオ全体の減価償却費と修繕計画を考慮して修繕積立金を積み立てるものとします。

資本的支出は、本投資法人の運用状況等を考慮し、修繕計画に基づき每期作成する運用計画に則り実施します。

投資不動産において、資本的支出となる修理・修繕・更新・改修を実施する場合、原則としてポートフォリオ全体の修繕積立金の範囲で行います。

()投資不動産への付保方針

投資不動産に対する損害保険等の付保は、各投資不動産の特性、内在するリスク等を考慮し、災害等の発生においても、本投資法人及びその投資主への損害が軽減することを基本に付保の判断を行うものとします。

地震保険は、原則として前記「()投資不動産の取得方針 / (口)投資不動産の選定基準 / 投資不動産の主要スペック」に定める地震PML基準を超える投資不動産を取得しないため付保しませんが、当該基準を超過する投資不動産の取得を検討する場合には、かかる保険料による当該投資不動産の収益性等を考慮し、付保の検討・判断を行います。

上記にかかわらず、ポートフォリオの運用上、特段の保険の付保が必要であると判断した場合、リスクに適合した保険を個別に付保することを検討するものとします。

()ポートフォリオの見直し・譲渡方針

投資不動産については、原則として中長期間保有し短期譲渡は行わないものとします。しかしながら、ポートフォリオの運用上、投資不動産の入替えが適切であると判断した場合は、以下を考慮のうえ、投資不動産の譲渡を検討します。

- ・中長期的な不動産市況、収益予測、資産価値の上昇・下落の見通し、立地地域の将来性、劣化に対応する資本的支出の見込み等、当該投資不動産の競争優位性
- ・投資方針を満たさない事態が生じた場合、ポートフォリオへの影響度

()投資不動産の取得もしくは譲渡についての制限

本投資法人は、利害関係人より投資不動産を取得する場合、取引の適正性を欠くことのないよう、資産運用会社の定める利害関係人取引規程に従うとともに、関係法令の遵守等、慎重な対応をもって取得します(後記「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限」をご覧ください。)。本投資法人が利害関係人取引規程において規定される利害関係人より投資不動産を取得しようとする場合、当該不動産等の取得価格を決定するうえで不動産鑑定士による不動産鑑定評価書を手にしたうえで、原則として、鑑定評価額以下で取得を行うものとします。なお、当該取得価格が上記鑑定評価額を上回る場合(但し、鑑定評価額の110%を上限とします。)には、利害関係人取引の審議過程において、当該取得価格が正当であると判断した理由の説明を要するものとします。逆に、利害関係人に対し投資不動産を譲渡する際には、原則として、譲渡価格は不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく鑑定評価額以上とします。なお、当該譲渡価格が上記鑑定評価額を下回る場合(但し、鑑定評価額の90%を下限とします。)には、利害関係人取引の審議過程において、当該譲渡価格が正当であると判断した理由の説明を要するものとします。利害関係人取引の審議プロセスの詳細は、前記「1 投資法人の概況/(4) 投資法人の機構/c. 投資運用の意思決定機構/()/(ホ)利害関係人取引の意思決定プロセス」をご覧ください。

()財務方針

運用資産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、本投資法人は、資産の取得、修繕等または分配金の支払い、もしくは債務の返済(敷金等並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。)、運転資金等の資金の手当てを目的として、資金を借り入れまたは投資法人債を発行することができます(規約第26条第4号(f))。

(イ)担保差入

本投資法人の借入れその他の資金調達に際し、その資産を担保として提供することができます。

(ロ)LTV基準

本投資法人の資産総額のうち、借入金額及び投資法人債発行残高の占める割合については、最大50%を目安とします。但し、新たな投資不動産の取得等に伴い、一時的に50%を超えることがあります。

(ハ)資金調達先の決定

借入れその他の資金調達については、金融環境変化による影響を抑えつつ、低廉な資金調達コストを実現するよう、固定金利の割合、期間、担保設定の有無等の諸条件を、複数の適格機関投資家と交渉のうえ、比較し決定します。なお、将来の投資不動産の追加取得、または敷金・保証金の返還等にかかる必要資金の機動的な調達を目的として、極度借入枠設定契約、コミットメントライン契約等の事前の借入枠設定または随時の借入れの予約契約を締結することがあります。

(ニ)デリバティブ取引

本投資法人は本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクのヘッジを主たる目的として、デリバティブ取引に係る権利への投資を行うことがあります。

(ホ)余資の運用

余資の運用は、安全性、換金性等を考慮し、金利環境及び資金繰りを十分に鑑みたうえで慎重に行います。

()森トラストグループとの不動産等の情報提供に関する協定書について

本投資法人及び森トラスト株式会社(以下本項において「森トラスト」といいます。)は、本投資法人と森トラスト及び森トラストグループ各社(下記(イ)に定義します。以下「グループ各社」といいます。)との間における不動産等の情報提供に関する行為準則を定めるために、2003年12月1日付で「不動産等の情報提供に関する協定書」(その後の変更を含みます。以下本項において「本協定書」といいます。)を締結しています。

(イ)グループ各社の定義

本協定書において、グループ各社とは、「森トラストグループ」に含まれる以下の会社とします。

- (a)株式会社森トラスト・ホールディングス
- (b)森トラスト・ホテルズ&リゾーツ株式会社
- (c)株式会社万平ホテル
- (d)フォレセーヌ株式会社

(ロ)森トラストの不動産等の譲渡にかかる情報提供

- (a)森トラストが、自ら所有する不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合する不動産等を譲渡しようとする場合、森トラストは本投資法人に対し、当該不動産等に関する情報を優先的に提供するものとします。
- (b)前項に従い提供された情報により、本投資法人が当該不動産等の取得を希望する場合、森トラストは誠実に協議するよう努めるものとします。

(ハ)グループ各社の不動産等の譲渡にかかる情報提供

- (a)グループ各社が所有する不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合する不動産等の譲渡を希望する場合、森トラストは当該グループ各社をして本投資法人に対し、当該不動産等に関する情報を速やかに提供しよう要請するか、またはこれに代わり自ら本投資法人に対し、かかる情報の提供に協力するものとします。
- (b)前項に従い提供された情報により、本投資法人が当該不動産等の取得を希望する場合、森トラストは当該グループ各社をして誠実に協議に応じるよう要請し本投資法人に協力するものとします。

(ニ)投資機会にかかる情報提供

- (a)本投資法人、森トラスト及びグループ各社は、原則として、それぞれ自由に第三者からの不動産等の取得を行うことができるものとします。
- (b)本投資法人または森トラストが、第三者から不動産等を取得する機会(以下「投資機会」といいます。)に関する情報を得た場合、それぞれ独自の裁量でその取扱いについて決定することが可能であり、これを本協定書の他方当事者へ提供する義務を負わないものとします。また、グループ各社が、第三者の不動産等について投資機会に関する情報を得た場合、それぞれ独自の裁量でその取扱いについて決定することが可能であり、森トラストは当該グループ各社をして本投資法人に対し、かかる情報を提供せしめ、またはこれに代わり自ら本投資法人に対し、かかる情報を提供する義務を負わないものとします。
- (c)本投資法人または森トラストが、独自の判断により第三者からの特定の不動産等に関する投資機会を放棄した場合で、かつ当該不動産等が本協定書の他方当事者の投資基準に適合する可能性があるとは合理的に判断した場合には、当該当事者は、当該不動産等に関する情報を、本協定書の他方当事者に提供するものとします。
- (d)グループ各社が、独自の判断により第三者からの特定の不動産等に関する投資機会を放棄した場合で、かつ当該不動産等が本投資法人の投資基準に適合する可能性があるとは合理的に判断した場合には、森トラストは、当該グループ各社をして本投資法人に対し、当該不動産等に関する情報を提供しよう要請するか、またはこれに代わり自ら本投資法人に対し、かかる情報の提供に協力するものとします。

(ホ)本投資法人の不動産等の譲渡にかかる情報提供

- (a)本投資法人が、自ら所有する不動産等のうち、森トラストまたはグループ各社が投資する可能性があるとは合理的に判断される不動産等を譲渡しようとする場合、本投資法人は森トラストに対し、当該不動産等に関する情報を優先的に提供するものとします。なお、森トラストはグループ各社に対し、かかる情報を速やかに通知するものとします。
- (b)前項に従い提供された情報により、森トラストまたはグループ各社が当該不動産等の取得を希望する場合、本投資法人は誠実に協議するよう努めるものとします。

(へ)有効期間

本協定書の有効期間は、本協定書の締結の日から3年(自動更新)とします。

また、2016年11月1日付でMTH、森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社及び森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社(以下「MTHAM」といいます。)との3社間でスポンサーサポートに関する協定書を締結しており、当該協定書のMTHAMの地位及び権利義務は、効力発生日を2019年3月1日、MTHAMを吸収合併消滅会社、本資産運用会社を吸収合併存続会社とする吸収合併に伴い、2019年3月1日付で、本資産運用会社に承継されており、当該協定書のMTHの地位及び権利義務は、本合併に伴い、2023年3月1日付で、本投資法人に承継されています。当該協定書に基づき、本投資法人は、森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社との間で、主たる用途を宿泊施設とするホテル・旅館等及びこれらの付帯施設の情報提供及び意見交換を行うことができる体制となっています。本投資法人は、当該スポンサーサポートを最大限活用し、外部成長及び内部成長を図ります。

スポンサーサポートに関する協定書の概要は、以下のとおりです。

<p>・ 不動産等の情報提供・意見交換</p>	<p>本資産運用会社または本投資法人から要請があった場合には、森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社は、以下の各号について、可能な範囲で誠実に情報提供及び情報交換を行います。</p> <p>(a) 不動産等(注)についてのマーケット概況に係る以下の情報提供</p> <p>政府の施策に係るマーケット状況・反応 国内外旅行者・宿泊者についての動向 ラグジュアリーホテルを含むホテル営業マーケットの動向 その他不動産等についてのマーケット概況に係る情報</p> <p>(b) 不動産等の取得・運営・管理に係る以下の事項についての情報交換または意見交換(本投資法人が取得を検討する物件に係る情報交換または意見交換も含まれます。)</p> <p>本資産運用会社及び本投資法人が保有する物件データ(月次稼働率等の推移等)に基づき本資産運用会社が策定する運営計画 リブランド・リノベーションによる営業への影響 その他不動産等の取得・運営・管理に係る情報</p>
<p>・ 有効期間</p>	<p>本協定書の有効期間は、本協定書の締結の日から2019年2月末日までとし、本協定書有効期間の6か月前までに、本協定書各当事者から何等の意思表示をしないときは、本協定書は3年毎に自動更新とします。</p>

(注) スポンサーサポートに関する協定書において「不動産等」とは、主たる用途を宿泊施設とするホテル・旅館等及びこれらの付帯施設に限ります。

()その他の方針

(イ)税制上における優遇措置への対応について(規約第26条第2号)

- (a)本投資法人は、税制により課税の軽減等、本投資法人及び投資主への優遇措置が講じられている場合には、積極的に対応するものとします。
- (b)特定不動産(本項において、本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権もしくは地上権または不動産の所有権、土地の賃借権もしくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合は100分の75以上とします。

(ロ)組入資産の賃貸の目的及び範囲(規約第26条第6号)

- (a)本投資法人は、中長期的な資産の安定運用を目的として、原則として運用資産に属する全ての不動産について賃貸(駐車場、看板等の設置等を含みます。)を行うこととします。
- (b)特定資産である信託の受益権にかかる信託財産である不動産については、関連する信託契約に基づき可能な範囲内で、当該信託の受託者に対し、賃貸を行うよう指図することとします。
- (c)上記(a)及び(b)の不動産の賃貸に際しては、敷金等を受け入れることがあり、かかる敷金等については、規約の定めに従い運用を行うか、または、借入金等の返済に充当します。
- (d)運用資産に属する不動産に共有者が存する場合、共有不動産全体の本投資法人による利用について共有者の同意を得たうえで他の共有者の共有持分を、また、不動産が建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。以下「区分所有法」といいます。)の適用を受ける建物である場合、他の区分所有者の所有する専有部分(共用部分の共有持分等を含みます。)を賃借したうえで、それぞれこれを転貸することがあります。

(2)【投資対象】

a. 規約に定める投資対象とする資産の種類

()投資対象とする特定資産(規約第26条第3号(a))

本投資法人は、安定した収益の確保を主たる目的として、以下の特定資産を運用対象とします。当該特定資産が、金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について、当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合の当該権利を含みます(以下「a. 規約に定める投資対象とする資産の種類」において同じです。)

(イ)不動産等(以下(a)ないし(g)の特定資産を併せて「不動産等」といいます。)

(a)不動産

(b)不動産の賃借権

(c)地上権

(d)不動産、不動産の賃借権または地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みます。)

(e)上記(a)ないし(c)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(f)当事者の一方が相手方の行う上記(a)ないし(e)に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。)

(g)信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(ロ)不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(以下(a)ないし(d)の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券」といいます。)

(a)資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。)第2条第9項に定める優先出資証券

(b)資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券

(c)投信法第2条第7項に定める投資信託の受益証券

(d)投信法第2条第15項に定める投資証券

上記(a)ないし(d)については、不動産等を主たる投資対象とし、資産流動化法上の特定目的会社の財産(上記(a)の場合)、特定目的信託の信託財産(上記(b)の場合)、投資信託の信託財産(上記(c)の場合)または投資法人の財産(上記(d)の場合)の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに限り、なお、上記それぞれの財産の2分の1を超える額とは、原則として当該財産の総額に不動産等及びその他の資産の評価損益を加減した額から敷金等を控除した額の2分の1を超える額をいいます。

()その他の特定資産(規約第26条第3号(b))(以下(イ)ないし(ワ)の特定資産を併せて「その他の特定資産」といいます。)

本投資法人は、上記()に掲げる特定資産のほか、以下に掲げる特定資産に投資することがあります。

(イ)預金

(ロ)投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。)第3条第7号に定める金銭債権

(ハ)投信法施行令第3条第2号に定めるデリバティブ取引にかかる権利

(ニ)譲渡性預金証書

(ホ)株券(但し、実質的に不動産等に投資することを目的とするものまたは不動産等への投資に付随しもしくは関連して取得するものに限り、)

(ヘ)公社債(但し、新株予約権付社債は除きます。)

(ト)資産流動化法第2条第9項に定める特定社債券

(チ)投信法第2条第20項に定める投資法人債券

(リ)金融商品取引法第2条第1項第15号に定める法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形(コマーシャルペーパー)

(ヌ)上記(ニ)ないし(リ)及び下記(ワ)に該当するものを除く、その他の有価証券(金融商品取引法第2条第1項及び第2項に定めるものをいいます。)

(ル)投信法施行令第3条第11号に定める再生可能エネルギー発電設備

(ヲ)投信法施行令第3条第12号に定める公共施設等運営権

(ワ)当事者の一方が相手方の行う上記(ル)及び(ヲ)に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分

()資産運用の対象とする特定資産以外の資産の種類(規約第26条第3号(c))

本投資法人は、投資対象とする特定資産への投資に付随して、以下に掲げる資産に投資することがあります。但し、規約第26条に定める資産運用の基本方針のため必要または有用と認められる場合に投資できるものとします。

(イ)民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。)第667条に定める組合の出資持分(不動産、不動産の賃借権または地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限ります。)

(ロ)商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。)に基づく商標権、その専用使用権もしくは通常使用権

(ハ)温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。)に定める温泉の源泉を利用する権利等及び当該温泉に関する設備等

(ニ)地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。)に定める算定割当量その他これに類似するものまたは排出権(温室効果ガスに関する排出権を含みます。)

(ホ)不動産等または不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等への投資に付随して取得するその他の権利等

b. 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1)投資方針 / b. 投資不動産の投資及び運用方針」をご覧ください。

(3)【分配方針】

a. 利益の分配(規約第29条第1項)

本投資法人は、原則として、以下の方針に基づき毎決算後に金銭の分配を行うものとします。

()投資主には、利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した金額をいい、その金額は日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとします。以下「(3)分配方針」において同じです。)の額に相当する金額の全部または一部を金銭により分配するものとします。

()金銭の分配金額については、原則として租税特別措置法第67条の15第1項(以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。)に定める、本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとします(但し、利益の金額を上限とします。)

()本投資法人は、運用資産の維持または価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができるものとします。

b. 利益を超えた金銭の分配(規約第29条第2項)

本投資法人は、役員会において適切と判断した場合、または本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合には、一般社団法人投資信託協会の定める不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則(以下「投資信託協会規則」といいます。)において定める金額を限度として、利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします。

c. 金銭の分配(規約第29条第3項)

分配金は金銭により分配するものとし、決算期の最終の投資主名簿に記載または記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数または登録投資口質権の対象となる投資口の口数に応じて支払います。

d. 分配金の除斥期間等(規約第29条第4項)

分配金については、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人は、その支払の義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。

(4)【投資制限】

a. 規約に定める投資制限

本投資法人の規約に定める主な投資制限は以下のとおりです。なお、前記「(1)投資方針」及び「(2)投資対象」も併せてご覧ください。

()外貨建資産についての投資制限

本投資法人は、投信法その他法令及び東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている金融商品市場を開設する金融商品取引所の規則上、許容される範囲を逸脱して、外貨建資産への投資を行わないものとします(規約第26条第5号(a))。

()デリバティブ取引に係る権利についての投資制限

デリバティブ取引に係る権利への投資は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリス

クのヘッジを主たる目的とし、投機的取引は行いません(規約第26条第5号(b))。

()借入制限

(イ)本投資法人は、運用資産の効率的な運用及び運用の安定性に資することを目的として、資金の借入及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下、同じです。)の発行を行うことができます(規約第34条第1項)。

(ロ)前項に係る借入及び投資法人債によって調達した資金は、資産の取得、修繕等または分配金の支払い、もしくは債務の返済(敷金等並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。)、運転資金等の資金の手当てに使用するものとします(規約第34条第2項)。

(ハ)借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつその合計額が1兆円を超えないものとします(規約第34条第3項)。

(ニ)本投資法人の借入金は、金融商品取引法第2条第3項第1号に定める適格機関投資家(但し、投資法人に係る課税の特例規定に定める機関投資家に該当する者に限ります。)から借り入れるものとします(規約第34条第4項)。

()他のファンドへの投資

本投資法人は、投信法に規定する投資信託の受益証券及び投信法に規定する投資証券で、不動産等を主たる投資対象とし、信託財産または投資法人の財産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに投資することができます(規約第26条第3号(a)()工)。

b. 金融商品取引法及び投信法による投資制限

本投資法人は、金融商品取引法及び投信法による投資制限に従います。かかる投資制限のうち、主要なものは以下のとおりです。

()登録投資法人は、資産運用会社はその資産の運用にかかる業務の委託をしなければなりません。資産運用会社は、当該投資法人の資産の運用にかかる業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、その結果、投資法人にも一定の投資制限が及びることになります。後記「第二部 投資法人の詳細情報 / 第3 管理及び運営 / 2 利害関係人との取引制限」に記載される利害関係人との取引制限のほか、主な禁止行為は以下のとおりです。

(イ)自己またはその取締役等との取引を行うことを内容とした運用

資産運用会社が自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。但し、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。以下「金商業等府令」といいます。)で定めるものを除きます(金融商品取引法第42条の2第1号、金商業等府令第128条)。

(ロ)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用

資産運用会社が資産の運用を行う運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。但し、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金商業等府令で定めるものを除きます(金融商品取引法第42条の2第2号、金商業等府令第129条)。

(ハ)第三者の利益を図る取引を行うことを内容とした運用

資産運用会社が特定の金融商品、金融指標、オプションまたは対象資産(投信法施行令第3条第3号から第12号までに掲げるものをいいます。以下同じ。)に関し、取引に基づく価格、指標、数値または対価の額の変動を利用して自己または当該投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第3号、投信法施行令第130条第2項)。

(ニ)投資法人の利益を害する取引を行うことを内容とした運用

資産運用会社が通常の実行の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が当該投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第4号)。

(ホ)運用取引情報を利用した自己の計算における取引等

資産運用会社が運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等または対象資産の売買その他の取引を行うこと(金融商品取引法第42条の2第5号、投信法施行令第130条第2項)。

(ヘ) 損失補填または利益の提供

資産運用会社が運用財産の運用として行った取引により生じた当該投資法人の損失の全部もしくは一部を補填し、または運用財産の運用として行った取引により生じた当該投資法人の利益に追加するため、当該投資法人または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させること(事故による損失または当該投資法人と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、もしくは保有されるものとして金商業等府令で定める投資信託(投信法第2条第3項に規定する投資信託をいいます。))の元本に生じた損失の全部または一部を補填する場合を除きます。)(金融商品取引法第42条の2第6号)。

(ト) その他金商業等府令で定める取引

上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるものとして金商業等府令で定める行為(金融商品取引法第42条の2第7号、金商業等府令第130条)。

() 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式を、保有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合には取得することができません(投信法第194条第1項、投信法施行規則第221条)。但し、国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令その他の制限により、投信法第193条第1項第3号から第5号に掲げる取引を行うことができない場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するときは、かかる規定の適用はありません(投信法第194条第2項、投信法施行令第116条の2)。

() 自己投資口の取得及び質受けの禁止

投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、または質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において当該投資口を取得するときは、この限りではありません(投信法第80条第1項、投信法施行規則第129条)。

(イ) その資産を主として投信法施行規則第105条第1号へに定める不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合

(ロ) 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合

(ハ) 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合

(ニ) その他投信法施行規則で定める場合

() 子法人による親法人投資口の取得制限

投資法人(子法人)は、その親法人(当該投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を有する投資法人)の投資口を、次に掲げる場合を除き、取得することができません(投信法第81条、投信法施行規則第131条)。

(イ) 子法人が合併後消滅する投資法人から親法人投資口を承継する場合

(ロ) その他投信法施行規則で定める場合

c. その他の投資制限

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

3【投資リスク】

a. 本投資口または本投資法人債への投資に関するリスク要因

以下には、本投資口または本投資法人債への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資口または本投資法人債への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。以下における不動産に関する記述は、不動産信託受益権その他の資産についてもほぼ同様にあてはまりますが、資産としての種類の違いに応じて追加で発生するリスクもあります。また、運用不動産のそれぞれに特有のリスクについては、後記「5 運用状況/(2) 投資資産/ その他投資資産の主要なもの/c. 不動産等資産の詳細な情報」を併せてご覧ください。なお、以下に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載がない限り、当該事項は本書の提出日現在において本投資法人が判断したものです。

以下に記載するリスクが現実化した場合、分配金の額が低下したり、本投資口または本投資法人債の市場価格が下落する可能性があり、その結果として、投資した金額を回収できなくなる可能性があります。

本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分であるとの保証はありません。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで本投資口または本投資法人債に関する投資判断を行う必要があります。

本項に記載されているリスク項目は以下のとおりです。

- ()投資口の性格に関するリスク
 - (イ)投資口の商品性に関するリスク
 - (ロ)投資口の払戻しがないことに関するリスク
 - (ハ)投資口の市場性に関するリスク
 - (ニ)投資口の価格変動に関するリスク
 - (ホ)投資口の希薄化に関するリスク
 - (ヘ)投資口の売却に関するリスク
 - (ト)金銭の分配に関するリスク
- ()投資法人制度及び投資法人の組織に関するリスク
 - (イ)収益及び費用、キャッシュ・フローの変動に関するリスク
 - (ロ)借入れ及び投資法人債に関するリスク
 - (ハ)有利子負債比率に関するリスク
 - (ニ)本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク
 - (ホ)資産運用会社に関するリスク
 - (ヘ)不動産管理会社に関するリスク
 - (ト)本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク
 - (チ)役員の職務遂行にかかるリスク
 - (リ)運用不動産の取得方法に関するリスク
 - (ヌ)本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
 - (ル)余裕資金の運用に関するリスク
 - (ヲ)投資法人の法律上、税制上、その他諸制度の取扱いに関するリスク
 - (ワ)本投資法人の登録が取消されるリスク
- ()不動産に関するリスク
 - (イ)不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
 - (ロ)物件の取得競争に関するリスク
 - (ハ)テナントの獲得競争に関するリスク
 - (ニ)不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク
 - (ホ)不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク
 - (ヘ)法令等の変更に関するリスク
 - (ト)区分所有物件に関するリスク
 - (チ)共有物件に関するリスク
 - (リ)借地物件に関するリスク
 - (ヌ)保留地予定地に関するリスク
 - (ル)わが国における賃貸借契約に関するリスク
 - (ヲ)賃料の減額に関するリスク
 - (ワ)マスターリースに関するリスク
 - (カ)不動産の運用にかかる費用の増加に関するリスク

- (ヨ)テナントの建物使用態様に関するリスク
- (タ)不動産の毀損等に関するリスク
- (レ)火災、破裂爆発、落雷、風ひょう雪災、水災、電氣的事故、機械的の事故その他偶然不測の事故に関するリスク
- (ソ)地震火災、地震破裂、地震倒壊、噴火、津波、感染症等に関するリスク
- (ツ)不動産にかかる所有者責任に関するリスク
- (ネ)不動産の売却における制限に関するリスク
- (ナ)不動産の売却に伴う責任に関するリスク
- (ラ)有害物質にかかるリスク
- (ム)運用不動産の偏在に関するリスク
- (ウ)テナントの集中に関するリスク
- (ヅ)ホテルに関するリスク
- (ノ)売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (オ)専門家の意見への依拠に関するリスク
- ()信託の受益権特有のリスク
 - (イ)信託受益者として負うリスク
 - (ロ)信託の受益権の流動性リスク
- (ハ)信託受託者の破産、会社更生等に関するリスク
 - (ニ)信託受託者の債務負担に伴うリスク
 - (ホ)信託の受益権の準共有等に関するリスク
- ()税制に関するリスク
 - (イ)導管性要件に関するリスク
 - (ロ)税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
 - (ハ)不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
 - (ニ)のれんの発生及びのれん償却費に係るリスク
 - (ホ)一般的な税制の変更に関するリスク
- ()MTHとの合併等に関するリスク
- ()投資口の性格に関するリスク
 - (イ)投資口の商品性に関するリスク

投資口は、株式会社における株式または株券に類似する性質を持ち、投資金額の回収や利回りの如何は、経済状況や不動産及び証券市場等の動向、本投資法人の業務または財産の状況に影響されるものであり、譲渡による換価時に投資金額以上の回収を図ることができるかどうかは定かではありません。また、本投資法人にかかる通常の清算または倒産手続きの下における清算においては、最劣後の地位となり、投資額の全部または一部の回収ができない可能性があります。投資口は、投資額の保証が行われる商品ではなく、金融機関の預金と異なり預金保険等の対象になっていません。

(ロ)投資口の払戻しが無いことに関するリスク

本投資口については、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません。従って、投資主が本投資口を換価する手段は、投資主総会での決議に基づき本投資法人が解散し清算された場合の残余財産分配請求権等を除き、第三者に対する売却(金融商品取引所を通じた売却を含みます。)に限られます。本投資口の第三者に対する売却が困難または不可能となった場合、投資主は、本投資口を希望する時期及び条件で換価できないこととなります。但し、本投資法人は、投信法第80条第1項第1号及び規約第6条第2項に基づき、投資主との合意により自己投資口を有償で取得することが可能です。

(ハ)投資口の市場性に関するリスク

本投資口は、東京証券取引所の不動産投資信託証券市場に上場されています。但し、本投資口の流動性を将来にわたって予測することは困難であり、本投資口を投資主の希望する時期及び条件で取引できることは保証されていないため、東京証券取引所においても、本投資法人の純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資口の譲渡自体が不可能な場合があります。

また、本投資法人の資産総額の減少、本投資口の売買高の減少その他、東京証券取引所の上場規程、規則等に定める一定の上場廃止基準に抵触する場合には、本投資口の上場が廃止される可能性があります。上場廃止後は東京証券取引所における本投資口の売却は不可能となり、投資主の換価手段が大きく制限されることとなります。

(二)投資口の価格変動に関するリスク

本投資口の市場価格は、東京証券取引所における需給関係や、不動産関係資産への投資の動向、他の資産への投資との比較、証券市場の状況、金利情勢、経済情勢等様々な要因の影響を受けます。また、地震等の天災その他の事象を契機として、不動産への投資とそれ以外の資産への投資との比較により、不動産投資信託全般の需給が崩れないとの保証はありません。加えて、世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の停滞が生じ、不動産投資信託証券市場も悪影響を受けています。また、今後、感染症の影響拡大や長期化により、本投資口の市場価格も更に大きな影響を受ける可能性があります。

本投資法人は、不動産及び不動産信託受益権を主な投資対象としていますが、不動産の価格及び不動産信託受益権の価格は、不動産市況、社会情勢等の影響を特に受け易いといえます。さらに、不動産及び不動産信託受益権の流動性は一般に低いので、望ましい時期及び価格で不動産及び不動産信託受益権を売却することができない可能性があり、そのために実際の売却時までには価格が下落する可能性等もあります。これらの要因により本投資法人の保有する資産の価値が下落すれば、本投資口の市場価格の下落をもたらす可能性があります。しかも、本投資法人は、借入れや投資法人債により資金調達を図ることで、投資主からの出資額を相当上回る額の投資を行うことが可能です。その結果、本投資口の市場価格には、不動産及び不動産信託受益権の価格変動の影響が相当(場合によっては倍以上に)増幅されて現れることがあります。

また、東京証券取引所の不動産投資信託証券市場の将来的な規模及び同市場における流動性の不確実性、法制や税制の変更等が本投資口の価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ)投資口の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得もしくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金または債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。)等の資金の手当てを随時必要としています。本投資法人は、投信法及び規約に従い、その事業遂行のために必要に応じて規約で定める範囲内において、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額(投信法第82条第6項)で投資口を随時発行する予定です。投資法人の成立後に投資口が発行された場合、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口総数に対する割合は希薄化する可能性があります。また、投資法人の成立後に営業期間中において発行された投資口に対して、その保有期間にかかわらず、既存の投資主が有する投資口と同額の金銭の分配を行うことがあり、既存の投資主が有する投資口への分配額に影響を与える可能性があります。さらに、投資法人の成立後における投資口の発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額が影響を受けることがあります。また、投資法人の成立後における投資口の発行が市場における投資口の需給バランスに影響を与えることもあり、本投資口の市場価格が悪影響を受ける可能性があります。

これらの結果、本投資口の投資主は、市場価格の変動により、当初の投資額を下回る金額しか回収できない可能性があります。

(ヘ)投資口の売却に関するリスク

2023年3月16日現在、株式会社森トラスト・ホールディングスは、本投資法人発行の投資口を1,038,700口保有しています。株式会社森トラスト・ホールディングスを含む全ての投資主は、市場その他で自由にその保有する投資口の売却等を行うことが可能であり、多数の投資口が売却されたときには、本投資口の市場価格が悪影響を受ける可能性があります。

(ト)金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針/(3)分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定です。分配の有無、金額及びその支払いは、いかなる場合においても保証されるものではありません。

()投資法人制度及び投資法人の組織に関するリスク

(イ)収益及び費用、キャッシュ・フローの変動に関するリスク

本投資法人の収益は、主として運用不動産からの賃料収入に依存しています。運用不動産にかかる賃料収入は、運用不動産の稼働率の低下、賃料水準の低下(賃料水準に関しては、後記「()不動産に関するリスク/(ル)わが国における賃貸借契約に関するリスク及び(ヲ)賃料の減額に関するリスク」も併せてご覧ください。)、賃借人、テナントによる賃料の支払債務の不履行、遅延等により、大きく減少する可能性があります。また、ホテル業績に連動した変動賃料が採用されている宿泊施設の賃料収入については、ホテルの売上減等により、大きく減少する可能性があります。

いわゆるシングル・テナントビル等またはテナント数が少ないビル等において、テナントの退去、テナントによる賃料不払いまたは遅延が生じた場合には、キャッシュ・フローへ与える影響は大きくなります。本投資法人の運用不動産は実質上シングル・テナントであるビル等の割合が高く、これらの物件はこのリスクを免れません。賃借人、テナントの入居時及びその後の支払能力並びに信用状態は様ではありません。

本投資法人は、資産運用会社を通じて、良質の賃借人、テナントを確保すべく努力しますが、その目的が達成されるとは限りません。また、一旦、良質と判断されるテナントを確保しても、当該テナントが永続的に本投資法人の保有する運用不動産を賃借し続けるとの保証はなく、かかるテナントの資産状態が悪化する可能性もあります。

また、上記の賃料収入の減少だけでなく、退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、未稼働運用不動産の取得、売却損の発生による再投資の資金規模の縮小等は、キャッシュ・フローを減ずる効果をもたらす、投資主への分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、運用不動産の売却が行われた場合には収益が発生する可能性もありますが、運用不動産の売却収益は、本投資法人の運用方針や不動産市場の環境に左右されるものであって、恒常的・安定的に得られる性格のものではありません。

他方、運用不動産に関する費用としては、減価償却費、運用不動産に関して課される公租公課、運用不動産に関して付保された保険の保険料、管理組合費、水道光熱費、不動産管理費用、清掃衛生業務、保安警備業務及び設備管理業務等の建物管理業務にかかる費用、維持修繕費用、借地借家料並びにテナント誘致費用(媒介手数料、広告料等)等があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります(費用の増加リスクに関しては、後記「()不動産に関するリスク/(カ)不動産の運用にかかる費用の増加に関するリスク」も併せてご覧ください。)。さらに、運用不動産の売却にあたって売却損が生じた場合には、かかる売却損が費用として計上されます。

このように、運用不動産からの収入が減少する可能性がある一方で、運用不動産に関する費用が増大する可能性があり、これら双方またはいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ロ)借入れ及び投資法人債に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、継続的に適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行うことを予定しています。本投資法人は、借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。)発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつその合計額が1兆円を超えないものとしています(規約第34条第3項)。

借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、経済状況、金利情勢、金融・証券市場の動向その他の要因による影響を受けるため、今後、本投資法人の希望する時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行うことができない可能性があります。導管性要件(後記「()税制に関するリスク/(イ)導管性要件に関するリスク」をご覧ください。)のうち、投資法人による借入金の借入先を一定の機関投資家に限定するという税法上の要件により、本投資法人が資金調達を行うに際して、借入先が限定され資金調達が機動的に行えない場合があります。追加の借入れを行おうとする際には、担保提供等の条件について制約が課され、本投資法人が希望する条件での借入れができない可能性もあります。

また、本投資法人が借入れまたは投資法人債の発行を行う場合において、借入れ等の比率等に応じて投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、修繕費用や預り金等に対応した現金の積み立てを強制される場合もあり、また、物件の取得に一定の制約が課され、規約等の変更が制限される場合もあります。このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらすほか、これらの制約により投資主への金銭の分配が制限され、導管性要件を満たせなくなる等、投資主への金銭の分配に重大な悪影響を及ぼす場合があります。

なお、本書の提出日現在、本投資法人の借入れについては、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持することを定める等の財務制限条項が設けられています。

借入れまたは投資法人債の発行において運用不動産に担保を設定した場合(当初は無担保の借入れまたは投資法人債であっても、一定の条件のもとに担保設定を要求される場合もあります。)、本投資法人が担保の設定された運用不動産の売却を希望したとしても、担保の解除手続きその他の事情により、希望どおりの時期に売却できないまたは希望する価格で売却できない可能性があります。また、収益性の悪化等により担保不動産の評価額が借入先によって引下げられた場合あるいは他の借入れを行う場合等、一定の条件のもとに運用不動産に対して追加して担保を設定することを要求される可能性もあります。特に、担保不動産からのキャッシュ・フローが減少したり、その評価額が引下げられたりした場合には、借入先より借入金の早期返済を強制され、本投資法人の希望しない条件で借換え資金を調達せざるを得なくなったり、借入先より担保不動産の売却による返済を強制され、本投資法人の希望しない時期及び条件で運用不動産を処分せざるを得なくなる状況も想定され、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

契約上金利が固定されておらず何らかの指標に連動するものとされている場合等には、契約期間中に金利が上昇する可能性があります。金利が上昇しても本投資法人の受取る賃料収入等が連動して上昇するわけではありませんので、分配可能金額が減少する可能性があります。

借換えや運用不動産の売却等によって借入金の期限前返済を行う場合には、違約金等がその時点の金利情勢によって決定されることがあり、予測しがたい経済状況の変動により投資主に損害を与える可能性があります。

さらに、本投資法人のキャッシュ・フロー、金利情勢その他の理由により、運用不動産を処分しなければ借入れの返済及び投資法人債の償還ができなくなる可能性があります。この場合、本投資法人の希望しない時期及び条件で運用不動産を処分せざるを得ない状況も想定され、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(八)有利子負債比率に関するリスク

本投資法人の資産総額のうち借入金額及び投資法人債発行残高の占める割合は、資産運用会社の運用ガイドラインにより、最大50%とされていますが、資産の取得等に伴い一時的に50%を超えることがあります。有利子負債比率が高まれば高まるほど、一般的に、分配可能金額が金利変動の影響を受け易くなり、その結果投資主への分配額が減少する可能性があります。

(二)本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現はこれらの者の能力、経験及びノウハウに大きく依拠しています。しかし、これらの者が業務遂行に必要な人的・財産的基礎等を必ずしも維持できるとの保証はありません。資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、委託を受けた業務の執行につき金融商品取引法及び投信法上の善管注意義務及び忠実義務を負っていますが(金融商品取引法第42条、投信法第118条、第209条)、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、一定の場合には、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との委託契約が解約または解除されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関しては第三者への委託が必須のものとされているため(投信法第117条、第198条、第208条)、委託契約が解約または解除された場合には、本投資法人は新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を選任する必要があります。しかし、新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を速やかに選任できるとの保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があるほか、場合によっては本投資口が上場廃止になる可能性もあります。さらに、資産運用会社、資産保管会社または一般事務受託者が、破産手続きまたはその他の法的倒産手続き等に服することにより金融商品取引法における登録あるいは業務執行能力を喪失する場合には、新たな資産運用会社、資産保管会社または一般事務受託者への委託が必要となり、上記と同様のリスクがあります。

現在、資産運用会社の役員は、森トラスト株式会社からの出向者が相当割合を占めています。

このほか、本投資法人の運用不動産の取得にあたって、森トラスト株式会社またはその関連会社より物件の譲受け、媒介、情報提供等に関する様々な支援を受けており、さらに森トラスト株式会社との間で不動産等の情報提供に関する協定書を締結し、一定条件の下、相互に不動産等に関する投資機会にかかる情報提供を行うこと、譲渡しようとする不動産等に関する情報を優先的に提供すること、森トラスト株式会社はそのグループ各社に対してかかる情報の提供を本投資法人に行うように要請または協力すること等を約しています。このような森トラスト株式会社との関係を勘案すると、本投資法人の業務遂行及び成長は、森トラスト株式会社の能力、経験及びノウハウに拠るところが大きいと考えられます。しかし、森トラスト株式会社が本投資法人の業務遂行や成長の支援に必要な人的・財産的基礎等を必ずしも維持できるとの保証はなく、また、不動産等の情報提供に関する協定書は森トラスト株式会社に本投資法人に対する物件の売却義務あるいは本投資法人からの物件の購入義務を課すものではありません。さらに、森トラスト株式会社について業務の懈怠その他義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、本投資法人は2023年3月1日付で、森トラスト・ホテルズ&リゾーツ株式会社、森トラスト・ホテルリート投資法人及び森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社の間で締結された2016年11月1日付スポンサーサポートに関する協定書(以下本項において「本協定書」といいます。本協定書の森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社の地位及び権利義務は2019年3月1日付で資産運用会社に承継されています。)における森トラスト・ホテルリート投資法人の地位を実質的に承継していますが、本協定書は、森トラスト・ホテルズ&リゾーツ株式会社が、本投資法人及び資産運用会社に対し、主たる用途を宿泊施設とするホテル・旅館等及びこれらの付帯施設についてのマーケット概況に係る情報提供やこれらの取得・運営・管理に関する情報提供または意見交換を行うものに過ぎません。

(ホ)資産運用会社に関するリスク

本投資法人が適切な運用資産を確保するためには、特に資産運用会社の能力、経験及びノウハウに大きく依拠していますが、資産運用会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財産的基礎が常に維持される

との保証はありません。

資産運用会社は、金融商品取引法上の投資運用業を行う金融商品取引業者であり、本投資法人の資産の運用にかかる業務を遂行するために金融商品取引業者の登録を行う必要があるほか、一定の利益相反取引の禁止(金融商品取引法第42条の2)、親法人等または子法人等が関与する行為の制限(金融商品取引法第44条の3)等の金融商品取引法(関係政省令及び監督指針を含みます。)上の種々の規制を受けます。また、資産運用会社による本投資法人の資産の運用については、投信法上の規制も適用されます。金融商品取引法及び投信法上、資産運用会社について法令違反等の一定の事由が生じた場合には、監督当局から業務改善命令、登録の取消し、一定期間の業務の全部または一部の停止等の行政処分を受ける可能性があります。資産運用会社に対してかかる行政処分等がなされた場合には、本投資法人の運営に悪影響が生じる可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

本投資法人は、投資主総会の承認を得て資産運用会社との資産運用業務委託契約を解約することができます(投信法第206条第1項)。また、本投資法人は、投信法及び資産運用業務委託契約の規定に基づいて、資産運用会社が職務上の義務に違反した場合その他一定の場合に資産運用会社との資産運用業務委託契約を解約または解除することができるほか、資産運用会社が投信法第199条第2号に定める金融商品取引法上の金融商品取引業者でなくなったときその他一定の場合には資産運用会社との資産運用業務委託契約を解約または解除しなければならないとされています(投信法第206条第2項、第207条)。資産運用会社との資産運用業務委託契約が解約または解除された場合、現在の資産運用会社との資産運用業務委託契約においては一定の手当てがなされていますが、一般的には前記(二)に記載のリスクが当てはまります。また、資産運用会社の変更は、本投資法人の借入金債務及び投資法人債の期限の利益の喪失事由となる可能性があります。

(ハ)不動産管理会社に関するリスク

一般に、建物の保守管理を含めた不動産管理業務全般の成否は、管理会社の能力、経験、ノウハウによるところが大きく、運用不動産の管理については、管理を委託する管理会社の業務遂行能力に強く依拠することになります。しかし、不動産管理会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財産的基礎が維持される保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他義務違反があった場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、不動産管理会社が、破産手続きまたはその他の法的倒産手続き等に服することにより業務執行能力を喪失する場合には、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、投資主への金銭の分配に影響を与える可能性があります。

(ト)本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク

金融商品取引法上、資産運用会社は、本投資法人のため忠実に、かつ本投資法人に対し善良な管理者の注意をもって、本投資法人の資産の運用にかかる業務を遂行することが義務づけられているほか(金融商品取引法第42条)、原則として、資産運用会社自身もしくはその取締役等との取引または資産運用会社が運用する運用財産相互間における取引を行うことを内容とした運用等が禁止されています(金融商品取引法第42条の2)。

しかしながら、資産運用会社は他の投資法人等の資産運用会社となる可能性があり、その場合、上記の善管注意義務や忠実義務等の存在にもかかわらず、本投資法人に不利益となる意思決定をする可能性を否定できません。

そのため、投信法は、資産運用会社が登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該投資法人と資産運用会社の利害関係人等との間の不動産の取得または譲渡並びに不動産の賃貸(但し、投信法施行規則に定めるものを除く。)を行うことになるときは、当該投資法人の役員会における承認を得たうえで当該投資法人の同意を取得することを定めています(投信法第201条の2第1項、第2項、投信法施行規則第245条の2第1項第4号から第6号)。

また、資産運用会社の株主もしくは資産運用会社の役職員の出向元企業等、本投資法人に現在関与しまたは将来関与する可能性がある法人その他投信法第201条第1項に定める利害関係人等に該当する法人及びその関連会社等(以下「資産運用会社関係者」といいます。)は、資産運用会社を介して本投資法人が行う取引について、それぞれの立場において自己または第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。加えて、資産運用会社関係者は、自ら不動産投資、運用業務を行いまたは将来行うことがあるほか、資産運用業務を行う他の会社に出資を現在行いまたは将来行う可能性があります。そのため、第一に、資産運用会社が、資産運用会社関係者に有利な条件で、本投資法人にかかる資産を資産運用会社関係者から取得させたり、当該取得した資産の管理を資産運用会社関係者に合理的な理由なく有利な条件で委託することにより、資産運用会社関係者の利益を図る可能性があり、第二に、本投資法人と資産運用会社関係者が特定の資産の取得もしくは処分または特定の資産の賃貸借もしくは管理委託に関して競合する場合、資産運用会社が本投資法人の利益を優先せず、資産運用会社関係者またはその顧客の利益を優先し、その結果本投資法人の利益が害される可能性があります。

さらに、金融商品取引法上、資産運用会社は、通常の取引の条件と著しく異なる条件で、資産運用会社の親法人等または子法人等との間で資産の売買その他の取引を行うこと(金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金商業等府令第153条第1項第1号)等を禁止されています。また、資産運用会社は、利害関係人取引規程において、本投資法人と利害関係人との間で行われる一定の取引にかかる行為基準、取引プロセス及び取引の開示について定めることにより、利害関係人との間の取引により本投資法人が害されることを可及的に防止することを企図しており、その中でも、本投資法人が締結する賃貸借契約については、利害関係人取引規程において、利害関係人との間において賃貸借契約を締結する場合には、市場実勢及び対象の不動産等資産の標準的な賃貸条件を勘案して、適正と判断される条件で賃貸借契約を締結しなければならない旨を定めています(なお、本投資法人が締結する賃貸借契約については、上記以外にも、資産運用会社の運用ガイドラインにおいて、本投資法人が賃貸借契約を締結する場合の敷金の要件につき、不動産等資産の特性、賃貸市場での競合状況、テナントの信用力及び契約期間等の諸条件を総合的に判断することとし、可能な限り月額賃料の12か月分以上の敷金を受領することを基本的な運用方針(但し、不動産等の取得時に既存の賃貸借契約が存続する場合については敷金が月額賃料の12か月未満であることも許容する。)とする旨が規定されています(詳細については、前記「2 投資方針/(1)投資方針/b. 投資不動産の投資及び運用方針/()投資不動産のリーシング方針/(二)賃貸借契約の締結基準」をご覧ください。))。

本投資法人及び資産運用会社は、本投資法人の資産の運用がこれらの法令及び規則等に従ってなされるよう心がけていますが、諸般の事情を考慮のうえ、上記の法令及び規則等に反しないと判断した場合には、本投資法人が、不動産等資産の一部について、敷金の差入れを受けない形で賃貸借契約を締結する等、資産運用会社の親法人等もしくは子法人等または利害関係人等との間で通常とは異なる条件で契約を締結する場合があります。

なお、本投資法人が親法人等、子法人等または利害関係人等との間で締結している賃貸借契約の詳細については、後記「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限/c. 利害関係人等との取引実績/()継続中である利害関係人等との取引」をご覧ください。

(チ) 役員の職務遂行にかかるリスク

投信法上、投資法人を代表しその業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務の監督等を行う監督役員は、投資法人からの受任者として善良な管理者としての注意義務を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務を負っています(投信法第97条、第109条第5項、第111条第3項、会社法第355条)。しかし、本投資法人の執行役員または監督役員が、職務遂行上、上記の善管注意義務または忠実義務に反する行為を行い、結果として投資主が損害を受ける可能性があります(なお、執行役員及び監督役員の業務の詳細については、前記「1 投資法人の概況/(4)投資法人の機構/a. 投資法人の機構/()執行役員、監督役員及び役員会」をご覧ください。)

(リ) 運用不動産の取得方法に関するリスク

税制上の軽減措置に要する手続きとの関係で、本投資法人が今後不動産を取得するに当たり、譲渡代金支払後直ちには当該不動産についての所有権等の移転本登記申請を行わない場合があります。この場合、売主が譲渡代金支払後本登記申請までの間に当該不動産を二重譲渡し、担保提供し、または売主が破産手続きまたはその他の法的倒産手続き等に服すること等により、本投資法人が運用不動産の完全な所有権を取得できなくなる可能性があります。また、同時に支払済の譲渡代金の全部または一部につき返還を受けられなくなる可能性があります。なお、取得済物件については、すべて所有権移転についての本登記を経ています。また、将来取得する不動産については、上記軽減措置に関する手続きのために10日程度要する場合がありますが、このような場合においては、運用不動産の購入実行時(代金支払時)から上記軽減措置に関する手続き終了時(終了後直ちに移転本登記申請を行います。)までの間は仮登記を経ることにより本登記の順位を保全して上記のリスクを可能な限り回避することがあります。但し、仮登記はそれに基づく本登記がなされるまでは順位保全効果しかなく、仮登記に基づき本登記がなされる前に売主について破産手続きまたはその他の法的倒産手続き等の開始決定が出された場合等は、本投資法人が保護されない可能性もあり、上記のリスクを完全に排除できるとは限りません。

(ヌ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人は、投信法の規定に従い、資産運用の対象及び方針を規約第26条において定めており(投信法第67条第1項第7号、投信法施行規則第105条第1号)、資産運用会社はかかる規約の定めに従って本投資法人の資産の運用を行っています。しかしながら、実際の資産運用においては様々な資産の特性に応じ、またその時々々の市場環境や経済情勢に応じた的確かつきめ細やかな対応が余儀なくされることがあります。そのため、資産運用会社は、社内規程として運用ガイドラインを定め、かかる資産運用を適時適切に対応することとしています。この場合、規約第26条に定める資産運用の対象及び方針の改訂には投資主総会の決議を必要としますが、運用ガイドラインは資産運用会社の社内規程であるため、投資主総会の決議によらず変更されることがあります。かかる運用ガイドラインの改訂により、意図したとおりの運用が成功を収めるとの保証はなく、かかる改訂が結果的に本投資法人の資産運用及びその業績に悪影響を与えないとの保証はありません。そのような場合には、本投資口の投資主は損害を被る可能性があります。

(ル) 余裕資金の運用に関するリスク

本投資法人は、運用不動産の賃借人から受領した賃料、預託を受けている敷金または保証金等の余裕資金を投資資金として運用する場合があります。このような場合には、想定した運用利益を上げることができず、または、元本欠損が生じる可能性があります。また、賃貸借契約の中途解約により想定外の時期に敷金または保証金の返還義務が生じた場合には、本投資法人は、敷金または保証金の返還資金をそれらよりも調達コストの高い借入れ等により調達せざるを得なくなる場合があります。その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ロ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度の取扱いに関するリスク

不動産または不動産信託受益権等を主な運用対象とする投資法人の設立は、投信法並びに政令及び規則の改正により2000年11月以降可能になりました。今後、その取扱いもしくは解釈が大幅に変更され、または新たな法律が制定もしくは適用される可能性があり、それに伴い、本投資法人の現在の運用方針、運営形態等の変更が必要となる可能性があります。その結果、本投資法人の存続、収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ワ) 本投資法人の登録が取消されるリスク

本投資法人は、投信法のもとで投資法人としての登録を受けており、将来にわたりこれを維持する方針ですが、投信法上、本投資法人について法令違反等の一定の事由が生じた場合には、監督当局から業務改善命令、登録の取消し等の行政処分を受ける可能性があります(投信法第214条、第216条)。本投資法人に対してかかる行政処分等がなされた場合には、本投資法人の運営に悪影響が生じる可能性があり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があるほか、登録の取消しがなされた場合には、本投資口の上場が廃止されるとともに、本投資法人は解散すべきものとされ、清算手続きに入ることとなります。

()不動産に関するリスク

(イ)不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

一般に、不動産の有する特徴として、特に地理的位置の固定性、不動性(非移動性)、永続性(不変性)、不増性、個別性(非同質性、非代替性)等が挙げられます。また、上記の特性の他に、取引当事者の属性や取引動機等の取引事情等によってもその価格が影響されるなどの特性もあります。これらの特性のために、不動産は、国債・社債・株式等の金融商品等に比べ一般的に流動性が相対的に低い資産として理解されています。そして、それぞれの不動産の個別性が強いいため、売買において一定の時間と費用を要しますし、その時間や費用の見積もりが難しく、予想よりも多くの時間と費用が費やされ、その結果不動産を取得もしくは売却できない可能性があり、さらに、不動産が共有物件または区分所有物件である場合、土地と建物が別個の所有者に属する場合等、権利関係の態様が単純ではないことがあり、上記の流動性等に関するリスクが増幅されます。加えて、不動産の中でも、特に、本投資法人が中核資産の一つとしている宿泊施設は、オフィス等の他の種類の不動産に比べ、立地、用途及び構造等が特殊であり、売り手及び買い手ともに限定される傾向があるため、一般的に流動性が低い点に留意が必要です。

経済環境や不動産需給関係の影響によって、取得を希望する物件を希望どおりの時期・条件で取得できず、または売却を希望する物件を希望どおりの時期・条件で売却できない可能性もあります。これらの結果、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ロ)物件の取得競争に関するリスク

本投資法人は、規約において、不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を投資対象として、中長期的な観点から、安定したインカムゲインの確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行うことをその投資の基本方針としています(規約第26条)。しかしながら、不動産投資信託その他のファンド、大小の投資家等による不動産投資が活発化し、物件の取得競争が激化した場合、物件がそもそも取得できずまたは投資採算の観点から希望した価格で物件が取得できないなどの事情により、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを実現できない可能性があります。その他、本書記載の様々なリスクや要因により、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ハ)テナントの獲得競争に関するリスク

通常、運用不動産は、他の不動産とのテナント獲得競争(宿泊施設においては、宿泊客や利用客の獲得競争を含む)に晒されているため、競合する不動産の新築、リニューアル等の競争条件の変化や、競合不動産の募集賃料水準(宿泊施設においては、客室単価水準を含む。以下文脈に応じて同様。)の引下げ等により、賃料引下げや稼働率の低下を余儀なくされ、本投資法人の収益が悪化する場合があります。投資対象地域で新築オフィスビルや新築宿泊施設の大量の供給が行われる状況において、立地条件や建物仕様等の点で本投資法人の運用不動産に優る競合不動産がある場合、その傾向は顕著になるものと予想されます。

(ニ)不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に、不動産には地盤地質、構造、材質等に関して欠陥、瑕疵(隠れたるものを含みます。)または不動産売買契約の内容に適合しないものが存在している可能性があります。また、上記のような物的な欠陥、瑕疵または不動産売買契約もしくは不動産信託受益権売買契約の内容に適合しないもののほか、適用される法令上の規制による制限や、周辺の土地利用状況等が法的な瑕疵もしくは欠陥または不動産売買契約もしくは不動産信託受益権売買契約の内容に法的に適合しないものとなる可能性もあります。そこで、資産運用会社が不動産または不動産信託受益権の選定・取得の判断を行うにあたっては、対象となる不動産または信託財産である不動産について利害関係のない建設会社等の専門業者から建物状況評価報告書等(以下「エンジニアリングレポート」といいます。)を取得し、かつ、交渉上可能な限り、当該不動産または不動産信託受益権の売主から売買契約等において譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得するとともに、一定の瑕疵担保責任(旧民法(民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号。その後の改正を含みます。以下「民法改正法」といいます。))による改正前の民法を意味し、以下「旧民法」といいます。))第570条、第566条等に定める瑕疵担保責任をいいます。)または契約不適合責任(民法第562条、第570条等に定める契約不適合責任をいいます。)を負担させることに努めていますが、物件の収益性や価格の合理性等を総合的に勘案したうえ、売主がこれらを負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産または不動産信託受益権を取得することがあります。

しかし、エンジニアリングレポートの作成にかかる専門業者の調査には、提供される資料の内容やその調査範囲及び時間的な制約等から一定の限界があり、不動産または信託財産である不動産に関する欠陥・瑕疵について完全な報告が行われているとは限りません。さらに、エンジニアリングレポートで指摘されなかった事項であっても、本投資法人が不動産または不動産信託受益権を取得した後に欠陥、瑕疵または不動産売買契約もしくは不動産信託受益権売買契約の内容に適合しないものが判明する可能性があります。

また、不動産または不動産信託受益権の購入にあたり、売主より一定の表明及び保証が行われた場合で

あっても、その内容が真実かつ正確であるとは限らず、また、売主の表明及び保証の内容及び期間は一定範囲に限定されるのが通例です。

さらに、瑕疵担保責任については、民法上、売主の責任の範囲及び期間が制限されており、また、契約上においても、これを一定範囲に制限することが一般的です(なお、強制競売で購入した物件については、瑕疵担保責任または民法上の契約不適合責任(目的物の種類または品質に関する不適合に関する責任に限ります。))の追及はできません(旧民法第570条但書、民法第568条第4項。))。

不動産に欠陥、瑕疵または不動産売買契約もしくは不動産信託受益権売買契約の内容に適合しないものが存在する場合、当該不動産の資産価値が減少する可能性があり、これを防ぐために、本投資法人に当該欠陥、瑕疵または不動産売買契約もしくは不動産信託受益権売買契約の内容に適合しないものの補修その他予定外の費用または損失が生ずる可能性があります。そして、このような場合において、売主に対し表明及び保証違反を理由とする損害賠償責任や旧民法上の瑕疵担保責任または民法上の契約不適合責任を追及することが法的には可能であっても、売主が特別目的会社や資力が不十分な会社であったり、解散等により存在しなくなっているなどの事情により、責任追及に実効性がなく本投資法人に費用負担が発生する可能性があります。

不動産をめぐる権利義務関係も、その特殊性や複雑性ゆえに種々の問題を引き起こす可能性があります。本投資法人は運用不動産を取得するにあたって、不動産登記簿を確認するなど売主の所有権の帰属に関する調査を行います。不動産登記にいわゆる公信力がない一方で、実際の取引において売主の権利帰属を確実に知る方法が必ずしもあるとはいえないため、本投資法人の取得後に、売主が所有者でなかったことが判明する可能性があります。また、本投資法人が取得した権利が第三者の権利の対象になっていることや第三者の権利を侵害していることが、本投資法人の取得後になって判明する可能性があります。これらの問題が発生した場合、前述した欠陥、瑕疵または不動産売買契約もしくは不動産信託受益権売買契約の内容に適合しないものと同様、法律上または契約上の瑕疵担保責任または契約不適合責任や表明保証責任を追及することが考えられますが、前述のように、責任の内容、範囲及び期間に制限がある場合や責任追及が可能であっても実効性がない場合もあります。

また、一般的に、不動産を取得するまでの時間的制約等から、隣接地権者からの境界確定同意が取得できずまたは境界の確認ができないまま、当該不動産を取得する事例が少なからずあり、今後本投資法人が取得する物件についてもその可能性は小さくありません。そして、そのような不動産を取得した場合には、後日不動産の利用等に支障が生じ、また、境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担を余儀なくされるなど、不動産について予定外の費用または損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性もあります。

不動産に含まれる建物が原因となって近隣地域に電波障害を生じさせた場合には、電波障害対策工事を行うための追加費用や電波障害対策設備を設置するための賃借料が本投資法人に生じる可能性があります。

これらの結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(注)原則として、2020年3月31日以前に締結された契約及び発生した債権については旧民法に基づく瑕疵担保責任の規定が適用され、2020年4月1日以後に締結された契約及び発生した債権については民法改正法による改正後の民法に基づく契約不適合責任の規定が適用されます。したがって、2020年3月31日までに売買契約を締結した不動産または不動産信託受益権については2020年4月1日以降も旧民法の瑕疵担保責任の規定が適用されます。旧民法上の瑕疵担保責任は、買主が特定の不動産または不動産信託受益権を購入する場合において当該不動産または不動産信託受益権に隠れた瑕疵がある場合に売主に対して契約の解除、損害賠償または代金減額を請求することができるというものであり、民法上の契約不適合責任は、売買の目的物が特定物であるか否かにかかわらず、また、隠れた瑕疵か否かにかかわらず、引き渡された目的物の種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものがある場合には、売主に対して契約の解除、損害賠償、代金減額または追完(目的物の修補、代替物の引渡、不足分の引渡による履行の追完をいいます。)を請求することができるというものです。瑕疵担保責任または契約不適合責任の間には上記のほかいくつかの相違点が存在しますが、本投資法人の場合、不動産売買契約もしくは不動産信託受益権売買契約において、瑕疵担保責任及び契約不適合責任の内容について特約で修正し、かつ、別途、表明保証責任により売主が負担する責任の範囲を詳細に合意しますので旧民法の瑕疵担保責任の規定が適用されるのか民法の契約不適合責任の規定が適用されるのかによって有意的な違いが生じないことが多いと考えられます。

(ホ)不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク

通常、建築基準法(これに基づく命令・条例を含みます。以下同じです。)の規定またはその改正法の規定の施行の際、すでに存する建物(現に建築中のものを含みます。)及びその敷地でこれらの規定に適合しないものについては、当該規定が適用されない扱いとされています。運用不動産の中には、上記のような扱いの結果、現行の建築基準法上の規定の一部を満たしていないが違法とはならない、いわゆる既存不適格である建物を含む場合があります。特に、耐震設計基準に関し、1981年以前に建築確認申請された建物については、いわゆる旧耐震基準を採用しており、現行法において必要とされる基準を満たしていないものがあります。これらの建物の建替え等を行う場合には、現行の規定に合致するよう、既存の部分の手直しをする必要があり、費用等追加的な負担が生じる可能性があります。

また、不動産にかかる様々な行政法規や各地の条例による規制が運用不動産に適用される可能性があります。例えば、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務、雨水流出抑制施設設置義務及び温室効果ガスの削減義務等が挙げられます。電波法(昭和25年法律第131号。その後の改正を含みます。)上、一定の高さの建物の新築・増築等につき総務大臣への届出が求められ、場合によっては工事に制限が課せられることも、この一例です。また、宿泊施設については、都市計画法及び地方公共団体の条例による風致地区内、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号。その後の改正を含みます。)における歴史的風土保存区域内、文化財保護法(昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。)(以下「文化財保護法」といいます。)に基づいて指定された史跡及び名勝内、並びに自然公園法による特別地域内における建築等や現状変更を行うに当たり行政庁の許可が必要となる等の規制、河川法(昭和39年法律第167号。その後の改正を含みます。)による河川保全区域における工作物の新築を行うに当たり行政庁の許可が必要となる等の制限、文化財保護法に基づく試掘調査義務等の規制が適用される可能性があります。このような義務や制約が課せられている場合、当該運用不動産を処分するときや建替え等を行うときに、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な負担が生じたりする可能性があります。加えて、これらの規制により、運用資産である不動産に関する情報が開示または公表されることもあり、開示または公表に起因して、特に宿泊施設については集客や売上に悪影響を生じる可能性があります。さらに、運用不動産を含む地域が道路設置等都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し、運用不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。また、温室効果ガスの削減等を目的として、一定の要件を満たす不動産の所有者に対して、温室効果ガス排出量の削減等にかかる義務や制約が課せられる場合があり、運用不動産がかかる要件を満たすときには、これらの義務等を遵守するための追加的な費用負担等が発生する可能性があります。

(ヘ)法令等の変更にに関するリスク

消防法(昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。以下「消防法」といいます。)その他不動産の建築・運営・管理に影響する関係法令や条例の改正等により、運用不動産の管理費用等が増加する可能性があります。また、建築基準法、都市計画法その他不動産に関する行政法規の改正等、新たな法令等の制定及びその改廃、あるいは、収用、再開発、区画整理等の事業により、運用不動産に関する権利が制限される可能性があります。さらに、環境保護を目的とする現行法令等の改正または新法令等が将来制定・施行されることにより、運用不動産について、大気、土壌、地下水等の汚染にかかる調査義務、除去義務、損害賠償義務、所有者としての無過失責任等が課され、または義務が強化される可能性があります。このように、法令または条例の制定・改廃等が本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ト)区分所有物件に関するリスク

不動産が区分所有物件である場合には、その管理及び運営は区分所有者間で定められる管理規約等に服します。この管理規約等は、原則として区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数決によらなければ変更できません(区分所有法第31条をご覧ください。なお、建替え決議等においてはさらに多数決の要件が加重されています。また、区分所有者の議決権数は、必ずしも区分所有割合(専有部分の床面積割合)に比例するわけではありません。)。従って、本投資法人が議決権の4分の3を有していない場合には、区分所有物件の管理及び運営について本投資法人の意向を十分に反映させることができない可能性があります。

区分所有者は、自己の専有部分を原則として自由に処分することができます。従って、本投資法人の意向にかかわらず他の区分所有者が変更される可能性があります。新区分所有者の資力、数、属性等の如何によっては、運用不動産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、管理規約等において当該不動産の区分所有権(敷地の共有持分を含みます。)を処分する場合に他の区分所有者の先買権または優先交渉権、処分における一定の手続きの履践義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が区分所有権を処分する際に事前に優先交渉を他の区分所有者と行うなどの制約を受け、区分所有権を適時に処分できなくなる可能性があります。

また、区分所有者は自己の専有部分を原則として自由に賃貸その他使用収益することができます。その結果、本投資法人の運用不動産の価値や収益は、他の区分所有者による使用収益の状況によって影響を受ける可能性があります。

加えて、他の区分所有者が自己の負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払いまたは積み立てを履行しない場合、当該区分所有権や運用不動産が法的手続きの対象となりまたは劣化するなどの可能性があります。

なお、区分所有建物では、専有部分と敷地利用権(区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利をいいます。)の一体性を保持するために、区分所有法第22条で、専有部分と敷地利用権を分離して処分することが禁止されています(但し、管理規約等で別段の定めをすることができます。また、1984年1月1日当時に存在する専有部分及び敷地利用権については、法務大臣の指定がない場合には、管理規約等で分離処分ができるものと定められたものとみなされます。)。そして、敷地権(敷地利用権をもとに、区分所有建物の敷地になっている土地について建物と一体化されて登記されている権利をいいます。)の登記がなされている場合には、専有部分とは別に敷地利用権だけが分離されて処分されても、当該分離処分は無効となります。しかし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の無効を善意の第三者に主張することができません。そのような場合には、区分所有建物と敷地の権利関係が複雑になるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、減価要因が増加する可能性があります。

(チ)共有物件に関するリスク

運用不動産が第三者との間で共有されている場合、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

まず、共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができることとされているため(民法第249条第1項)、本投資法人が自己の持分を超える使用をした場合には、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対して自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負います(民法第249条第2項)。また、共有者は、善良な管理者の注意をもって、共有物の使用をする義務を負っているため、本投資法人がその義務に違反したときは、他の共有者に対して損害賠償責任を負い(民法第249条第3項)、結果として投資主が損害を受ける可能性があります。

また、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条第1項)、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条第1項)、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有または利用が妨げられる可能性があります。反対に、共有物を使用する共有者があっても、その者に特別の影響がある場合を除いてその者の承諾を得ることなく、持分の過半数によって共有物の使用方法を含めた管理に関する事項を決定することができる(民法第252条第1項及び第3項)、本投資法人が持分の過半数を有しない状況下で共有不動産を使用している場合に、使用方法の変更によってその使用が妨げられる可能性があります。さらに、共有物の管理者が選任されている場合において、共有者が共有物の管理に関する事項を決定したときには、共有物の管理者はこれに従ってその職務を行わなければならないものの、仮にこれに反して共有物の管理者が取引を行った場合に、かかる管理者の行為は共有者に対してその効力を生じませんが、取引相手方が善意であれば、かかる取引相手方には取引の無効を対抗することができないこととなります(民法第252条の2第3項及び第4項)。

共有物全体を一括処分する際には、全共有者の合意が必要です。従って、本投資法人は共有物を希望する時期及び価格で売却できない可能性があります。もっとも、共有者には共有物の分割を請求する権利があり(民法第256条第1項本文)、これにより単独の処分または使用収益を行うことが可能ですが、現物分割が不可能である場合は、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性があります(民法第258条第3

項)。また、本投資法人が分割を請求できる反面、本投資法人が分割を望まないときでも、他の共有者からの請求にも服さなければならない可能性があります。共有者間で不分割の合意をすることは可能ですが(民法第256条第1項但書)、その場合であっても、合意の有効期間(民法第256条により、5年が最長ですが、5年を限度に更新することも可能です。)が満了していたり、その合意が未登記であるために第三者に対抗できないことがあります。また、共有者が破産した場合または共有者について会社更生手続きもしくは民事再生手続きが開始された場合は共有物の分割が行われる可能性があります(但し、共有者は、破産手続き、会社更生手続きまたは民事再生手続きの対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます(破産法(平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「破産法」といいます。))第52条、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。以下「会社更生法」といいます。))第60条、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。以下「民事再生法」といいます。))第48条。)。共有不動産の分割がなされた場合、当該不動産に係る賃料収入等に大幅な変動が生じる可能性があるほか、現物分割または価額償還の方法により分割がなされ、本投資法人が共有不動産の一部または全部を取得する場合において、他の共有者が分割前にその共有持分に設定していた担保権に服することを余儀なくされる可能性もあります。

他方、共有持分については、共有者は自己の持分を原則として自由に処分することができます。従って、本投資法人の意向にかかわらず他の共有者が変更される可能性があります。新共有者の資力、数、属性等の如何によっては、運用不動産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、共有者間の協定書または規約等において、当該不動産の持分を処分するに際し、他の共有者の先買権または優先交渉権、事前同意の取得その他処分における一定の手続きの履践義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が持分を処分する際に事前に優先交渉を他の共有者を行うなどの制約を受ける可能性があります。

共有不動産を賃貸に供する場合、賃貸人の賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されています。従って、本投資法人は、他の共有者(賃貸人)の債権者により当該他の共有者の持分を超えて賃料債権全部が差し押さえられたり、賃借人からの敷金返還債務を他の共有者がその持分等に応じて履行しない場合に、敷金全部の返還債務を負わされる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、自己の持分に応じた賃料債権相当額や他の共有者のために負担拠出した敷金返還債務相当額の償還を当該他の共有者に請求することができますが、当該他の共有者の資力の如何によっては、償還を受けることができない可能性があります。

また、不動産の共有者の1人の共有持分に抵当権が設定された場合、共有物の分割が行われても分割された不動産の各々の部分に当該抵当権の効力が及びます。

さらに、共有者が自ら負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払いまたは積み立てを履行しない場合、当該不動産やその持分が法的手続きの対象となる、あるいは、劣化するなどの可能性があります。

共有不動産については、上記のような制約やリスクがあるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、単独所有の場合には存在しない減価要因が加わる可能性があります。

(リ)借地物件に関するリスク

本投資法人は、運用不動産である建物の敷地の所有権を有しない場合があります。この場合、建物の処分に伴う借地権の処分に関して、敷地の所有者の同意等が要求されることがあり、そのため、本投資法人が事実上建物を処分できなかつたり、多額の承諾料を徴求されたり、本投資法人が希望する価格、時期等の条件で建物を処分することができない可能性があります。また、借地権が敷地利用に関する契約の終了または解除その他の理由により消滅した場合、本投資法人は、敷地の明渡義務を負う可能性があります。さらに、借地権について民法または借地借家法等の法令に従い対抗要件が具備されていないとき、または先順位の対抗要件を具備した担保権者が存在するときは、本投資法人は、当該借地権について敷地の全部または一部に関して権利を取得した新所有者または競落人に対して自己の権利を対抗できず、敷地を明け渡さざるを得なくなる可能性があります。

また、本投資法人が敷地の所有者に対し借地契約にかかる保証金等の返還請求権を有する場合、敷地の所有者の資力の悪化や倒産等により、それらの全額または一部が返還されない可能性があります。敷地の所有者に対する保証金等の返還請求権については十分な担保設定や保証がなされない場合が少なくありません。

なお、建物所有目的の借地権の場合、一般的には、期間満了に際しその更新を請求したり、建物の買取りを請求することが比較的容易にできます(事業用借地権においては、これらの権利は認められていません。)

(ヌ)保留地予定地に関するリスク

本投資法人は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。その後の改正を含みます。)に基づく土地区画整理事業において、施行者に対する同法第96条第1項に規定される保留地となることが予定されている土地の停止条件付所有権移転請求権及び所有権移転までの間の使用収益権を取得することがあります。

保留地となることが予定されている土地の所有権は、同法第86条第1項に規定される換地計画に当該土地が保留地として定められ、かかる換地計画に基づき同法第103条第1項に規定される換地処分がなされた場合に、かかる換地処分の公告があった日の翌日において、同法第104条第11項に基づき、土地区画整理事業の施行者が原始取得します。

そのため、上記の換地処分がなされない限り、本投資法人は、保留地となることが予定されている土地の所有権を取得できません。

さらに、保留地となることが予定されている土地については、換地処分の公告の日の翌日以降でなければ所有権移転登記をすることができないので、相当期間その所有権取得について第三者に対抗要件を具備することができない可能性があります。

(ル)わが国における賃貸借契約に関するリスク

わが国におけるオフィスビル等の建物賃貸借契約(下記(ヲ)に記載の原則的な定期建物賃貸借契約の場合を除きます。)では、契約期間を2年とし、その後別段の意思表示がない限り自動的に更新されるとするものが多く見られます。しかし、契約期間が満了する際、常に契約が更新されるとの保証はありません。また、契約期間の定めにかかわらず、テナントが一定期間前の通知を行うことにより契約を解約できるとされている場合が多く見受けられます。契約が更新されずまたは契約期間中に解約された場合、すぐに新たなテナントが入居するとの保証はなく、その結果、賃料収入が減少する可能性があります。建物賃貸借契約において契約期間中に賃借人が解約した場合の違約金について規定することがありますが、そのような規定は違約金の金額その他の状況によってはその全部または一部が無効とされる可能性があります。

なお、賃貸人からの建物賃貸借契約(下記(ヲ)に記載の原則的な定期建物賃貸借契約の場合を除きます。)の更新拒絶及び解除は、正当事由の存在が認められる場合を除いて困難であることが多いのが実情です。

他方、建物所有目的の土地賃貸借契約は、一般に契約期間が長期となり(30年以上)、しかもその更新拒絶及び解除は、正当事由の存在が認められる場合を除いて困難であることが多いのが実情です。従って、市場の推移の如何によっては、予想以上の長期間にわたり相場より不利な条件で土地を貸し続けなければならない事態もあり得ます。さらに、期間満了に際し、賃貸人には建物の買取りに応じる義務が生じるなどの負担もあり得ます(これらの不利益の全部または一部を回避するための制度として、定期借地権、建物譲渡特約付借地権及び事業用借地権があります。)。また、賃借人が解約権を留保している場合は、原則として1年前の解約申入れにより契約を解約することができます。不測の時期に解約された場合、すぐに新たな賃借人を見つけられるとの保証はなく、その結果、賃料収入が減少する可能性があります。

(ヲ)賃料の減額に関するリスク

運用不動産である建物のテナントが支払うべき賃料は、賃貸借契約の更新時であるか、契約期間中であるかを問わず、賃貸人とテナントの合意によりまたは賃貸借の対象となる運用不動産の一部が滅失等した場合に減額される可能性があります。さらに、テナントが賃貸人に対し、借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を行使する可能性もあります。また、運用不動産である建物と競合すると思われる不動産の賃料水準が全般的に低下した場合には、新たに入居するテナントとの間で締結される賃貸借契約における賃料の額が従前の賃料の額と比較して低下するとともに、上記のような賃料減額の可能性もより増大することになり、本投資法人の賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

上記のような通常の建物賃貸借に対して、一定の要件を満たすことにより、契約期間を原則的に(比較的長期のものとして)確定するとともに更新がなく期間満了により終了する旨の合意をする定期建物賃貸借契約が存在し、そのような賃貸借においては借地借家法第32条の賃料増減額請求権に服さない旨取り決めることができます。もっとも、定期建物賃貸借契約においてテナントが契約期間の定めにかかわらず早期解約した場合、契約上の当然の権利としてあるいは違約金条項に基づく権利として、残期間の賃料すべてについて必ずテナントに対して請求できるかどうかは、未だ事例の蓄積が乏しいため定かではありません。特に、残期間の途中で新たなテナントが見つかり、賃料収入が得られることとなった場合には、その効力が制限される可能性があります。なお、そもそも契約上、違約金の額が一定額(一定期間の賃料等)に対応する分だけに限られている場合もあり得ます。また、賃貸人にとって、定期建物賃貸借契約には、通常の賃貸借契約に比べ契約期間中の賃料収入の安定が期待できるという有利な面がある一方で、賃料が低く抑えられがちであったり、特約の定め方によっては一般的な賃料水準が上昇する場合でもそれに応じた賃料収入の増加を期待することができないなど、不利益な面もあります。さらに、契約締結の方法またはこれをめぐる事情の如何によっては、上記一定の要件を満たしていないと判断され、定期建物賃貸借契約であることが否定される可能性があります。

運用不動産である土地の借地人が支払うべき地代・賃料は、借地契約の更新時であるか、契約期間中であるかを問わず、地主・賃貸人と借地人の合意により減額される可能性があります。さらに、借地人が地主・賃貸人に対し、借地借家法第11条に基づく地代・賃料減額請求権を行使する可能性もあります(定期借地権、建物譲渡特約付借地権及び事業用借地権によっても、この請求権を排除することはできません。)。また、運用不動産である土地と競合すると思われる不動産の地代・賃料水準が全般的に低下した場合には、新たな借地人との間で締結される借地契約における地代・賃料の額が従前の地代・賃料の額と比較して低下するとともに、上記のような地代・賃料減額の可能性もより増大することになり、本投資法人の地代・賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

なお、本投資法人が賃貸している運用不動産を賃借人が転貸している場合には、転貸条件が必ずしも賃貸条件と同一ではなく、何らかの理由で本投資法人が転借人と直接の賃貸借契約関係を有することとなったとき、低額の賃料及びその他不利益を甘受せざるを得ない可能性があります。

本投資法人と主要なテナントとの間で締結している賃貸借契約についての詳細は、後記「5 運用状況/(2)投資資産/その他投資資産の主要なもの/b. 不動産等資産における賃貸借の状況一覧/()主要なテナントとの賃貸借契約の特記事項」をご覧ください。

(ワ)マスターリースに関するリスク

本投資法人は、オフィスビル、宿泊施設または商業施設等の運用不動産の賃貸につき、自らをマスターレッサーとし、中間にマスターレシーを置き、マスターレシーによるサブリースを行う形態を用いることがあります。

その場合に、マスターレシーの財務状態が悪化すると、賃料支払いの滞りによって受ける影響は大きくなることもあり、また、何らかの事情によりテナントの募集及び管理その他マスターレシーとしての機能に支障を来たすと、運用不動産の稼働率は大きく低下することがあり、投資法人の収入が大きく減少する可能性があります。

なお、マスターリース契約の終了に伴いマスターレッサーたる本投資法人がサブリース契約及びマスターレシー(サブレッサー)のサブレシーに対する債務または義務等を承継することがマスターリース契約上規定されている場合には、かかる債務または義務等を承継することとなります。そして、この場合において、マスターリース契約とサブリース契約との間に契約条件の違いがあるときには、本投資法人は敷金返還債務等についてマスターリース契約における債務または義務等より重い債務または義務等を承継しなければならない可能性があります。かかる場合においてマスターレシーが破綻状態に陥っているようなときには、かかる債務または義務等の増大分につき損失を被る可能性があります。

(カ)不動産の運用にかかる費用の増加に関するリスク

経済全般のインフレーション、人件費や水道光熱費の高騰、不動産管理や建物管理にかかる費用または備品調達等の管理コストの上昇、修繕費の負担、各種保険料の値上げ、公租公課の増大その他の理由により、不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。一方で、運用不動産からの収入がこれに対応して増加するとの保証はありません。

(コ)テナントの建物使用態様に関するリスク

建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、テナントによる建物への変更工事、内装の変更等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、テナントによる転貸や賃借権の譲渡が本投資法人の関与なしに行われる可能性があります。その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)に定める暴力団等反社会的勢力の入居や、テナントによる、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。その後の改正を含みます。)の規制の対象となる風俗営業その他の営業の開始等により運用不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。加えて、宿泊施設においては、不特定多数の利用者に対し宿泊や飲食等の各種サービスを提供することとなり、また、ホテル顧客以外の公衆に対してもロビー、トイレ等の共用部分を開放しているため、清掃・維持修繕の費用が通常の建物より多額になる可能性があるとともに、ホテル施設内で予期できない不法行為を行う者が出現する可能性は常にあります。

これにより、テナントが不測の損害を被る場合、若しくは、運用不動産自体に損害が発生した場合、本投資法人に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ク)不動産の毀損等に関するリスク

運用不動産につき滅失、毀損または劣化等が生じ、修繕が必要となることがあります。かかる修繕に多額の費用を要する場合があります。また、修繕工事の内容やその実施の仕方によっては、テナントの使用収益に影響を与えたり、テナントの移転が必要となったりするため、賃料収入等が減少しあるいは少なからぬ付帯費用が発生する場合があります。他方、かかる修繕が困難または不可能な場合には、将来的に運用不動産から得られる賃料収入等が減少する可能性があります。これらの結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

(レ)火災、破裂爆発、落雷、風ひょう雪災、水災、電気的事故、機械的事故その他偶然不測の事故に関するリスク

火災、破裂爆発、落雷、風ひょう雪災、水災、電気的事故、機械的事故その他不測の事故等の災害により、運用不動産が滅失、劣化または毀損し、その価値が消滅、減少し、または、本投資法人の賃料収入が悪影響を受ける可能性があります。特に、本投資法人の中核資産の一つである宿泊施設は、災害等の被害を受ける可能性が高い場所に立地することもあり、また、特に旅館の多くは木造であり、築年数も古い傾向にあることから、火災をはじめとする災害等の影響を受ける可能性が高いという、他の種類の不動産にはない特殊性があります。

取得済物件に関しては、火災保険や施設賠償責任保険等が締結されており、今後本投資法人が取得する運用不動産に関しても原則として適切な保険を付保する予定です。しかし、運用不動産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性、保険契約でカバーされない災害や事故(例えば、故意によるもの、戦争、テロ行為、暴動等に基づく損害は、多くの場合、約款により保険金の支払対象外とされています。)が発生する可能性または保険契約に基づく支払いが保険会社により行われずもしくは遅れる可能性も否定できません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により事故発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

本投資法人の付保に関する方針の概要については、下記(ソ)及び(ツ)に関するものを含め、前記「2 投資方針 / (1)投資方針 / b. 投資不動産の投資及び運用方針 / ()投資不動産への付保方針」をご覧ください。

(ソ)地震火災、地震破裂、地震倒壊、噴火、津波、感染症等に関するリスク

地震火災、地震破裂、地震倒壊、噴火、津波等の災害により、運用不動産が滅失、劣化または毀損し、その価値が消滅、減少し、または、本投資法人の賃料収入が悪影響を受ける可能性があります。多くの場合、火災保険約款では、地震による火災は保険金の支払対象外とされています。取得済物件のうち、ホテルオークラ神戸には地震保険を付保していますが、その他の物件には付保していません。

近時、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大しており、本投資法人の保有資産に対し、当該感染症の拡大が与える悪影響については、今後も注視する必要があります。

感染症拡大による経済への影響が長期化した場合、本投資法人の保有資産において、ホテル業績に連動した変動賃料が大幅に減少する可能性があり、加えて、企業業績の悪化や宿泊施設、商業施設等の売上の減少に伴い、テナントからの賃料減額請求または賃料支払猶予の要請が行われる可能性があるほか、テナント退去に伴う空室リスクが顕在化する恐れがあります。また、資産運用会社は、役職員の感染防止対策として、テレワークシステムを活用することにより対処していますが、これに適さない業務も存在すること、従前どおりの業務効率を維持できる保証もないことから、資産運用会社の業務が滞り、結果として、本投資法人の資産運用に悪影響が出る可能性があります。

(ツ)不動産にかかる所有者責任に関するリスク

本投資法人の運用不動産の瑕疵等を原因として、第三者の生命、身体または財産その他法律上保護に値する利益を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損失を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上、占有者に過失がない場合は無過失責任を負う(民法第717条第1項但書)こととされているところ、ホテル・旅館等及びこれらの付帯施設においては、人を宿泊させるという特質があり、また、アスレチックやプールといったレジャー用施設を土地の工作物として併設しているものがあるため、宿泊施設においては、土地の工作物により第三者、特に利用客の生命、身体または財産等が侵害されるリスクは相対的に高いといえます。

(ネ)不動産の売却における制限に関するリスク

本投資法人が運用不動産を売却しようとする際、前記(ト)及び(チ)に記載されているように他の区分所有者や共有者によって契約上その処分について制限が課されることがあるほか、賃貸借契約において賃借人に対し賃貸借契約期間中は売却をしない旨や土地と建物を分離譲渡しない旨を約したり、第三者に売却する前に賃借人に対して買取りについての優先交渉権を与えたりする場合があります。そのような場合、不動産市場の動向を見ながら最も有利な条件で売却することが難しくなり、本投資法人は、通常であれば得ることができる利益を得ることができなくなるおそれがあります。

(ナ)不動産の売却に伴う責任に関するリスク

本投資法人が運用不動産を売却した場合に、当該運用不動産に物的または法律的な瑕疵または契約不適合があるために、法律の規定に従い、旧民法上の瑕疵担保責任または民法上の契約不適合責任を負う可能性があります。特に、本投資法人は、宅建業法上みなし宅地建物取引業者となりますので、買主が宅地建物取引業者でない場合には、旧民法上の瑕疵担保責任または民法上の契約不適合責任を排除することが原則としてできません。

また、法律の規定以外にも、売買契約上の規定に従い、物件の性状その他に関する表明保証責任や旧民

法上の瑕疵担保責任または民法上の契約不適合責任を負う可能性があります。

これらの法律上または契約上の表明保証責任や旧民法上の瑕疵担保責任または民法上の契約不適合責任を負う場合には、買主から売買契約を解除され、あるいは、買主が被った損害の賠償をしなければならず、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

さらに、賃貸不動産の売却においては、新所有者が賃借人に対する敷金返還債務等を承継するものと解されており、実務もこれにならうのが通常ですが、旧所有者が当該債務を免れることについて賃借人の承諾を得ていない場合には、旧所有者は新所有者とともに当該債務を負い続けると解される可能性があり、予定外の出費を強いられる場合があります。

(ラ)有害物質にかかるリスク

運用不動産として取得した土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されたり、利用する地下水に有害物質が含まれている場合、当該土地及び建物の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入れ替えや洗浄等が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。この点に関連して、土壌汚染等について、土壌汚染対策法が制定され、2003年2月より施行されています。同法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康にかかる被害の防止に関する措置を定めること等により土壌汚染の対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とするものと定めています。同法に規定する特定有害物質にかかる一定の施設を設置していた場合や、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康にかかる被害が生じる可能性がある認められる場合には、その土地の所有者、管理者または占有者等は、かかる汚染の状況について調査報告を命じられることがあり、さらに、当該汚染の除去等の措置を講じるよう命じられることがあります。このような場合に本投資法人が運用不動産の所有者としてかかる必要な措置を講じるように命じられたときには、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があります。もっとも、本投資法人は、かかる負担について、その原因となった者に対し費用償還を請求できる可能性があります。仮にかかる請求が可能な場合であっても、その者の財産状態が悪化しているような場合には、本投資法人の損害を回復することができない可能性があります。その結果、本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。

また、運用不動産として取得した建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されているもしくは使用されている可能性がある場合またはPCBが保管されている場合等には、状況によって当該建物及びその敷地の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、かかる有害物質を除去するために建材等の全面的または部分的交換や、保管・撤去費用等が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。

さらに、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、運用不動産の所有者として損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

物件の取得時に作成されたエンジニアリングレポートもしくは取得後に実施した調査の報告書によれば、取得済物件のうち、大崎MTビルについては、建物の一部において、アスベストを含有する吹付け材等の使用が確認されていますが、調査時の利用状況においては特に問題ありません。

(ム)運用不動産の偏在に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針/(1)投資方針/b. 投資不動産の投資及び運用方針/(i)ポートフォリオのアロケーション方針」に記載された投資方針に基づき運用を行いますが、運用不動産が、一定の用途または地域に偏在した場合、稼働率の低下、賃料水準の下落、当該地域における地震その他の災害等が、本投資法人の収益等または存続に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

また、テナント獲得に際し、賃貸市場において運用不動産相互間で競合し、結果として賃料収入が減少し、本投資法人の収益に影響を与える可能性があります。

さらに、一般に、総資産額に占める個別の運用不動産の割合は、総資産額の規模が拡大する過程で低下していくと予想されるものの、総資産額に占める割合が大きい運用不動産に関して、地震その他の災害、稼働率の低下、賃料水準の下落等の事情が発生した場合には、本投資法人の収益等または存続に著しい悪影響をもたらす可能性があります。

(ウ)テナントの集中に関するリスク

運用不動産のテナント数が少ない場合または一のテナントが占める賃料の割合が大きい場合、本投資法人の収益等は特定のテナントの退去、支払能力の悪化その他の事情による影響を受けやすくなります。すなわち、一棟借りをしているテナントその他賃借面積の大きなテナントが退去した場合には、空室率が高くなるうえに、他のテナントを探しその入居率を回復させるのが難しくなることがあり、その期間が長期にわたる場合には、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。もっとも、そのようなテナントがマスターリースの形態を用いた運用不動産におけるサブレッシーである場合は、当該テナントの退去が直ちにマスターリース契約の終了につながるとは限りません。とはいえ、マスターレッシーがマスターリース契約を更新すべきか否か、契約の解除権がある場合にそれを行使すべきか否か等の判断をするに際し大きな影響を与える可能性は否定できません。なお、運用不動産が土地である場合は、一続きの土地が一括して賃貸されるものと予想されますので、建物の場合に関する上記と同様のリスクが存在するこ

とになります。

また、セール・アンド・リースバック方式により取得した運用不動産で、テナントが自社の本社等として一棟借りしている建物について、当該テナントの当該建物からの退去に伴い当該本社仕様となっている建物を一般テナントビル仕様に改装する場合は、多額の費用を要することが予想され、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす場合があります。さらに、テナントが倒産した場合、双方未履行の双務契約としてテナントの管財人が解除権を行使し、敷金・保証金の返還を求めてくる可能性があります。この場合の解除権の行使は法律で認められたものであるため、本投資法人は、違約金条項があっても違約金を取得できない可能性があります。当該テナントが相対的に賃料収入の大きなテナントである場合は、本投資法人の収益が重大な悪影響を受ける可能性があります。

(四) ホテルに関するリスク

a. 本投資法人の収益がホテル・旅館業界等の収益の影響を受けることに関するリスク

本投資法人は、不動産の中でも、宿泊施設を中核資産の一つとしています。

したがって、本投資法人の業績は、ホテル・旅館業界の全体的な傾向に大きく影響を受けます。場合によっては、テナントが、賃料を約定どおり支払うことができなくなったり、賃貸借契約を解約してまたは更新せずに退去したり、賃料の減額請求をすることがあります。これらの要因により、本投資法人の収益は悪影響を受けることがあります。

また、本投資法人が、テナントとの間で賃貸借契約を締結する際に、ホテル業績に連動した変動賃料を含む賃料構成とした場合、テナントの売上減少または利益の減少等が、賃料収入に直接的な悪影響を与えることとなります。

なお、本投資法人が、ある宿泊施設について、賃貸借契約でなく、運営委託契約を締結して運営受託者に運営を委託する場合にも、上記とほぼ同様のリスクがあります。

ホテル・旅館業界の業績や収益は、以下のものを含むさまざまな要素により悪影響を受ける可能性があります。

- ・ 国内の景気及び経済状況の悪化並びに災害、悪天候、伝染病の流行等による消費者行動の変化の影響を受けた旅行者数の減少
- ・ 政治及び外交上の出来事及び動向や為替要因等による、インバウンドの旅行者数の減少
- ・ 旅行代理店の倒産等による、旅行代理店との間の信用取引によって発生した債務の不履行
- ・ 保有する設備や周辺環境の陳腐化または交通環境の変化による集客力の低下
- ・ 周辺の特定の施設に集客力が依存している場合の当該施設の閉鎖等による集客力の低下
- ・ 当該施設や周辺において提供されている特定のサービスに集客力が依存している場合の当該サービスの終了、当該サービスに対する旅行者の嗜好の変化等による集客力の低下
- ・ 類似するコンセプトのホテル及び旅館との競合による集客力の低下
- ・ 旅行者の旅のニーズまたはトレンドの変化
- ・ 機械化が難しいサービスを提供する従業員の確保の失敗
- ・ 提供する飲食物による食中毒等の事故の発生
- ・ 従業員等の故意または過失による顧客情報の漏洩
- ・ 自然災害等による温泉の枯渇や温泉の利用権の喪失
- ・ 旅館業法（昭和23年法律第138号、その後の改正を含みます。）に基づく営業許可その他許認可の取消し

特に、感染が世界的に拡大している新型コロナウイルスの影響による世界的な移動制限や外出自粛等により、本投資法人が保有する宿泊施設の利用客の減少等によるテナントの大幅な売上及び利益減少並びに本投資法人がホテル営業の売上または利益に連動して受領する変動賃料の減少が生じています。今後についても、訪日外国人客を含め更に利用客が減少する可能性があり、また、状況によっては、ホテル営業の一時的な停止を余儀なくされる可能性もあります。これらの結果、保有する宿泊施設におけるテナントの売上及び利益並びに本投資法人がホテル営業の売上または利益に連動して受領する変動賃料は更に減少する可能性があり、これら新型コロナウイルスの感染拡大によるホテル営業に対する影響が長期化・深刻化する場合には、既存テナントからの賃料収入の減少に加えて、既存テナントまたは既存オペレーターの経営に悪影響が及ぶことに起因して発生しうる既存テナントとの賃貸借契約の見直しや、既存テナントまたは既存オペレーターの営業停止・退去等の様々な事象の発生により、本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、ホテル・旅館業界の業績や収益は、季節的要因により変動します。本投資法人の宿泊施設のポートフォリオは、2月末日で終了する計算期間と8月末日で終了する計算期間で季節的要因による収益の大きな変動は回避されていると考えていますが、ポートフォリオの変動や計算期間の変更等の結果、季節的要因による収益の変動が生じる可能性を完全に排除するものではありません。

さらに、保有する宿泊施設の一部に関して本書の日付現在有効な賃貸借契約において定められている最低保証賃料は、1年間の変動賃料の合計額が最低保証賃料に満たない場合にその差額について1年毎に支払われる仕組みであるため、計算期間毎に収益が大きく異なる可能性があります。

b. 変動賃料に関するリスク

保有する宿泊施設について本投資法人とテナントの間で締結されている賃貸借契約においては、(i) 固定賃料による賃料構成（固定資産税・都市計画税相当額及び損害保険料相当額を変動賃料としてあわせて受領する賃料構成を含みます。）と、() 原則として売上高または利益に連動した変動賃料による賃料構成（原則として売上高または利益に連動した変動賃料をとるものの、当該変動賃料に係る最低保証賃料とを組み合わせた賃料構成を含みます。）があります。後者の賃料構成については、売上高または利益に連動した変動賃料の支払いを受ける場合には、売上高の減少または利益の減少等が賃料総額の減少につながり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。本書の日付現在、本投資法人が保有する宿泊施設についての賃貸借契約においては、かかる固定賃料の賃料構成（固定資産税・都市計画税相当額及び損害保険料相当額を変動賃料としてあわせて受領する賃料構成を含みます。）のもの、変動賃料の賃料構成のもの並びに変動賃料及び最低保証賃料が組み合わさった賃料構成のものがあります。

変動賃料の支払いを伴う賃貸借契約において、変動賃料の計算の基礎となる売上高等の数値について、賃貸人がその正確性について十分な検証を行えない場合があります。その結果、本来支払われるべき金額全額の変動賃料の支払いがなされず、本投資法人の収益に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

c. 既存テナント等が退去した場合に関するリスク

ホテル・旅館業界は、装置産業としての性格が強く、内装や温泉権のように、施設運営に不可欠の資産、権利等をテナントまたはオペレーターが有している場合もあり、また、運営に当たり高度な知識が要求されることから、賃貸借契約または運営委託契約が解除されまたは更新されずに既存テナントまたは既存オペレーターが退去した場合、代替するテナントまたはオペレーターとなりうる者が少ないために、代替テナントが入居するか、または新たな運営委託契約の締結後運営受託者が運営を開始するまでの空室期間が長期化し、不動産の稼働率が大きく低下すること、代替するテナントまたはオペレーター確保のために賃料や受託手数料水準を下げざるを得なくなること、運営の移行期間において十分な収益が実現できないこと、または賃貸借契約や運営委託契約の条件が不利になることがあり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。本投資法人は既存テナントまたは既存オペレーターが退去した場合に代替するテナントまたはオペレーターとなりうる者と事前にバックアップオペレーター契約を締結して既存テナントまたは既存オペレーターの退去に備えることができますが、その場合でも、必ずしも相手方がテナントまたはオペレーターとなる契約上の義務を負うわけではなく、既存テナントまたは既存オペレーターの退去による本投資法人の収益等への悪影響を避けることができるとは限りません。

さらに、既存オペレーターへの運営委託の終了によってオペレーターが交代するものとしていても、円滑な交代ができず、または交代に伴って多額の費用が生じ、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. FF&E等の定期更新に関するリスク

宿泊施設は、競争力維持のためのいわゆるFF&E(注)の定期的な更新投資及び単なる更新に留まらない競争力強化のための大規模投資が必要となります。FF&Eはその資産アイテム毎に、本投資法人とテナントまたは運営受託者との間の資産区分及び初期投資、修繕、更新等の負担区分が賃貸借契約または運営委託契約において規定されることが想定されます。かかる取決めにより、本投資法人がその多くを所有し、その負担能力を超えて初期投資、修繕、更新等を行うこととなった場合、本投資法人の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの理由で工事が行われる場合、施設の一部または全体が相当期間閉鎖される場合もあり、この間オペレーターの得られる収益が減少することがあります。また、かかるFF&Eの初期投資、修繕、更新等が宿泊施設の売上または利益増につながらず、期待どおりの効果が得られない場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他、一定規模以上のシティホテルやリゾートホテルにおいては、施設及び設備の陳腐化による競争力低下を避けるために相当程度の資本的支出及び維持管理費用の分担を要求されることがあります。一方で、運用不動産からの収入がこれに対応して増加するとの保証はありません。

(注) FF&Eは、Furniture、Fixture & Equipmentの略であり、家具、什器、備品、装飾品及び厨房機器等、ホテル運営に必要な資産をいいます。原則的にFF&Eは償却資産です。以下同じです。

e. オペレーターの業態の偏りに関するリスク

宿泊施設の場合、用途に応じた構造の特殊性から、オペレーターの業態を大きく変更することが困難であることが多く、また、経済の動向、消費性向の変化に伴い、収益力が減退するときには業務の撤退・縮小を余儀なくされることもあり、そのような場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

f. 宿泊施設の構造及び立地の特殊性に伴うリスク

本投資法人は、宿泊施設としての目的に照らして必要な強度を有し、宿泊施設としての安全性に問題がないと判断できる場合には、木造を含む全ての種類の建物構造の建造物へ投資することがあります。また、築年が古い建築物、都市部のような手厚い災害対策がなされていない手付かずの自然環境が豊かな地域に立地する建築物等に投資することもあります。このような特殊な建築物には特有のリスクがあります。詳しくは前記「(レ)火災、破裂爆発、落雷、風ひょう雪災、水災、電気的事故、機械的事故その他偶然不測の事故に関するリスク」をご参照ください。本投資法人は、現地で建物の目視調査を含む非破壊調査を行い、消防法等を含む関連法令に照らし必要と判断される場合は、修繕を実施する等、安全性に配慮し、また、オペレーション上の支障がないことも確認した上で投資する方針ですが、このような特殊な不動産特有のリスクを回避できず、当該建築物でのオペレーションが不可能になった場合または利用者の生命、身体若しくは財産等を侵害した場合、本投資法人の収益等に大きな悪影響が生じる可能性があります。

g. フランチャイズ契約に関するリスク

本投資法人の保有する宿泊施設のうち、コートヤード・バイ・マリオット 東京ステーション及びコート

ヤード・バイ・マリOTT 新大阪ステーションに係るテナントである森トラスト株式会社は、ホテル事業やブランドライセンスに関するフランチャイズ契約を締結しています。このようなフランチャイズ契約においては、フランチャイザーは、フランチャイジーに対して、一定のオペレーティングスタンダードや他の基準・条件の遵守を要求しており、フランチャイジーがかかる基準・条件に違反した場合(フランチャイジーがフランチャイズ契約上のフランチャイジーの地位等を譲渡等することによって、かかる基準・条件に違反する場合も含まれます。)には、これらのフランチャイズ契約をフランチャイザーから解約される可能性があります。また、使用しているブランドのイメージが一般的に低下するようなことが起こった場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。このように、フランチャイズ契約が終了しホテル事業が不可能となった場合、または、何らかの理由によりテナントにおける当該ホテルブランドの使用が不可能となった場合、コートヤード・バイ・マリOTT 東京ステーション及びコートヤード・バイ・マリOTT 新大阪ステーションのホテルとしての運営及びブランド価値が低下することにより、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。今後、本投資法人が取得する宿泊施設においても、このようなフランチャイズ契約をテナントが締結している場合には、同様のリスクが生じる可能性があります。

(ノ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

一般に、不動産または不動産信託受益権を売却した後に売主が倒産手続きに入った場合、当該不動産または不動産信託受益権の売買または売買についての対抗要件具備が当該売主の管財人により否認される可能性があります。また、財産状態が健全でない売主が不動産または不動産信託受益権を売却した場合、当該不動産または不動産信託受益権の売買が当該売主の債権者により詐害行為を理由に取消される可能性があります。

また、売買取引が担保付融資取引であると法的に評価され、依然としてその目的物が売主(または倒産手続きにおける管財人もしくは財団)に属すると解される可能性があります。この場合、特に担保権の行使に対する制約が破産手続き等に比較して相対的に大きい会社更生手続きにおいては深刻な問題となり得ます。

なお、本投資法人に対して、運用不動産(不動産信託受益権を含みます。以下本項において同じ。)を譲渡した前所有者(前信託受益者を含みます。以下本項において同じ。)が運用不動産をその前々所有者から購入した当時の、当該前々所有者の財産状態の健全性について、本投資法人は調査を行っていません。前々所有者の倒産等の場合、転得者が否認の原因のあることを知っていたなど一定の条件のもとで、前々所有者と前所有者との間の取引にかかる否認の効力が転得者にも及ぼされることがあります(破産法第170条、会社更生法第93条、民事再生法第134条)。従って、かかる前々所有者を含む売主等の倒産の場合、本投資法人が否認の効力を主張され、または詐害行為取消権の行使を受けることにより、運用不動産の所有権を失うなど、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

(オ) 専門家の意見への依拠に関するリスク

不動産の鑑定評価額(不動産価格調査の調査価格を含みます。)は、個々の不動産鑑定士による地域分析、個別分析等の分析の結果に基づく、ある一定時点における不動産鑑定士の判断や意見を示したものととどまります。従って、同一物件について鑑定評価を行った場合でも、個々の不動産鑑定士によって、その適用する評価方法または調査方法もしくは時期、収集した資料等の範囲等によって鑑定評価額が異なる可能性があります。本書記載の鑑定評価額は、不動産鑑定評価基準及び留意事項に基づき、原則として、DCF法による収益価格を標準とし、直接還元法による収益価格等による検証を行い決定された特定価格をもって「鑑定評価額」とするものですが、かかる鑑定評価の結果は、将来において本投資法人が当該鑑定評価額により運用不動産を売却できることを保証または約束するものではありません。

土壤汚染リスク評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、専門家が調査した結果を記載したものに過ぎず、土壤汚染が存在しないことを保証または約束するものではありません。

また、マーケットレポート等により提示されるマーケットに関する第三者機関による分析または統計情報は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものととどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法もしくは調査方法または時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。加えて、宿泊施設のマーケット分析及び想定賃料水準は、観光業界の動向等に左右されますが、調査分析会社が観光業界の動向を適切に予想することが困難である可能性があります。さらに、オペレーターの提供するサービスの水準及び内容並びに設備及び稼働状況等は、繁閑期で大きく異なる可能性があります。したがって、他の不動産等に比べ、宿泊施設については、マーケットレポートにおけるマーケット分析、統計情報及び想定賃料水準並びにオペレーターの能力、業績、財務状態、信用力及び将来の業績の予想に関する分析等が概括的なものになる可能性があり、場合によっては、マーケットレポートの取得自体が不可能となる可能性があります。

エンジニアリングレポート及び構造計算書に関する調査機関による調査報告書についても、建物の状況及び構造に関して専門家が調査した結果を記載したものに過ぎず、不動産に欠陥、瑕疵または不動産売買契約もしくは不動産信託受益権売買契約の内容への不適合が存在しないことを保証または約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPML値は、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

() 信託の受益権特有のリスク

本投資法人は、不動産、不動産の賃借権または地上権を信託する信託の受益権を取得することがありますので、不動産特有のリスクに加え、以下のような信託の受益権特有のリスクを負います。なお、以下、2007年9月30日施行の信託法(平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。)を「信託法」といい、信託法施行により廃止された信託法(大正11年法律第62号。その後の改正を含みます。)を「旧信託法」といいます。契約によってされた信託で、信託法施行日(2007年9月30日)前に効力を生じたものについては、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き旧信託法が適用されます。但し、信託委託者、信託受託者及び信託受益者の書面合意等により信託法の適用を受けることもできます。

(イ) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは信託の利益を享受するものですが(旧信託法第7条、信託法第2条第6項及び第7項)、他方で、信託受益者は、信託財産に関する租税その他費用、信託受託者が信託事務の遂行に関して自己に過失なく受けた損害及び信託受託者の報酬について負担することがあります。すなわち、旧信託法ではこれらの信託費用、損害及び報酬は最終的に信託受益者が負担するものとされています(旧信託法第36条第2項、第37条)。信託法では、これらの信託費用、損害及び報酬は、信託財産が負担する旨変更されましたが、信託受託者と信託受益者との合意により、信託受益者から信託費用等の償還、損害の賠償、報酬の支払またはこれらの前払を受けることができます(信託法第48条、第53条、第54条)。

また、信託受託者は、これらの償還または支払等を受けるため、一定の場合、信託財産である不動産を売却することができます(旧信託法第36条第1項、信託法第49条第2項)。従って、本投資法人が不動産、不動産の賃借権または地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する十分なデューデリジェンス(詳細な調査等)を実施し、保険会社を保険者、信託受託者を被保険者とする損害保険を付保すること等、本投資法人自ら不動産を取得する場合と同等の措置を講じたうえで取得する必要がありますし、一旦不動産、不動産の賃借権または地上権を信託する信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを信託受益者たる本投資法人が負担することになります。

また、信託財産からの支弁または受益者に対する請求がなされた場合、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

(ロ) 信託の受益権の流動性リスク

本投資法人が信託の受益権を運用資産とする場合で、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分する場合には、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します(前記「() 不動産に関するリスク / (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク」をご覧ください。)

また、信託の受益権(信託法第185条以下に定める受益証券発行信託にかかる受益権を除きます。)を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾が受益権譲渡の対抗要件であるため(信託受託者以外の第三者に対しては確定日付のある証書によることが必要)、信託受託者の承諾を得ることになります(信託法第94条)。

さらに、不動産、不動産の賃借権または地上権を信託する信託の受益権については有価証券に該当しますが(金融商品取引法第2条第2項第1号)、信託の受益権は株式等の取引市場のある有価証券と比較すると相対的に流動性が低いものといえます。

(八)信託受託者の破産、会社更生等に関するリスク

旧信託法上、信託受託者につき破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続きその他の倒産手続きが開始された場合に、信託財産が破産財団、再生債務者または更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に属するか否かに関しては、明文の規定はないものの、旧信託法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、登記等の対抗要件を具備している限り、信託財産である不動産その他の資産が信託受託者の破産財団、再生債務者または更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属すると解釈される可能性は低いものと考えられます。信託受託者が破産した場合、旧信託法第42条第1項に基づき信託受託者の任務は終了し、旧信託法第50条に基づき信託財産の名義人でもなくなることから、信託財産は破産財団に属しないと説明する見解があります。また、旧信託法第16条によれば、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は信託受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならないと考えられます。

信託法では、信託受託者につき破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続きその他の倒産手続きが開始された場合に、信託財産が破産財団、再生債務者または更生会社の財産に属さない旨定められています(信託法第25条)。また、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は信託受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならない旨定められています(信託法第23条)。

旧信託法及び信託法上、信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があります。また、金銭のように公示方法がないものが信託財産である場合、取り戻せない可能性があります。

(二)信託受託者の債務負担に伴うリスク

信託受託者が、信託契約または信託受益者の意思に反して信託財産である不動産を処分すること、または信託財産である不動産を引当てとして何らかの債務を負うこと等により、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を信託受益者に認めており(旧信託法第31条)、また、信託法では、信託受託者の権限違反行為または利益相反行為の取消権を信託受益者に認めています(信託法第27条、第31条)。但し、本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を回避できるとは限りません。

(ホ)信託の受益権の準共有等に関するリスク

本投資法人が保有する信託の受益権が準共有されている場合または分割された受益権を他の者とそれぞれ保有する場合には、共有者間の規約、信託契約または法令(たとえば、民法第251条、第252条、信託法第105条以下)により、信託の受益者としての本投資法人が有する指図権の行使が制約され、その結果、本投資法人の資産運用が影響を受ける場合があります。

()税制に関するリスク

(イ)導管性要件に関するリスク

租税特別措置法第67条の15は、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、一定の要件(以下「導管性要件」といいます。)を満たした投資法人が支払う利益の配当等を投資法人の損金に算入することを認めています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載または記録があること
借入先要件	機関投資家(租税特別措置法第67条の15第1項第1号口(2)に規定するものをいいます。次の所有先要件において同じ。)以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時ににおいて、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていることまたは機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時ににおいて、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口の総口数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式または出資の50%以上を有していないこと(匿名組合出資を含み、一定の海外子会社の株式または出資を除きます。)

本投資法人は、導管性要件を満たすよう継続して努める予定ですが、今後、更正処分等による多額の過年度法人税等の発生、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、資金の調達先、借入金等の定義の不明瞭性、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入することができなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、過年度の本投資法人の導管性要件にかかる取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において行った利益の配当等の損金算入が否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約において、特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とすること(規約第26条第2号)としています。本投資法人は、前記内容の投資方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、不動産を取得する場合の不動産流通税(登録免許税及び不動産取得税)の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、または軽減措置の要件が変更された場合には、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(二) のれんの発生及びのれん償却費に係るリスク

本合併により、のれんが発生する場合があります。かかるのれんは会計上20年間にわたって定額法により定期的に償却される予定です。のれん償却費は、税務上は損金に算入することができないため法人税等の税負担が発生し、配当の原資となる会計上の利益は減少します。支払配当要件における配当可能利益の額(または配当可能額の90%超の金銭の分配)ができず、支払配当要件を満たすことが困難となる可能性があり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、のれんの取扱いに関する法令諸規則の解釈・運用に係る今後の取扱等によっては、本投資法人の活動に予期せぬ制約が及ぶこととなり、または本投資法人の税負担が増大し、本投資法人の収益及び投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制もしくは本投資法人に関する税制またはかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口にかかる利益の配当、資本の払戻し、譲渡等に関する税制またはかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有または売却による投資主の手取金の額が減少したり、税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

() MTHとの合併等に関するリスク

本投資法人は、本合併を通じオフィスアセットの安定性とホテルアセットの成長性を併せ持つポートフォリオ構築するとともに、スポンサーサポートを最大限活用して成長路線へと回帰することが更なる投資主価値の向上に繋がると判断するに至り、2023年3月1日を効力発生日として本合併を行いました。

しかしながら、本合併により期待された上記の効果が実現する保証はなく、想定された利益が得られず、または、かえって本合併により承継した運用資産や負債に関連して、本投資法人の財務状態等に悪影響が生じ、投資主または投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。

また、2023年5月29日時点で、本合併後の営業期間に関する財務諸表は存在していません。本投資法人及びMTHの本合併前の運用実績及び財政状態を単純に合算したものが本合併後の本投資法人の運用実績及び財政状態を適正に表示するものではありません。

b. 投資リスクに関する管理体制

資産運用会社及び本投資法人は、本投資法人の資産運用に関し、以下のような体制により、可能な限り、本投資口への投資に関するリスクの発生回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、これらの措置が結果的に十分な成果を収める保証はありません。

() 本投資法人の体制

本投資法人は、少なくとも3か月に1回以上役員会を開始し、適宜資産運用会社の運用状況の報告を受けるとともに、執行役員は適宜資産運用会社の運用状況を聴取及び関係書類の閲覧・調査を実施し、資産運用会社の管理・監督を行います。

() 資産運用会社の体制

- (イ)資産運用会社は、運用ガイドラインを遵守するとともに、コンプライアンス規程及びリスク管理規程に基づきコンプライアンス及びリスク管理を行います。
- (ロ)資産運用会社は、利害関係人と本投資法人との間の取引については、原則として、コンプライアンス委員会、本投資委員会、取締役会及び本投資法人の役員会に付し、取引に係る議案を審議するものとされています。かつ、利害関係取引に関する自主ルールを定めており、これを遵守することにより利益相反に係るリスク管理を行います。
- (ハ)資産運用会社は、投資法人に係るインサイダー取引規制に十分な対応を図るための内部態勢の構築のため、内部者取引の未然防止についての法人関係情報管理規程を定め、役職員等のインサイダー取引(インサイダー類似取引も含まれます。)の防止に努めています。
- (ニ)資産運用会社は、コンプライアンス委員会及び本投資委員会を設け、運用に係る年度計画や取得・売却に関する事項を審議することにより、異なる視点からリスク管理を行います。
- (ホ)資産運用会社は、コンプライアンスを統括するコンプライアンス・オフィサーが、法令遵守の状況を監視します。
- (ヘ)資産運用会社は、業務リスクを管理するため、コンプライアンス・オフィサーをリスク管理統括責任者とし、資産運用会社のリスクの所在及びリスクの種類を理解したうえで、運用部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じるものとします。投資運用部は、投資基準に適合しなくなった不動産がある場合には、当該不動産の入替、売却等について検討を行います。
- (ト)資産運用会社は、コンプライアンスに関する社内体制を整備し、コンプライアンス上の問題の発生についての対応を講じています。また、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス基本方針や役職員等の行動規範を定めるのみならず定期的にコンプライアンス研修を実施します。
- (チ)資産運用会社は、内部監査に関する社内体制を整備し、取締役会の監督に基づく実効的な監視活動を通じて、リスクを特定し、その最小化を図っています。内部監査に関する担当者兼責任者であるコンプライアンス・オフィサーは、他の組織及び部署から独立した組織として維持するものとします。

以上のように、本投資法人及び資産運用会社は投資リスクに関する管理体制を整備していますが、このような体制が常に有効に機能する保証はありません。管理体制が有効に機能しないことによりリスクが顕在化した場合、本投資法人または投資主に損失が生じるおそれがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため(規約第6条第1項)、該当事項はありません。但し、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができます(規約第6条第2項)。

(3)【管理報酬等】

a. 役員報酬(規約第25条第1項及び第2項)

()執行役員

執行役員の報酬の額は、役員会で決定した金額(1人当たり月額80万円を上限とします。)とし、当月分を当末日までに執行役員の指定する口座へ振込む方法により支払います。

()監督役員

監督役員の報酬の額は、役員会で決定した金額(1人当たり月額50万円を上限とします。)とし、当月分を当末日までに監督役員の指定する口座へ振込む方法により支払います。

b. 会計監査人報酬(規約第32条)

本投資法人の会計監査人に対する報酬額は、役員会で決定した金額(営業期間毎に2,000万円を上限とします。)とし、その支払は、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書の受領後、会計監査人の請求を受けてから2月以内に会計監査人の指定する口座へ振込む方法により行うものとします。

c. 資産運用会社への支払報酬(規約第33条及び附則)

本投資法人から資産運用会社に支払われる資産の運用の受託に対する報酬の額または資産運用報酬の支払いに関する基準は、以下のとおりです。

()運用報酬1

運用報酬1は、各営業期間につき、当該決算期及び前決算期における「期末算定額」(不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等並びにその他の特定資産(但し、その他の特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるものとします。))のそれぞれの総額を平均した金額に0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額に、2分の1を乗じた金額とします。支払時期については、前期末の「期末算定額」の総額に0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額の4分の1を、毎年5月末日及び11月末日に支払い、当該決算期の決算確定後遅滞なく過不足を精算するものとします。

なお、本投資法人の2023年3月1日から2023年8月末日の営業期間における運用報酬1については、吸収合併消滅法人となる森トラスト・ホテルリート投資法人の2023年2月28日時点における期末算定額をこの投資法人の当該日時点における期末算定額に含めてこの投資法人の運用報酬1の金額を算出するものとします。

なお、本書の提出日現在、当該運用報酬1にかかる料率は0.15%です。

(注)「期末算定額」とは、毎決算期において、以下の各項記載の資産を以下に定める方法(規約第27条第1項及び第2項)で算定した額をいいます。

1)不動産、不動産の賃借権及び地上権

不動産鑑定士が収益還元法により求めた価額。

2)不動産、不動産の賃借権または地上権を信託する信託の受益権

信託財産を構成する資産が前記1)の資産に該当する場合には、前記1)に定める評価を行い、また、当該信託財産が金融資産から成る場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して、当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額。

3)前記1)または2)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産を構成する資産が前記1)または2)の資産に該当する場合には、それぞれに定める評価を行い、また、当該信託財産が金融資産から成る場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して、当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額。

4)不動産に関する匿名組合出資持分

不動産に関する匿名組合出資持分における匿名組合の投資対象資産が前記1)または2)の資産の場合には、それぞれに定める評価を行い、また、当該対象資産が金融資産から成る場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額。

5)信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産を構成する資産または不動産に関する匿名組合出資持分における匿名組合の投資対象資産が前記1)または2)の資産の場合には、それぞれに定める評価を行い、また、当該対象資産が金融資産から成る場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による評価を行ったうえで、これら

の合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額。

- 6) 有価証券(前記2)ないし5)に該当するものを除きます。)
満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価し、その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価します。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価します。
- 7) 金銭債権
取得価額から、貸倒引当金を控除した価額。但し、債権を債権金額より低い価額または高い金額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価額。
- 8) デリバティブ取引に係る権利
デリバティブ取引により生じる債権及び債務は時価で評価します。
但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとし、さらに、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとし、
- 9) その他
上記に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によって評価するものとし、

() 運用報酬 2

運用報酬 2 は、各営業期間における運用報酬 2 控除前当期純利益を各決算期末における発行済投資口の総口数で除した額に、各営業期間における運用報酬 2 控除前当期純利益を乗じ、更にこれに0.0012%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額とします。

「運用報酬 2 控除前当期純利益」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される税引前当期純利益(但し、運用報酬 2 及び運用報酬 2 に係る控除対象外消費税等の控除前とします。)に、のれん償却額を加算し、負ののれん発生益を控除した後の金額とし、繰越欠損金があるときはその全額を補填した後の金額とし、当該決算期の決算確定後遅滞なく支払うものとし、

なお、本書の提出日現在、当該運用報酬 2 にかかる料率は0.0006%です。

() 運用報酬 3

運用報酬 3 は、本投資法人が不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等並びにその他の特定資産(但し、その他の特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるものとし、)を取得した場合において、取得資産毎にその取得価額(但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。)に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回することは妨げないものとします。

また、本投資法人が行う合併により、不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等並びにその他の特定資産(但し、その他の特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるものとし、)を当該合併の相手方から承継した場合において、当該合併により承継する特定資産毎に合併の受入日における評価額に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回することは妨げないものとします。

(イ)150億円以下の部分に対して0.4%

(ロ)150億円超300億円以下の部分に対して0.1%

(ハ)300億円超の部分に対して0.05%

支払時期は、本投資法人が当該資産を取得した日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)または当該合併の効力発生日以降、3月以内とします。

なお、本書の提出日現在、当該運用報酬 3 は前記料率に変更ありません。

() 運用報酬 4

運用報酬 4 は、本投資法人が不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等並びにその他の特定資産(但し、その他の特定資産については当該特定資産を保有することにより実質的かつ経済的に当該特定資産に関連する不動産等を保有するものと評価できるものに限定されるものとし、)を譲渡した場合において、譲渡資産毎にその譲渡価額(但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除きます。)に0.05%を乗じた金額とします。支払時期は、当該資産を譲渡した日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)以降、3月以内とします。

なお、本書の提出日現在、当該運用報酬 4 は前記料率に変更ありません。

d. 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料

- () 本投資法人は、投資主名簿等の管理等に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務等を委託しています(以下、投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務等を受託する者を「投資主名簿等管理人」といいます。)
- (イ) 総投資主通知の受理、投資主名簿への投資主及び登録投資口質権者の記録並びに投資主名簿と振替口座簿に記録すべき振替投資口数との照合に関する事務
- (ロ) 投資主及び登録投資口質権者またはこれらの法定代理人もしくは以上の者の常任代理人の住所及び氏名または仮住所の登録またはその変更事項の記録に関する事務
- (ハ) 投資口に関する諸届出の受理に関する事務
- (ニ) 投資主名簿及びこれに付随する書類の作成、管理並びに投資主名簿の閲覧または謄写本もしくは証明書の交付に関する事務
- (ホ) 議決権行使書の受理、集計に関する事務
- (ヘ) 分配金の計算及び支払に関する事務
- (ト) 個別投資主通知に関する事務
- (チ) 新規記録通知に関する事務
- (リ) 情報提供請求に関する事務
- (ヌ) 投資口に関する照会に対する応答
- (ル) 事故届出の受理に関する事務
- (ヲ) 投資口に関する諸統計及び官庁、金融商品取引所等への届出もしくは報告に関する資料の作成事務
- (ワ) 投資口の追加発行、最低純資産額の減少、投資口の併合、投資口の分割、投資法人の合併等の臨時事務
- (カ) 投資主に対する通知、催告、報告等の発送及び各種郵便物の返戻履歴の管理に関する事務
- (コ) 投資主及び登録投資口質権者またはこれらの法定代理人もしくは以上の者の常任代理人の印鑑またはその変更登録に関する事務
- (タ) 投資証券不所持に関する事務
- (レ) 投資証券の交付及び保管に関する事務
- (ソ) 信託財産の表示またはその抹消に関する事務
- (ツ) 支払調書等の作成対象となる投資主等の個人番号及び法人番号(以下「個人番号等」といいます。以下同じ。))について、振替機関あて請求及び通知受領に関する事務
- (ネ) 投資主等の個人番号等の登録、保管及び保管期間経過後の廃棄または削除に関する事務
- (ナ) 行政機関等あて個人番号等の提供に関する事務
- (ラ) 投資主総会資料の電子提供制度における書面交付請求に関する事務
- (ム) 前各号に掲げる事項に付随する事務

前記の事務委託の対価として下記「投資主名簿等の管理に関する一般事務手数料表」に基づき計算された業務手数料の合計額を上限とした金額並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います。なお、下記「投資主名簿等の管理に関する一般事務手数料表」に定めのない業務に対する業務手数料は、本投資法人及び投資主名簿等管理人の協議のうえ決定します。投資主名簿等管理人は毎月15日までに、前月にかかる業務手数料並びに当該手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を計算のうえ本投資法人に請求し、本投資法人はその月の末日までに、これを投資主名簿等管理人に支払います。

投資主名簿等の管理に関する一般事務手数料表

項目	手数料率	対象事務の内容																																							
基本手数料	<p>月末現在の投資主名簿上の投資主1名につき、下記段階に応じ区分計算した合計額(月額)。 上記に関わらず、最低料金は月額150,000円とします。</p> <table border="1"> <tr><td>1 ~ 5,000名</td><td>90円</td></tr> <tr><td>5,001 ~ 10,000名</td><td>75円</td></tr> <tr><td>10,001 ~ 30,000名</td><td>65円</td></tr> <tr><td>30,001 ~ 50,000名</td><td>55円</td></tr> <tr><td>50,001 ~ 100,000名</td><td>45円</td></tr> <tr><td>100,001 ~ 150,000名</td><td>35円</td></tr> <tr><td>150,001 ~ 200,000名</td><td>30円</td></tr> <tr><td>200,001 ~ 250,000名</td><td>25円</td></tr> <tr><td>250,001 ~ 300,000名</td><td>20円</td></tr> <tr><td>300,001名以上</td><td>10円</td></tr> </table>	1 ~ 5,000名	90円	5,001 ~ 10,000名	75円	10,001 ~ 30,000名	65円	30,001 ~ 50,000名	55円	50,001 ~ 100,000名	45円	100,001 ~ 150,000名	35円	150,001 ~ 200,000名	30円	200,001 ~ 250,000名	25円	250,001 ~ 300,000名	20円	300,001名以上	10円	<ul style="list-style-type: none"> ・総投資主通知データに基づく投資主確定及び投資主名簿の作成、更新 ・確定投資主名簿に対する業態区分情報の付加 ・期末統計資料の作成 ・期末投資主一覧表(大投資主、役員)の作成 ・失格投資主名簿の管理 ・基準日における確定投資口数の履歴管理 ・住所変更、代表者(役職名)変更、質権設定等に関し投資主名簿の記載の変更を要する株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)からの加入者情報変更データの受理、投資主名簿の更新 ・分配金振込口座指定情報の登録 ・通信先指定届、特別税率適用申告書、同廃止申告書、租税条約届出書、所得税法等に基づく告知、諸通知送付先指定書等の受理 ・諸届完了ハガキの発送 ・失念投資口にかかる諸請求の受理 ・議決権の数の確定 ・個別投資主通知データの受理と検証 ・情報提供請求(投資主等照会コード、氏名または住所)の作成及びデータの受理 ・機構とのリコンサイル用データの授受と検証 ・機構とのデータ送受信の運営管理 ・加入者情報データの新規受入れ ・投資主宛名、振込情報の入力 ・還付郵便物の整理、保管、再送及び各種郵便物の返戻履歴の管理 ・帳簿書類等の調整 ・各種書類の保管 ・投資口に関する各種照会への対応 ・末尾(注1) 																			
1 ~ 5,000名	90円																																								
5,001 ~ 10,000名	75円																																								
10,001 ~ 30,000名	65円																																								
30,001 ~ 50,000名	55円																																								
50,001 ~ 100,000名	45円																																								
100,001 ~ 150,000名	35円																																								
150,001 ~ 200,000名	30円																																								
200,001 ~ 250,000名	25円																																								
250,001 ~ 300,000名	20円																																								
300,001名以上	10円																																								
未払分配金支払手数料	<table border="1"> <tr><td>1. 支払領収証</td><td>1枚につき</td><td>650円</td></tr> <tr><td>2. 月末現在未払領収証</td><td>1枚につき</td><td>7円</td></tr> </table>	1. 支払領収証	1枚につき	650円	2. 月末現在未払領収証	1枚につき	7円	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行取扱期間経過後の分配金の支払い ・機構名義失念投資口にかかる分配金等の支払い ・未払分配金台帳の管理 ・未払分配金支払資金の管理 ・送金案内ハガキの発送 																																	
1. 支払領収証	1枚につき	650円																																							
2. 月末現在未払領収証	1枚につき	7円																																							
分配金受領促進手数料	<table border="1"> <tr><td>受領督促</td><td>1件につき</td><td>200円</td></tr> </table>	受領督促	1件につき	200円	<ul style="list-style-type: none"> ・除斥期間満了前の未払分配金受領督促のための送金依頼書の発送 																																				
受領督促	1件につき	200円																																							
証明調査手数料	<table border="1"> <tr><td>1. 証明書発行、各種調査</td><td>1件(1名義人)につき</td><td>650円</td></tr> <tr><td>2. 投資口異動明細書発行</td><td>1件(1名義人)につき</td><td>1,000円</td></tr> </table>	1. 証明書発行、各種調査	1件(1名義人)につき	650円	2. 投資口異動明細書発行	1件(1名義人)につき	1,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・分配金支払明細書(一括送付分を除きます。)の作成 ・投資主名簿の記載事項に関する各種証明書の発行 ・相続、贈与等による投資主名簿の調査への回答書の作成 ・各種税務調査への回答書作成 ・投資主名簿の異動明細に関する証明書の作成 																																	
1. 証明書発行、各種調査	1件(1名義人)につき	650円																																							
2. 投資口異動明細書発行	1件(1名義人)につき	1,000円																																							
総投資主通知データ処理手数料	<table border="1"> <tr><td>機構からの総投資主通知データ受領</td><td>1回1名につき</td><td>150円</td></tr> </table>	機構からの総投資主通知データ受領	1回1名につき	150円	<ul style="list-style-type: none"> ・総投資主通知データの受理及び検証 ・新規投資主データの投資主名簿登録 ・総投資主通知データの不備照会 ・その他、総投資主通知データ受理に関する各種事務 																																				
機構からの総投資主通知データ受領	1回1名につき	150円																																							
分配金事務手数料	<table border="1"> <tr><td>1. 分配金受領権者数に対し、下記段階に応じ区分計算した合計額。但し、最低料金を1回につき200,000円とします。</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1 ~ 5,000名</td><td></td><td>120円</td></tr> <tr><td>5,001 ~ 10,000名</td><td></td><td>100円</td></tr> <tr><td>10,001 ~ 30,000名</td><td></td><td>80円</td></tr> <tr><td>30,001 ~ 50,000名</td><td></td><td>70円</td></tr> <tr><td>50,001 ~ 100,000名</td><td></td><td>60円</td></tr> <tr><td>100,001 ~ 150,000名</td><td></td><td>50円</td></tr> <tr><td>150,001 ~ 200,000名</td><td></td><td>45円</td></tr> <tr><td>200,001 ~ 250,000名</td><td></td><td>40円</td></tr> <tr><td>250,001 ~ 300,000名</td><td></td><td>30円</td></tr> <tr><td>300,001名以上</td><td></td><td>15円</td></tr> <tr><td>2. 振込口座指定</td><td>1件につき</td><td>150円</td></tr> <tr><td>3. 配当割納付データ作成</td><td>1回につき</td><td>10,000円</td></tr> </table>	1. 分配金受領権者数に対し、下記段階に応じ区分計算した合計額。但し、最低料金を1回につき200,000円とします。			1 ~ 5,000名		120円	5,001 ~ 10,000名		100円	10,001 ~ 30,000名		80円	30,001 ~ 50,000名		70円	50,001 ~ 100,000名		60円	100,001 ~ 150,000名		50円	150,001 ~ 200,000名		45円	200,001 ~ 250,000名		40円	250,001 ~ 300,000名		30円	300,001名以上		15円	2. 振込口座指定	1件につき	150円	3. 配当割納付データ作成	1回につき	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・分配金額、源泉徴収税額の計算 ・分配金支払台帳、分配金領収証、分配金振込磁気テープ、振込票、振込通知書、支払調書の作成 ・配当割納付データの作成及び納税資金の受け入れ及び付け替え ・分配金計算後に分配金支払予定額データの機構への送信 ・租税条約、特別税率の適用及び管理 ・分配金領収証印紙税の申請、申告及び納付 ・配達記録受領証の作成 ・支払済分配金領収証の集計及び未払分配金の確定 ・振込不能の照会、回答及び報告書の作成 ・証券投資信託、年金信託組入状況の報告 ・分配金支払明細書(一括送付分)の作成
1. 分配金受領権者数に対し、下記段階に応じ区分計算した合計額。但し、最低料金を1回につき200,000円とします。																																									
1 ~ 5,000名		120円																																							
5,001 ~ 10,000名		100円																																							
10,001 ~ 30,000名		80円																																							
30,001 ~ 50,000名		70円																																							
50,001 ~ 100,000名		60円																																							
100,001 ~ 150,000名		50円																																							
150,001 ~ 200,000名		45円																																							
200,001 ~ 250,000名		40円																																							
250,001 ~ 300,000名		30円																																							
300,001名以上		15円																																							
2. 振込口座指定	1件につき	150円																																							
3. 配当割納付データ作成	1回につき	10,000円																																							

項目	手数料率	対象事務の内容
投資主総会関係手数料	1. 議決権行使書の集計 受理した議決権行使書1枚につき 70円 但し、最低料金を投資主総会1回につき70,000円とします。 2. 議決権行使書提出投資主明細の提供(CSVファイル) 投資主総会 1回につき 50,000円 3. 議決権行使投資主明細の提供(CSVファイル) 投資主総会 1回につき 50,000円	<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使書の受理及び集計 議決権行使書提出投資主明細(CSVファイル)のダウンロード機能の提供 議決権行使投資主明細(CSVファイル)の提供
諸通知発送手数料	1. 諸通知の封入及び発送 封入物2種まで投資主1名につき 20円 封入物追加 1種につき 10円 2. 加算料 手封入 1種につき 10円 差込、折込 1種、1折につき各10円 照合、選別 1種につき 各20円 閉封、特急加算 1種につき 各15円 ラベル貼付 1通につき 10円 3. ハガキ送料 ハガキ発送 1件につき 10円 シールハガキ発送 1通につき 20円	<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使書(または投資主総会出席票)の作成及び分配金領収証、振込通知書の作成 投資主総会招集通知書、同添付書類、議決権行使書、(または投資主総会出席票)、決議通知書、報告書、分配金領収証、振込通知書等投資主宛諸通知の封入及び発送 発送保留等の選別 ハガキの作成及び発送 配達記録受領証の作成
諸通知宛名印字手数料	投資主宛発送物の宛名印字 1通につき 12円	投資主宛発送物の宛名等の印字
投資主一覧表作成手数料	1. 基本料 1回につき 5,000円 2. 作成料 1名につき 20円	<ul style="list-style-type: none"> 基準日等における投資主一覧表の作成 その他、投資主名簿データを元にする一覧表の作成
投資主情報データ作成手数料	1. 基本料 投資主情報CD作成基本料(正副2枚) 1回につき 20,000円 その他投資主データ作成基本料 1回につき 10,000円 2. データ作成料 1名につき 5円 3. CD追加作成料 1名につき 10,000円	<ul style="list-style-type: none"> 基準日等における投資主情報CDの作成 投資主情報CD以外の各種投資主情報データの作成
投資主総会(IT)関係手数料	1. 基本料(投資主総会1回につき) 招集通知の電子化を実施の場合 200,000円 議決権行使の電子化を実施の場合 200,000円 2. 議決権行使コード・パスワード管理(投資主総会1回につき) 決算期末現在の議決権のある投資主1名につき、下記段階に応じ区分計算した合計額とします。 但し、最低料金は100,000円とします。 1 ~ 5,000名 40円 5,001 ~ 10,000名 35円 10,001 ~ 30,000名 30円 30,001 ~ 50,000名 25円 50,001 ~ 100,000名 20円 100,001名以上 10円 3. 電磁的方法による招集通知の送信 1件につき 45円 4. 電磁的方法による議決権行使の集計 電磁的方法による議決権行使 1件につき 20円 5. 参考書類等のWebサイトへの掲載 投資主総会 1回につき 30,000円	<ul style="list-style-type: none"> メールアドレス登録サイトに関する運営、管理、各種照会対応 議決権行使サイトに関する運営、管理、各種照会対応 議決権行使コード、パスワードの管理 議決権行使コード、パスワードの議決権行使書等への印字 電磁的方法による招集通知の作成、送信 メール不着投資主の管理 電磁的方法(議決権行使プラットフォームを含みます。)により行使された議決権の集計 参考書類等の専用サイトへの掲載
投資主管理コード設定手数料	1. 作成1件につき(投資主番号指定) 100円 2. 作成1件につき(投資主番号指定なし) 200円	業態(従業員・役員)、分類コードの設定
個人番号等データ処理手数料	個人番号等データ処理 1件につき 300円	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号等の振替機関への請求 個人番号等の振替機関からの受領 個人番号等の保管及び廃棄、削除 行政機関等に対する個人番号等の提供
書面交付請求手数料	書面交付請求 1件につき 300円	電子提供措置事項を記載した書面の交付請求(撤回を含む)及び同書面の交付終了通知に関する異議申述の受理

(注1)非上場投資証券を発行する場合には、投資主票の索引、登録、整理、予備投資証券の保管、不要予備投資証券の廃棄、未達、未引換投資証券の保管及び交付または引換、投資証券不所持の申出及び交付請求の受理、投資証券の印紙税に関する申請、申告及び納付、投資口の名義書換、質権の登録またはその抹消、投資証券不発行投資法人の信託財産の表示またはその抹消、名称(商号)変更、改姓名及び氏名訂正等投資証券券面の表示変更に関し投資証券への記載及び投資主名簿への記録、投資証券の交換、分割、併合、再発行(喪失による除権判決、汚損、毀損、満欄等)による投資証券の回収及び代替投資証券の交付、不所持申出による投資証券の回収、不所持交付請求による投資証券の交付、回収投資証券の廃棄、住所変更、地名変更、代表者(役職名)変更、法定代理人、常任代理人、仮住所、共有代表者等に関し投資主名簿の記録の変更を要する諸届の受理、改印届の受理を含みます。

(注2)各項目について手数料率により計算した総額に対し、消費税額に相当する額を加算します。

(注3)投資口の追加発行、最低純資産額の減少、投資口の併合、投資口の分割、投資法人の合併、解約、その他臨時または特別事務の手数料については、本投資法人及び投資主名簿等管理人の協議のうえ決定します。

- ()また、本投資法人は、会計等に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の会計等に関する事務を委託しています(以下、会計等に関する事務を受託する者を「会計等事務受託者」といいます。)

(イ)計算に関する事務

(ロ)会計帳簿の作成に関する事務

(ハ)納税に関する事務

前記事務委託の対価として下記「会計等に関する一般事務手数料表」に基づき計算された業務手数料の合計額を上限とした金額並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います。下記「会計等に関する一般事務手数料表」に定めのない業務に対する業務手数料は、本投資法人及び会計等事務受託者の協議のうえ決定します。会計等事務受託者は、本投資法人の営業期間毎に、業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を計算のうえ当該営業期間終了後3か月以内に本投資法人に請求し、当該請求額を本投資法人は請求を受けた月の翌月末日までに会計等事務受託者の指定する銀行口座へ振込により支払います。

会計等に関する一般事務手数料表

決算期末月 (2月、8月)	各月末時点における貸借対照表上の資産の部の合計額×0.09%÷12
決算期末月を除く各月	各月末時点における合計残高試算表上の資産の部の合計額×0.09%÷12

なお、計算対象月における会計等事務受託者の委託業務日数が1か月に満たない月の月額手数料については、当該月における会計等事務受託者の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出するものとします。会計等事務受託者の委託業務日に当該月の末日が含まれない場合は、前月末の貸借対照表上または合計残高試算表上の資産の部の合計額に対して上記計算式を用いて計算するものとします。

上記計算により算出された手数料金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- ()また、本投資法人は、機関の運営に関する一般事務受託者(以下「機関運営事務受託者」といいます。)に対して同社との契約に基づき、以下の機関の運営に関する事務を委託しています。

(イ)投資主総会及び役員会の運営に関する事務(但し、投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計及びこれらに付随する事務を除きます。)

前記事務委託の対価として下記「機関の運営に関する一般事務手数料表」に基づき計算された業務手数料の合計額並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います。機関運営事務受託者は、本投資法人の営業期間毎に、業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を計算のうえ当該営業期間終了後3か月以内に本投資法人に請求し、当該請求額を本投資法人は請求を受けた月の翌月末日までに機関運営事務受託者の指定する銀行口座へ振込により支払います。

機関の運営に関する一般事務手数料表

投資主総会の運営に関する業務手数料	投資主総会一開催当たり	金5,000,000円
役員会の運営に関する業務手数料	本投資法人の営業期間毎に	金1,500,000円

- ()また、本投資法人は、第6回無担保投資法人債に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資法人債に関する事務を委託しています。

(イ)発行事務

本投資法人債の買取引受をした者から受領した払込金額の交付

投資法人債原簿の作成

(ロ)発行代理人業務

(ハ)期中事務

投資法人債原簿の調製及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務

租税特別措置法に基づく利子所得税の納付

買入消却に係る事務

投資法人債権者からの請求等の受付及び取次ぎ

(二)支払代理人業務

前記事務委託の対価として下記「第6回無担保投資法人債に関する一般事務手数料表」に基づき計算された業務手数料の合計額並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います。

第6回無担保投資法人債に関する一般事務手数料表

財務代理手数料	金2,380,000円(注1)
---------	-----------------

(注1)投資法人債発行時に支払済です。

(注2)この他に、元金支払に関する業務手数料として各利払い毎に残存元金の10,000分の0.075及び元金支払時に支払元金の10,000分の0.075を第6回無担保投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、口座管理機関に支払います。

()また、本投資法人は、第9回無担保投資法人債に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資法人債に関する事務を委託しています。

(イ)発行事務

本投資法人債の買取引受をした者から受領した払込金額の交付
投資法人債原簿の作成

(ロ)発行代理人業務

(ハ)期中事務

投資法人債原簿の調製及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務
租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
買入消却に係る事務
投資法人債権者からの請求等の受付及び取次ぎ

(二)支払代理人業務

前記事務委託の対価として下記「第9回無担保投資法人債に関する一般事務手数料表」に基づき計算された業務手数料の合計額並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います。

第9回無担保投資法人債に関する一般事務手数料表

財務代理手数料	金3,500,000円(注1)
---------	-----------------

(注1)投資法人債発行時に支払済です。

(注2)この他に、元金支払に関する業務手数料として各利払い毎に残存元金の10,000分の0.075及び元金支払時に支払元金の10,000分の0.075を第9回無担保投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、口座管理機関に支払います。

- ()また、本投資法人は、第13回無担保投資法人債に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資法人債に関する事務を委託しています。
- (イ)発行代理人事務
 - (ロ)支払代理人事務
 - (ハ)投資法人債原簿関係事務
 - (ニ)元利金分配事務
 - (ホ)元利金支払手数料の分配事務
 - (ヘ)買入消却事務
 - (ト)投資法人債権者からの期限の利益喪失に関する請求の受領及び投資法人への通知
 - (チ)投資法人債権者に対する公告の手配
 - (リ)投資法人債権者集会に関する事務
 - (ヌ)投資法人債券台帳の調製
 - (ル)租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
 - (ヲ)その他協議のうえ必要と認められる事務

前記事務委託の対価として600万円を上限とした業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います(注1)。

(注1)投資法人債発行時に支払済です。

(注2)この他に、元利金支払に関する業務手数料として各利払い毎に支払利金の対象となる元金の10,000分の0.075及び元金支払時に支払元金の10,000分の0.075を第13回無担保投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、口座管理機関に支払います。

- ()また、本投資法人は、第14回無担保投資法人債に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資法人債に関する事務を委託しています。
- (イ)発行代理人事務
 - (ロ)支払代理人事務
 - (ハ)投資法人債原簿関係事務
 - (ニ)元利金分配事務
 - (ホ)元利金支払手数料の分配事務
 - (ヘ)買入消却事務
 - (ト)投資法人債権者からの期限の利益喪失に関する請求の受領及び投資法人への通知
 - (チ)投資法人債権者に対する公告の手配
 - (リ)投資法人債権者集会に関する事務
 - (ヌ)投資法人債券台帳の調製
 - (ル)租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
 - (ヲ)その他協議のうえ必要と認められる事務

前記事務委託の対価として600万円を上限とした業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います(注1)。

(注1)投資法人債発行時に支払済です。

(注2)この他に、元利金支払に関する業務手数料として各利払い毎に支払利金の対象となる元金の10,000分の0.075及び元金支払時に支払元金の10,000分の0.075を第14回無担保投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、口座管理機関に支払います。

- ()また、本投資法人は、第15回無担保投資法人債に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資法人債に関する事務を委託しています。
- (イ)発行代理人事務
 - (ロ)支払代理人事務
 - (ハ)投資法人債原簿関係事務
 - (ニ)元利金分配事務
 - (ホ)元利金支払手数料の分配事務
 - (ヘ)買入消却事務
 - (ト)投資法人債権者からの期限の利益喪失に関する請求の受領及び投資法人への通知
 - (チ)投資法人債権者に対する公告の手配
 - (リ)投資法人債権者集会に関する事務
 - (ヌ)投資法人債券台帳の調製
 - (ル)租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
 - (ヲ)その他協議のうえ必要と認められる事務

前記事務委託の対価として600万円を上限とした業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います(注1)。

(注1)投資法人債発行時に支払済です。

(注2)この他に、元利金支払に関する業務手数料として各利払い毎に支払利金の対象となる元金の10,000分の0.075及び元金支払時に支払元金の10,000分の0.075を第15回無担保投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、口座管理機関に支払います。

- ()また、本投資法人は、第16回無担保投資法人債に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資法人債に関する事務を委託しています。

- (イ)発行代理人事務
- (ロ)支払代理人事務
- (ハ)投資法人債原簿関係事務
- (ニ)元利金分配事務
- (ホ)元利金支払手数料の分配事務
- (ヘ)買入消却事務
- (ト)投資法人債権者からの期限の利益喪失に関する請求の受領及び投資法人への通知
- (チ)投資法人債権者に対する公告の手配
- (リ)投資法人債権者集会に関する事務
- (ヌ)投資法人債券台帳の調製
- (ル)租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
- (ヲ)その他協議のうえ必要と認められる事務

前記事務委託の対価として600万円を上限とした業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います(注1)。

(注1)投資法人債発行時に支払済です。

(注2)この他に、元利金支払に関する業務手数料として各利払い毎に支払利金の対象となる元金の10,000分の0.075及び元金支払時に支払元金の10,000分の0.075を第16回無担保投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、口座管理機関に支払います。

- ()また、本投資法人は、第17回無担保投資法人債に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資法人債に関する事務を委託しています。

- (イ)発行代理人事務
- (ロ)支払代理人事務
- (ハ)投資法人債原簿関係事務
- (ニ)元利金分配事務
- (ホ)元利金支払手数料の分配事務
- (ヘ)買入消却事務
- (ト)投資法人債権者からの期限の利益喪失に関する請求の受領及び投資法人への通知
- (チ)投資法人債権者に対する公告の手配
- (リ)投資法人債権者集会に関する事務
- (ヌ)投資法人債券台帳の調製
- (ル)租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
- (ヲ)その他協議のうえ必要と認められる事務

前記事務委託の対価として600万円を上限とした業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います(注1)。

(注1)投資法人債発行時に支払済です。

(注2)この他に、元利金支払に関する業務手数料として各利払い毎に支払利金の対象となる元金の10,000分の0.075及び元金支払時に支払元金の10,000分の0.075を第17回無担保投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、口座管理機関に支払います。

- ()また、本投資法人は、第18回無担保投資法人債に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資法人債に関する事務を委託しています。

- (イ)発行事務
 - 本投資法人が割当てを決定した額に本投資法人債の払込金額を乗じた金額の交付
 - 投資法人債原簿の作成及び投資法人債券台帳の調製
- (ロ)発行代理人業務
- (ハ)期中事務
 - 投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務
 - 投資法人債券台帳の調製に関する事務
 - 租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
 - 買入消却に係る事務
- (ニ)支払代理人業務
- (ホ)元利金支払取りまとめ事務

前記事務委託の対価として600万円を上限とした業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び

地方消費税相当額を支払います(注1)。

(注1)投資法人債発行時に支払済です。

(注2)この他に、元金支払に関する業務手数料として各利払い毎に支払利金の対象となる元金の10,000分の0.075及び元金支払時に支払元金の10,000分の0.075を第18回無担保投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、口座管理機関に支払います。

- ()また、本投資法人は、第19回無担保投資法人債に関する一般事務受託者に対して同社との契約に基づき、以下の投資法人債に関する事務を委託しています。

(イ)発行事務

本投資法人が割当てを決定した額に本投資法人債の払込金額を乗じた金額の交付
投資法人債原簿の作成及び投資法人債券台帳の調製

(ロ)発行代理人業務

(ハ)期中事務

投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務
投資法人債券台帳の調製に関する事務
租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
買入消却に係る事務

(ニ)支払代理人業務

(ホ)元金支払取りまとめ事務

前記事務委託の対価として600万円を上限とした業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います(注1)。

(注1)投資法人債発行時に支払済です。

(注2)この他に、元金支払に関する業務手数料として各利払い毎に支払利金の対象となる元金の10,000分の0.075及び元金支払時に支払元金の10,000分の0.075を第19回無担保投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、口座管理機関に支払います。

- (x)また、本投資法人は、資産保管会社に対して同社との契約に基づき、以下の資産保管業務等を委託しています(以下、資産保管業務等を受託する者を「資産保管業務等受託者」といいます。)

(イ)資産保管業務

(ロ)金銭出納管理業務

前記の業務委託の対価として下記「資産保管業務手数料表」に基づき計算された業務手数料の合計額を上限とした金額並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を支払います。下記「資産保管業務手数料表」に定めのない業務に対する業務手数料は、本投資法人及び資産保管業務等受託者の協議のうえ決定します。資産保管業務等受託者は、本投資法人の営業期間毎に、業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を計算のうえ、当該営業期間終了後3か月以内に本投資法人に請求し、当該請求額を本投資法人は請求を受けた月の翌月末日までに資産保管業務等受託者の指定する銀行口座へ振込により支払います。

資産保管業務手数料表

決算期末月 (2月、8月)	各月末時点における貸借対照表上の資産の部の合計額×0.03%÷12
決算期末月を除く各月	各月末時点における合計残高試算表上の資産の部の合計額×0.03%÷12

なお、計算対象月における資産保管業務等受託者の委託業務日数が1か月に満たない月の月額手数料については、当該月における資産保管業務等受託者の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出するものとします。資産保管業務等受託者の委託業務日に当該月の末日が含まれない場合は、前月末の貸借対照表上または合計残高試算表上の資産の部の合計額に対して上記計算式を用いて計算するものとします。

上記計算により算出された手数料金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

(4)【その他の手数料等】

本投資法人は、資産運用会社との間で締結している資産運用業務委託契約に基づき、資産運用業務の遂行に必要な費用を負担します。また、下記事項につきましては別途覚書により費用負担について合意しています。

()本投資法人は、物件の取得、譲渡及び改修工事についての検討(当該取得、譲渡及び改修工事の対象となる物件を以下「検討物件」といいます。)にかかる以下に記される費用を負担します。本投資法人は、資産運用会社がこれらにつき立替払いを行った場合は、資産運用会社の請求に従い、直ちにこれらを払い戻します。但し、物件の取得について案件中止となった場合における埋没費用(案件中止の時点で発生している以下に記される費用をいう。)は資産運用会社が負担します。

(イ)建物診断調査費用

(ロ)環境リスク調査費用

(ハ)地震リスク調査費用

(ニ)物件管理状況評価費用

(ホ)賃料調査費用

(ヘ)鑑定評価費用(仮鑑定価格算出の場合並びに投信法第201条により資産運用会社が行わせる鑑定評価及び価格調査にかかる費用を含みます。)

(ト)法務デューデリジェンス費用

(チ)財務デューデリジェンス費用

(リ)その他検討物件の取得、譲渡及び改修工事のために必要な資料のうち、資産運用会社以外の第三者に依頼して調査し作成する必要があると資産運用会社が判断し、第三者に対し発注する費用

()本投資法人は、資産運用業務の遂行に必要な費用のうち、IR及び広告宣伝にかかる費用の負担として以下に記載される費用を負担します。

(イ)法令等(注)に基づく開示等にかかる費用

(ロ)投資家説明会にかかる費用、投資家訪問にかかる費用並びにその他IR及び広告宣伝にかかる費用のうち、投資口・投資法人債発行にかかる費用

(注)投信法、金融商品取引法、金融商品取引所の規則及び投資信託協会規則その他の法令、規則、通達及びガイドライン等

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者または日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは以下のとおりです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが適用されることがあります。

a. 個人投資主の税務

()利益の分配にかかる税務

個人投資主が上場投資法人である本投資法人から受取る利益の分配の取扱いは、原則として上場株式の配当の取扱いと同じです。但し、配当控除の適用はありません。

(イ)源泉徴収税率

分配金支払開始日	源泉徴収税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315% 住民税5%)
2038年1月1日以後	20% (所得税15% 住民税5%)

(注1)2014年1月1日から2037年12月31日までの所得税率には、復興特別所得税(所得税の額の2.1%相当)を含みます。

(注2)大口個人投資主に対しては、上記税率ではなく、所得税20%(2014年1月1日~2037年12月31日は20.42%)の源泉徴収税率が適用されます。大口個人投資主とは、配当基準日において発行済投資口総数の3%以上を保有する者をいいます。なお、2023年10月1日以後に支払われる配当等においては、配当等の支払いを受ける者とその者を判定の基礎となる株主とした場合に同族会社に該当することとなる法人が保有する投資口を合算して発行済投資口総数の3%以上を保有する場合におけるその者も大口個人投資主となります。(以下(ロ)において同じです。)

(ロ)確定申告

大口個人投資主を除き、金額にかかわらず、分配時の源泉徴収だけで納税を完結させることが可能です(確定申告不要制度)。

但し、次のケースでは、上場株式等の配当等について確定申告を行う方が有利になることがあります。

- ・総合課税による累進税率が前記(イ)の税率より低くなる場合
- ・上場株式等を金融商品取引業者等(証券会社等)を通じて譲渡したこと等により生じた損失(以下「上場株式等にかかる譲渡損失」といいます。)がある場合(後記() (ロ)をご参照ください。)

	確定申告をする (下記のいずれか一方を選択)		確定申告をしない (確定申告不要制度) (注1)
	総合課税	申告分離課税	
借入金利子の控除	あり	あり	
税率	累進税率	前記(イ)と同じ	
配当控除	なし(注2)	なし	
上場株式等にかかる譲渡損失との損益通算	なし	あり	
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる(注3)	合計所得金額に含まれない

(注1)大口個人投資主が1回に受取る配当金額が5万円超(6か月決算換算)の場合には、必ず総合課税による確定申告を行う必要があります。

(注2)投資法人から受取る利益の分配については、配当控除の適用はありません。

(注3)上場株式等にかかる譲渡損失との損益通算を行う場合にはその通算後の金額に、上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除を行う場合にはその控除前の金額になります。

(ハ)源泉徴収選択口座への受入れ

源泉徴収ありを選択した特定口座(以下「源泉徴収選択口座」といいます。)が開設されている金融商品取引業者等(証券会社等)に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができます。この場合、配当金の受取方法については「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

(二)少額投資非課税制度(NISA:ニーサ)

・一般NISA及びつみたてNISA(～2023年12月31日)

2014年1月1日から2023年12月31日までの間に金融商品取引業者等(証券会社等)に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定で取得した上場株式等に係る配当等で、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。(以下、当該非課税制度を「一般NISA」といいます。)なお、年間投資上限額は120万円です。但し、上場株式等の配当等について非課税の適用を受けるためには、配当金の受取方法について『株式数比例配分方式』を選択する必要があります。

また、2023年12月31日までは一般NISAまたは非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度(以下「つみたてNISA」といいます。)の選択制となっていますが、つみたてNISAの対象商品は金融庁が定めた要件を満たす公募株式投資信託と上場株式投資信託(ETF)に限定されているため、つみたてNISAでは本投資法人の投資口を含む上場株式等の個別銘柄の取得はできません。

(注)一般NISA及びつみたてNISAはその年の1月1日において成年者である者が非課税口座の開設が可能です。

・ジュニアNISA(～2023年12月31日)

2016年4月1日から2023年12月31日までの間に未成年者に係る少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、金融商品取引業者等(証券会社等)に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定で取得した上場株式等に係る配当等で、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。なお、年間投資上限額は80万円です。

(注)未成年者に係る非課税口座はその年の1月1日において未成年者である者またはその年中に出生した者が開設可能です。

・新NISA(2024年1月1日～)

現行の一般NISAの非課税管理勘定及びつみたてNISAの累積投資勘定の設定期間の終了に合わせて、2024年1月1日から非課税保有期間の無期限化と口座開設期間の恒久化が図られた非課税制度が導入されます。(以下、当該非課税制度を「新NISA」といいます。)新NISAにおいては、金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられた特定累積投資勘定(以下「つみたて投資枠」といいます。)で取得した公募株式投資信託等(対象商品はつみたてNISAと同様です。)に係る配当等及び特定非課税管理勘定(以下「成長投資枠」といいます。)で取得した上場株式等や公募株式投資信託等(上場株式等のうち整理銘柄や監理銘柄、また一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされていることが投資法人規約に定められている投資法人の投資口等は除きます。)に係る配当等については、所得税及び住民税が課されません。非課税口座はつみたて投資枠及び成長投資枠の併用で設定が可能です。つみたて投資枠の対象商品はつみたてNISAの対象商品と同様であるため、本投資法人の投資口を含む上場株式等の個別銘柄の取得はできません。

なお、成長投資枠の年間投資上限額は240万円であり、新NISAの一生涯にわたる非課税限度額は1,800万円ですが、そのうち1,200万円が成長投資枠の一生涯にわたる非課税限度額となります。

(注1)新NISAはその年の1月1日において成年者である者が非課税口座の開設が可能です。

(注2)つみたて投資枠の年間投資上限額は120万円です。

(注3)現行の一般NISA及びつみたてNISAにおける投資商品は、新NISAの非課税限度額の外枠で現行の取扱いが継続されます。

(注4)現行の一般NISAで取得した上場株式等や公募株式投資信託等を新NISAに移管(ロールオーバー)することはできません。

()一時差異等調整引当額の分配にかかる税務

投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配のうち、税会不一致等に起因する課税の解消を目的として行われる一時差異等調整引当額の増加額に相当する分配(以下「一時差異等調整引当額の分配」といいます。)は、所得税法上本則配当として扱われ、前記()における利益の分配と同様の課税関係が適用されます(投資口の譲渡損益は発生しません)。

()その他の利益超過分配にかかる税務

投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の分配以外のものは、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

(イ)みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には、前記()における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

(ロ)みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡にかかる収入金額とみなされます。各投資主は、この譲渡収入に対応する譲渡原価(注1)を算定し、投資口の譲渡損益(注2)を計算します。この譲渡損益の取扱いは、後記()における投資口の譲渡と原則同様になります。また、投資口の取得価額の調整(減額)(注3)を行います。

(注1)投資口の譲渡原価は、以下のとおり計算されます。

譲渡原価の額 = 従前の取得価額 × 払戻等割合(注)

(注)払戻等割合は、本投資法人から通知します。

(注2)投資口の譲渡損益は、以下のとおり計算されます。

譲渡損益の額 = みなし譲渡収入金額 - 譲渡原価の額

(注3)投資口の取得価額の調整(減額)は、以下のとおり計算されます。

調整後の取得価額 = 従前の取得価額 - 譲渡原価の額

()投資口の譲渡にかかる税務

個人投資主が上場投資法人である本投資法人の投資口を譲渡した際の譲渡益は、上場株式等にかかる譲渡所得等として、一般株式等にかかる譲渡所得等とは別の区分による申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の上場株式等にかかる譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。

(イ)税率

譲渡日	申告分離課税による税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315% 住民税5%)
2038年1月1日以後	20% (所得税15% 住民税5%)

(注)2014年1月1日から2037年12月31日までの所得税率には、復興特別所得税(所得税の額の2.1%相当)を含みます。

(ロ)上場株式等にかかる譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等にかかる譲渡損失の金額がある場合は、確定申告により、その年に申告分離課税を選択した上場株式等にかかる配当所得の金額と損益通算することができます。また、損益通算してもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、上場株式等にかかる譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等にかかる配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、譲渡損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失が生じた年に確定申告書を提出するとともに、その後の年において連続して確定申告書を提出する必要があります。

(ハ)源泉徴収選択口座内の譲渡

源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡による所得は、前記(イ)と同じ税率による源泉徴収だけで納税が完結し、確定申告は不要となります。また、上場株式等の配当等を前記()(ハ)により源泉徴収選択口座に受け入れた場合において、その年にその源泉徴収選択口座内における上場株式等にかかる譲渡損失の金額があるときは、年末に口座内で損益通算が行われ、配当等にかかる源泉徴収税額の過納分が翌年の初めに還付されます。

(ニ)少額投資非課税制度(NISA)

一般NISA口座に設けられた非課税管理勘定で取得した上場株式等を、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年以内に譲渡した場合には、その譲渡所得等については所得税及び住民税が課されません。なお、一般NISA口座内で生じた譲渡損失はないものとみなされるため、前記(ロ)及び(ハ)の損益通算や繰越控除は適用できません。

(注1)一般NISAの年間投資上限額については前記()(ニ)をご参照ください。

(注2)新NISAにおいても、成長投資枠で取得した上場株式等を譲渡した場合には、一般NISAと同様の課税関係が適用されます。新NISAでは非課税保有期間が無期限化されたため、譲渡の時期にかかわらず譲渡所得等について非課税の適用を受けることが可能です。

b. 法人投資主の税務

()利益の分配にかかる税務

法人投資主が投資法人から受取る利益の分配については、受取配当等の益金不算入の適用はありません。

上場投資法人である本投資法人から受取る利益の分配については、下記の税率による源泉徴収が行われますが、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となります。

分配金支払開始日	源泉徴収税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	15.315% (復興特別所得税0.315%を含む)
2038年1月1日以後	15%

()一時差異等調整引当額の分配にかかる税務

投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の分配は、法人税法上本則配当として扱われ、前記()における利益の分配と同様の課税関係が適用されます(投資口の譲渡損益は発生しません)。また、所得税額控除においては、利益の分配と同様に所有期間の按分が必要になります。

()その他の利益超過分配にかかる税務

投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の分配以外のものは、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

(イ)みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には、前記()における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。なお、所得税額控除においては、所有期間の按分を行いません。

(ロ)みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡にかかる収入金額とみなされます。各投資主は、この譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益を計算します。また、投資口の取得価額の調整(減額)を行います。

(注)譲渡原価、譲渡損益、取得価額の調整(減額)の計算方法は、個人投資主の場合と同じです。

()投資口の譲渡にかかる税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡損益は、原則として約定日の属する事業年度に計上します。

c. 投資法人の税務

()利益配当等の損金算入

租税特別措置法第67条の15は、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、導管性要件を満たした投資法人が支払う利益の配当等を投資法人の損金に算入することを認めています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載または記録があること
借入先要件	機関投資家(租税特別措置法第67条の15第1項第1号口(2)に規定するものをいいます。次の所有先要件において同じ。)以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時ににおいて、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていることまたは機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時ににおいて、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口の総口数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式または出資の50%以上を有していないこと(匿名組合出資を含み、一定の海外子会社の株式または出資を除きます。)

()不動産流通税の軽減措置

(イ)登録免許税

本投資法人が2025年3月31日までに取得する不動産に対しては、所有権の移転登記にかかる登録免許税の税率が1.3%に軽減されます。

不動産の所有権の取得日	2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで	2026年4月1日以後
土地(一般)	1.5%	1.5%	2.0%(原則)
建物(一般)	2.0%(原則)	2.0%(原則)	
本投資法人が取得する不動産	1.3%	上記の通り	

(ロ)不動産取得税

本投資法人が2025年3月31日までに取得する一定の不動産に対しては、不動産取得税の課税標準額が5分の2に軽減されます。

(注1)共同住宅とその敷地は、すべての居住用区画が50㎡以上(サービス付き高齢者向け住宅にあっては30㎡以上)のものに限り適用されます。

(注2)倉庫とその敷地は、建物の床面積が3,000㎡以上で流通加工用空間が設けられているものに限り適用されます。

(注3)介護施設等とその敷地は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条に規定する公的介護施設等と特定民間施設に限り適用されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2023年2月28日現在)

資産の種類	内容等による区分	地域等による区分 (注1)	用途等による区分 (注1)	価額(注2) (千円)	投資比率(注3) (%)		
不動産	-	東京都心部	オフィスビル	87,508,184	27.1		
			商業施設	11,658,359	3.6		
			その他	3,088,123	1.0		
		その他	オフィスビル	6,595,737	2.0		
			商業施設	16,668,224	5.2		
不動産合計				125,518,629	38.9		
その他の資産	不動産等を主な 信託財産とする 信託受益権	東京都心部	オフィスビル	107,800,296	33.4		
			商業施設	32,374,973	10.0		
		その他	オフィスビル	21,772,162	6.8		
			商業施設	2,193,263	0.7		
			その他	15,238,341	4.7		
		小計				179,379,036	55.6
		預金・その他資産(注4)				17,501,077	5.4
その他の資産合計				196,880,113	61.1		
資産総額(注5)				322,398,742	100.0		

	金額(千円)	資産総額に対 する比率 (注3)(%)
負債総額(注5)(注6)	163,672,960	50.8
純資産総額(注5)	158,725,781	49.2

(注1)地域区分及び用途区分の定義については、前記「2 投資方針/(1)投資方針/b.投資不動産の投資及び運用方針/()ポートフォリオのアロケーション方針」をご覧ください。

(注2)「価額」には、規約に定められた資産評価方法に従って、2023年2月28日現在の貸借対照表計上額(不動産及び不動産等を主な信託財産とする信託受益権については、減価償却後の帳簿価額)に計上された金額を記載しています。なお、不動産及びその他の資産のうち不動産等を主な信託財産とする信託受益権(以下「不動産信託受益権」といいます。)について、後記「(2)投資資産/その他投資資産の主要なもの/a.不動産及び信託不動産の内容一覧」に、地域区分及び用途区分毎の期末算定価額及び取得価格を記載しています。

(注3)小数点第2位を四捨五入し記載しています。

(注4)各信託受益権の信託勘定内の預金・その他の金銭は、信託受益権ではなく預金・その他資産項目に計上されています。

(注5)「資産総額」、「負債総額」及び「純資産総額」には、2023年2月28日現在の貸借対照表に計上された金額を記載しています。

(注6)「負債総額」には、敷金・保証金返還債務を含みます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

2023年2月28日現在、本投資法人が保有する不動産に関する情報については、後記「その他投資資産の主要なもの」に記載しています。

【その他投資資産の主要なもの】

2023年2月28日現在、本投資法人が保有する不動産及び本投資法人が保有する不動産信託受益権にかかる信託不動産は計17物件あり、これらの不動産は、いずれも本投資法人、あるいは信託不動産については信託契約に基づく信託受託者によって賃貸されています。

a. 不動産及び信託不動産の内容一覧

2023年2月28日現在において、本投資法人が保有する不動産並びに不動産信託受益権及びその信託財産たる信託不動産の概要は以下のとおりです(以下、不動産並びに不動産信託受益権及びその信託財産たる信託不動産を個別に、または総称して「不動産等資産」といいます。)

不動産等資産の概要

名称	所在地(地番)(注1)	面積(注1)		構造(注2) /階数(注1)	所有形態	
		土地(m ²)	建物(m ²)		土地	建物
東京汐留ビルディング(注3)	東京都港区東新橋一丁目12番1	17,847.73	191,394.06	SRC・RC・S B4/37F	所有権	所有権
ONビル(注4)(注5)	東京都品川区北品川五丁目746番1他	10,850.67	32,812.27	S・SRC B2/21F	所有権	所有権
紀尾井町ビル(注5)(注6)	東京都千代田区紀尾井町3番3他	9,291.93	63,535.55	SRC・S B4/26F	所有権	所有権
神谷町トラストタワー(注5) (注7)	東京都港区虎ノ門四丁目24番6他	16,131.84	196,037.12	S・RC B4/37F	所有権	所有権
仙台MTビル(注5)(注8)	仙台市宮城野区榴岡四丁目2番1他	5,020.33	42,941.53	RC B2/18F	所有権	所有権
大崎MTビル(注4)	東京都品川区北品川五丁目689番2他	13,852.74	26,980.68	S・SRC B3/14F	所有権	所有権
御堂筋MTRビル(注5)	大阪府中央区淡路町三丁目43番5	1,560.98	15,129.16	S・SRC B2/13F	所有権	所有権
広尾MTRビル(注5)	東京都渋谷区恵比寿二丁目91番1他	1,671.79	6,709.80	SRC B1/7F	所有権	所有権
天神プライム(注5)	福岡市中央区天神二丁目138番他	1,110.73	7,722.04	S・RC B1/12F	所有権	所有権
新横浜TECHビル(注9)	横浜市港北区新横浜三丁目9番1他	2,671.11	A館：11,636.35 B館：13,550.87 合計：25,187.22	A館：SRC B1/9F B館：S・SRC B1/16F	所有権	所有権
渋谷フラッグ(注5)	東京都渋谷区宇田川町81番11他	1,026.44	7,766.49	S・SRC B2/9F	所有権	所有権
新橋駅前MTRビル(注10)	東京都港区新橋二丁目28番2他	1,069.88	7,820.45	S・SRC・RC B2/8F	所有権	所有権
イトーヨーカドー湘南台店	神奈川県藤沢市石川六丁目2番1	35,209.93	53,393.66	S 5F	所有権	所有権
コーナン相模原西橋本店	相模原市緑区西橋本五丁目4番4	19,878.57	40,283.77	S 5F	所有権	所有権
フレスポ稲毛(注5)	千葉県稲毛区長沼原町731番17	39,556.71			所有権	
ホテルオークラ神戸(注5)	神戸市中央区波止場町48番1他	30,944.44	72,246.86	SRC・S B2/35F	所有権	所有権
パークレーンプラザ	東京都渋谷区神宮前二丁目30番6	1,702.95	5,246.78	RC B1/7F	所有権	所有権

(注1)「所在地(地番)」、「面積」及び「構造/階数」は、不動産登記簿に記載された事項を記載しています。

(注2)「構造」について、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造を、それぞれ意味します。

(注3)東京汐留ビルディングの土地面積は、本投資法人が共有する土地の面積であり、他の共有者の共有持分にかかる部分を含んでいます。当該土地のうち、本投資法人の共有持分は1,000,000分の375,178です。また、東京汐留ビルディングの建物は、共有建物であり、延床面積に本投資法人の共有持分(1,000,000分の375,178)を乗じた面積は71,806.84m²です。

(注4)ONビルの土地面積は、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者が共有持分を保有する土地3筆の合計面積(10,850.67m²)であり、信託受託者が1,000,000分の840,139の共有持分を保有しています。信託受託者保有分以外の共有持分は、本投資法人が大崎MTビルの敷地として保有しています。従って、当該3筆(合計面積10,850.67m²)については、大崎MTビルの土地面積の一部及びONビルの土地面積として各々に記載しています。

また、大崎MTビルの土地面積は、本投資法人が所有し、または共有する土地全17筆の合計面積であり、他の共有者の共有持分を含んでいます。当該土地全17筆のうち、13筆(合計面積2,880.79㎡)は本投資法人が単独で所有しており、1筆(面積121.28㎡)については本投資法人が5分の1の共有持分を保有し、3筆(合計面積10,850.67㎡)については、本投資法人が1,000,000分の159,861の共有持分を保有しています。また、大崎MTビルの建物は、共有建物であり、延床面積に本投資法人の共有持分(1,000,000分の907,880)を乗じた面積は24,495.21㎡です。

- (注5) 上記17物件のうち、ONビル、紀尾井町ビル、神谷町トラストタワー、仙台MTビル、御堂筋MTRビル、広尾MTRビル、天神プライム、渋谷フラッグ、フレスポ稲毛及びホテルオークラ神戸は信託不動産に、その他の7物件は不動産に分類されます。またフレスポ稲毛にかかる信託不動産は土地のみであり、建物は含まれていません。詳細は、後記「c.不動産等資産の詳細な情報」をご参照ください。
- (注6) 紀尾井町ビルの土地面積は、本件建物の敷地である土地全8筆の合計面積であり、他の所有者(分有)の持分を含んでいます。当該土地全8筆のうち、5筆(合計面積7,433.52㎡)は本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者が単独で所有しています。また、紀尾井町ビルの建物は、区分所有建物であり、建物面積は区分所有建物の一棟の建物の延床面積を記載しています。なお、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者が所有する専有部分の床面積は24,598.85㎡です。
- (注7) 神谷町トラストタワーの土地面積は、本件建物の敷地である土地全14筆の合計面積であり、その一部に借地を含んでいます。また、神谷町トラストタワーの建物は、区分所有建物であり、建物面積は区分所有建物の一棟の建物の延床面積を記載しています。なお、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者が所有する専有部分の床面積は7,595.44㎡です。
- (注8) 仙台MTビルの土地面積は、本件建物の敷地である土地全4筆の合計面積であり、本件建物の共有持分を有していた森トラスト株式会社及び他の共有者がそれぞれ単独で所有する土地で構成されていたいわゆる分有土地です。本件土地につき、森トラスト株式会社が単独で所有していた分については、現在本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者が300,000分の90,845の共有持分を保有しています。仙台MTビルの建物は、森トラスト株式会社、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者及び森トラスト株式会社を唯一の信託受益者とする信託受託者の共有建物であり、延床面積に本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者の共有持分(300,000分の90,845)を乗じた面積は13,003.41㎡です。
- (注9) 新横浜TECHビルは、A館及びB館の2棟の建物とその敷地により構成される不動産です。
- (注10) 新橋駅前MTRビルの土地面積は、本件建物の敷地である土地全11筆の合計面積であり、本投資法人が3分の2の共有持分を、森トラスト株式会社を唯一の信託受益者とする信託受託者が3分の1の共有持分を保有しています。また、新橋駅前MTRビルの建物は共有建物であり、延床面積に本投資法人の共有持分(3分の2)を乗じた面積は5,213.63㎡です。

不動産等資産の区分、価格及び投資比率

地域区分	用途区分 (注1)	名称	取得価格 (注2) (百万円)	帳簿価額 (百万円)	期末算定 価額 (注3) (百万円)	直接 還元法	DCF法		期末算定価額 評価機関	投資比率 (注4)
						還元 利回り	割引率	最終還元 利回り		
東京 都心部	オフィス ビル	東京汐留ビルディング	82,539 (注5)	74,666	81,400	3.2%	3.1%	3.2%	株式会社 立地評価研究所	25.5%
		ONビル	39,900	38,735	36,200	3.3%	3.0%	3.4%	一般財団法人 日本不動産研究所	12.3%
		紀尾井町ビル	34,300	32,885	38,400	3.1%	2.9%	3.3%	大和不動産鑑定 株式会社	10.6%
		神谷町トラストタワー	27,960 (注6)	27,863	32,300	2.5%	2.4%	2.6%	大和不動産鑑定 株式会社	8.6%
		大崎MTビル	14,386 (注7)	12,841	17,800	3.2%	2.9%	3.3%	一般財団法人 日本不動産研究所	4.4%
		広尾MTRビル	8,100	8,316	8,420	3.6%	3.4%	3.8%	大和不動産鑑定 株式会社	2.5%
		小計	207,185	195,308	214,520					64.0%
	商業施設	渋谷フラッグ	32,040	32,374	41,100	3.2%	3.0%	3.3%	一般財団法人 日本不動産研究所	9.9%
		新橋駅前MTRビル	12,000 (注8)	11,658	14,500	3.6%	3.4%	3.8%	中央日土地 ソリューションズ 株式会社	3.7%
		小計	44,040	44,033	55,600					13.6%
	その他	パークレーンプラザ	3,200	3,088	4,290	3.3%	4.0%	3.0%	中央日土地 ソリューションズ 株式会社	1.0%
		小計	3,200	3,088	4,290					1.0%
		小計	254,425	242,429	274,410					78.5%
その他	オフィス ビル	仙台MTビル	5,266 (注9)	5,297	5,270	4.5%	4.3%	4.7%	大和不動産鑑定 株式会社	1.6%
		御堂筋MTRビル	10,170	9,839	11,100	3.5%	3.3%	3.7%	大和不動産鑑定 株式会社	3.1%
		天神プライム	7,050 (注10)	6,635	10,200	3.5%	3.3%	3.6%	一般財団法人 日本不動産研究所	2.2%
		新横浜TECHビル	6,900	6,595	8,440	4.4%	4.2%	4.7%	中央日土地 ソリューションズ 株式会社	2.1%
		小計	29,386	28,367	35,010					9.1%
	商業施設	イトーヨーカドー 湘南台店	11,600	9,619	11,700	5.3%	5.0%	5.5%	一般財団法人 日本不動産研究所	3.6%
		コーナン 相模原西橋本店	7,460	7,048	8,190	5.4%	5.1%	5.6%	一般財団法人 日本不動産研究所	2.3%
		フレスポ稲毛	2,100 (注11)	2,193	2,610	(注12)	7.9%	(注13)	一般財団法人 日本不動産研究所	0.6%
		小計	21,160	18,861	22,500					6.5%
	その他	ホテルオークラ神戸	19,000	15,238	16,900	4.9%	4.7%	5.0%	株式会社立地 評価研究所	5.9%
	小計	19,000	15,238	16,900					5.9%	
	小計	69,546	62,467	74,410					21.5%	
	合計	323,972	304,897	348,820					100.0%	

(注1) 複数の用途を有する物件については、その主たる用途をもってその属性を判断します。東京汐留ビルディング、紀尾井町ビル、神谷町トラストタワーについては、主たる用途である「オフィスビル」、渋谷フラッグについては、主たる用途である「商業施設」に区分しています。以下同じです。

(注2) 「取得価格」は、当該不動産等資産の取得に要した諸費用(売買媒介手数料、公租公課等)を含まない金額(売買契約書等に記載された売買価格)を記載しています。以下同じです。

(注3) 「期末算定価額」は、本投資法人の規約及び「投資法人の計算に関する規則」(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。)に基づき、不動産鑑定士が収益還元法により求めた価額(2023年2月28日を価格時点とします。)を記載しています。

(注4) 「投資比率」とは不動産等資産の取得価格の合計に対する各資産の取得価格の比率をいい、小数点第2位を四捨五入し記載しています。

(注5) 東京汐留ビルディングの取得価格については、2021年7月1日に共有持分1,000,000分の62,411及び2021年10月1日に共有持分1,000,000分の62,411を譲渡したため、当該物件共有持分1,000,000分の500,000の取得価格である110,000百万円のうち、2023年2月28日現在、本投資法人が保有する共有持分1,000,000分の375,178に相当する価格を記載しています。

(注6) 神谷町トラストタワーの取得価格は、2021年7月1日(13,980百万円)及び2021年10月1日(13,980百万円)の各取得価格の合計額を記載しています。

(注7) 大崎MTビルの取得価格は、2005年3月31日(7,870百万円)、2005年10月28日(5,656百万円)及び2015年1月30日(860百万円)の各取得価格の合計額を記載しています。

- (注8)新橋駅前MTRビルの取得価格については、2023年2月28日に共有持分の3分の1を譲渡したため、当該物件全体の取得価格である18,000百万円の3分の2に相当する価格を記載しています。
- (注9)仙台MTビルは3回に分けて取得する予定であり、その初回の2023年2月28日の取得価格を記載しています。
- (注10)天神プライムの取得価格は、2012年7月12日(6,940百万円)及び2021年12月1日(110百万円)の各取得価格の合計額を記載しています。
- (注11)フレスポ稲毛の取得価格については、2012年2月29日に信託土地の50%を譲渡したため、当該物件全体の取得価格である4,200百万円の50%に相当する価格を記載しています。
- (注12)フレスポ稲毛は、直接還元法が採用されていません。
- (注13)フレスポ稲毛は、最終還元利回りが設定されていません。

b.不動産等資産における賃貸借の状況一覧

()不動産等資産における賃貸借の状況

2023年2月28日現在において、本投資法人が保有する不動産等資産の賃貸借の状況は以下のとおりです。

なお、本投資法人が保有する不動産等資産のうち、各不動産等資産の総賃料収入が、2023年2月期(2022年10月1日から2023年2月28日までの5か月間)における全不動産等資産の総賃料収入の合計の10%以上を占める不動産等資産は、東京汐留ビルディング、ONビル、紀尾井町ビル及び渋谷フラッグの4物件になります。

不動産等資産の賃貸借の状況

地域区分	用途区分	名称	総賃料収入 (注1) (百万円)	対総賃料収入 比率(注2)	総賃貸可能 面積(注3) (㎡)	総賃貸面積 (注4) (㎡)	テナント 総数
東京都心部	オフィス ビル	東京汐留ビルディング(注5)	860	14.8%	71,806.84	71,806.84	1 (18)
		ONビル	非開示(注6)	非開示(注6)	20,654.60	20,654.60	1
		紀尾井町ビル(注7)	860	14.8%	24,748.48	24,203.55	40 (71)
		神谷町トラストタワー(注8)	454	7.8%	7,702.54	7,702.54	1 (7)
		大崎MTビル(注9)	287	4.9%	24,495.21	24,495.21	1 (13)
		広尾MTRビル(注10)	144	2.5%	4,946.36	4,571.72	8
	商業施設	渋谷フラッグ(注10)	非開示(注6)	非開示(注6)	5,983.86	5,983.86	3
		新橋駅前MTRビル	0	0.0%	5,370.00	0.00	0
	その他	パークレーンプラザ(注11)	90	1.6%	4,443.03	4,295.99	17
	その他	オフィス ビル	仙台MTビル(注12)	1	0.0%	13,003.41	13,003.41
御堂筋MTRビル(注13)			254	4.4%	15,129.16	15,129.16	1 (32)
天神プライム(注10)			210	3.6%	5,990.40	5,990.40	13
新横浜TECHビル			235	4.0%	18,117.03	14,124.38	18
商業施設		イトーヨーカドー湘南台店	312	5.4%	53,393.66	53,393.66	1
		コーナン相模原西橋本店	非開示(注6)	非開示(注6)	40,283.77	40,283.77	1
		フレสบが稲毛	103	1.8%	39,556.71	39,556.71	1
その他		ホテルオークラ神戸	524	9.0%	72,246.86	72,246.86	1
合計(注14)			5,828	100.0%	427,871.92	417,442.66	109 (250)

(注1)「総賃料収入」は、2023年2月期の不動産賃貸事業収益(家賃、共益費、その他賃貸事業収入等)を記載しています。

(注2)「対総賃料収入比率」は小数点第2位を四捨五入し記載しています。

(注3)「総賃貸可能面積」には、不動産等資産の主たる用途として賃貸の用に供することが可能な部分の面積のほか、当該主たる用途以外の用途(事務所、店舗あるいは倉庫等)に供することが可能な部分の面積も含むものとし、これらの合計面積(共用部分等を賃貸している場合には当該面積を含みます。)を記載しています。なお、東京汐留ビルディングについては、建物の総賃貸可能面積(191,394.06㎡)に本投資法人の共有持分(1,000,000分の375,178)を乗じた面積を記載しています。大崎MTビルについては、建物の総賃貸可能面積(26,980.68㎡)に本投資法人の共有持分(1,000,000分の907,880)を乗じた面積を記載しています。新橋駅前MTRビルについては、建物の総賃貸可能面積(8,055.00㎡)に本投資法人の共有持分(3分の2)を乗じた面積を記載しています。仙台MTビルについては、建物の総賃貸可能面積(42,941.53㎡)に本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者の共有持分(300,000分の90,845)を乗じた面積を記載しています。

(注4)「総賃貸面積」は、総賃貸可能面積に含まれ、かつ実際に賃貸借契約が締結され賃貸が行われている面積を記載しています。なお、東京汐留ビルディングについては、建物の総賃貸面積(191,394.06㎡)に本投資法人の共有持分(1,000,000分の375,178)を乗じた面積を記載しています。大崎MTビルについては、建物の総賃貸面積(26,980.68㎡)に本投資法人の共有持分(1,000,000分の907,880)を乗じた面積を記載しています。仙台MTビルについては、建物の総賃貸面積(42,941.53㎡)に本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者の共有持分(300,000分の90,845)を乗じた面積を記載しています。

(注5)東京汐留ビルディングは、オフィス・店舗部分については賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しており、ホテル部分については固定賃料でのマスターリース契約を採用しています。当該物件のテナント総数の括弧内には、事務所・店舗部分についてはサブリース契約、ホテル部分についてはマスターリース契約に基づくテナント総数を記載しています。

(注6)ONビル、渋谷フラッグ及びコーナン相模原西橋本店の「総賃料収入」及び「対総賃料収入比率」については、テナントから開示することにつき同意を得られていないため、開示していません。

(注7)紀尾井町ビルは、事務所部分については本投資法人が信託受託者との間で締結したマスターリース契約に基づき建物を借り受けたうえで、本投資法人から各テナントに対してサブリースをする仕組みを採用しており、住宅部分についてはパス・スルー型のマスターリース契約を採用しています。上記表中の当該物件のテナント総数については、事務所部分についてはサブリース契約、住宅部分についてはマスターリース契約に基づくテナント総数を記載しています。また、当該物件のテナント総数の括弧内には、事務所部分と住宅部分のサブリース契約に基づくテナント総数を記載しています。

(注8)神谷町トラストタワーは、賃料収入が共同運用区画の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しており、当該物件のテナント総数の括弧内には、共同運用区画のテナント総数を記載しています。なお、共同運用とは、6階から30階までの25フロアを共同運用区画として、各区分所有者が森トラスト株式会社との間で、各区分所有者を賃借人とし森トラスト株式会社を賃借人とする貸室賃貸借契約を締結し、賃借人が各フロアを共同運用区画として転賃する仕組みをいいます。賃借人は、当該共同運用区画全体から生じる収支を各区分所有者が有する専有面積による持分割合に応じて分配します。

(注9)大崎MTビルは、賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しており、当該物件のテナント総数の括弧内には、サブリース契約に基づくテナント総数を記載しています。

(注10)広尾MTRビル、渋谷フラッグ及び天神プライムは、本投資法人が信託受託者との間で締結したマスターリース契約に基づき土地及び建物を借り受けたうえで、本投資法人から各テナントに対してサブリースをする仕組みを採用しており、上記表中の当該物件のテナント総数については、サブリース契約に基づくテナント総数を記載しています。

(注11)パークレーンプラザは、一のテナントと複数住戸の賃貸借契約を締結している場合、住戸数をテナント数として算定しています。

- (注12) 仙台MTビルは、賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しており、当該物件のテナント総数の括弧内には、サブリース契約に基づくテナント総数を記載しています。
- (注13) 御堂筋MTRビルは、パス・スルー型のマスターリース契約を採用しており、当該物件のテナント総数の括弧内には、サブリース契約に基づくテナント総数を記載しています。
- (注14) 合計のテナント総数の括弧内には、紀尾井町ビル、大崎MTビル、仙台MTビル及び御堂筋MTRビルについてサブリース契約に基づくテナント総数を、神谷町トラストタワーについては共同運用区画全体のテナント数を記載しています。また、東京汐留ビルディングについては、(注5)の記載に基づくテナント総数を記載しています。

不動産等資産の稼働率の推移

地域区分	用途区分	名称	最近5年の稼働率(注1)の推移(%)										
			2023年		2022年		2021年		2020年		2019年		2018年
			2月末	9月末	3月末	9月末	3月末	9月末	3月末	9月末	3月末	9月末	
東京 都心部	オフィス ビル	東京汐留ビルディング (注2)	100.0 (70.8)	100.0 (66.5)	100.0 (61.3)	100.0 (53.5)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		ONビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		紀尾井町ビル(注3)	97.8 (95.6)	94.5 (92.6)	96.3 (95.6)	89.7 (89.7)	90.8 (89.5)	99.9 (98.7)	99.9 (98.7)	99.9 (98.5)	99.9 (99.9)	99.9 (99.9)	
		神谷町トラストタワー (注4)	100.0 (99.3)	100.0 (99.3)	100.0 (99.3)	100.0 (97.3)	-	-	-	-	-	-	
		大崎MTビル(注5)	100.0 (88.3)	100.0 (95.6)	100.0 (95.2)	100.0 (85.8)	100.0 (85.0)	100.0 (99.1)	100.0 (97.8)	100.0 (91.8)	100.0 (91.8)	100.0 (100.0)	
		広尾MTRビル(注6)	92.4	100.0	87.5	87.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	84.2	
		小計(注7)	99.4 (85.9)	99.1 (84.8)	99.0 (82.8)	98.0 (75.1)	98.7 (97.1)	99.9 (99.7)	99.9 (99.6)	99.9 (99.0)	99.9 (99.3)	99.5 (99.5)	
	商業施設	渋谷フラッグ(注6)	100.0	100.0	100.0	92.2	92.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		新橋駅前MTRビル	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	小計	52.7	42.6	42.6	96.7	96.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	その他	パークレーンプラザ	96.7	96.8	100.0	100.0	95.9	100.0	92.9	95.9	100.0	100.0	
小計	96.7	96.8	100.0	100.0	95.9	100.0	92.9	95.9	100.0	100.0			
小計(注7)			96.2 (83.4)	94.5 (80.8)	94.4 (79.2)	98.0 (78.1)	98.5 (97.0)	99.9 (99.7)	99.8 (99.5)	99.9 (99.0)	99.9 (99.3)	99.6 (99.5)	
その他	オフィス ビル	仙台MTビル(注8)	100.0 (99.9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		御堂筋MTRビル(注9)	100.0 (100.0)	100.0 (96.4)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (95.6)	100.0 (98.4)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (96.4)	
		天神プライム(注6)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	89.1	
		新横浜TECHビル	78.0	71.7	59.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.7	98.7	
	小計(注7)	92.4 (90.5)	86.9 (83.9)	81.4 (78.7)	100.0 (100.0)	100.0 (98.7)	100.0 (99.5)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	99.4 (99.3)	97.7 (96.3)		
	商業施設	イトーヨーカドー 湘南台店	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		コーナン 相模原西橋本店	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		フレスポ稲毛	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	その他	ホテルオークラ神戸	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
小計(注7)			98.5 (98.4)	97.9 (97.7)	97.0 (96.9)	100.0 (100.0)	100.0 (99.8)	100.0 (99.9)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	99.9 (99.9)	99.6 (99.5)	
合計(注7)			97.6 (93.1)	96.5 (91.6)	96.0 (90.5)	99.1 (91.9)	99.3 (98.6)	99.9 (99.9)	99.9 (99.8)	99.9 (99.6)	99.9 (99.7)	99.6 (99.5)	

(注1) 各不動産等資産の稼働率は総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を、各区分毎の稼働率の小計(または全不動産等資産の稼働率の合計)は総賃貸可能面積の小計(または合計)に占める総賃貸面積の小計(または合計)の割合を記載しています。また、小計及び合計の稼働率は、各期末時点において本投資法人が保有する不動産等資産に基づく稼働率を記載しています。なお、稼働率については小数点第2位を四捨五入し記載していますが、四捨五入した結果が100.0%となる場合においては、小数点第2位を切り捨てて99.9%と記載しています。

(注2) 東京汐留ビルディングは、2021年4月1日以降、オフィス・店舗部分については賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しており、ホテル部分については固定賃料でのマスターリース契約を継続しています。そのため、2021年9月末以降の当該物件の稼働率の括弧内には、オフィス・店舗部分のサブリース契約に基づく稼働率及びホテル部分のマスターリース契約に基づく稼働率を用いて記載しています。

(注3) 紀尾井町ビルは、事務所部分については本投資法人が信託受託者との間で締結したマスターリース契約に基づき建物を借り受けたくて、本投資法人から各テナントに対してサブリースをする仕組みを採用しており、住宅部分についてはバス・スルー型のマスターリース契約を採用しています。上記表中の当該物件の稼働率については、事務所部分についてはサブリース契約、住宅部分についてはマスターリース契約に基づく稼働率を記載しています。また、当該物件の稼働率の括弧内には、事務所部分と住宅部分のサブリース契約に基づく稼働率を記載しています。

(注4) 神谷町トラストタワーは、賃料収入が共同運用区画の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しており、当該物件の稼働率の括弧内には、共同運用区画全体の稼働率を記載しています。

(注5) 大崎MTビルは、賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しており、当該物件の稼働率の括弧内には、サブリース契約に基づく稼働率を記載しています。

(注6) 広尾MTRビル、渋谷フラッグ及び天神プライムは、本投資法人が信託受託者との間で締結したマスターリース契約に基づき土地及び建物を借り受けたくて、本投資法人から各テナントに対してサブリースをする仕組みを採用しており、上記表中の当該物件の稼働率については、サブリース契約に基づく稼働率を記載しています。

(注7) 小計及び合計の稼働率の括弧内には、紀尾井町ビル、大崎MTビル、仙台MTビル及び御堂筋MTRビルについてサブリース契約に基づく稼働率を、神谷町トラストタワーについては共同運用区画全体の稼働率を基に算出した場合の稼働率を記載しています。また、2021年9月末以降の東京汐留ビルディングについては、(注2)の記載に従い算出される稼働率を用いています。

(注8) 仙台MTビルは、賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しており、当該物件の稼働率の括弧内には、サブリース契約に基づく稼働率を記載しています。

(注9) 御堂筋MTRビルは、バス・スルー型のマスターリース契約を採用しており、当該物件の稼働率の括弧内には、サブリース契約に基づく稼働率を記載しています。

()主要なテナントの状況

2023年2月28日現在において、本投資法人が保有する不動産等資産について、一のテナントに対する賃貸面積(複数の不動産等資産に一のテナントが入居している場合は、その賃貸面積の合計)が全不動産等資産の総賃貸面積の合計の10%以上を占めるテナント(以下「主要なテナント」といいます。)は、森トラスト株式会社、株式会社ホテルオークラ神戸及び株式会社イトーヨーカ堂の3社になります。

主要なテナントの状況

賃貸対象	テナント名称 (業種)	入居物件	契約開始日 (注1) 契約満了日	賃貸面積 (注2) (㎡)	総賃貸面積 (ポートフォリオ 全体) 合計対比(注3)		期末年間 契約賃料 (注4) (百万円)
建物	森トラスト株式会社 (不動産業)	東京汐留ビルディング	2021年4月1日 2026年3月31日 (オフィス・店舗) 2010年4月13日 2035年12月31日 (ホテル)	71,806.84	17.2%	28.0%	2,196
		神谷町トラストタワー	2021年7月1日 2030年3月31日	7,702.54	1.8%		1,063
		大崎MTビル	2022年4月1日 2025年3月31日	24,495.21	5.9%		689
		仙台MTビル	2023年2月28日 2028年2月29日	13,003.41	3.1%		303
	株式会社ホテルオークラ神戸 (サービス業)	ホテルオークラ神戸	2022年4月1日 2032年3月31日	72,246.86	17.3%	1,255	
	株式会社イトーヨーカ堂 (小売業)	イトーヨーカドー湘南台店	2002年11月21日 2042年11月20日	53,393.66	12.8%	750	
合計				242,648.52	58.1%		
総賃貸面積(ポートフォリオ全体)合計(注2)				417,442.66			

(注1)本投資法人が、前所有者から賃貸借契約の賃貸人たる地位を承継した場合には、前所有者が賃借人と締結した賃貸借契約の契約開始日を記載しています。

(注2)「賃貸面積」は、主要なテナントとの間で、賃貸借契約が締結され賃貸が行われている面積を記載しています。「総賃貸面積(ポートフォリオ全体)合計」は、主要なテナントを含む全てのテナントとの間で、賃貸借契約が締結され賃貸が行われている面積の合計を記載しています。なお、東京汐留ビルディングについては、建物の総賃貸面積(191,394.06㎡)に本投資法人の共有持分(1,000,000分の375,178)を乗じた面積を記載しています。大崎MTビルについては、建物の総賃貸面積(26,980.68㎡)に本投資法人の共有持分(1,000,000分の907,880)を乗じた面積を記載しています。仙台MTビルについては、建物の総賃貸面積(42,941.53㎡)に本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者の共有持分(300,000分の90,845)を乗じた面積を記載しています。

(注3)「総賃貸面積(ポートフォリオ全体)合計対比」については、小数点第2位を四捨五入し記載しています。

(注4)「期末年間契約賃料」とは、2023年2月28日現在、本投資法人が主要なテナントとの間で締結した賃貸借契約上の月額賃料の12か月分の合計を記載しています。

() 主要なテナントとの賃貸借契約の特記事項

2023年2月28日現在において、主要なテナントとの間で締結している賃貸借契約に関して特記すべき事項等(契約更改の方法、敷金・保証金、その他賃貸借契約に関して特記すべき事項等)は以下のとおりです。

(イ) 森トラスト株式会社

物件名称	東京汐留ビルディング
契約形態 契約期間	・ 定期建物賃貸借契約(一棟一括賃貸借) (借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約) 2021年4月1日から2026年3月31日まで(オフィス・店舗) 2010年4月13日から2035年12月31日まで(ホテル)
月額契約賃料 (注1)(注2)	: 160,541,960円(オフィス・店舗) - 1 : 22,510,680円(ホテル)(2010年4月13日から2026年3月31日まで) - 2 : 26,262,460円(ホテル)(2026年4月1日から2035年12月31日まで)
敷金・保証金等	なし
期間満了時の更新について	借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約であるため更新はありません。但し、当事者間の合意により、本契約期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。
中途解約について	契約期間中、中途解約ができない契約となっています。
転貸借契約について	・ 本件建物は、本投資法人と森トラスト株式会社(本表及び次表において、以下「テナント」といいます。)間のマスターリース契約に基づき、テナントに一棟一括賃貸しています。 ・ テナントは、本投資法人からの書面による承諾を得たうえで、本件建物の全部または一部を第三者に転貸することができます。

(注1) 本件賃貸借(ホテル)については、賃料の改定は行わないこととし、借地借家法第32条を適用しない旨の合意がなされています。

(注2) 月額契約賃料は、本投資法人がその共有持分(1,000,000分の375,178)に基づいて収受しうる額を記載しています。また、月額契約賃料は、転借人の入居状況や転貸借契約の賃料改定等により変動することがあります。月額契約賃料 - 1 は賃料とは別途、ホテル部分の維持管理費用をテナントが負担することを前提としています。2026年4月1日以降の月額契約賃料 - 2 は、本件建物共用部のうちホテルにかかる維持管理費用をテナントが負担せず別途賃借人が負担するため、当該維持管理費用の見込分を賃料として加算しています。但し、オフィス・店舗に関する賃貸借契約を再契約し、引き続きホテルにかかる維持管理費用(共用部の維持管理費用を含む)を賃料とは別途、テナントが負担する場合には、- 1 の適用期間が延長され、ホテルの月額契約賃料は22,510,680円となります。

物件名称	神谷町トラストタワー
契約形態 契約期間	・ 貸室賃貸借契約(共同運用) ・ 2021年7月1日から2030年3月31日まで
月額契約賃料(注)	88,639,857円
敷金・保証金等	なし
期間満了時の更新について	本契約期間満了の6か月前までに更新拒絶の意思表示がない場合は契約期間満了の翌日から5年間更新されるものとし、その後も同様となります。
中途解約について	契約期間中、中途解約ができない契約となっています。
転貸借契約について	・ 本件貸室は、信託受託者たる三菱UFJ信託銀行株式会社とテナントと間の貸室賃貸借契約に基づき、テナントに一棟一括賃貸しています。 ・ テナントは、テナントの裁量において、本件貸室の全部または一部を第三者に転貸することができます。

(注) 月額契約賃料は、本投資法人が共同運用区画の持分(9,627,494分の770,254)に基づいて収受しうる額を記載しています。また、月額契約賃料は、転借人の入居状況や転貸借契約の賃料改定等により変動することがあります。

物件名称	大崎MTビル
契約形態 契約期間	・定期建物賃貸借契約(一棟一括賃貸借) (借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約) ・2022年4月1日から2025年3月31日まで
月額契約賃料(注)	57,498,418円
敷金・保証金等(注)	敷金894,581,396円
期間満了時の更新について	借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約であるため更新はありません。 但し、当事者間の合意により、本契約期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。
中途解約について	契約期間中、中途解約ができません。
転貸借契約について	・本件建物は、本投資法人とテナント間のマスターリース契約に基づき、テナントに一棟一括賃貸しています。 ・テナントは、本投資法人からの書面による承諾を得たうえで、本件建物の全部または一部を第三者に転貸することができます。

(注)月額契約賃料は、本投資法人がその共有持分(1,000,000分の907,880)に基づいて収受しうる額を記載しています。また、月額契約賃料及び敷金は、転借人の入居状況や転貸借契約の賃料改定等により変動することがあります。

物件名称	仙台MTビル
契約形態 契約期間	・貸室賃貸借契約(一棟一括賃貸借) ・2023年2月28日から2028年2月29日まで
月額契約賃料(注)	25,313,260円
敷金・保証金等(注)	なし
期間満了時の更新について	本契約期間満了の6か月前までに更新拒絶の意思表示がない場合は契約期間満了の翌日から5年間更新されるものとし、その後も同様となります。
中途解約について	契約期間中、中途解約が出来ない契約となっています。
転貸借契約について	・本件建物は、信託受託者たる三菱UFJ信託銀行株式会社とテナントと間の貸室賃貸借契約に基づき、テナントに一棟一括賃貸しています。 ・テナントは、信託受託者からの書面による承諾を得たうえで、本件建物の全部または一部を第三者に転貸することができます。

(注)月額契約賃料は、本投資法人がその共有持分(300,000分の90,845)に基づいて収受しうる額を記載しています。また、月額契約賃料及び敷金は、転借人の入居状況や転貸借契約の賃料改定等により変動することがあります。

(ロ)株式会社ホテルオークラ神戸

物件名称	ホテルオークラ神戸	
契約形態 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定期建物賃貸借契約(一棟一括賃貸借) (借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約) ・2022年4月1日から2032年3月31日まで 	
月額契約賃料	固定賃料	91,537,815円
	変動賃料	固定資産税・都市計画税相当額及び損害保険料相当額の合計(年額)の12分の1
敷金・保証金等	敷金1,373,067,225円	
期間満了時の更新について	借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約であるため更新はありません。但し、当事者間の合意により、本契約期間満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結することができます。	
中途解約について	契約期間中、中途解約ができない契約となっています。	
転貸借契約について	<ul style="list-style-type: none"> ・本件建物は、信託受託者たる三菱UFJ信託銀行株式会社と株式会社ホテルオークラ神戸(本表において、以下「テナント」といいます。)間の定期建物賃貸借契約に基づき、テナントに一棟一括賃貸しています。 ・テナントは、ホテル運営に必要な専門店等に本件信託建物の一部を転貸しています。テナントは、全ての転借人たる専門店等から定期建物賃貸借契約が契約期間満了により終了する場合には転貸借契約も終了させることについて同意を取得しています。 	

(ハ)株式会社イトーヨーカ堂

物件名称	イトーヨーカドー湘南台店	
契約形態 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・建物賃貸借契約(一棟一括賃貸借) ・2002年11月21日から2042年11月20日まで 	
月額契約賃料	62,500,000円	
敷金・保証金等	敷金683,460,000円	
期間満了時の更新について	期間満了の場合の更新については、本投資法人と株式会社イトーヨーカ堂(本表において、以下「テナント」といいます。)間の協議によると規定しています。	
中途解約について	2032年11月20日まで中途解約が出来ない契約となっています。	
転貸借契約について	<ul style="list-style-type: none"> ・本件建物は、本投資法人とテナント間の建物賃貸借契約に基づき、テナントに一棟一括賃貸しています。 ・テナントは、本件建物をショッピングセンターとして、他の専門店等の出店も得てバラエティーに富んだ売場を構成する必要があることから、テナントの関連会社あるいは専門店等に転貸することができます。本投資法人とテナントとの間の建物賃貸借契約が終了する場合は、テナントは当該転借人を退去させなければならない旨合意されています。 	

c.不動産等資産の詳細な情報

2023年2月28日現在において、本投資法人が保有する不動産等資産の詳細な情報は以下のとおりです。

1. 「不動産等資産の概要」欄の記載について
 - (1) 「地積・延床面積」、「構造/階数」及び「建築時期」には、別段の断りがない限り、不動産登記簿に記載された事項を記載しています。
 - (2) 「構造」について、「SRC造」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「RC造」は鉄筋コンクリート造、「S造」は鉄骨造を、それぞれ意味します。
 - (3) 区分所有建物、共有建物及び共有土地に関しては、区分所有建物の一棟の建物の延床面積(他の区分所有者が所有する面積を含みます。)、共有建物の延床面積(他の共有者の共有持分を含みます。)及び共有土地全体の面積(他の共有者の共有持分を含みます。)を記載しています。
 - (4) 「用途地域等」には、都市計画法第8条第1項第1号、第2号、第5号及び第9号に掲げる「用途地域」、「特別用途地区」、「防火地域又は準防火地域」及び「臨港地区」並びに都市再生特別措置法第2条第3項及び第5項に掲げる「都市再生緊急整備地域」及び「特定都市再生緊急整備地域」の区分を記載しています。
2. 「特定資産の概要」欄の記載について
 - (1) 「特定資産の種類」には、特定資産としての不動産等資産の種類を記載しています。
 - (2) 「取得価格」には、当該不動産等資産の取得に要した諸費用(不動産売買媒介手数料等)を含まない金額(不動産売買契約書等に記載された売買価格)を記載しています。
3. 「取得時の不動産鑑定概要」欄の記載について
「鑑定評価額」は、不動産等資産を取得検討する際に取得した不動産鑑定評価書に基づく評価額を記載しています。
4. 「物件収支状況」欄の記載について
 - (1) 物件収支状況は本投資法人の2023年2月期(2022年10月1日から2023年2月28日までの5か月間)の金額を記載しています。なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
 - (2) 「NOI」はネット・オペレーティング・インカムを意味し、各不動産等資産の不動産賃貸事業収益から不動産賃貸事業費用(減価償却費を除きます。)を控除した金額です。また「NCF」は、ネット・キャッシュ・フローを意味し、各不動産等資産のNOIから資本的支出を控除した金額を記載しています。
 - (3) 不動産賃貸事業損益は、不動産賃貸事業収益から不動産賃貸事業費用を控除した金額です。不動産賃貸事業費用には、不動産等資産の収支に直接的にかかわらない資産運用報酬、支払利息等を含んでいません。
 - (4) 公租公課の内訳で「固定資産税」には2023年2月期における固定資産税及び都市計画税の合計を記載しています。なお、不動産等資産の取得に伴い精算金として譲渡人に支払った固定資産税及び都市計画税相当額については、費用計上せず取得原価に算入しています。
 - (5) 区分所有建物、共有建物及び共有土地の場合には、本投資法人の持分相当に対する金額を記載しています。
5. 「2022年度公租公課」欄の記載について
 - (1) 2022年度の固定資産税(償却資産にかかるものを除きます。)及び都市計画税の税額を記載しています。区分所有建物、共有建物及び共有土地の場合には、本投資法人の持分相当に対する金額を記載しています。
 - (2) 固定資産税及び都市計画税の納付義務は原則として毎年1月1日時点の所有者に課されます。従って2022年1月1日の翌日以降に取得した不動産等資産について、2023年2月期に納付義務はありませんが、参考情報として2022年度の固定資産税及び都市計画税の税額を記載しています。
6. 「特記事項」欄の記載について
原則として2023年2月28日現在の不動産の状況(不動産の構造、現況その他投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項(当該不動産等資産に付着しているテナント以外の第三者の権利及びかかる権利に基づく制限等、区分所有建物、共有建物及び共有土地等において、他の共有者等との間に存する管理規約、協定書及び覚書等に記載された重要な事項、当該不動産等資産に関する行政法規における制限等を含みますが、これらに限られません。))を記載しています。なお、当該不動産等に担保の設定がなされている場合は、その旨を「特記事項」欄に記載します(2023年2月28日現在、担保の設定はなされていません。)。
7. 鑑定評価業者、前所有者及び施工会社の名称について
原則として、評価、取得、もしくは施工を行った時点での名称を記載しています。

東京汐留ビルディング

物件番号	A-1	物件名称	東京汐留ビルディング				
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)				
不動産の用途		オフィスビル・ホテル・商業施設		運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日	稼働日数	151日
所有形態	土地	所有権		(1)不動産賃貸事業収益		860,556	
	建物	所有権		家賃		860,556	
土地	地番	東京都港区東新橋一丁目12番1		共益費		-	
	住居表示	東京都港区東新橋一丁目9番1号		土地賃貸収益		-	
	地積	17,847.73㎡(他の共有者の共有持分を含み ます。)		その他賃貸事業収入		-	
	用途地域等	商業地域、防火地域、 特定都市再生緊急整備地域 (東京都心・臨海地域)		(2)不動産賃貸事業費用		729,037	
建物	構造/階数	SRC・RC・S造陸屋根/地下4階付37階建		公租公課		345,978	
	建築時期	2005年1月		固定資産税		345,978	
	延床面積	191,394.06㎡ 本投資法人の共有持分(1,000,000分の375,178)を 乗じた面積:71,806.84㎡		その他公租公課		-	
	駐車場台数	437台		諸経費		222,531	
	施工会社	株式会社竹中工務店		管理業務費		211,037	
				水道光熱費		-	
				損害保険料		2,894	
				信託報酬		-	
				その他費用		8,600	
				減価償却費		160,526	
				(3)NOI		292,046	
				(4)不動産賃貸事業損益		131,519	
				(5)資本的支出		3,020	
				(6)NCF		289,025	
2. 特定資産の概要							
特定資産の種類		不動産		賃貸借契約形態	マスターリース契約(注1)		
取得年月日		2010年4月13日		信託受益権の概要			
前所有者		森トラスト株式会社		信託設定日		-	
取得価格(注2)		82,539百万円		信託受託者		-	
				信託期間満了日		-	
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)				
鑑定評価額(注2)		83,664百万円		固定資産税額		568,322	
価格時点		2010年3月31日		都市計画税額		121,783	
鑑定評価業者		株式会社立地評価研究所		合計		690,106	
6. 特記事項							
(1)敷地利用権について							
<p>本件土地の利用については、森トラスト株式会社、本件土地の他の共有者及び本件建物の他の共有者間の運営に関する確認書で、森トラスト株式会社及び本件建物の他の共有者が本件土地上に本件建物を所有することの合意がなされている旨が確認されています。本投資法人は、上記運営に関する確認書上の森トラスト株式会社の権利、義務及び契約上の地位を承継しています。</p>							
(2)本件土地の権利関係について							
<p>本件土地面積は、本投資法人が共有する土地の面積であり、他の共有者の共有持分にかかる部分を含んでいます。当該土地のうち、本投資法人の共有持分は1,000,000分の375,178です。</p>							
(3)本件建物の権利関係について							
<p>本件建物は、共有建物であり、延床面積に本投資法人の共有持分(1,000,000分の375,178)を乗じた面積は71,806.84㎡です。</p>							
(4)買取優先交渉権について							
<p>本投資法人は、本件土地及び本件建物の全部または一部の譲渡に関し、森トラスト株式会社に対し優先交渉権を付与しています。</p>							

(注1) オフィス・店舗部分については賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しており、ホテル部分については固定賃料でのマスターリース契約を採用しています。

(注2) 「取得価格」及び「鑑定評価額」については、2021年7月1日に共有持分1,000,000分の62,411及び2021年10月1日に共有持分1,000,000分の62,411を譲渡したため、本物件共有持分1,000,000分の500,000の取得価格である110,000百万円及び取得時の鑑定評価額である111,500百万円のうち、2023年2月28日現在、本投資法人が保有する共有持分1,000,000分の375,178に相当する価格及び価額を記載しています。

ONビル

物件番号	A-2	物件名称	ONビル
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)
不動産の用途	オフィスビル		運用期間
所有形態	土地	所有権	自 2022年10月1日
	建物	所有権	至 2023年2月28日
土地	地番	東京都品川区北品川五丁目746番1他2筆	(1)不動産賃貸事業収益
	住居表示	東京都品川区北品川五丁目9番12号	家賃
	地積	10,850.67㎡(他の共有者の共有持分を含みます。)	共益費
	用途地域等	準工業地域、第一種低層住居専用地域、防火地域、準防火地域	土地賃貸収益
建物	構造/階数	S・SRC造陸屋根/地下2階付21階建	その他賃貸事業収入
	建築時期	1990年11月	(2)不動産賃貸事業費用
	延床面積	32,812.27㎡	公租公課
	駐車場台数	79台	固定資産税
	施工会社	株式会社大林組	その他公租公課
			諸経費
			管理業務費
			水道光熱費
			損害保険料
			信託報酬
			その他費用
			減価償却費
			(3)NOI
			(4)不動産賃貸事業損益
			(5)資本的支出
			(6)NCF
2. 特定資産の概要			
特定資産の種類	不動産信託受益権	賃貸借契約形態	テナントとの直接契約
取得年月日	2008年8月29日	信託受益権の概要	
前所有者	有限会社エスアイエイキング2号	信託設定日	2001年2月9日
取得価格	39,900百万円	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
		信託期間満了日	2031年3月末日
3. 取得時の不動産鑑定の概要			5. 2022年度公租公課(千円)
鑑定評価額	41,000百万円	固定資産税額	87,625
価格時点	2008年8月1日	都市計画税額	18,776
鑑定評価業者	財団法人日本不動産研究所	合計	106,402
6. 特記事項			
(1)本件土地の権利関係について			
本件土地面積は全3筆の合計面積であり、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者(以下本表において「本件受託者」といいます。)が1,000,000分の840,139の共有持分を保有しています。なお、当該3筆についての本件受託者保有分以外の共有持分は、本投資法人が保有しています。			
(2)敷地利用権について			
本件信託建物は、複数の事業者が各別に所有していた複数筆の土地(全体を「大崎ビジネスガーデン」といいます。)上に、本件信託建物を含む2棟の建物(他方の建物は「大崎MTビル」です。)を建設する共同開発事業の一環として建設されたものです。2棟の建物の各所有者(共有者を含みます。)は、大崎ビジネスガーデンを構成する各土地所有者から、各土地についての使用借権または賃借権(存続期間は、本件信託建物の竣工後40年とされています。)の設定を受け、各建物を所有しています。従って、本件受託者は、隣接する大崎MTビルの各共有者が大崎MTビルの各共有持分を所有するために、本件信託土地を使用させる義務を負っています。一方で、本件受託者が本件信託建物を所有するための敷地利用権は、本件土地のうち本件受託者の保有する共有持分との関係では、当該共有持分となり、本件土地のうち本投資法人の保有する共有持分及び本件土地以外の大崎ビジネスガーデン対象土地との関係では、それぞれの土地に設定された使用借権または賃借権となります。			
(3)境界確認について			
本件土地と隣接土地との境界に一部未確定の部分が存在します。			
(4)越境物について			
本件土地と隣接土地との境界部分について、本件不動産の塀が一部隣接土地に対し越境しており、また、当該隣接土地の樹木の枝葉等が本件土地に対し越境している可能性があります。			
(5)工作物について			
本件土地に設置された工作物のうち一部の擁壁は、完了検査を受けておらず検査済証が交付されていません。本投資法人は、国土交通大臣等が指定する検査機関である日本ERI株式会社による建築基準法適合判定調査を実施し、調査の結果、当該工作物は建築基準法との適合性が確保されており、構造上の安全性について支障がないと考えられるとの報告を得ています。			

(注)本件信託不動産の「不動産賃貸事業収益」及び「不動産賃貸事業費用」については、テナントから開示することにつき同意を得られていないため、開示していません。

紀尾井町ビル

物件番号	A-3	物件名称	紀尾井町ビル	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途		オフィスビル・住宅	運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
所有形態	土地	所有権		稼働日数 151日
	建物	所有権	(1) 不動産賃貸事業収益	860,284
土地	地番	東京都千代田区紀尾井町3番3他	家賃	773,824
	住居表示	東京都千代田区紀尾井町3番12号他	共益費	7,045
	地積	9,291.93㎡(他の所有者の持分を含みます。)	土地賃貸収益	-
	用途地域等	第二種住居地域、防火地域、 第一種文教地区	その他賃貸事業収入	79,414
建物	構造/階数	SRC・S造陸屋根/地下4階付26階建	(2) 不動産賃貸事業費用	494,669
	建築時期	1989年11月	公租公課	90,246
	延床面積	建物一棟：63,535.55㎡ 信託受託者の所有にかかる専有部分：24,598.85㎡	固定資産税	88,921
	駐車場台数	207台	その他公租公課	1,325
	施工会社	鹿島建設株式会社	諸経費	279,147
			管理業務費	206,723
			水道光熱費	54,198
			損害保険料	1,315
			信託報酬	666
			その他費用	16,243
			減価償却費	125,275
			(3) NOI	490,889
			(4) 不動産賃貸事業損益	365,614
			(5) 資本的支出	72,341
			(6) NCF	418,548
2. 特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産信託受益権	賃貸借契約形態	マスターリース契約(注1)	
取得年月日	2014年10月1日	信託受益権の概要		
前所有者	白馬キャピタル3特定目的会社	信託設定日 (注2)	2002年9月10日 2004年9月30日	
取得価格	34,300百万円	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
		信託期間満了日	2034年9月末日 2034年9月末日	
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)	
鑑定評価額	36,200百万円	固定資産税額	143,631	
価格時点	2014年9月1日	都市計画税額	30,778	
鑑定評価業者	大和不動産鑑定株式会社	合計	174,409	
6. 特記事項				
(1) 権利関係について 本件土地面積は、本件建物の敷地である土地全8筆の合計面積であり、他の所有者(分有)の持分を含んでいます。当該土地全8筆のうち、5筆(合計面積7,433.52㎡)は本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者が単独で所有しています。また、本件建物は、区分所有建物であり、建物面積は区分所有建物の一棟の建物の延床面積を記載しています。なお、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者が所有する専有部分の床面積は24,598.85㎡です。				
(2) 管理規約について 管理規約により、区分所有者が所有する敷地及び区分所有者が共有する共用部分は、専有部分と分離して単独処分することは禁止されており、共用部分の分割請求も禁止されています。また、敷地権の登記はなされていませんが、敷地の相互利用について、区分所有者間で合意しています。なお、本投資法人が有する議決権の割合は、3,383,389分の2,562,965となっています。				
(3) 要役地役権について 本件土地には、隣接土地の一部を承役地として、工作物設置を目的とする要役地役権が設定されています。				

(注1) 事務所部分については本投資法人が信託受託者との間で締結したマスターリース契約に基づき建物を借り受けたくうえ、本投資法人から各テナントに対してサブリースをする仕組みを採用しており、住宅部分についてはパス・スルー型のマスターリース契約を採用しています。

(注2) 本件信託不動産は二つの信託受益権からなっており、及び には、それぞれの信託設定日を記載しています。

神谷町トラストタワー

物件番号	A-4	物件名称	神谷町トラストタワー		
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)		
不動産の用途		オフィスビル	運用期間	自 2022年10月1日	稼働日数
所有形態	土地	所有権及び地上権(敷地権の割合: 10,000,000,000分の667,257,234)		至 2023年2月28日	151日
	建物	区分所有権	(1)不動産賃貸事業収益	454,407	
土地	地番	東京都港区虎ノ門四丁目24番6他	家賃	442,196	
	住居表示	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	共益費	-	
	地積	16,131.84㎡(他の所有者の持分を含みます。)	土地賃貸収益	-	
	用途地域等	商業地域、防火地域、都市再生特別地域(虎ノ門四丁目地区)	その他賃貸事業収入	12,210	
建物	構造/階数	S・RC造陸屋根/地下4階付37階建	(2)不動産賃貸事業費用	134,496	
	建築時期	2020年3月	公租公課	9,525	
	延床面積	196,037.12㎡ 信託受託者の所有にかかる専有部分: 7,595.44㎡	固定資産税	9,525	
	駐車場台数	349台	その他公租公課	-	
			諸経費	53,788	
	施工会社	清水建設株式会社	管理業務費	36,907	
			水道光熱費	15,892	
損害保険料			233		
			信託報酬	625	
			その他費用	129	
			減価償却費	71,183	
			(3)NOI	391,094	
			(4)不動産賃貸事業損益	319,910	
			(5)資本的支出	-	
			(6)NCF	391,094	
2. 特定資産の概要					
特定資産の種類	不動産信託受益権		賃貸借契約形態	マスターリース契約(注1)	
取得年月日	2021年7月1日 2021年10月1日		信託受益権の概要	2021年7月1日 三菱UFJ信託銀行株式会社 2052年3月末日	
前所有者	森トラスト株式会社 森トラスト株式会社		信託設定日		
取得価格	13,980百万円 13,980百万円		信託受託者 信託期間満了日		
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)(注2)		
鑑定評価額	31,100百万円		固定資産税額	11,636	
価格時点	2021年2月28日		都市計画税額	2,493	
鑑定評価業者	大和不動産鑑定株式会社		合計	14,130	
6. 特記事項					
(1)土地賃借権について 本物件土地上に葛城稲荷神社が土地賃借権の設定を受けたうえで建物を所有しています。					
(2)地上権について 本物件土地には葛城稲荷神社から地上権の設定を受けて利用する土地が含まれます。					
(3)越境物について 本土地と隣接土地との境界部分について、本取得物件の一部が隣接土地に越境しており、また、隣接土地の塀等が本件土地に越境していますが、隣接所有者との間で越境を確認する旨の覚書が締結されています。					
(4)買取優先交渉権について 本投資法人は、本物件の全部または一部の譲渡に関し、森トラスト株式会社に対し優先交渉権を付与しています。					

(注1)賃料収入が共同運用区画の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しています。

(注2)2023年2月28日現在、建物に係る2022年度の公租公課が未確定のため、土地に係る2022年度の公租公課のみを記載しています。

仙台MTビル

物件番号	A-5	物件名称	仙台MTビル
1. 不動産等資産の概要		4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途	オフィスビル	運用期間	自 2023年2月28日 至 2023年2月28日
所有形態	所有権	稼働日数	1日
土地	地番	(1)不動産賃貸事業収益	1,063
	住居表示	家賃	904
	地積	共益費	-
	用途地域等	土地賃貸収益	-
		その他賃貸事業収入	159
		(2)不動産賃貸事業費用	3,452
建物	構造/階数	公租公課	-
	建築時期	固定資産税	-
	延床面積	その他公租公課	-
	駐車場台数	諸経費	300
	施工会社	管理業務費	148
		水道光熱費	146
		損害保険料	2
		信託報酬	2
		その他費用	-
		減価償却費	3,152
		(3)NOI	763
		(4)不動産賃貸事業損益	2,388
		(5)資本的支出	-
		(6)NCF	763
2. 特定資産の概要			
特定資産の種類	不動産信託受益権	賃貸借契約形態	マスターリース契約(注2)
取得年月日	2023年2月28日	信託受益権の概要	
前所有者	森トラスト株式会社	信託設定日	2023年2月28日
取得価格(注1)	5,266百万円	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
		信託期間満了日	2053年3月31日
3. 取得時の不動産鑑定概要		5. 2022年度公租公課(千円)	
鑑定評価額(注1)	5,266百万円	固定資産税額	28,075
価格時点	2022年6月30日	都市計画税額	6,016
鑑定評価業者	大和不動産鑑定株式会社	合計	34,091
6. 特記事項			
(1)本件建物の権利関係について 本件建物は、共有建物であり、建物面積に本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者の共有持分(300,000分の90,845)を乗じた面積は13,003.41㎡です。			
(2)敷地利用権について 本件建物は、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者(以下本表において「信託受託者(本投資法人)」といいます。)、森トラスト株式会社と森トラスト株式会社を唯一の信託受益者とする信託受託者(以下本表において「信託受託者(森トラスト)」といいます。))が共有しています。そして、本件建物は、信託受託者(本投資法人)及び森トラスト株式会社が共有する本件土地と森トラスト株式会社及び信託受託者(森トラスト)が各別に所有(分有)している土地をその敷地としています(以下本表において当該土地全体を「建物敷地」といいます。)。 信託受託者(本投資法人)及び森トラスト株式会社は、信託受託者(森トラスト)から、その所有に係る建物敷地を、信託受託者(森トラスト)は、信託受託者(本投資法人)及び森トラスト株式会社から、その共有する本件土地を、それぞれ使用借権または賃借権の設定を受け、本件建物を共有しています。従って、信託受託者(本投資法人)及び森トラスト株式会社は、信託受託者(森トラスト)に、本件土地を使用させる義務を負っています。一方で、信託受託者(本投資法人)及び森トラスト株式会社が本件建物を所有するための敷地利用権は、本件土地との関係では、その共有持分となり、本件土地を除く建物敷地との関係では、信託受託者(森トラスト)により設定された使用借権または賃借権となります。			
(3)買取優先交渉権について 本投資法人は、本物件の全部または一部の譲渡に関し、森トラスト株式会社に対して、優先交渉権を付与しています。			

(注1)「取得価格」及び「鑑定評価額」については、3回に分けて取得を行うため、その初回の2023年2月28日の取得価格及び鑑定額を記載しています。

(注2)賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しています。

大崎MTビル

物件番号	A-6	物件名称	大崎MTビル			
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)			
不動産の用途	オフィスビル		運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日	稼働日数 151日	
所有形態	土地	所有権	(1) 不動産賃貸事業収益			287,614
建物	地番	所有権	家賃			287,164
土地	住居表示	東京都品川区北品川五丁目689番2他16筆	共益費			-
地積	地積	東京都品川区北品川五丁目9番11号	土地賃貸収益			-
用途地域等	用途地域等	13,852.74㎡(他の共有者の共有持分を含みます。)	その他賃貸事業収入			449
		準工業地域、第一種低層住居専用地域、防火地域、準防火地域	(2) 不動産賃貸事業費用			92,809
建物	構造/階数	S・SRC造陸屋根/地下3階付14階建	公租公課			39,381
	建築時期	1994年7月 (2008年大規模修繕実施)	固定資産税			39,381
	延床面積	26,980.68㎡ 本投資法人の共有持分(1,000,000分の907,880)を 乗じた面積: 24,495.21㎡	その他公租公課			-
	駐車場台数	65台	諸経費			3,048
	施工会社	株式会社大林組	管理業務費			930
			水道光熱費			-
			損害保険料			722
			信託報酬			-
			その他費用			1,395
			減価償却費			50,379
			(3) NOI			245,184
			(4) 不動産賃貸事業損益			194,804
			(5) 資本的支出			5,350
			(6) NCF			239,833
2. 特定資産の概要						
特定資産の種類	不動産		賃貸借契約形態	マスターリース契約(注2)		
取得年月日	2005年3月31日 2005年10月28日 2015年1月30日		信託受益権の概要			
前所有者	森トラスト株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 個人(非開示)		信託設定日	-		
取得価格	7,870百万円 5,656百万円 860百万円		信託受託者	-		
			信託期間満了日	-		
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)			
鑑定評価額	7,870百万円 5,030百万円 860百万円		固定資産税額	64,166		
価格時点	2005年3月31日 2005年8月31日 2014年10月31日		都市計画税額	13,749		
鑑定評価業者	、 日本土地建物株式会社 一般財団法人日本不動産研究所		合計	77,916		
6. 特記事項						
(1) 本件土地の権利関係について 本件土地面積は、本投資法人が所有し、または共有する土地全17筆の合計面積であり、他の共有者の共有持分を含んでいます。当該土地全17筆のうち、13筆(合計面積2,880.79㎡)は本投資法人が単独で所有しており、1筆(面積121.28㎡、本投資法人の共有持分5分の1)及び3筆(合計面積10,850.67㎡、本投資法人の共有持分1,000,000分の159,861)は他の共有者と共有しています。なお、における本投資法人以外の共有持分1,000,000分の840,139は、「ONビル 6. 特記事項」のとおり本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者(以下本表において「ONビル受託者」といいます。)が所有しています。						
(2) 本件建物の権利関係について 本件建物は、共有建物であり、建物面積に本投資法人の共有持分(1,000,000分の907,880)を乗じた面積は24,495.21㎡です。						
(3) 敷地利用権について 本件建物は、複数の事業者が各別に所有していた複数筆の土地(全体を「大崎ビジネスガーデン」といいます。)上に、本件建物を含む2棟の建物(他方の建物は「ONビル」です。)を建設する共同開発事業の一環として建設されたものです。2棟の建物の各所有者(共有者を含みます。)は、大崎ビジネスガーデンを構成する各土地の所有者から、各土地について使用借権または賃借権(存続期間は、本件建物の竣工後40年とされています。)の設定を受け、各建物を所有しています。従って、本投資法人は、2棟の建物の他の所有者(共有者を含みます。)が各建物を所有するために、本件土地のうち本投資法人が保有する持分を使用させる義務を負っています。一方で、本投資法人が本件建物を所有するため有する敷地利用権は、本件土地のうち本投資法人の保有する持分との関係ではその所有権(共有持分を含みます。)となり、大崎MTビルにかかる他の共有者またはONビル受託者が保有する大崎ビジネスガーデンの土地持分に対しては、上記使用借権または賃借権となります。						
(4) 境界確認について 本件土地と隣接土地との境界に一部未確定の部分が存在します。						
(5) 越境物について 本件土地と隣接土地との境界部分について、本件不動産の塀が一部隣接土地に対し越境しており、また、当該隣接土地の樹木の枝葉等が本件土地に対し越境している可能性があります。						
(6) 買取優先交渉権について 本投資法人は他の共有者との間で、本件不動産の全部または一部の買取に関し、相互に優先交渉権を付与する協定を承継しています。また、当該各共有者において、本件不動産の買取にかかる優先交渉権を行使しないことが確認された場合には、本投資法人は、森トラスト株式会社に対して、優先交渉権を付与します。						
(7) 分離処分の禁止について 大崎ビジネスガーデンを構成する各所有者との間で、本件建物の共有持分と当該共有持分の同一の所有者が所有する土地を分離して譲渡することは禁止されています。						

(注1) 本投資法人は、2005年3月31日の取得において、土地の所有権(土地全14筆のうち本投資法人が単独で所有する10筆(合計面積1,807.12㎡)、他の共有者と共有する3筆(合計面積1,073.67㎡、本投資法人の共有持分1,081,560分の710,234)及び1筆(面積121.28㎡、本投資法人の共有持分5分の1))と建物の所有権(本投資法人の共有持分1,000,000分の590,950)を取得しています。また、2005年10月28日の取得において、土地の所有権(他の共有者と共有する土地3筆(合計面積10,850.67㎡、本投資法人の共有持分1,000,000分の159,861))と建物の所有権(本投資法人の共有持分1,000,000分の247,949)を取得しています。そのほか、2015年1月30日の取得において、土地の所有権(他の共有者と共有する3筆(合計面積1,073.67㎡、本投資法人の共有持分1,081,560分の371,326)と建物の所有権(本投資法人の共有持分1,000,000分の68,981)を取得しています。

(注2) 賃料収入がサブリース契約の賃料に連動する仕組みのマスターリース契約を採用しています。

御堂筋MTRビル

物件番号	A-7	物件名称	御堂筋MTRビル	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途		オフィスビル	運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
所有形態	土地	所有権		稼働日数 151日
	建物	所有権	(1)不動産賃貸事業収益	254,587
土地	地番	大阪市中央区淡路町三丁目43番5	家賃	228,090
	住居表示	大阪市中央区淡路町三丁目6番3号	共益費	5,620
	地積	1,560.98㎡	土地賃貸収益	-
	用途地域等	商業地域、防火地域、 都市再生緊急整備地域 (大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域)	その他賃貸事業収入	20,875
建物	構造/階数	S・SRC造陸屋根/地下2階付13階建	(2)不動産賃貸事業費用	138,212
	建築時期	1999年3月	公租公課	42,179
	延床面積	15,129.16㎡	固定資産税	42,179
	駐車場台数	54台	その他公租公課	-
	施工会社	大成・鹿島建設工事共同企業体	諸経費	57,778
			管理業務費	24,780
			水道光熱費	22,881
			損害保険料	507
			信託報酬	416
			その他費用	9,191
			減価償却費	38,254
			(3)NOI	154,629
			(4)不動産賃貸事業損益	116,374
			(5)資本的支出	6,016
			(6)NCF	148,613
2. 特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産信託受益権		賃貸借契約形態	マスターリース契約(注)
取得年月日	2015年4月30日		信託受益権の概要	
前所有者	Rabbit Midosuji特定目的会社		信託設定日	2001年9月26日
取得価格	10,170百万円		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
			信託期間満了日	2031年9月末日
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)	
鑑定評価額	10,200百万円		固定資産税額	69,027
価格時点	2015年1月31日		都市計画税額	14,791
鑑定評価業者	大和不動産鑑定株式会社		合計	83,818
6. 特記事項				
(1)船場建築線について				
本件土地の北側道路は、「船場建築線」の指定を受けており、当該指定に基づき本物件は道路境界線から約2mセットバックしています。当該部分の面積は、建ぺい率・容積率の計算上敷地面積には算入されません。				

(注)バス・スルー型のマスターリース契約を採用しています。

広尾MTRビル

物件番号	A-8	物件名称	広尾MTRビル		
1. 不動産等資産の概要		4. 物件収支状況(千円)			
不動産の用途	オフィスビル		運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日	稼働日数 151日
所有形態	土地	所有権	(1) 不動産賃貸事業収益		
	建物	所有権	144,491		
土地	地番	東京都渋谷区恵比寿二丁目91番1他1筆	家賃	119,470	
	住居表示	東京都渋谷区恵比寿二丁目36番13号	共益費	15,340	
	地積	1,671.79㎡(私道負担部分17.93㎡を含みます。)	土地賃貸収益	-	
	用途地域等	近隣商業地域、準工業地域、特別工業地区 防火地域、準防火地域	その他賃貸事業収入	9,680	
建物	構造/階数	SRC造陸屋根/地下1階付7階建	(2) 不動産賃貸事業費用		
	建築時期	1992年11月	公租公課	11,962	
	延床面積	6,709.80㎡	固定資産税	11,840	
	駐車場台数	24台	その他公租公課	122	
	施工会社	株式会社竹中工務店	諸経費	16,358	
			管理業務費	4,181	
2. 特定資産の概要		(3) NOI			
特定資産の種類	不動産信託受益権	116,170			
取得年月日	2018年1月19日	(4) 不動産賃貸事業損益			
前所有者	合同会社PRファースト	102,591			
取得価格	8,100百万円	(5) 資本的支出			
3. 取得時の不動産鑑定概要		-			
鑑定評価額	8,140百万円	(6) NCF			
価格時点	2017年11月30日	116,170			
鑑定評価業者	大和不動産鑑定株式会社	102,591			
6. 特記事項		-			
(1) 越境物について		-			
本件土地と隣接土地との境界部分について、本件建物の一部及び塀が隣接土地に越境しており、また、隣接土地の塀が本件土地に越境していますが、隣接所有者との間で越境を確認する旨の覚書が締結されています。		-			
(2) 権利関係について		-			
本件建物は区分所有建物ですが、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者が全ての区分所有権を単独で所有しています。		-			

(注)本投資法人が信託受託者との間で締結したマスターリース契約に基づき本件信託土地及び本件信託建物を借り受けたくて、本投資法人から各テナントに対してサブリースをする仕組みを採用しています。

天神プライム

物件番号	A-9	物件名称	天神プライム	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途		オフィスビル	運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
所有形態	土地	所有権		稼働日数 151日
	建物	所有権	(1)不動産賃貸事業収益	210,074
土地	地番	福岡市中央区天神二丁目138番他6筆	家賃	180,834
	住居表示	福岡市中央区天神二丁目7番21号	共益費	16,398
	地積	1,110.73㎡	土地賃貸収益	-
	用途地域等	商業地域、防火地域、 特定都市再生緊急整備地域 (福岡都心地域)	その他賃貸事業収入	12,841
建物	構造/階数	S・RC造陸屋根/地下1階付12階建	(2)不動産賃貸事業費用	82,871
	建築時期	2008年3月(2008年10月増築)	公租公課	28,921
	延床面積	7,722.04㎡	固定資産税	28,921
	駐車場台数	21台(隔地駐車場18台を含みます。)	その他公租公課	-
	施工会社	株式会社大林組	諸経費	27,447
			管理業務費	6,524
			水道光熱費	14,607
			損害保険料	186
			信託報酬	625
			その他費用	5,503
			減価償却費	26,502
			(3)NOI	153,705
			(4)不動産賃貸事業損益	127,202
			(5)資本的支出	1,935
			(6)NCF	151,770
2. 特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産信託受益権		賃貸借契約形態	マスターリース契約(注1)
取得年月日	2012年7月12日 2021年12月1日		信託受益権の概要	
前所有者	カモミール・リアルティ合同会社 個人3名(非開示)		信託設定日 (注2)	2006年9月15日 2006年9月15日 2021年12月1日
取得価格	6,940百万円 110百万円		信託受託者 信託期間満了日	三井住友信託銀行株式会社 2032年7月31日 2032年7月31日 2032年7月31日
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)	
鑑定評価額	7,320百万円 115百万円		固定資産税額	47,277
価格時点	2012年6月1日 2021年9月30日		都市計画税額	10,130
鑑定評価業者	、 一般財団法人日本不動産研究所		合計	57,408
6. 特記事項				
(1)越境物について 隣接建物の一部及び工作物等が本件土地に越境していますが、これらの越境物について、越境物に関する「合意書」が締結されており、当該越境物の内容及び状態につき確認され、将来における越境の解消方法等に関し合意しています。				

(注1)本投資法人が信託受託者との間で締結したマスターリース契約に基づき本件信託土地及び本件信託建物を借り受けたうえで、本投資法人から各テナントに対してサブリースをする仕組みを採用しています。

(注2)本件信託不動産は三つの信託受益権からなっており、及びには、それぞれの信託設定日を記載しています。

新横浜TECHビル

物件番号	A-10	物件名称	新横浜TECHビル	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途		オフィスビル	運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
所有形態	土地	所有権	稼働日数	151日
	建物	所有権	(1)不動産賃貸事業収益	235,381
土地	地番	横浜市港北区新横浜三丁目9番1他1筆	家賃	205,068
	住居表示	A館:横浜市港北区新横浜三丁目9番18号 B館:横浜市港北区新横浜三丁目9番1号	共益費	-
	地積	2,671.11㎡	土地賃貸収益	-
	用途地域等	商業地域、防火地域	その他賃貸事業収入	30,312
建物	構造/階数	A館:SRC造陸屋根/地下1階付9階建 B館:S・SRC造陸屋根/地下1階付16階建	(2)不動産賃貸事業費用	170,056
	建築時期	A館:1986年2月 B館:1988年2月	公租公課	30,066
	延床面積	A館 11,636.35㎡ B館 13,550.87㎡ 合計 25,187.22㎡	固定資産税	30,066
	駐車場台数	78台	その他公租公課	-
	施工会社	鹿島建設株式会社、大成建設株式会社	諸経費	80,983
2. 特定資産の概要			管理業務費	40,584
特定資産の種類	不動産		水道光熱費	35,547
取得年月日	2003年11月14日		損害保険料	732
前所有者	寺田倉庫株式会社 シテイトラスト信託銀行株式会社		信託報酬	-
取得価格	6,900百万円		その他費用	4,118
3. 取得時の不動産鑑定概要			減価償却費	59,006
鑑定評価額	6,980百万円		(3)NOI	124,331
価格時点	2003年9月30日		(4)不動産賃貸事業損益	65,324
鑑定評価業者	日本土地建物株式会社		(5)資本的支出	780
6. 特記事項			(6)NCF	123,551
特記すべき事項はありません。				

渋谷フラッグ

物件番号	B-1	物件名称	渋谷フラッグ	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途		商業施設・オフィスビル		稼働日数
所有形態	土地	所有権	運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
	建物	所有権	(1)不動産賃貸事業収益	
土地	地番	東京都渋谷区宇田川町81番11他1筆	家賃	非開示 (注1)
	住居表示	東京都渋谷区宇田川町33番6号	共益費	
	地積	1,026.44㎡	土地賃貸収益	(2)不動産賃貸事業費用
	用途地域等	商業地域、防火地域、 特定都市再生緊急整備地域(渋谷駅周辺地域)	その他賃貸事業収入	
建物	構造/階数	S・SRC造陸屋根/地下2階付9階建	公租公課	非開示 (注1)
	建築時期	2009年8月	固定資産税	
	延床面積	7,766.49㎡	その他公租公課	
	駐車場台数	49台	諸経費	
	施工会社	前田建設工業株式会社	管理業務費	(3)NOI
			水道光熱費	
			損害保険料	
			信託報酬	
			その他費用	(4)不動産賃貸事業損益
			減価償却費	(5)資本的支出
				(6)NCF
2. 特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産信託受益権	賃貸借契約形態	マスターリース契約(注2)	
取得年月日	2013年4月24日	信託受益権の概要		
前所有者	プライムリテール2 有限会社	信託設定日	2007年1月24日	
取得価格	32,040百万円	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
		信託期間満了日	2023年3月31日	
3. 取得時の不動産鑑定の概要		5. 2022年度公租公課(千円)		
鑑定評価額	33,000百万円	固定資産税額	62,196	
価格時点	2013年3月1日	都市計画税額	13,327	
鑑定評価業者	一般財団法人日本不動産研究所	合計	75,523	
6. 特記事項				
(1)越境物について 隣接建物の一部及び工作物等が本物件土地に越境していますが、隣接所有者との間で越境を確認する旨の確認書が締結されています。				

(注1)本件信託不動産の「不動産賃貸事業収益」及び「不動産賃貸事業費用」については、テナントから開示することにつき同意を得られていないため、開示していません。

(注2)本投資法人が信託受託者との間で締結したマスターリース契約に基づき本件信託土地及び本件信託建物を借り受けたくうで、本投資法人から各テナントに対してサブリースをする仕組みを採用しています。

新橋駅前MTRビル

物件番号	B-2	物件名称	新橋駅前MTRビル	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途		商業施設	運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
所有形態	土地	所有権	稼働日数 151日	
形態	建物	所有権	(1)不動産賃貸事業収益	
土地	地番	東京都港区新橋二丁目28番2他10筆	家賃	-
	住居表示	東京都港区新橋二丁目8番5号	共益費	-
	地積	1,069.88㎡	土地賃貸収益	-
	用途地域等	商業地域、防火地域、 特定都市再生緊急整備地域 (東京都心・臨海地域)	その他賃貸事業収入	-
建物	構造/階数	S・SRC・RC造陸屋根/地下2階付8階建	(2)不動産賃貸事業費用	58,313
	建築時期	1999年4月	公租公課	35,609
	延床面積	7,820.45㎡ 本投資法人の共有持分(3分の2)を乗じた面積: 5,213.63㎡	固定資産税	35,609
	駐車場台数	29台	その他公租公課	-
	施工会社	株式会社大林組	諸経費	7,034
			管理業務費	1,311
			水道光熱費	3,819
			損害保険料	183
			信託報酬	-
			その他費用	1,720
			減価償却費	15,668
			(3)NOI	42,644
			(4)不動産賃貸事業損益	58,313
			(5)資本的支出	262,600
			(6)NCF	305,244
2. 特定資産の概要				
特定資産の種類		不動産	賃貸借契約形態	賃貸借契約なし
取得年月日		2007年4月25日	信託受益権の概要	
前所有者		株式会社森トラスト・ホールディングス	信託設定日	-
取得価格(注)		12,000百万円	信託受託者	-
			信託期間満了日	-
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)	
鑑定評価額(注)		12,133百万円	固定資産税額	39,080
価格時点		2007年3月1日	都市計画税額	8,374
鑑定評価業者		日本土地建物株式会社	合計	47,445
6. 特記事項				
(1)越境物について 隣接建物の工作物及びダクト等が本件土地に越境しています。また、本件不動産の附属物が一部隣接土地に越境しています。これらの越境物について、「越境物に関する確認書」が締結されており、当該越境物の内容及び状態につき確認され、将来における越境の解消方法等に関し合意しています。				
(2)本件土地の権利関係について 本件土地面積は、本投資法人が共有する土地の面積であり、他の共有者の共有持分にかかる部分を含んでいます。当該土地のうち、本投資法人の共有持分は3分の2です。				
(3)本件建物の権利関係について 本件建物は、共有建物であり、延床面積に本投資法人の共有持分(3分の2)を乗じた面積は5,213.63㎡です。				

(注)「取得価格」及び「鑑定評価額」については、2023年2月28日に共有持分3分の1を譲渡したため、本物件の取得価格である18,000百万円及び取得時の鑑定評価額である18,200百万円のうち、2023年2月28日現在、本投資法人が保有する共有持分3分の2に相当する価格及び価額を記載しています。

イトーヨーカドー湘南台店

物件番号	B-3	物件名称	イトーヨーカドー湘南台店	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途	商業施設		運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
所有形態	土地	所有権	稼働日数 151日	
形態	建物	所有権	(1) 不動産賃貸事業収益 312,542	
土地	地番	神奈川県藤沢市石川六丁目2番1	家賃	312,500
	住居表示	神奈川県藤沢市石川六丁目2番地の1	共益費	-
	地積	35,209.93m ²	土地賃貸収益	-
	用途地域等	第一種住居地域、第二種住居地域、準防火地域	その他賃貸事業収入	42
建物	構造/階数	S造陸屋根/5階建 附属建物RC造陸屋根/地下1階付1階建	(2) 不動産賃貸事業費用	92,013
	建築時期	2002年11月	公租公課	39,094
	延床面積	53,393.66m ² (附属建物54.88m ² を含みます。)	固定資産税	39,094
	駐車場台数	1,460台	その他公租公課	-
	施工会社	株式会社銭高組	諸経費	2,232
			管理業務費	1,350
			水道光熱費	-
			損害保険料	882
			信託報酬	-
			その他費用	-
			減価償却費	50,687
			(3) NOI	271,215
			(4) 不動産賃貸事業損益	220,528
			(5) 資本的支出	7,104
			(6) NCF	264,111
2. 特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産		賃貸借契約形態	マスターリース契約
取得年月日	2003年3月28日		信託受益権の概要	
前所有者	森インベストメント・トラスト株式会社		信託設定日	-
取得価格	11,600百万円		信託受託者	-
			信託期間満了日	-
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)	
鑑定評価額	11,600百万円		固定資産税額	64,467
価格時点	2003年3月1日		都市計画税額	11,512
鑑定評価業者	財団法人日本不動産研究所		合計	75,979
6. 特記事項				
(1) 架設送電線路について 本件土地の上空には、「架設送電線路に関する契約書」に基づき、東京電力株式会社の送電線路が架設されており、本件土地において、当該架設送電線路に支障を来たすような行為が禁止されています。				
(2) 藤沢市緑化協定について 本件建物の建設に際し、藤沢市との間で締結した「緑化協定書」に基づき、本件土地の一定面積を緑地として確保しています。				
(3) 本件建物と本件敷地の分離処分等の禁止について 株式会社イトーヨーカ堂との建物賃貸借契約期間中においては、本件建物と本件土地の分離または本件土地の分割処分が禁止されています。				
(4) 買取優先交渉権について 本投資法人は、株式会社イトーヨーカ堂との建物賃貸借契約期間中において、本件不動産の買取に関し、株式会社イトーヨーカ堂に対し優先交渉権を付与しています。				

コーナン相模原西橋本店

物件番号	B-4	物件名称	コーナン相模原西橋本店	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途	商業施設		運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
所有形態	土地	所有権	稼働日数 151日	
	建物	所有権	(1)不動産賃貸事業収益	
土地	地番	相模原市緑区西橋本五丁目4番4	家賃 共益費 土地賃貸収益 その他賃貸事業収入	非開示 (注)
	住居表示	相模原市緑区西橋本五丁目4番3号	(2)不動産賃貸事業費用	
	地積	19,878.57㎡	公租公課 固定資産税 その他公租公課 諸経費 管理業務費 水道光熱費 損害保険料 信託報酬 その他費用 減価償却費	非開示 (注)
	用途地域等	商業地域、防火地域	(3)NOI	190,430
建物	構造/階数	S造陸屋根/5階建	(4)不動産賃貸事業損益	169,246
	建築時期	2005年8月	(5)資本的支出	-
	延床面積	40,283.77㎡	(6)NCF	190,430
	駐車場台数	862台		
	施工会社	東亜建設工業株式会社		
2. 特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産		賃貸借契約形態	マスターリース契約
取得年月日	2012年10月18日		信託受益権の概要	
前所有者	ケーエージー・トゥエルブ・インベストメント特定目的会社		信託設定日	-
取得価格	7,460百万円		信託受託者	-
			信託期間満了日	-
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)	
鑑定評価額	7,560百万円		固定資産税額	42,773
価格時点	2012年9月1日		都市計画税額	9,165
鑑定評価業者	一般財団法人日本不動産研究所		合計	51,938
6. 特記事項				
(1)工作物について 本件土地上に賃借人が建築確認申請手続きを経ることなく設置したカーポート等が存在します。当該カーポート等の取扱いについては本投資法人と賃借人の間で協議をしています。				

(注)本件不動産の「不動産賃貸事業収益」及び「不動産賃貸事業費用」については、テナントから開示することにつき同意を得られていないため、開示していません。

フレスポ稲毛

物件番号	B-5	物件名称	フレスポ稲毛
1. 不動産等資産の概要		4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途	商業施設用地		運用期間
所有形態	土地	所有権	自 2022年10月1日
	建物	-	至 2023年2月28日
土地	地番	千葉市稲毛区長沼原町731番17	(1) 不動産賃貸事業収益
	住居表示	-	稼働日数
	地積	39,556.71㎡	151日
	用途地域等	工業地域	(2) 不動産賃貸事業費用
建物	構造/階数	-	家賃
	建築時期	-	共益費
	延床面積	-	土地賃貸収益
	駐車台数	-	その他賃貸事業収入
	施工会社	-	(3) NOI
			(4) 不動産賃貸事業損益
			(5) 資本的支出
			(6) NCF
2. 特定資産の概要		5. 2022年度公租公課(千円)	
特定資産の種類	不動産信託受益権	賃貸借契約形態	テナントとの直接契約
取得年月日	2002年3月28日	信託受益権の概要	
前所有者	住友重機械工業株式会社	信託設定日	2002年3月28日
取得価格(注)	2,100百万円	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
		信託期間満了日	2027年12月2日
3. 取得時の不動産鑑定概要		6. 特記事項	
鑑定評価額(注)	2,500百万円	固定資産税額	11,973
価格時点	2002年3月1日	都市計画税額	2,565
鑑定評価業者	財団法人日本不動産研究所	合計	14,539
(1) 通行地役権の設定について			
本件信託土地に関し、本件信託土地及び本件信託土地の東側隣接地を要役地、当該要役地に隣接する土地の一部を承役地とする「通行地役権設定契約書」が信託受託者と承役地所有者である住友重機械工業株式会社との間で締結されており、かかる地役権の登記がなされています。			
(2) 土壌浄化対策工事について			
前所有者が、2002年1月から同年3月にかけて実施した本件信託土地に関する概況調査及び詳細調査の結果、本件信託土地の一部において、フッ素の環境基準の超過及び鉛の含有参考値の超過が明らかとなりました。この調査結果に基づき、前所有者において2002年7月から同年8月にかけて、土壌浄化対策工事が行われました。当該対策工事完了後、本投資法人において実施した環境評価調査において、当該対策工事は適正に行われていることを確認しています。			
(3) 買取優先交渉権について			
本件信託土地の譲渡に関しては、本件信託土地の賃借人である大和リース株式会社が優先交渉権を有しています。なお、特定資産たる不動産信託受益権の譲渡については、第三者のための優先交渉権の設定はなされていません。			

(注) 「取得価格」及び「鑑定評価額」については、2012年2月29日に本件信託土地の50%を譲渡したため、本件信託不動産全体の取得価格である4,200百万円及び取得時の鑑定評価額である5,000百万円の50%に相当する価格及び価額を記載しています。

ホテルオークラ神戸

物件番号	C-1	物件名称	ホテルオークラ神戸	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途		ホテル	運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
所有形態	土地	所有権	稼働日数 151日	
	建物	所有権	(1)不動産賃貸事業収益	
土地	地番	神戸市中央区波止場町48番1他1筆	家賃	524,794
	住居表示	神戸市中央区波止場町2番1号	共益費	-
	地積	30,944.44㎡	土地賃貸収益	-
	用途地域等	準工業地域、準防火地域、臨港地区	その他賃貸事業収入	-
建物	構造/階数	SRC・S造陸屋根/地下2階付35階建 附属建物SRC造陸屋根/7階建 他6棟	(2)不動産賃貸事業費用	262,734
	建築時期	1989年3月 (1995年3月増築)	公租公課	71,494
	延床面積	72,246.86㎡ (附属建物8,405.80㎡を含みます。)	固定資産税	71,494
	駐車場台数	429台	その他公租公課	-
	施工会社	鹿島建設株式会社、大成建設株式会社 株式会社大林組、野村建設工業株式会社	諸経費	22,668
			管理業務費	-
			水道光熱費	-
			損害保険料	6,567
			信託報酬	1,666
			その他費用	14,434
			減価償却費	168,571
			(3)NOI	430,632
			(4)不動産賃貸事業損益	262,060
			(5)資本的支出	11,849
			(6)NCF	418,783
2. 特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産信託受益権		賃貸借契約形態	テナントとの直接契約
取得年月日	2006年9月20日		信託受益権の概要	
前所有者	ラムダ・プロパティーズ・ジャパン・インク		信託設定日	2002年4月25日
			信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
取得価格	19,000百万円		信託期間満了日	2032年3月31日
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)	
鑑定評価額	18,600百万円		固定資産税額	113,712
価格時点	2006年8月29日		都市計画税額	24,366
鑑定評価業者	株式会社立地評価研究所		合計	138,079
6. 特記事項				
(1)買取優先交渉権について				
本投資法人は、本件信託受益権または本件信託不動産の買取に関し、株式会社ホテルオークラ神戸及び株式会社ホテルオークラに対し、優先交渉権を付与しています。				
(2)越境物について				
隣接土地の樹木の枝葉等が一部本件信託土地に越境しており、また、本件信託不動産の帰属物(樹木の枝葉等を含みます。)が一部隣接土地に越境しています。				

パークレーンプラザ

物件番号	C-2	物件名称	パークレーンプラザ	
1. 不動産等資産の概要			4. 物件収支状況(千円)	
不動産の用途		住宅	運用期間	自 2022年10月1日 至 2023年2月28日
所有形態	土地	所有権		稼働日数 151日
	建物	所有権	(1)不動産賃貸事業収益	90,656
土地	地番	東京都渋谷区神宮前二丁目30番6	家賃	81,626
	住居表示	東京都渋谷区神宮前二丁目30番32号	共益費	7,536
	地積	1,702.95㎡	土地賃貸収益	-
	用途地域等	第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、防火地域、準防火地域	その他賃貸事業収入	1,493
建物	構造/階数	RC造陸屋根/地下1階付7階建	(2)不動産賃貸事業費用	34,086
	建築時期	1988年6月	公租公課	7,762
	延床面積	5,246.78㎡ (規約共用部分の物置2棟を含みます。)	固定資産税	7,762
	駐車場台数	21台	その他公租公課	-
	施工会社	株式会社竹中工務店	諸経費	15,245
			管理業務費	8,527
			水道光熱費	1,737
			損害保険料	145
			信託報酬	-
			その他費用	4,833
			減価償却費	11,079
			(3)NOI	67,649
			(4)不動産賃貸事業損益	56,569
			(5)資本的支出	1,439
			(6)NCF	66,209
2. 特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産		賃貸借契約形態	テナントとの直接契約
取得年月日	2004年12月24日		信託受益権の概要	
前所有者	日本紙パルプ商事株式会社		信託設定日	-
取得価格	3,200百万円		信託受託者	-
			信託期間満了日	-
3. 取得時の不動産鑑定概要			5. 2022年度公租公課(千円)	
鑑定評価額	3,260百万円		固定資産税額	12,620
価格時点	2004年12月24日		都市計画税額	2,704
鑑定評価業者	日本土地建物株式会社		合計	15,324
6. 特記事項				
(1)境界確認について 本件土地と隣接土地との境界に一部未確定の部分が存在します。				
(2)越境物について 本件土地と隣接土地との境界部分について、当該隣接土地の塀、樹木の枝葉等が一部本件土地に対し越境しており、また、本件不動産の附属物が一部隣接土地に対し越境しています。				
(3)権利関係について 本件建物は区分所有建物ですが、本投資法人が全ての区分所有権を単独で所有しています。				

d. ポートフォリオ全体にかかる情報

() 建物地震リスク調査レポートについて

2023年2月28日現在において、本投資法人が保有する不動産等資産について、株式会社竹中工務店より以下の概要の建物地震リスク調査レポートを取得しています。

地震ポートフォリオ解析による予想最大損失率(PML)

名称	PML(注1)	再調達価格(千円)	レポート日付
東京汐留ビルディング(注2)	6.0%	20,679,023	2010年3月23日
ONビル	8.0%	10,455,300	2008年8月21日
紀尾井町ビル(注3)	11.3%	17,551,275	2014年9月19日
神谷町トラストタワー(注4)	6.5%	4,195,583	2021年2月19日
仙台MTビル(注5)	4.9%	3,424,555	2022年7月20日
大崎MTビル(注6)	11.5%	6,416,895	2005年3月7日
御堂筋MTRビル	2.1%	4,552,800	2015年2月9日
広尾MTRビル	7.3%	1,869,400	2017年12月1日
天神プライム	6.4%	1,581,600	2012年6月14日
新横浜TECHビル	8.7%	6,527,000	2003年9月24日
渋谷フラッグ	11.9%	1,483,600	2013年3月11日
新橋駅前MTRビル(注7)	12.2%	922,883	2007年2月28日
イトーヨーカドー湘南台店	14.0%	6,956,000	2003年11月14日
コーナン相模原西橋本店	13.5%	2,245,100	2012年9月7日
フレスポ稲毛(注8)	-	-	-
ホテルオークラ神戸	17.8%	16,882,445	2006年8月29日
パークレーンプラザ	14.9%	1,258,000	2004年11月18日
ポートフォリオPML(注9)	5.3%	107,001,459	2023年2月28日

(注1)「PML(Probable Maximum Loss)」とは、地震による予想最大損失率をいいます。PMLには個々の建築物に関するものと、ポートフォリオに関するものがあります。PMLについての統一的な定義はありませんが、本書においては、PMLとは50年間に10%の超過確率(=再現期間475年)で発生する大きさの地震が1回発生した場合に、その建物に生ずる損失コストの90%信頼値としての予想最大損失率(被災前の状態に復旧する補修工事費の、総建替工事費(再調達価格)に対する割合)をいいます。また、ポートフォリオに関するPMLとは、複数の建築物をまとめて1つの建築物群としたとき、被害の相関性を考慮して、建築物群の中の1ないし複数の建築物に影響を与えるような50年間に10%の超過確率(=再現期間475年)で発生する地震(シナリオ地震)を想定し、それらの地震が1回発生した場合の、建築物群全体に生ずる損失コストの90%信頼値としての予想最大損失率の最大値(個々の地震によって生じた建築物群の補修工事費合計の、建築物群の総建替工事費(再調達価格)合計に対する割合の最大値)をいいます。PMLについては、その算定において考慮される地震危険度は一定のものではなく、地震学等の知見の進歩によって地震のモデル等が変更された場合、その値が変化することがあります。なお、ホテルオークラ神戸については、かかるPML値が本投資法人における投資基準(単体PML値15%未満)を超過しているため、地震保険を付保しています。

(注2)東京汐留ビルディングは、共有建物であり、本投資法人の持分相当(1,000,000分の375,178)に対する再調達価格を記載しています。

(注3)紀尾井町ビルは、区分所有建物であり、本投資法人の持分相当に対する再調達価格を記載しています。

(注4)神谷町トラストタワーは、区分所有建物であり、本投資法人の持分相当に対する再調達価格を記載しています。

(注5)仙台MTビルは、共有建物であり、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者の持分相当(300,000分の90,845)に対する再調達価格を記載しています。

(注6)大崎MTビルは、共有建物であり、本投資法人の持分相当(1,000,000分の907,880)に対する再調達価格を記載しています。

(注7)新橋駅前MTRビルは、共有建物であり、本投資法人の持分相当(3分の2)に対する再調達価格を記載しています。

(注8)フレスポ稲毛については、借地権付土地(底地)を信託財産とする信託受益権であり、本投資法人は建物等を保有していないため、建物地震リスク調査を実施していません。

(注9)本投資法人のポートフォリオPML値は、複数の想定シナリオ地震のうち、東京都港区付近を震源として発生する地震を想定して算定されています。

()建物状況調査レポートにおける修繕費用について

本投資法人は保有する不動産等資産について、調査会社により作成された建物状況調査レポートを取得しています。当該レポートにおいては、調査後12年間に必要と考えられる修繕及び更新工事、それらに要する修繕費用(概算)が報告されています。下記「建物状況調査レポートにおける修繕費用」には、その調査会社及び当該レポートに基づく修繕費用の年平均額を記載しています。但し、当該レポートについては、その内容を保証するものではなく、意見に過ぎません。

また、修繕費用は不動産等資産の維持保全に必要な費用ですが、その一部についてはテナントとの契約においてテナント負担となっているものもあり、本投資法人が全てを負担するものではありません。

建物状況調査レポートにおける修繕費用

名称	レポート日付	調査会社(注1)	修繕費用 (年平均額)(注2)
東京汐留ビルディング(注3)	2016年2月20日	株式会社安井建築設計事務所	46,191千円/年
ONビル	2019年1月31日	株式会社安井建築設計事務所	161,833千円/年
紀尾井町ビル(注4)	2020年3月24日	株式会社東京建築検査機構	132,213千円/年
神谷町トラストタワー(注5)	2021年3月18日	株式会社東京建築検査機構	1,878千円/年
仙台MTビル(注6)	2022年7月21日	株式会社東京建築検査機構	34,886千円/年
大崎MTビル(注7)	2016年2月20日	株式会社安井建築設計事務所	91,639千円/年
御堂筋MTRビル	2021年3月31日	株式会社東京建築検査機構	36,883千円/年
広尾MTRビル	2017年12月	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	25,810千円/年
天神プライム	2018年3月22日	株式会社安井建築設計事務所	12,304千円/年
新横浜TECHビル	2017年3月14日	株式会社東京建築検査機構	97,027千円/年
渋谷フラッグ	2019年1月31日	株式会社安井建築設計事務所	11,291千円/年
新橋駅前MTRビル(注8)	2020年3月30日	株式会社東京建築検査機構	23,710千円/年
イトーヨーカドー湘南台店	2017年3月14日	株式会社東京建築検査機構	50,400千円/年
コーナン相模原西橋本店	2018年3月22日	株式会社安井建築設計事務所	17,514千円/年
フレスポ稲毛(注9)	-	-	-
ホテルオークラ神戸	2017年3月7日	株式会社安井建築設計事務所	275,499千円/年
パークレーンプラザ	2017年3月7日	株式会社安井建築設計事務所	25,042千円/年

(注1)調査会社の名称は、原則として、建物状況調査レポート作成時点での名称を記載しています。

(注2)建物状況調査レポートに記載された修繕費用(緊急修繕費用、短期修繕費用及び長期修繕費用等を含みます。)の年平均額(もしくは記載された修繕費用合計額をもとに算出した年平均額)を記載しています。また、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(注3)東京汐留ビルディングは、共有建物であり、本投資法人の持分相当(1,000,000分の375,178)に対する修繕費用を記載しています。

(注4)紀尾井町ビルは、区分所有建物であり、本投資法人の持分相当に対する修繕費用を記載しています。

(注5)神谷町トラストタワーは、区分所有建物であり、本投資法人の持分相当に対する修繕費用を記載しています。

(注6)仙台MTビルは、共有建物であり、本投資法人を唯一の信託受益者とする信託受託者の持分相当(300,000分の90,845)に対する修繕費用を記載しています。

(注7)大崎MTビルは、共有建物であり、本投資法人の持分相当(1,000,000分の907,880)に対する修繕費用を記載しています。

(注8)新橋駅前MTRビルは、共有建物であり、本投資法人の持分相当(3分の2)に対する修繕費用を記載しています。

(注9)フレスポ稲毛については、借地権付土地(底地)を信託財産とする信託受益権であり、本投資法人は建物等を保有していないため、建物状況調査を実施していません。

()不動産等資産における資本的支出について

(イ)資本的支出の予定

現在計画または実施している改修工事等に伴い本投資法人が負担する資本的支出の主な予定は以下のとおりです。

なお、下記工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

名称 (所在)	目的	予定期間	工事予定金額(百万円)		
			総額	当期 (2023年2月期) 支払額	既支払総額 (当期含む)
新橋駅前MTRビル (東京都港区)	エスカレーター機能維持修理 工事	自 2023年3月 至 2024年2月	63		
ヒルトン小田原 リゾート&スパ(注) (神奈川県小田原市)	非常用発電機更新工事	自 2022年12月 至 2023年6月	44		
大崎MTビル (東京都品川区)	自動火災報知設備更新工事	自 2022年10月 至 2023年3月	40		
ヒルトン小田原 リゾート&スパ (神奈川県小田原市)	温泉ポンプ及び動力盤更新工 事	自 2023年4月 至 2024年3月	38		
紀尾井町ビル (東京都千代田区)	泡消火設備改修工事	自 2022年12月 至 2023年3月	37		
コートヤード・バイ・マ リオット 東京ステーション(注) (東京都中央区)	Wi-Fi設備更新工事	自 2023年4月 至 2023年8月	31		
ONビル (東京都品川区)	冷却塔充填剤更新工事	自 2023年7月 至 2023年8月	14		
紀尾井町ビル (東京都千代田区)	共用系ファンユニット更新工 事	自 2022年8月 至 2023年3月	11		
コートヤード・バイ・マ リオット 東京ステーション (東京都中央区)	会議室プロジェクター更新工 事	自 2023年5月 至 2023年7月	10		
大崎MTビル (東京都品川区)	受変電設備更新工事	自 2022年8月 至 2023年3月	10		

(注) 2023年3月1日付で吸収合併したMTHから承継した資産です。

(ロ)期中の資本的支出

2023年2月28日現在において、本投資法人が保有する不動産等資産について、2023年2月期中に本投資法人が負担した資本的支出に該当する主な工事は以下のとおりです。

名称 (所在)	目的	実施期間	工事金額 (百万円)
新橋駅前MTRビル (東京都港区)	空調機更新工事	自 2022年12月 至 2023年2月	256
紀尾井町ビル (東京都千代田区)	特高ACB更新工事	自 2022年10月 至 2022年10月	33
紀尾井町ビル (東京都千代田区)	住宅系統上水受水槽更新工事	自 2022年8月 至 2022年10月	13
その他	機能更新等	自 2022年10月 至 2023年2月	71
合計			373

(八)長期修繕計画のために積み立てた金銭

本投資法人は、中長期的な資本的支出に備え、ポートフォリオ全体の減価償却費と修繕計画を考慮して、修繕積立金を以下のとおり積み立てています。

なお、フレスポ稲毛については、借地権付土地(底地)を信託財産とする信託受益権であり、本投資法人は建物等を保有していないため、修繕積立金の積み立てを行っていません。

計算期間	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期	2022年9月期	2023年2月期
当期首積立金残高	2,000百万円	2,000百万円	2,000百万円	2,000百万円	2,000百万円
当期積立額	416百万円	287百万円	213百万円	96百万円	373百万円
当期積立金取崩額	416百万円	287百万円	213百万円	96百万円	373百万円
次期繰越額	2,000百万円	2,000百万円	2,000百万円	2,000百万円	2,000百万円

e. その他の資産

資産の種類	数量	取得価額(千円)		評価額(千円)	
		単価	金額	単価	金額
金銭債権(注)	1件	2,365	2,365	2,365	2,365
合計	-	-	2,365	-	2,365

(注)一般社団法人汐留シオサイト・タウンマネージメントに対する基金の返還請求権です。

(3)【運用実績】

【純資産等の推移】

2023年2月期の直近6計算期間末における、本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額は以下のとおりです。なお、総資産額、純資産総額、1口当たりの純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

計算期間	総資産額(千円)	純資産総額(千円)	1口当たりの純資産額(円)
第37期計算期間末 (2020年9月末日)	328,915,253 (323,857,013)	160,123,057 (155,064,817)	121,305 (117,473)
第38期計算期間末 (2021年3月末日)	330,301,163 (325,186,163)	160,180,015 (155,065,015)	121,348 (117,473)
第39期計算期間末 (2021年9月末日)	328,288,624 (323,602,624)	160,106,458 (155,420,458)	121,292 (117,742)
第40期計算期間末 (2022年3月末日)	325,071,568 (320,854,168)	159,957,838 (155,740,438)	121,180 (117,985)
第41期計算期間末 (2022年9月末日)	325,909,227 (321,949,227)	159,071,677 (155,111,677)	60,254 (58,754)
第42期計算期間末 (2023年2月末日)	322,398,742 (319,039,342)	158,725,781 (155,366,381)	60,123 (58,850)

(注1)括弧内の数値は、各計算期間末に分配を行った後の金額です。

(注2)1口当たりの純資産額は、小数点第1位を切り捨てています。

(注3)2023年2月28日を基準日、2023年3月1日を効力発生日として、投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行っています。第41期及び第42期の1口当たりの純資産額については、第41期期首に本投資口分割が行われたと仮定して算定しています。

また、本投資口は、東京証券取引所に2004年2月13日以降上場されており、2023年2月期の直近6計算期間及び2023年2月期中の月別の市場相場は以下のとおりです。

計算期間別 最高・最低 投資口価格 (円)	回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
	決算年月	2020年9月	2021年3月	2021年9月	2022年3月	2022年9月	2023年2月
	最高	146,000	161,400	161,500	149,800	148,800	(注2)150,900 (注3)75,800
	最低	110,300	123,300	148,000	128,200	135,100	(注2)134,200 (注3)70,500

月別最高・ 最低投資口 価格(円)	月別	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月
	最高	149,100	149,600	148,900	150,900	(注2)147,300 (注3)75,800
	最低	134,200	142,500	141,600	140,200	(注2)137,500 (注3)70,500

(注1)「最高・最低投資口価格」は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の取引値によります。

(注2)2023年3月1日を効力発生日とする投資口1口につき2口の割合による投資口分割に伴い、権利落前の期間における最高・最低投資口価格を示しています。

(注3)2023年3月1日を効力発生日とする投資口1口につき2口の割合による投資口分割に伴い、権利落後の期間における最高・最低投資口価格を示しています。

(注4)決算期の変更に伴い、第42期は2022年10月1日から2023年2月28日までの5か月決算になっています。

【分配の推移】

2023年2月期の直近6計算期間における、本投資法人の分配総額、投資口1口当たりの分配の額は以下のとおりです。

計算期間	分配総額(千円)	1口当たり分配金(円)
第37期 (2020年4月1日～2020年9月30日)	5,058,240	3,832
第38期 (2020年10月1日～2021年3月31日)	5,115,000	3,875
第39期 (2021年4月1日～2021年9月30日)	4,686,000	3,550
第40期 (2021年10月1日～2022年3月31日)	4,217,400	3,195
第41期 (2022年4月1日～2022年9月30日)	3,960,000	3,000
第42期 (2022年10月1日～2023年2月28日)	3,359,400	2,545

【自己資本利益率(収益率)の推移】

2023年2月期の直近6計算期間末における、本投資法人の自己資本利益率は以下のとおりです。

計算期間	自己資本利益率	(年換算値)
第37期 (2020年4月1日～2020年9月30日)	3.2%	6.3%
第38期 (2020年10月1日～2021年3月31日)	3.2%	6.4%
第39期 (2021年4月1日～2021年9月30日)	3.1%	6.3%
第40期 (2021年10月1日～2022年3月31日)	2.8%	5.7%
第41期 (2022年4月1日～2022年9月30日)	2.1%	4.2%
第42期 (2022年10月1日～2023年2月28日)	2.3%	5.5%

(注)自己資本利益率 = 当期純利益 / {(期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2}

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

2001年9月21日	設立企画人(「日本総合ファンド株式会社(現森トラスト・アセットマネジメント株式会社)」)による投信法第69条第1項に基づく本投資法人の設立にかかる届出
2001年10月2日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記
2001年10月2日	本投資法人の成立
2001年10月16日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請
2001年11月12日	内閣総理大臣による投信法第189条第1項に基づく本投資法人の登録の実施(登録番号 関東財務局長第12号)
2003年5月28日	規約の変更(資産運用報酬計算基準の変更並びに投信法及び税法等の改正による変更等)
2003年9月29日	規約の変更(商号変更(施行日は2003年11月1日))
2003年11月27日	規約の変更(役員の本投資法人に対する責任限定規定等)
2004年2月13日	東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場
2005年6月16日	規約の変更(税法及び東京証券取引所の規則等の改正による変更並びに執行役員等の増員に備えた所要の変更等)
2007年6月14日	規約の変更(会社法等の施行、投信法及び証券取引法等の改正による変更等)
2009年6月17日	規約の変更(投信法等の改正及び金融商品取引法の施行、改正による変更等)
2011年6月15日	規約の変更(租税特別措置法の改正による変更及び資産運用報酬支払時期変更に伴う所要の変更等)
2013年6月21日	規約の変更(租税特別措置法施行令の改正による変更及び投資主との合意により投資口を有償で取得することを可能とするための法改正を条件とした規定の新設等)
2014年4月1日	投資口の分割(投資口1口を5口に分割) 規約の変更(投資口分割に伴う発行可能投資口総口数の変更)
2015年6月17日	規約の変更(投信法及び租税特別措置法等の改正による変更等)
2017年6月13日	規約の変更(記載内容を明確にするための変更等)
2019年6月11日	規約の変更(監督役員の原則的な任期の短縮等)
2021年6月11日	規約の変更(みなし賛成に関する規定の変更等)
2023年2月1日	規約の変更(資産評価に関する規定の変更等)
2023年3月1日	投資口の分割(投資口1口を2口に分割) 森トラスト・ホテルリート投資法人との合併 森トラストリート投資法人への商号変更 規約の変更(合併に伴う変更等)

2【役員】の状況】

本書の提出日現在、本投資法人の役員は以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	内藤 宏史	1995年4月 1999年8月 2009年11月 2014年12月 2016年7月 2017年11月 2018年6月 2019年3月 2022年11月 2023年3月 2023年5月	森ビル株式会社入社 森ビル開発株式会社(現森トラスト株式会社)入社 森トラスト株式会社 総務部法務課課長 同社 広報部課長 同社 広報部広報グループ専門部長代理 森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向 企画財務部長 同社 取締役企画財務部長 同社 総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長 同社 取締役 総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長 同社 代表取締役社長(現職) 本投資法人 執行役員(現職)	-
監督役員	中川 直政	1999年10月 2001年10月 2004年9月 2008年10月 2009年9月 2018年4月 2019年1月 2019年6月	司法試験合格 三井安田法律事務所入所 オリック東京法律事務所入所 オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ法律事務所(サンフランシスコ)入所 日比谷パーク法律事務所入所 株式会社coly 監査役(現職) 日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士(現職) 本投資法人 監督役員(現職)	-
監督役員	片桐 春美	1993年11月 1998年4月 2000年3月 2009年7月 2017年7月 2018年3月 2019年6月	朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 日本公認会計士資格登録 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)社員 片桐春美公認会計士事務所開設(現職) 株式会社タムロン 社外取締役(現職) 本投資法人 監督役員(現職) 日本アジア投資株式会社 社外取締役(現職)	-

(注)執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年5月24日開催の第17回投資主総会において、補欠執行役員として相澤信之を選任しました。なお、相澤信之は資産運用会社である森トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役 経営管理部長 兼 運用戦略部長です

3【その他】

a. 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任します(投信法第96条、規約第19条)。

執行役員の任期は、就任後2年とします(規約第20条第1項本文)。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長または短縮することができ、また、任期の満了前に退任した執行役員の補欠または増員として選任された執行役員の任期は、前任者または在任者の任期の残存期間と同一とします(規約第20条第1項但書)。

監督役員の任期は、就任後2年とします(規約第20条第2項本文)。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長または短縮することができ、また、任期の満了前に退任した監督役員の補欠または増員として選任された監督役員の任期は、前任者または在任者の任期の残存期間と同一とします(規約第20条第2項但書)。

補欠の執行役員及び監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会において選任された被補欠者である執行役員及び監督役員の任期が満了する時までとします(規約第20条第3項本文)。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げません(規約第20条第3項但書)。

執行役員及び監督役員の解任には、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります(投信法第106条)。執行役員または監督役員の職務の執行に関して不正な行為または法令もしくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず、当該執行役員または監督役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主(6か月前から引き続き当該投資口を有する投資主に限ります。)は、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該執行役員または監督役員の解任を請求することができます(投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号)。

なお、2023年5月24日開催の第17回投資主総会において、執行役員に内藤宏史が選任されており、その任期は、投信法第99条第2項及び規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2023年5月24日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、同投資主総会において、監督役員に中川直政及び片桐春美が選任されており、その任期は、投信法第99条第2項及び規約第20条第2項の定めに基づき、就任する2023年5月24日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

b. 規約の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

()規約の変更

本投資法人の規約の変更に伴う手続き等については、後記「第3 管理及び運営 / 1 資産管理等の概要 / (5)その他 / d. 規約の変更に関する手続」をご覧ください。

また、2022年9月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人の規約には、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めがあるとみなされています。これに関連して、本投資法人は、2023年2月1日開催の第16回投資主総会において、規約の一部変更を行いました。

()事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

()出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

c. 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の提出日現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません(規約第6条第1項)。

本投資口は東京証券取引所に上場されており、本投資口を東京証券取引所を通じて売買することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資口を譲渡することも可能です。なお、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができます(規約第6条第2項)。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ()本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4)計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たり純資産額 = \frac{\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}}{\text{発行済投資口の総口数}}$$

- (イ)資産の評価方法は、以下のとおり特定資産の種類毎に定めることとします。

(a)不動産等

1)不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備部分ともに定額法により算定します。

2)不動産、不動産の賃借権または地上権を信託する信託の受益権

信託財産を構成する資産が前記1)の資産に該当する場合には、前記1)に定める評価を行い、また、当該信託財産が金融資産から成る場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して、当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額。

3)前記1)または2)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産を構成する資産が前記1)または2)の資産に該当する場合には、それぞれに定める評価を行い、また、当該信託財産が金融資産から成る場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して、当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額。

4)不動産に関する匿名組合出資持分

不動産に関する匿名組合出資持分における匿名組合の投資対象資産が前記1)または2)の資産の場合には、それぞれに定める評価を行い、また、当該対象資産が金融資産から成る場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額。

5)信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産を構成する資産または不動産に関する匿名組合出資持分における匿名組合の投資対象資産が前記1)または2)の資産の場合には、それぞれに定める評価を行い、また、当該対象資産が金融資産から成る場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額。

- (b)有価証券(前記(a)2)ないし5)に該当するものを除きます。)

満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価し、その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価します。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価します。

(c)金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した価額。但し、債権を債権金額より低い価額または高い金額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価額。

(d)デリバティブ取引に係る権利

デリバティブ取引により生じる債権及び債務は時価で評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとし、さらに、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとし、

(e)その他

前記に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によって評価するものとし、

(ロ)資産運用報告等に記載する目的で、貸借対照表価額と異なる価格を記載する場合には、前記(イ)(a)1)の「取得価額から減価償却累計額を控除した価額」を「不動産鑑定士が収益還元法により求めた価額」と読み替えて適用するものとし、

(ハ)資産評価の基準日は、原則として決算期とし、前記(イ)(b)に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末日とします。

(ニ)前記(イ)の評価方法については、継続性の原則に則り変更は行いません。但し、正当な事由により採用した評価方法が適当でなくなった場合で、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更できるものとし、

(ホ)前記(ロ)の評価方法を変更した場合、その直後に投資者に交付する資産運用報告等において、以下に掲げる事項を記載するものとし、

(a)当該評価方法の変更の事実及び変更日

(b)変更前に採用していた評価方法と変更後の評価方法の具体的な内容

(c)決算期における変更前に採用していた評価方法による評価額と変更後の評価方法による評価額

(d)具体的な変更の理由

(e)その他、投資者保護上必要な事項

() 1口当たり純資産額等の運用経過は決算日後に作成される計算書類(資産運用報告等)に記載され、投資主に送付されるほか、金融商品取引法に基づいて決算日後3か月以内に提出される有価証券報告書に記載されます。

(2)【保管】

本投資法人の発行する投資口は振替投資口であるため、該当事項はありません。

(3)【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4)【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで、及び9月1日から翌年2月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日をもって決算期とします(規約第28条)。但し、第42期の営業期間は2022年10月1日から2023年2月28日までとします。

(5)【その他】

a. 増減資に関する制限

()投資法人の成立後における投資口の発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、2,000万口(規約第5条第1項)で、本書の提出日現在で356万口が発行されています(投資法人の出資総額の詳細は、前記「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/1 投資法人の概況/(5)投資法人の出資総額」をご覧ください。)。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数から発行済投資口の総口数を控除した口数の範囲内において、役員会の承認を得たうえで、投資法人の成立後における投資口の発行ができます。この場合において、募集投資口の口数、募集投資口の払込金額またはその算定方法、募集投資口と引き換えにする金銭の払込みの期日またはその期間は、各募集毎に均等に定め、募集投資口の払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額としなければなりません(投信法第82条)。

()国内における募集

本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は100分の50を超えるものとします(規約第5条第2項)。

()無償減資

未処理損失が発生していることにより出資総額等の合計額が純資産額を超える場合において、出資総額等から純資産額を控除して得た額を損失とし、この損失を、役員会の承認を得た金銭の分配に係る計算書において出資総額等から控除することで処理することができます(投信法第136条第2項)。

b. 解散条件

本投資法人における解散事由は以下のとおりです(投信法第143条)。

()投資主総会の決議

()合併(合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。)

()破産手続開始の決定

()投信法第143条の3第1項の規定または同法第144条において準用する会社法第824条第1項の規定による解散を命ずる裁判

()投信法第187条の登録の取消し

c. オプションの発行

本投資法人は、オプションの発行は行いません。

d. 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上により可決される必要があります(投信法第140条、第93条の2第2項)。但し、投資主は書面または電磁的方法によって議決権を行使することが認められています。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなされます。詳しくは、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利/(1)投資主の権利/a. 投資主総会における議決権/()」をご覧ください。

本投資法人が、規約の変更を行うことを決定した場合には、東京証券取引所規則に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限または分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

e. 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約及び変更に関する規定は、以下のとおりです。

()資産運用会社及び機関の運営に関する一般事務受託者：森トラスト・アセットマネジメント株式会社
資産運用業務委託契約

期間	本書の提出日現在の期間満了日は、2023年6月末日です。
更新	期間満了日の3か月前までに相手方当事者に対する書面による何らの意思表示もないときは、さらに2年間延長されるものとし、以後も同様とされます。
解約	<p>1. 本投資法人は、6か月前までに資産運用会社に対し、書面をもって解約通知を行うことにより、本投資法人の投資主総会の承認を条件として、契約を解約することができます。</p> <p>2. 本投資法人は、資産運用会社が適用法令及び契約上の義務に違反し、もしくは当該義務の履行を怠った場合、または資産運用会社に資産運用業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由が生じた場合は、役員会の決議に基づいて、資産運用会社に対する書面による通知により、契約を解約することができます。</p> <p>3. 本投資法人は、資産運用会社が以下に掲げる事項に該当したときは、資産運用会社に対する書面による通知により、契約を解約します。</p> <p>(1) 資産運用会社が金融商品取引業者(投信法第199条第1号及び第2号に該当する者に限ります。)でなくなったとき</p> <p>(2) 資産運用会社の役員もしくは使用人または子会社の役員もしくは使用人(本表において「役員等」といいます。)が本投資法人の監督役員となったとき</p> <p>(3) 資産運用会社が、投資法人の監督役員に継続的な報酬を与えたとき</p> <p>(4) 資産運用会社の役員等の親族が、本投資法人の監督役員となったとき</p> <p>(5) 資産運用会社が、投資法人の監督役員に対して、無償または通常の取引価格より低い対価による事務所または資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしたとき</p> <p>(6) 資産運用会社が解散したとき</p>
変更	本投資法人及び資産運用会社は、適用法令の定めるところに従い、書面による事前の合意により、契約を変更することができます。

一般事務業務委託契約(機関の運営に関する一般事務業務委託契約)

期間	本書の提出日現在の期間満了日は、2024年2月末日です。
更新	期間満了日の3か月前までに相手方当事者に対する書面による何らの意思表示もないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とされます。
解約	<p>1. 本投資法人または機関運営事務受託者が、3か月前までに相手方に対して書面により通知することにより、契約を解約することができます。</p> <p>2. 本投資法人または機関運営事務受託者は、相手方当事者が以下に定める事由のいずれかに該当する場合には、相手方に対する書面による通知により、直ちに契約を解約することができます。</p> <p>(1) 契約に違背し、かつ引き続き契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるとき</p> <p>(2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始のいずれかの申立てがなされたとき、もしくは手形交換所の取引停止処分がなされたとき</p> <p>(3) 本投資法人と森トラスト・アセットマネジメント株式会社との資産運用業務委託契約が終了したとき</p>
変更	本投資法人及び機関運営事務受託者は、書面による合意及び法令に従って契約を変更することができます。

()一般事務受託者及び資産保管会社：三井住友信託銀行株式会社

一般事務業務委託契約(投資主名簿等管理事務等委託契約)

期間	本書の提出日現在の期間満了日は、2024年12月24日です。
更新	期間満了日の3か月前までに相手方当事者に対する書面による何らの意思表示もないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とされます。
解約	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人及び投資主名簿等管理人が、書面により解約に合意したときは、当事者の合意によって指定したときから契約は失効します。 2. 本投資法人または投資主名簿等管理人は、その相手方が契約に違反し、催告後も違反が是正されないときは、書面による解除通知により、当該通知によって指定されたときから契約を失効します。 3. 1.及び2.により契約が終了するときは、それが投資主名簿等管理人のみの責めに帰すべき場合を除き、本投資法人は投資主名簿等管理人に別途協議のうえ、解約手数料を支払います。
変更	本投資法人及び投資主名簿等管理人は、本投資法人の規約、投信法を含む関係法令及び諸規則等を遵守することを条件として、当事者の合意により契約を変更することができます。

一般事務業務委託契約(会計事務等委託契約)

期間	本書の提出日現在の期間満了日は、2024年9月末日です。
更新	期間満了日の3か月前までに相手方当事者に対する書面による何らの意思表示もないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人及び会計事務等受託者が、書面により解約に合意したときは、当事者の合意によって指定したときから契約は失効します。 2. 本投資法人または会計事務等受託者は、その相手方が契約に違反し、催告後も違反が是正されないときは、書面による解除通知により、当該通知によって指定されたときから契約を失効するものとし、 3. 本投資法人または会計事務等受託者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始のいずれかの申立てがなされたとき、もしくは手形交換所の取引停止処分がなされたときは、書面による解除通知により、当該通知によって指定されたときから契約を失効するものとし、
変更	本投資法人及び会計事務等受託者は、本投資法人の規約、投信法を含む関係法令及び諸規則等を遵守することを条件として、当事者の合意により契約を変更することができます。

一般事務業務委託契約(第6回無担保投資法人債に関する事務委託契約)

期間	期間の定めはありません。
更新	-
解約	期間中の解約の定めはありません。
変更	本投資法人及び投資法人債に関する事務受託者は、契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者の合意により契約を変更することができます。

一般事務業務委託契約(第9回無担保投資法人債に関する事務委託契約)

期間	期間の定めはありません。
更新	-
解約	期間中の解約の定めはありません。
変更	本投資法人及び投資法人債に関する事務受託者は、契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者の合意により契約を変更することができます。

資産保管業務委託契約

期間	本書の提出日現在の期間満了日は、2024年9月末日です。
更新	期間満了日の3か月前までに相手方当事者に対する書面による何らの意思表示もないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	1. 本投資法人及び資産保管会社が、書面により解約に合意したときは、当事者の合意によって指定したときから契約は失効します。 2. 本投資法人または資産保管会社は、その相手方が契約に違反し、催告後も違反が是正されないときは、書面による解除通知により、当該通知によって指定されたときから契約を失効するものとし、以後も同様とします。
変更	本投資法人及び資産保管会社は、本投資法人の規約、投信法を含む関係法令及び諸規則等を遵守することを条件として、当事者の合意により契約を変更することができます。

()一般事務受託者：株式会社三菱UFJ銀行

一般事務業務委託契約(第13回無担保投資法人債に関する事務委託契約)

期間	期間の定めはありません。
更新	-
解約	期間中の解約の定めはありません。
変更	本投資法人及び投資法人債に関する事務受託者は、契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者の合意により契約を変更することができます。

一般事務業務委託契約(第14回無担保投資法人債に関する事務委託契約)

期間	期間の定めはありません。
更新	-
解約	期間中の解約の定めはありません。
変更	本投資法人及び投資法人債に関する事務受託者は、契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者の合意により契約を変更することができます。

一般事務業務委託契約(第15回無担保投資法人債に関する事務委託契約)

期間	期間の定めはありません。
更新	-
解約	期間中の解約の定めはありません。
変更	本投資法人及び投資法人債に関する事務受託者は、契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者の合意により契約を変更することができます。

一般事務業務委託契約(第16回無担保投資法人債に関する事務委託契約)

期間	期間の定めはありません。
更新	-
解約	期間中の解約の定めはありません。
変更	本投資法人及び投資法人債に関する事務受託者は、契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者の合意により契約を変更することができます。

一般事務業務委託契約(第17回無担保投資法人債に関する事務委託契約)

期間	期間の定めはありません。
更新	-
解約	期間中の解約の定めはありません。
変更	本投資法人及び投資法人債に関する事務受託者は、契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者の合意により契約を変更することができます。

()一般事務受託者：株式会社みずほ銀行

一般事務業務委託契約(第18回無担保投資法人債に関する事務委託契約)

期間	期間の定めはありません。
更新	-
解約	期間中の解約の定めはありません。
変更	本投資法人及び投資法人債に関する事務受託者は、契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者の合意により契約を変更することができます。

一般事務業務委託契約(第19回無担保投資法人債に関する事務委託契約)

期間	期間の定めはありません。
更新	-
解約	期間中の解約の定めはありません。
変更	本投資法人及び投資法人債に関する事務受託者は、契約内容に変更の必要が生じたときは、当事者の合意により契約を変更することができます。

()特定関係法人：森トラスト株式会社

商標使用許諾契約

期間	本投資法人と資産運用会社との間の資産運用業務委託契約が終了するまでの間です。
更新	-
解約	本投資法人または商標使用許諾者は、その相手方当事者が契約の違反を犯した場合は、その者の損害賠償請求権の行使を妨げられることなく、直ちに契約を解除できます。但し、もしその違反が治癒可能であるならば、契約の解除は違反した当事者が、書面による通知を受けてから1か月以内に完全に治癒を行わない場合のみ発生します。
変更	-

不動産等の情報提供に関する協定書

期間	本書の提出日現在の期間満了日は、2024年11月末日です。
更新	期間満了日の6か月前までに各当事者から何らの意思表示をしないときは、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とされます。
解約	各当事者の書面による合意により協定書を解除することができます。
変更	各当事者の書面による合意により協定書を変更することができます。

賃貸借契約

森トラスト株式会社との賃貸借契約については、物件毎の契約に定める条件に従います。契約期間、更新等については、前記「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/5 運用状況/(2)投資資産/その他投資資産の主要なもの/b.不動産等資産における賃貸借の状況一覧/()主要テナントとの賃貸借契約の特記事項/(イ)森トラスト株式会社」をご覧ください。

f. 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います(規約第4条)。

2【利害関係人との取引制限】

a. 法令に基づく制限

- ()資産運用会社は、金融商品取引法及び投信法の定めるところにより、その親法人等または子法人等がかかわる行為に関し、以下のとおりの禁止行為が定められています(金融商品取引法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項)。ここで、「親法人等」とは、資産運用会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい(金融商品取引法第31条の4第3項)、「子法人等」とは、資産運用会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます(金融商品取引法第31条の4第4項)。
- (イ)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該資産運用会社の親法人等または子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引または対象資産の売買その他の取引を行うこと(金融商品取引法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項)。
- (ロ)当該資産運用会社との間で金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等または子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること(金融商品取引法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項)。
- (ハ)当該資産運用会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、またはその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項)。
- (ニ)(イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、当該資産運用会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして投信法施行規則に定める以下の行為(金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金商業等府令第153条、投信法第223条の3第3項、投信法施行規則第267条)。
- (a)金商業等府令第153条第1項各号に掲げる行為
- (b)当該資産運用会社の親法人等または子法人等が不動産特定共同事業契約の締結にかかる勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等または子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等または子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業に関して当該不動産特定共同事業契約にかかる出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと等。
- (c)当該資産運用会社の親法人等または子法人等が商品投資契約(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号。その後の改正を含みます。)第2条第5項に規定する商品投資契約をいう。以下同じ。)の締結にかかる勧誘をする場合において、当該商品投資契約の締結が当該親法人等または子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等または子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業に関して当該商品投資契約にかかる出資持分を取得することを内容とした運用を行うこと。
- ()利害関係人等との取引に関する投資法人の役員会承認及び同意(投信法第201条の2第1項、第2項、投信法施行規則第245条の2第1項第4号から第6号)
- 資産運用会社は、登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との間の不動産の取得もしくは譲渡または不動産の賃貸(但し、投信法施行規則に定めるものを除く。)を行うことになるときは、当該投資法人の役員会における承認を得たうえで当該投資法人の同意を取得しなければなりません。
- ()利益相反のおそれがある場合の書面の交付(投信法第203条第2項、第4項、第5条第2項)
- 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己またはその取締役もしくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、法定利害関係人等(資産運用会社の親法人等、子法人等、特定個人株主及びこれらに準ずる者として投信法施行規則で定める者をいいます(投信法第201条第1項、投信法施行令第123条。))その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産(投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じ。)の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引にかかる事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。))その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令で定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。))その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます。

()資産の運用の制限(投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条ないし第118条)

登録投資法人は、(1)その執行役員または監督役員、(2)その資産の運用を行う資産運用会社、(3)その執行役員または監督役員の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。)、(4)その資産の運用を行う資産運用会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みません。)、監査役もしくは執行役もしくはこれらに類する役職にある者または使用人との間で以下に掲げる行為(投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。)を行ってはなりません。

(イ)有価証券の取得または譲渡

(ロ)有価証券の貸借

(ハ)不動産の取得または譲渡

(ニ)不動産の貸借

(ホ)不動産の管理の委託

(ヘ)宅地の造成または建物の建築を自ら行うことにかかる取引等以外の特定資産にかかる取引

(但し、資産運用会社に、宅地または建物の売買または貸借の代理または媒介を行わせること等は認められています。)

(ト)商品の生産、製造、加工その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことにかかる取引以外の特定資産にかかる取引

(チ)再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことにかかる取引以外の特定資産にかかる取引

b. 利害関係人との取引における自主ルール

資産運用会社は、宅建業法の取引一任代理等及び投信法上の資産運用会社としての業務を行ううえで、資産運用会社と一定の関係を有する「利害関係人」(下記()に定義します。)との間で取引を行うことにより受託投資法人の利益が害されることを防止すること並びに資産運用会社が適用法令及び資産運用業務委託契約を遵守して業務を遂行することを確保することを目的として、自主ルールである利害関係人取引規程を設けています。

()利害関係人の定義

利害関係人取引規程における「利害関係人」とは次の者をいいます。

(イ)投信法第201条第1項に定めるところに従い、資産運用会社の利害関係人等に該当する者

(ロ)利害関係人等が50%を超える出資、匿名組合出資または優先出資を行っている特別目的会社

(ハ)株式会社森トラスト・ホールディングスが直接または間接に10%以上の株式を保有し、かつ、常勤役員を派遣している会社

()利害関係人との取引の実行の基準

本投資法人に関して利害関係人との取引を行う場合、利害関係人取引規程に基づき以下の意思決定手順によるものとします。

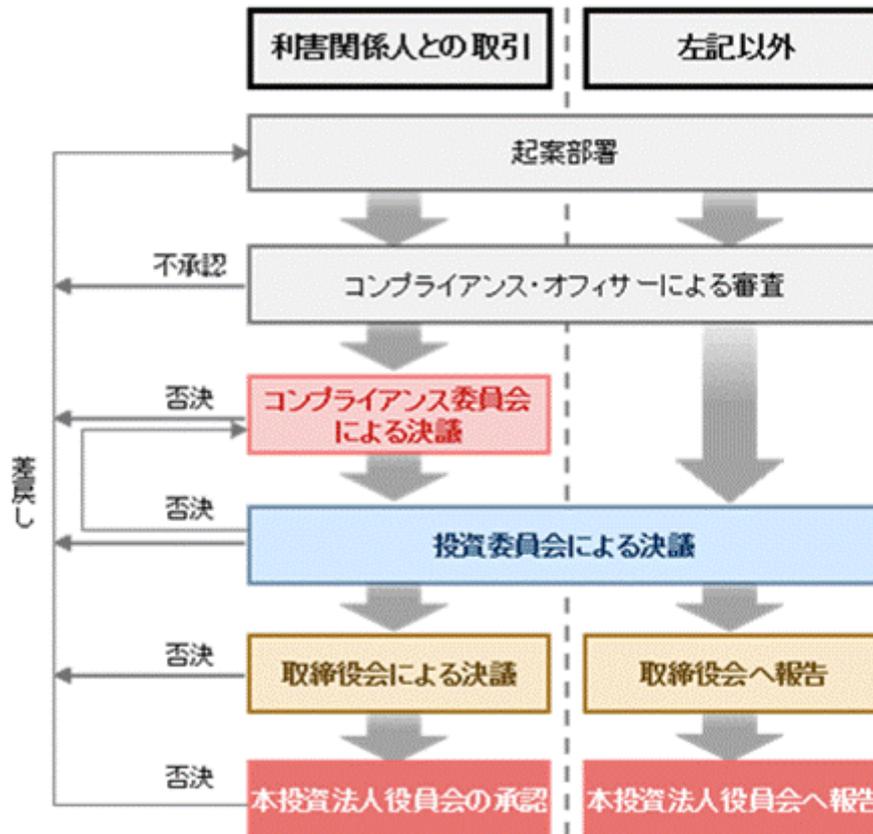
(イ)所管部署は、その内容についてコンプライアンス・オフィサーに上程します。コンプライアンス・オフィサーが承認した場合は、当該行為はコンプライアンス委員会に上程されます。コンプライアンス・オフィサーにおいて、当該行為について異議がある場合は、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。

(ロ)コンプライアンス委員会の可決・承認を得た後、本投資委員会に上程されます。コンプライアンス委員会の可決・承認が得られなかった場合は、コンプライアンス委員会において、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。

(ハ)本投資委員会の可決・承認を得た後、資産運用会社の取締役会に上程されます。本投資委員会の可決・承認が得られなかった場合は、本投資委員会において、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。但し、コンプライアンス委員会の可決・承認を得たもののうち、本投資委員会での審議過程でコンプライアンス上の課題が指摘されたものについては、コンプライアンス委員会に差し戻します。また、コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会規程に従った措置を講ずることができません。

- (二)資産運用会社の取締役会の可決・承認を得た後、本投資法人の役員会に上程されます。但し、資産運用会社の取締役会決議事項が東京証券取引所有価証券上場規程等に定める適時開示事項に該当する場合において、資産運用会社の取締役会決議の後、同日中に、本投資法人の役員会に付議することができないことが予想される場合は、本(二)及び下記(ホ)の規定にかかわらず、資産運用会社の取締役会決議に先だつて本投資法人の役員会決議を行うことができるものとします(この場合、本投資法人において、当該事項に関し、役員会の可決・承認決議を行う場合は、当該事項について資産運用会社の取締役会の可決・承認の決議が得られることを停止条件とするものとします。)。資産運用会社の取締役会の可決・承認が得られなかった場合は、資産運用会社の取締役会において、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。
- (ホ)本投資法人の役員会の可決・承認を得た後、当該取引を行うことができます。本投資法人の役員会の可決・承認が得られなかった場合は、本投資法人の役員会または執行役員において、中止または内容変更の指示とともに、所管部署に差し戻します。

<意思決定手順のフローチャート>



()対象となる取引の範囲及び取引の基準

(イ)資産の取得

- (a)資産運用会社が本投資法人のために行う運用において、資産運用会社の利害関係人から不動産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する不動産信託受益権を取得する場合は、原則として、利害関係人または投信法施行規則第244条の2各号に掲げられる者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額(税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。)以下での取得とします。なお、当該取得価格が上記鑑定評価額を上回る場合(但し、鑑定評価額の110%を上限とします。)には、上記()の審議過程において、当該取得価格が正当であると判断した理由の説明を要するものとします
- (b)利害関係人が本投資法人への譲渡を前提に、一時的にSPCの組成を行う等して負担した費用が存する場合、上記(a)にかかわらず、当該費用を上記(a)で算出した価格に加えて取得することができるものとします。
- (c)利害関係人からその他の資産を取得する場合は、時価が把握できるものは時価を超えて取得してはならないものとし、それ以外は上記(a)及び(b)に準ずるものとします。

(ロ)資産の譲渡

- (a)資産運用会社が本投資法人のために行う運用において、本投資法人から資産運用会社の利害関係人へ不動産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する不動産信託受益権を譲渡する場合は、原則として、利害関係人または投信法施行規則第244条の2各号に掲げられる者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額(税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。)以上での譲渡とします。なお、当該譲渡価格が上記鑑定評価額を下回る場合(但し、鑑定評価額の90%を下限とします。)には、上記()の審議過程において、当該譲渡価格が正当であると判断した理由の説明を要するものとします。
- (b)利害関係人へその他の資産を譲渡する場合は、時価が把握できるものは時価に基づく適正な価格での譲渡とし、それ以外は上記(a)に準ずるものとします。

(ハ)資産の賃貸

資産運用会社が本投資法人のために行う運用において、利害関係人へ資産を賃貸する場合は、原則として、市場価格、周辺相場等を調査した上で、総合的に勘案して適正と判断される条件で賃貸しなければならないものとします。また、別途、下記(チ)に従うものとします。

(ニ)不動産管理業務等委託

- (a)資産運用会社が本投資法人のために行う運用において、利害関係人へ不動産管理業務等を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査し、当該利害関係人への委託が適正であることを確認するとともに、委託料については、市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、適正と判断される条件で決定するものとします。また、別途、下記(チ)に従うものとします。
- (b)取得する資産について、利害関係人が既に不動産管理業務等を行っている場合は、取得後の不動産管理業務等を引続き当該利害関係人に委託することができるものとしますが、委託料の決定については上記(a)に準ずるものとします。
- (c)自動更新条項に従った取引期間の延長等の場合は、上記()の審議等を要しないものとします。

(ホ)資産の売買及び貸借の媒介の委託

- (a)資産運用会社が本投資法人のために行う運用において、資産の取得または売却の媒介を利害関係人へ委託する場合は、宅建業法に規定する報酬の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して決定するものとします。
- (b)資産運用会社が本投資法人のために行う運用において、利害関係人へ貸借の媒介を委託する場合は、宅建業法に規定する報酬の範囲内とし、賃料水準、媒介の難易度等を勘案して決定するものとします。
- (c)利害関係人に支払う委託費が1,000万円未満の場合は、上記()の審議等を要しないものとします。

(ヘ)工事の発注

- (a)資産運用会社が本投資法人のために行う運用において、利害関係人へ工事を発注する場合は、第三者の見積価格及び内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で工事の発注を行うものとします。
- (b)利害関係人に支払う工事に係る報酬が1,000万円未満の場合は、上記()の審議等を要しないものとします。

(ト)その他の業務委託

- (a)資産運用会社が本投資法人のために行う運用において、上記(二)ないし(ヘ)に定める業務以外の業務を利害関係人へ委託する場合は、第三者の見積価格及び内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で業務の委託を行うものとします。
- (b)利害関係人に支払う委託費が1,000万円未満の場合は、上記()の審議等を要しないものとします。

(チ)本投資法人との自己取引等に関する書面交付義務

- (a)本投資法人と、資産運用会社または資産運用会社の取締役もしくは執行役、利害関係人その他投信法施行規則第247条各号で定める者との間において、不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託、不動産の賃借権の取得及び譲渡並びに地上権の取得及び譲渡その他投信法施行令第19条第3項各号及び第5項各号に掲げる取引を行ったときは、遅滞なく、当該取引に係る事項を記載した書面を、本投資法人に交付しなければならないものとします。
- (b)上記(a)に規定する書面の交付は、投信法施行規則第248条に掲げる事項について記載した書面により行うものとします。

c. 利害関係人等との取引状況等

第42期における利害関係人等との取引状況等は以下のとおりです。

()取引状況

区 分	売買金額等	
	買付額等(百万円)	売付額等(百万円)
総額	5,266	7,266
利害関係人等との取引状況の内訳		
森トラスト株式会社	5,266(100.0%)	7,266(100.0%)
合計	5,266(100.0%)	7,266(100.0%)

()支払手数料等の金額

区分	支払手数料等 総額(A) (千円)	利害関係人等との取引の内訳(注1)		総額に対する 割合 (B/A) (%)
		支払先	支払金額(B) (千円)	
損害保険料	17,358	森トラスト保険サービス株式会社	9,938	57.3
施設使用料	3,312	森トラストホテルズ&リゾート株式会社	3,312	100.0
建物管理委託料	554,833	森トラスト株式会社(注2)	182,697	32.9

(注1)利害関係人等とは、投信法第201条第1項及び同施行令第123条に定める本投資法人と資産運用業務委託契約を締結している資産運用会社の利害関係人等をいい、このうち当期に取引実績及び手数料等支払のある相手先について上記のとおり記載しています。

(注2)上記記載の取引及び支払手数料等以外に当期中に利害関係人等へ支払った工事代金及び管理手数料は以下のとおりです。

森トラスト株式会社	347千円
エムティジェネックス株式会社	548千円

()継続中である利害関係人等との取引

2023年2月28日現在において継続中である、利害関係人等との不動産等資産にかかる賃貸借契約は以下のとおりです。

利害関係人等	取引の内容
森トラスト株式会社	東京汐留ビルディングの建物賃貸借(マスターリース契約) 期間：2021年4月1日から2026年3月31日まで(オフィス・店舗) 2010年4月13日から2035年12月31日まで(ホテル)
	神谷町トラストタワーの建物賃貸借(マスターリース契約) 期間：2021年7月1日から2030年3月31日まで
	大崎MTビルの建物賃貸借(マスターリース契約) 期間：2022年4月1日から2025年3月31日まで
	仙台MTビルの建物賃貸借(マスターリース契約) 期間：2023年2月28日から2028年2月29日まで
エムティジェネックス株式会社	新横浜TECHビルの駐車場賃貸借(マスターリース契約) 期間：2023年2月1日から2025年1月31日まで
	渋谷フラッグの駐車場賃貸借(マスターリース契約) 期間：2022年3月1日から2024年2月28日まで

3【投資主・投資法人債権者の権利】

(1)【投資主の権利】

a. 投資主総会における議決権

- ()本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています(投信法第77条第2項第3号)。その議決権の及ぶ範囲は、以下のとおりです。
- (イ)執行役員、監督役員及び会計監査人の選任と解任(投信法第96条、第104条、第106条)
- (ロ)資産運用会社との資産運用業務委託契約の締結及び解約の承認または同意(投信法第198条第2項、第205条第2項、第206条第1項)
- (ハ)投資口の併合(投信法第81条の2)
- (ニ)投資法人の解散(投信法第143条第3号)
- (ホ)規約の変更(投信法第140条)
- (ヘ)その他投信法または本投資法人の規約で定める事項(投信法第89条)
- ()本投資法人の投資主が有する議決権の権利行使の手続きは、以下のとおりです。
- (イ)投資主総会の決議は、法令または規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います(規約第12条第1項)。
- (ロ)規約の変更は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います(投信法第140条、第93条の2第2項、規約第12条第1項)。
- (ハ)投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができます。この場合においては、当該投資主または代理人は、投資主総会毎に代理権(代理人の資格を含みます。)を証明する書面を本投資法人に提出するものとします(規約第12条第2項)。
- (ニ)投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書」といいます。)に必要な事項を記載し、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時(特定の時をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時)までに当該記載をした議決権行使書を本投資法人に提出して行います(投信法第90条の2第2項、第92条第1項、投信法施行規則第140条第3号、第156条、規約第13条第1項)。
- (ホ)書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法第92条第2項、規約第13条第2項)。
- (ヘ)本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができます。電磁的方法による議決権の行使は、投信法施行令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時(特定の時をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時)までに議決権行使書に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行います(投信法第92条の2第1項、投信法施行令第59条第1項第5号、投信法施行規則第115条、第140条第8号イ、第157条、規約第14条第1項)。
- (ト)電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法第92条の2第3項、規約第14条第2項)。
- (チ)投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします(投信法第93条第1項、規約第15条第1項)。
- (リ)前記(チ)の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法第93条第3項、規約第15条第2項)。
- (ヌ)上記(チ)及び(リ)の規定は、(1)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日もしくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員もしくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、または、(2)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載もしくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しません(規約第15条第3項)。
- (a)執行役員または監督役員の選任または解任
- (b)資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結または解約
- (c)解散
- (d)投資口の併合
- (e)執行役員、監督役員または会計監査人の責任の免除

- (ル)上記(チ)及び(リ)の規定は、規約第15条を変更する規約変更議案については適用しません(規約第15条第4項)。
- (ヲ)本投資法人は、規約第9条第1項に基づき投資主総会を開催するときは、当該投資主総会の直前の規約第28条に定める決算期における最終の投資主名簿に記載または記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とするほか、決算期から3か月以内に投資主総会を開催するときは、直前の決算期における最終の投資主名簿に記載または記録された投資主をもって、その招集にかかる投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします(規約第16条第1項)。
- (ワ)前記(ヲ)の定めにかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載または記録されている投資主または登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主または登録投資口質権者とすることができるものとします(規約第16条第2項)。
- (カ)本投資法人の規約は、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定められていますが、投資主は、本投資法人に対し、電子提供措置により提供される事項(以下、本(カ)において「電子提供措置事項」といいます。)に記載した書面の交付を請求(以下、本(カ)において「書面交付請求」といいます。)することができます(投信法第94条第1項、会社法第325条の5、規約第9条第5項)。書面交付請求がされた場合、執行役員は、書面交付請求をした投資主(当該投資主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限ります。)に対し、当該投資主総会に係る電子提供措置事項に記載した書面を交付しなければなりません。但し、本投資法人は、書面交付請求した投資主に対して書面を交付する場合に、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則第162条の4に定めるものの全部または一部について、当該書面に記載しないことができるものとします(規約第9条第5項)。書面交付請求をした投資主がある場合において、その書面交付請求の日(当該投資主が以下に記載する異議を述べた場合にあっては、当該異議を述べた日)から1年を経過したときは、本投資法人は、当該投資主に対し、電子提供措置事項に記載した書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下、本(カ)において「催告期間」といいます。)内に異議を述べるべき旨を催告することができます。この場合、投資主が催告期間内に異議を述べない限り、当該投資主がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失います。

b. その他の共益権

- ()代表訴訟提起権(投信法第116条、第119条第3項、第204条第3項、会社法第7編第2章第2節)
6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面その他の投信法施行規則で定める方法により、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員または会計監査人の責任を追及する訴訟の提起を請求することができ、本投資法人が請求のあった日から60日以内に訴訟を提起しないときは、当該投資主は本投資法人のために訴訟を提起することができます。
- ()投資主総会決議取消請求権(投信法第94条第2項、会社法第831条)
投資主は、投資主総会の招集の手続きもしくは決議の方法が法令もしくは規約に違反しているもしくは著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、または決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、決議の日から3か月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。
- ()執行役員等の違法行為差止請求権(投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項)
執行役員が本投資法人の目的の範囲内ではない行為その他法令もしくは規約に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復できない損害が生ずるおそれがある場合には、6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対し、当該行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続きに入った場合には清算執行人に対しても同様です。
- ()投資法人の成立後における投資口の発行無効訴権(投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号)
投資主は、投資法人の成立後における投資口の発行について重大な法令・規約違反があった場合には、発行にかかる投資口の発行の効力が生じた日から6か月以内に、本投資法人に対して投資口の発行無効の訴えを提起することにより、当該発行の無効を主張できます。
- ()合併無効訴権(投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号)
投資主は、合併手続きに重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6か月以内に合併無効の訴えを提起することにより、当該合併の無効を主張できます。
- ()新投資口発行差止請求権(投信法第84条第1項、会社法第210条)
(1)投信法第82条第1項の募集に係る投資口の発行が法令もしくは規約に違反する場合または(2)当該投資口の発行が著しく不公正な方法により行われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、投資主は、本投資法人に対して当該投資口の発行をやめることを請求することができます。
- ()投資主提案権(投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項本文)
発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対して投資主総会の日の8週間前までに、(1)一定の事項を投資主総会の目的とするべきことを請求することができ、また、(2)投資主総会の目的である事項につき当該投資主が提出しようとする議案(但し、議案数は10を上限とします。)の要領を投資主に通知すること(投資主総会の招集通知に記載し、または記録すること)を請求することができます。
- ()投資主総会招集権(投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項)
発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手続きがなされない場合等には、内閣総理大臣の許可を得て招集することができます。
- ()検査役選任請求権(投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条)
発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、投資主総会招集の手続き及び決議の方法を調査させるため投資主総会に先立ち、内閣総理大臣に対し、検査役の選任を請求することができます。また、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため内閣総理大臣に対し、検査役の選任を請求することができます。
- (x)執行役員等解任請求権(投信法第104条、会社法第854条第1項第2号)
発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員または監督役員の職務遂行に関し不正の行為または法令もしくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたとき等には、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

()解散請求権(投信法第143条の3)

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、または生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理または処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

c. 分配金請求権(投信法第77条第2項第1号、第137条、規約第29条)

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受けることができます。分配金は、金銭によって、決算期の最終の投資主名簿に記載または記録されている投資主または登録投資口質権者を対象として投資口の所有口数または登録投資口質権の対象となる投資口の口数に応じて、支払われます。本投資法人の金銭の分配方針に関しては、前記「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/2 投資方針/(3)分配方針」をご覧ください。

d. 残余財産分配請求権(投信法第77条第2項第2号、第158条)

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受けることができます。

e. 払戻請求権(規約第6条第1項)

投資主は、投資口の払戻請求権を有していません。

f. 投資口の処分権(投信法第78条第1項、第3項、社債株式等振替法第228条、第140条)

投信法上、投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができる旨規定されていますが、本書の提出日現在、本投資法人の投資口は社債株式等振替法に定める振替投資口に該当するため、投資口の譲渡は、譲受人が口座管理機関に対し振替の申請をして振替口座簿に当該譲渡にかかる数の増加の記載または記録を受けることにより行われることとなります(社債株式等振替法第228条、第140条)。但し、本振替投資口の譲渡は、本振替投資口を取得した者の氏名または名称及び住所を投資主名簿に記載または記録しなければ、本投資法人に対抗することができません(投信法第79条第1項)。

g. 投資証券交付請求権及び不所持請求権(投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条、社債株式等振替法第227条第2項)

投信法上、投資主は、投資口を発行した日以後遅滞なく、当該投資口にかかる投資証券の交付を受けることができ(投信法第85条第1項)、また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることでもできる旨規定されていますが(投信法第85条第3項、会社法第217条)、本書の提出日現在、本投資法人の投資口は社債株式等振替法に定める振替投資口に該当するため、本投資法人は投資証券を発行することができません。但し、振替機関が社債株式等振替法第3条第1項の指定を取り消された場合もしくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、または投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合には、本投資法人に対して、投資証券の発行を請求することができます(社債株式等振替法第227条第2項)。

h. 帳簿等閲覧権(投信法第128条の3第1項)

投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿またはこれらに関する資料の閲覧または謄写を請求することができます。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければなりません。

i. 少数投資主権の行使手続(社債株式等振替法第228条、第154条)

本振替投資口にかかる少数投資主権の行使に際し、本投資法人その他の第三者に対する対抗要件の有無は、投資主名簿の記載または記録ではなく、振替口座簿の記載または記録により判断されます。そのため、投資主は、少数投資主権の行使にあたり、振替機関が本投資法人に対し自己の氏名または名称及び住所その他一定の事項に関する通知(個別投資主通知)を行うよう、投資主が口座を開設している口座管理機関に対して申し出る必要があります。投資主は、かかる個別投資主通知が振替機関から本投資法人に対してなされた後4週間が経過する日までの間、少数投資主権を行使することができます。

(2)【投資法人債権者の権利】

a. 元利金支払請求権

投資法人債権者は、社債株式等振替法に定める投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。

b. 投資法人債の譲渡

本投資法人が発行する投資法人債は、社債株式等振替法に定める振替投資法人債に該当するため、投資法人債の権利移転は機構及び一般振替制度に参加する銀行・証券会社等の口座管理機関が管理する振替口座簿の記録によりなされています。

c. 投資法人債権者集会における議決権

()投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に関する事項について議決を行うことができます(投信法第139条の10第2項、会社法第716条)。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、投資法人債の金額の合計額に応じて議決権を行使することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項)。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です(投信法第139条の10第2項、会社法第726条)。投資法人債権者集会における議決は、裁判所の認可によってその効力を生じます(投信法第139条の10第2項、会社法第734条)。但し、投信法第139条の10第2項が準用する会社法第735条の2第1項の規定により投資法人債権者集会の議決があったものとみなされる場合を除きます(投信法第139条の10第2項、会社法第735条の2第4項)。

()投資法人債権者集会の議決方法は、以下のとおりです(投信法第139条の10第2項、会社法第724条)。

(イ)原則として、議決に出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます(普通議決)。

(ロ)投資法人債権者集会の議決は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上を有する議決権者が出席し、出席した議決権者の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます(特別議決)。

()投資法人債総額の10分の1以上を保有する投資法人債権者は、本投資法人または投資法人債管理者または投資法人債管理補助者に対して、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項)。かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て、投資法人債権者集会の招集をすることができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項)。

()投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内に、投資法人債権者集会の議事録の閲覧または謄写を請求することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項)。

d. 投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合その他投資法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして投信法施行規則で定める場合については、この限りではありません(投信法第139条の8)。

e. 投資法人債管理補助者

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理補助者を定め、投資法人債権者のために、投資法人債の管理の補助を行うことを委託することができます。但し、当該投資法人債が担保付社債である場合は、この限りではありません(投信法第139条の9の2)。

f. 担保提供制限

本投資法人は、第6回無担保投資法人債、第9回無担保投資法人債、第13回無担保投資法人債、第14回無担保投資法人債、第15回無担保投資法人債、第16回無担保投資法人債、第17回無担保投資法人債、第18回無担保投資法人債及び第19回無担保投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人債発行後、国内で今後発行する他の無担保投資法人債(但し、次項で定義する担保切替条項が特約されている無担保投資法人債を除く。)のために担保権を設定する場合は、本投資法人債のために投信法及び担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定します。

g. その他の特約

第6回無担保投資法人債、第9回無担保投資法人債、第13回無担保投資法人債、第14回無担保投資法人債、第15回無担保投資法人債、第16回無担保投資法人債、第17回無担保投資法人債、第18回無担保投資法人債及び第19回無担保投資法人債には、担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。なお、担保切換条項とは、純資産額維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 名称

森トラスト・アセットマネジメント株式会社
(英文名称: MORI TRUST Asset Management Co.,Ltd.)

b. 資本金の額

本書の提出日現在 4億円

c. 事業の内容

- (イ)投資法人の設立企画人としての業務
- (ロ)投資運用業
- (ハ)第二種金融商品取引業
- (ニ)投信法に基づく一般事務の受託業務
- (ホ)不動産に関する投資顧問業務
- (ヘ)投資助言業
- (ト)(ロ)に付帯する資金調達の計画、助言またはコンサルティング業務
- (チ)不動産の管理に関する助言またはコンサルティング業務
- (リ)不動産の取得、保有及び売却に関する助言またはコンサルティング業務
- (ヌ)不動産の売買・賃貸借の代理または媒介業務
- (ル)不動産の管理業務
- (ヲ)建物の構造・設備の調査、土壌汚染等の環境調査及び不動産の賃貸・売買市場動向調査等に関する業務
- (ワ)不動産の所有・売買及び賃貸借
- (カ)有価証券への投資
- (ヨ)前記各項に関連または付随する一切の業務

d. 会社の沿革

年月日	事項
2000年2月28日	会社設立
2000年4月19日	宅地建物取引業免許取得(免許証番号 国土交通大臣(5)第6009号)
2000年10月5日	不動産投資顧問業登録規程上の総合不動産投資顧問業登録 (登録番号 国土交通大臣第000001号)
2001年5月17日	宅地建物取引業取引一任代理等認可取得 (認可番号 国土交通大臣第4号)
2001年6月20日	投資法人資産運用業認可取得(認可番号 内閣総理大臣第10号)
2001年7月17日	一般社団法人投資信託協会入会
2001年8月23日	森トラスト大和不動産投信株式会社から日本総合ファンド株式会社へ商号変更
2002年3月1日	本店移転(港区虎ノ門二丁目3番17号から港区虎ノ門一丁目25番5号へ)
2003年11月1日	日本総合ファンド株式会社から森トラスト・アセットマネジメント株式会社(現商号)へ商号変更
2006年2月3日	機関の運営に関する業務にかかる兼業の承認取得
2007年9月30日	金融商品取引業みなし登録(登録番号 関東財務局長(金商)第407号)
2009年3月9日	本店移転(港区虎ノ門一丁目25番5号から港区赤坂二丁目11番7号へ)
2016年3月7日	本店移転(港区赤坂二丁目11番7号から現住所へ)
2019年3月1日	森トラスト・ホテルリート投資法人の資産運用会社兼一般事務(機関の運営に関する事務)受託者である森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社を吸収合併

(2)【運用体制】

資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/1 投資法人の概況/ (4)投資法人の機構」をご覧ください。

(3)【大株主の状況】

(本書の提出日現在)

名称	住所	所有株式数(株)	所有株式数の比率(%)
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目3番17号	7,068	95.0
森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目3番17号	372	5.0
合計		7,440	100.0

(4)【役員の状況】

(本書の提出日現在)

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
代表取締役社長	内藤 宏史	1995年4月 森ビル株式会社入社 1999年8月 森ビル開発株式会社(現 森トラスト株式会社)入社 2009年11月 森トラスト株式会社 総務部法務課課長 2014年12月 同社 広報部課長 2016年7月 同社 広報部広報グループ専門部長代理 2017年11月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向 企画財務部長 2018年6月 同社 取締役企画財務部長 2019年3月 同社 総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長 2022年11月 同社 取締役 総合リート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長 2023年3月 同社 代表取締役社長(現職) 2023年5月 本投資法人 執行役員(現職)	-

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
取締役 経営 管理部長 兼 運用戦略 部長	相澤 信之	<p>1992年4月 株式会社フジタ入社</p> <p>2002年2月 不動産シンジケーション協議会(現 一般社団法人不動産証券化協会) 出向</p> <p>2003年11月 株式会社フジタ 都市再生推進本部 アセットコンサルティング部</p> <p>2005年4月 森トラスト株式会社入社 森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向</p> <p>2006年4月 同社 コンプライアンス・オフィサー</p> <p>2007年7月 同社 企画財務部 専任部長</p> <p>2015年6月 同社 企画財務部長</p> <p>2015年8月 Realアセットマネジメント株式会社(現 森トラスト・アセットマネジメント株式会社) 出向 同社 取締役企画財務部長</p> <p>2019年3月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向 同社 ホテルリート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長</p> <p>2022年11月 森トラスト・ホテルリート投資法人 執行役員 同社 代表取締役最高執行責任者(COO) 兼 ホテルリート運用本部長 兼 ホテルリート運用本部 運用戦略部長 兼 企画財務部長</p> <p>2023年3月 同社 取締役 経営管理部長 兼 運用戦略部長(現職)</p>	-
取締役	山崎 拓也	<p>1987年4月 森ビル株式会社入社</p> <p>1996年9月 森ビル開発株式会社(現 森トラスト株式会社) 入社</p> <p>2001年9月 森トラスト株式会社 ビル事業本部 事業企画部 設計担当 課長</p> <p>2006年8月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向 投資運用部 シニアマネージャー</p> <p>2008年8月 同社 投資運用部長</p> <p>2011年9月 森トラスト株式会社 不動産開発部 企画開発課 部長代理</p> <p>2015年7月 同社 不動産開発部 アセットマネジメント課 専門部長</p> <p>2015年8月 Realアセットマネジメント株式会社(現森トラスト・アセットマネジメント株式会社) 出向</p> <p>2015年10月 同社 取締役投資運用部長</p> <p>2019年3月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社 出向 ホテルリート運用本部 投資運用部長</p> <p>2019年8月 同社 総合リート運用本部 投資運用部長</p> <p>2023年3月 同社 取締役(現職)</p>	-

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
取締役	山本 道男	1975年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行)入行 1997年6月 同行 名古屋営業第二部長 2003年9月 ライフ住宅ローン株式会社(現三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社)出向 2007年6月 株式会社新生銀行(現株式会社SBI新生銀行) コンシューマーアンドコマースファイナンス本部部長 2007年7月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス・オフィサー 2009年6月 同社 取締役コンプライアンス・オフィサー 2011年6月 同社 取締役企画財務部長 2015年6月 同社 取締役 2015年10月 同社 取締役企画財務部長 2017年11月 同社 取締役 2019年3月 同社 代表取締役社長 2023年3月 同社 取締役(現職)	-
取締役	八木 政幸	1988年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2009年10月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行) 金融法人第一部次長 2011年5月 同行 アセットマネジメント業務管理部次長 2012年4月 同行 アセットマネジメント業務部副部長 2013年7月 株式会社みずほ銀行 アセットマネジメント業務部副部長 2014年4月 同行 年金営業部長 2016年5月 森トラスト株式会社出向 森トラスト・ホテルズ&リゾーツ株式会社再出向 顧問 2017年1月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社再出向 顧問 2017年6月 本投資法人 執行役員 森トラスト・アセットマネジメント株式会社再出向 代表取締役社長 2017年7月 同社 代表取締役社長 2019年3月 同社 代表取締役最高執行責任者(COO) 兼 総合リート運用本部長 2023年3月 同社 取締役(現職)	-

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
監査役 (非常勤)	伊東 誠索	1982年4月 森ビル株式会社入社 1999年8月 森ビル開発株式会社(現森トラスト株式会社)入社 2001年9月 同社 管理部課長 2003年5月 同社 経営企画部システム担当 上席副参事 2004年5月 MTファシリティサービス株式会社(現森トラスト・ビルマネジメント株式会社)出向 業務管理担当 課長 2006年8月 同社 同担当 次長 2010年10月 森トラスト株式会社 内部監査室 上席副参事 2011年7月 同社 同室 課長 2015年7月 同社 同室 参与 2015年10月 Realアセットマネジメント株式会社(現森トラスト・アセットマネジメント株式会社)出向 コンプライアンス・オフィサー 2019年3月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社出向 コンプライアンス・オフィサー 2020年6月 森トラスト・ビルマネジメント株式会社 監査役(現職) 森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社 監査役(現職) サンマリーナ・オペレーションズ株式会社 監査役(現職) 森トラスト・アセットマネジメント株式会社 監査役(現職) フォレセーヌ株式会社 監査役(現職) 東洋グリーン建物株式会社(現森トラスト・レジデンシャルサービス株式会社) 監査役(現職) 2020年9月 東洋ハウジング管理株式会社 監査役 2022年6月 城山熱供給株式会社 監査役(現職)	-

(5)【事業の内容及び営業の概況】**事業の内容**

資産運用会社は、投信法上の資産運用会社として投資法人の資産運用を行っています。

営業の概況

本書の提出日現在、資産運用会社が資産の運用を受託し、機関の運営に関する事務を受託している投資法人は本投資法人のみです。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号、第5号及び第6号。但し、新投資口予約権に関する事務を除きます。)及び資産保管会社

()名称

三井住友信託銀行株式会社

()資本金の額

2023年3月31日現在 342,037百万円

()事業の内容

信託業務及び銀行業を営んでいます。

b. 一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号及び第6号のうち、投資法人債に関する事務。)

()名称

株式会社三菱UFJ銀行

()資本金の額

2023年3月31日現在 1,711,958百万円

()事業の内容

銀行業を営んでいます。

c. 一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号及び第6号のうち、投資法人債に関する事務。)

()名称

株式会社みずほ銀行

()資本金の額

2023年3月31日現在 1,404,065百万円

()事業の内容

銀行業を営んでいます。

d. 特定関係法人

()名称

森トラスト株式会社

()資本金の額

2023年3月31日現在 30,000百万円

()事業の内容

不動産開発、ホテル経営及び投資事業を営んでいます。

e. 特定関係法人

()名称

株式会社森トラスト・ホールディングス

()資本金の額

2023年3月31日現在 51百万円

()事業の内容

持株会社として、各事業を営む会社を経営管理しています。

(2)【関係業務の概要】

- a. 一般事務受託者及び資産保管会社
一般事務受託業務及び資産保管業務(前記「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/4 手数料等及び税金/(3)管理報酬等/d. 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご覧ください。)
- b. 一般事務受託者
一般事務受託業務(前記「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/4 手数料等及び税金/(3)管理報酬等/d. 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご覧ください。)
- c. 一般事務受託者
一般事務受託業務(前記「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/4 手数料等及び税金/(3)管理報酬等/d. 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご覧ください。)
- d. 特定関係法人
本投資法人に対する商標使用許諾、本投資法人に対する不動産等の情報提供、本投資法人からの運用資産の賃借、本投資法人に対する運用資産の譲渡及び本投資法人からの運用資産の譲渡
- e. 特定関係法人
本投資法人に対する不動産等の情報提供

(3)【資本関係】

- a. 一般事務受託者及び資産保管会社
該当事項はありません。
- b. 一般事務受託者
該当事項はありません。
- c. 一般事務受託者
該当事項はありません。
- d. 特定関係法人
該当事項はありません。
- e. 特定関係法人
2023年3月16日現在、本投資法人の投資口を1,038,700口保有しています。

第5【投資法人の経理状況】

財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」に基づいて作成しています。

監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期計算期間(2022年10月1日から2023年2月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

決算期の変更について

本投資法人は、2023年2月1日開催の第16回投資主総会の決議により、本投資法人の決算期を各年9月末日及び3月末日から各年8月末日及び2月末日に変更しています。これにより第42期は2022年10月1日から2023年2月28日までの5か月決算となっています。

連結財務諸表について

本投資法人には子会社がありませんので、連結財務諸表は作成していません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前 期 (2022年 9月30日)	当 期 (2023年 2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,534,395	14,729,422
信託現金及び信託預金	3,089,760	2,413,662
営業未収入金	77,534	97,513
未収入金	-	28
前払費用	86,346	55,631
その他	15,449	64,915
流動資産合計	19,803,486	17,361,173
固定資産		
有形固定資産		
建物	35,007,630	34,742,923
減価償却累計額	18,237,032	18,302,773
建物（純額）	16,770,597	16,440,150
構築物	443,976	443,960
減価償却累計額	413,582	413,398
構築物（純額）	30,393	30,561
機械及び装置	153,655	128,457
減価償却累計額	127,417	105,502
機械及び装置（純額）	26,237	22,955
工具、器具及び備品	111,307	113,212
減価償却累計額	87,823	89,644
工具、器具及び備品（純額）	23,483	23,567
土地	114,585,335	109,001,394
信託建物	1 33,964,244	1 35,354,628
減価償却累計額	13,395,018	13,931,696
信託建物（純額）	20,569,225	21,422,932
信託構築物	187,293	187,941
減価償却累計額	116,015	119,677
信託構築物（純額）	71,277	68,264
信託機械及び装置	66,552	70,137
減価償却累計額	8,450	10,557
信託機械及び装置（純額）	58,102	59,579
信託工具、器具及び備品	102,790	105,717
減価償却累計額	69,394	72,856
信託工具、器具及び備品（純額）	33,395	32,860
信託土地	153,798,827	157,795,399
有形固定資産合計	305,966,876	304,897,665
無形固定資産		
その他	240	240
無形固定資産合計	240	240
投資その他の資産		
差入保証金	10,000	10,000
長期前払費用	66,825	57,897
その他	2,815	2,815
投資その他の資産合計	79,640	70,713
固定資産合計	306,046,756	304,968,618

(単位：千円)

	前 期 (2022年 9月30日)	当 期 (2023年 2月28日)
繰延資産		
投資法人債発行費	58,984	68,950
繰延資産合計	58,984	68,950
資産合計	325,909,227	322,398,742
負債の部		
流動負債		
営業未払金	307,709	220,285
短期借入金	6,000,000	6,000,000
1年内償還予定の投資法人債	4,000,000	3,000,000
1年内返済予定の長期借入金	18,000,000	15,000,000
未払金	58,604	349,524
未払費用	430,289	444,375
未払配当金	8,073	7,955
未払法人税等	867	718
未払消費税等	233,884	61,744
前受金	809,224	814,808
預り金	322	214
流動負債合計	29,848,976	25,899,627
固定負債		
投資法人債	11,000,000	11,000,000
長期借入金	117,000,000	117,500,000
預り敷金及び保証金	7,555,628	7,698,469
信託預り敷金及び保証金	918,125	943,131
繰延税金負債	514,820	631,732
固定負債合計	136,988,574	137,773,333
負債合計	166,837,550	163,672,960
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	153,990,040	153,990,040
剰余金		
任意積立金		
圧縮積立金	1,750,398	1,121,637
任意積立金合計	1,750,398	1,121,637
当期末処分利益又は当期末処理損失()	3,331,238	3,614,104
剰余金合計	5,081,637	4,735,741
投資主資本合計	159,071,677	158,725,781
純資産合計	3 159,071,677	3 158,725,781
負債純資産合計	325,909,227	322,398,742

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前 期 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月 30 日)	当 期 (自 2022年 10 月 1 日 至 2023年 2 月 28 日)
営業収益		
賃貸事業収入	1 6,603,932	1 5,620,653
その他賃貸事業収入	1 298,407	1 207,435
不動産等売却益	-	2 1,430,579
営業収益合計	6,902,340	7,258,668
営業費用		
賃貸事業費用	1 3,057,896	1 2,710,417
資産運用報酬	307,505	275,258
資産保管手数料	12,987	10,829
一般事務委託手数料	45,076	50,842
役員報酬	3,600	3,000
合併関連費用	-	61,360
その他営業費用	46,950	88,983
営業費用合計	3,474,016	3,200,691
営業利益	3,428,323	4,057,976
営業外収益		
受取利息	90	94
未払分配金戻入	845	647
営業外収益合計	936	741
営業外費用		
支払利息	345,823	291,515
投資法人債利息	27,158	24,397
投資法人債発行費償却	8,874	7,679
その他	3,886	3,376
営業外費用合計	385,741	326,968
経常利益	3,043,518	3,731,749
税引前当期純利益	3,043,518	3,731,749
法人税、住民税及び事業税	881	732
法人税等調整額	288,601	116,912
法人税等合計	287,720	117,644
当期純利益	3,331,238	3,614,104
当期末処分利益又は当期末処理損失()	3,331,238	3,614,104

(3)【投資主資本等変動計算書】

前期(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	投資主資本						純資産合計
	出資総額	剰余金				投資主資本合計	
		任意積立金		当期末処分利益 又は当期末処理 損失()	剰余金合計		
		圧縮積立金	任意積立金合計				
当期首残高	153,990,040	1,430,418	1,430,418	4,537,379	5,967,798	159,957,838	159,957,838
当期変動額							
圧縮積立金の積立		454,094	454,094	454,094	-	-	-
圧縮積立金の取崩		134,114	134,114	134,114	-	-	-
剰余金の配当				4,217,400	4,217,400	4,217,400	4,217,400
当期純利益				3,331,238	3,331,238	3,331,238	3,331,238
当期変動額合計	-	319,979	319,979	1,206,140	886,161	886,161	886,161
当期末残高	153,990,040	1,750,398	1,750,398	3,331,238	5,081,637	159,071,677	159,071,677

当期(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)

(単位:千円)

	投資主資本						純資産合計
	出資総額	剰余金				投資主資本合計	
		任意積立金		当期末処分利益 又は当期末処理 損失()	剰余金合計		
		圧縮積立金	任意積立金合計				
当期首残高	153,990,040	1,750,398	1,750,398	3,331,238	5,081,637	159,071,677	159,071,677
当期変動額							
圧縮積立金の取崩		628,761	628,761	628,761	-	-	-
剰余金の配当				3,960,000	3,960,000	3,960,000	3,960,000
当期純利益				3,614,104	3,614,104	3,614,104	3,614,104
当期変動額合計	-	628,761	628,761	282,865	345,895	345,895	345,895
当期末残高	153,990,040	1,121,637	1,121,637	3,614,104	4,735,741	158,725,781	158,725,781

(4)【金銭の分配に係る計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当期 (自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)
. 当期末処分利益	3,331,238,876	3,614,104,524
. 任意積立金取崩額		
圧縮積立金取崩額	628,761,124	-
. 分配金の額	3,960,000,000	3,359,400,000
(投資口1口当たり分配金の額)	(3,000)	(2,545)
. 任意積立金		
圧縮積立金繰入額	-	254,704,524
. 次期繰越利益	-	-

分配金の額の算出方法

本投資法人の規約第29条第1項に従い、当期末処分利益に租税特別措置法第66条の2による圧縮積立金の取崩額を加算した後の全額3,960,000,000円を利益分配金として分配することとしました。

なお、本投資法人の規約第29条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。

本投資法人の規約第29条第1項に従い、当期末処分利益に租税特別措置法第65条の7による圧縮積立金の積立額を減算した後の全額3,359,400,000円を利益分配金として分配することとしました。

なお、本投資法人の規約第29条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。

(5)【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前 期 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月 30 日)	当 期 (自 2022年 10 月 1 日 至 2023年 2 月 28 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	3,043,518	3,731,749
減価償却費	1,116,153	914,440
投資法人債発行費償却	8,874	7,679
受取利息	90	94
支払利息	372,981	315,912
営業未収入金の増減額(は増加)	35,671	19,978
営業未払金の増減額(は減少)	10,983	10,954
未払消費税等の増減額(は減少)	125,207	172,139
前受金の増減額(は減少)	104,045	5,584
有形固定資産の売却による減少額	-	5,829,179
その他	89,768	73,655
小計	4,426,175	10,675,035
利息の受取額	90	94
利息の支払額	353,781	348,757
法人税等の支払額	892	881
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,071,591	10,325,489
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	69,009	16,911
信託有形固定資産の取得による支出	80,198	5,405,860
預り敷金及び保証金の返還による支出	90,166	122,170
預り敷金及び保証金の受入による収入	160,283	184,460
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	25,275	8,391
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	7,804	37,476
投資活動によるキャッシュ・フロー	96,562	5,331,397
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	17,000,000	6,000,000
長期借入金の返済による支出	17,000,000	8,500,000
投資法人債の発行による収入	2,000,000	3,000,000
投資法人債の償還による支出	-	4,000,000
投資法人債発行費の支出	12,457	15,045
分配金の支払額	4,216,512	3,960,117
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,228,969	7,475,163
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,746,059	2,481,070
現金及び現金同等物の期首残高	17,878,096	19,624,156
現金及び現金同等物の期末残高	19,624,156	17,143,085

(6)【注記表】

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産(信託財産を含みます。) 定額法を採用しています。</p> <p>なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3～81年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～18年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産 定額法を採用しています。</p>	建物	3～81年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年	工具、器具及び備品	2～18年
建物	3～81年								
構築物	2～45年								
機械及び装置	2～17年								
工具、器具及び備品	2～18年								
2. 繰延資産の処理方法	<p>投資法人債発行費 償還までの期間にわたり定額法により償却しています。</p>								
3. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該計算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。</p> <p>収益に関する計上基準 本投資法人の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。</p> <p>(1)不動産等の売却 不動産等の売却については、不動産等の売却に係る契約に定められた引渡義務を履行することにより、顧客である買主が当該不動産等の支配を獲得した時点で収益計上を行っています。</p> <p>(2)水道光熱費収入 水道光熱費収入については、不動産等の賃貸借契約及び付随する合意内容に基づき、顧客である賃借人に対する電気、水道等の供給に応じて収益計上を行っています。</p> <p>水道光熱費収入のうち、本投資法人が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が供給する電気、ガス等の料金として收受する額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しています。</p>								
4. 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方針	<p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある以下の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。</p> <p>(1)信託現金及び信託預金 (2)信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地 (3)信託預り金 (4)信託預り敷金及び保証金</p>								
5. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は以下のものを対象としています。</p> <p>(1)手許現金及び信託現金 (2)随時引出し可能な預金及び信託預金 (3)容易に換金が可能であり、かつ価値の変動について僅少のリスクしか負わない、取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資</p>								

〔貸借対照表に関する注記〕

項目	期別 前期 (2022年9月30日)	当期 (2023年2月28日)
1. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳額	信託建物 38,340千円	信託建物 38,340千円
2. 当座借越契約	機動的な資金調達手段を確保することを主たる目的として、取引銀行と特殊当座借越契約を締結しています。 契約極度額 20,000,000千円 当期末借入残高 - 差引額 20,000,000千円	機動的な資金調達手段を確保することを主たる目的として、取引銀行と特殊当座借越契約を締結しています。 契約極度額 20,000,000千円 当期末借入残高 - 差引額 20,000,000千円
3. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額	50,000千円	50,000千円

〔損益計算書に関する注記〕

(単位：千円)

期別 項目	前期 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当期 (自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)
1. 不動産賃貸事業損益の内訳	A. 不動産賃貸事業収益 賃貸事業収入 家賃 6,244,322 共益費 236,001 土地賃貸収益 123,609 計 6,603,932 その他賃貸事業収入 駐車場使用料 90,701 付帯収益 144,763 解約違約金 25,172 その他収益 37,771 計 298,407 不動産賃貸事業収益合計 6,902,340 B. 不動産賃貸事業費用 賃貸事業費用 管理業務費 717,358 水道光熱費 255,836 公租公課 881,367 損害保険料 19,142 修繕費 41,623 減価償却費 1,116,153 その他費用 26,414 不動産賃貸事業費用合計 3,057,896 C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 3,844,443	A. 不動産賃貸事業収益 賃貸事業収入 家賃 5,321,121 共益費 196,524 土地賃貸収益 103,007 計 5,620,653 その他賃貸事業収入 駐車場使用料 76,370 付帯収益 99,674 解約違約金 - その他収益 31,390 計 207,435 不動産賃貸事業収益合計 5,828,088 B. 不動産賃貸事業費用 賃貸事業費用 管理業務費 600,789 水道光熱費 211,827 公租公課 879,362 損害保険料 16,235 修繕費 62,957 減価償却費 914,440 その他費用 24,805 不動産賃貸事業費用合計 2,710,417 C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 3,117,671
2. 不動産等売却益の内訳	該当事項はありません。	新橋駅前MTRビル 不動産等売却収入 7,266,666 不動産等売却原価 5,829,179 その他売却費用 6,907 不動産等売却益 1,430,579

〔投資主資本等変動計算書に関する注記〕

項目	期別	前期 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当期 (自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)
発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数		発行可能投資口総口数 10,000,000口 発行済投資口の総口数 1,320,000口	発行可能投資口総口数 10,000,000口 発行済投資口の総口数 1,320,000口

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

項目	期別	前期 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当期 (自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係		(2022年9月30日現在) 現金及び預金 16,534,395千円 信託現金及び信託預金 3,089,760千円 現金及び現金同等物 19,624,156千円	(2023年2月28日現在) 現金及び預金 14,729,422千円 信託現金及び信託預金 2,413,662千円 現金及び現金同等物 17,143,085千円

〔リース取引に関する注記〕

項目	期別	前期 (2022年9月30日)	当期 (2023年2月28日)
オペレーティング・リース取引		(貸主側) 未経過リース料 1年内 7,654,988千円 1年超 32,185,923千円 合計 39,840,912千円	(貸主側) 未経過リース料 1年内 7,096,745千円 1年超 30,292,749千円 合計 37,389,494千円

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人は、運用資産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕等または分配金の支払い、もしくは債務の返済(敷金等並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。)、運転資金等に手当てされる資金を、借入れ、投資法人債の発行及び投資口の発行等により調達しています。

余資の運用は、安全性、換金性等を考慮し金利環境及び資金繰りを十分に鑑みたうえで慎重に行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は本投資法人の余資を運用するものであり、預入先金融機関の破綻等の信用リスクに晒されますが、預入期間を短期に限定し、信用格付の高い預入先金融機関と取引することで、信用リスクを限定しています。

借入金及び投資法人債は主に不動産等の取得、借入金及び投資法人債のリファイナンス等を目的とします。返済時及び償還時に流動性リスクに晒されますが、有利子負債比率を適正に管理し、返済期限や借入先の分散化を図ることにより、流動性リスクを管理しています。

預り敷金及び保証金はテナント退去時に流動性リスクに晒されますが、テナントの退去状況を適切に把握することにより、流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日現在の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。また、「現金及び預金」「信託現金及び信託預金」「短期借入金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 1年内償還予定の投資法人債	4,000,000	3,986,259	13,740
(2) 1年内返済予定の長期借入金	18,000,000	17,953,691	46,308
(3) 投資法人債	11,000,000	10,560,560	439,439
(4) 長期借入金	117,000,000	114,113,240	2,886,759
(5) 預り敷金及び保証金	7,555,628	6,708,856	846,772
(6) 信託預り敷金及び保証金	918,125	827,109	91,016
負債合計	158,473,754	154,149,718	4,324,036

2023年2月28日現在の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。また、「現金及び預金」「信託現金及び信託預金」「短期借入金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)1年内償還予定の投資法人債	3,000,000	2,972,527	27,472
(2)1年内返済予定の長期借入金	15,000,000	14,942,401	57,598
(3)投資法人債	11,000,000	10,305,120	694,879
(4)長期借入金	117,500,000	113,879,368	3,620,631
(5)預り敷金及び保証金	7,698,469	6,667,125	1,031,343
(6)信託預り敷金及び保証金	943,131	831,117	112,013
負債合計	155,141,600	149,597,661	5,543,938

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

負債

(1)1年内償還予定の投資法人債 (3)投資法人債

投資法人債の時価については、元利金の合計額を投資法人債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっています。

(2)1年内返済予定の長期借入金 (4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(5)預り敷金及び保証金 (6)信託預り敷金及び保証金

預り敷金及び保証金、信託預り敷金及び保証金については、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2)借入金及び投資法人債の決算日(2022年9月30日)後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内償還予定の投資法人債	4,000,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	18,000,000	-	-	-	-	-
投資法人債	-	3,000,000	1,000,000	-	1,000,000	6,000,000
長期借入金	-	19,500,000	27,500,000	16,000,000	20,000,000	34,000,000

借入金及び投資法人債の決算日(2023年2月28日)後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内償還予定の投資法人債	3,000,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	15,000,000	-	-	-	-	-
投資法人債	-	1,000,000	-	1,000,000	2,000,000	7,000,000
長期借入金	-	27,000,000	21,500,000	18,000,000	19,000,000	32,000,000

〔有価証券に関する注記〕

前期 (2022年9月30日)	当期 (2023年2月28日)
有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。	有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

〔デリバティブ取引に関する注記〕

前期 (2022年9月30日)	当期 (2023年2月28日)
デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

〔持分法損益等に関する注記〕

前期 (2022年9月30日)	当期 (2023年2月28日)
本投資法人には、関連会社は一切存在せず、該当事項はありません。	本投資法人には、関連会社は一切存在せず、該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要投資主等

前期(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当期(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

2. 関連会社等

前期(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当期(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

前期(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	森トラスト(株)	東京都港区	30,000,000	不動産開発、ホテル経営及び投資事業	なし	なし	不動産の賃貸	不動産の購入	-	-	-
								不動産の売却	-	-	-
								不動産の賃貸	1,811,460	営業未収入金	5,208
										前受金	24,761
										預り敷金及び保証金	883,417
不動産の管理	219,868	営業未払金	157,705								
		未払金	430								

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(注2)取引条件の決定方法等

不動産の購入、売却、賃貸及び管理については、市場水準等を総合的に勘案のうえ、本資産運用会社が定める利害関係人取引規程及びコンプライアンスに関する諸規程に基づき適正な手続きを経て決定しています。

(注3)千円未満を切り捨てて表示しています。

当期(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	森トラスト(株)	東京都港区	30,000,000	不動産開発、ホテル経営及び投資事業	なし	なし	不動産の賃貸	不動産の購入	5,266,666	-	-
								不動産の売却	7,266,666	-	-
								不動産の賃貸	1,603,874	営業未収入金	7,180
										前受金	24,761
										預り敷金及び保証金	894,581
不動産の管理	183,045	営業未払金	42,409								
		未払金	59								

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(注2)取引条件の決定方法等

不動産の購入、売却、賃貸及び管理については、市場水準等を総合的に勘案のうえ、本資産運用会社が定める利害関係人取引規程及びコンプライアンスに関する諸規程に基づき適正な手続きを経て決定しています。

(注3)千円未満を切り捨てて表示しています。

4. 役員及び個人主要投資主等

前期(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

当期(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

(単位：千円)

項目	期別 前期 (2022年9月30日)	当期 (2023年2月28日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳	(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
	未払事業税損金不算入額 13	未払事業税損金不算入額 10
	繰延税金資産合計 13	繰延税金資産合計 10
	(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
	圧縮積立金 514,833	圧縮積立金 631,743
	繰延税金負債合計 514,833	繰延税金負債合計 631,743
(繰延税金負債の純額) 514,820	(繰延税金負債の純額) 631,732	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	法定実効税率 31.46%	法定実効税率 31.46%
	(調整)	(調整)
	支払分配金の損金算入額 40.93%	支払分配金の損金算入額 28.32%
	その他 0.02%	その他 0.01%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 9.45%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 3.15%

〔退職給付に関する注記〕

前期 (2022年9月30日)	当期 (2023年2月28日)
退職給付制度がないため、該当事項はありません。	退職給付制度がないため、該当事項はありません。

〔資産除去債務に関する注記〕

前期 (2022年9月30日)	当期 (2023年2月28日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前期(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	顧客との契約から生じる収益(注1)	外部顧客への売上高
不動産等の売却	-	-
水道光熱費収入	145,016	145,016
その他	-	6,757,323
合計	145,016	6,902,340

(注1)企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の対象となる賃貸借事業収入等は収益認識会計基準の適用外となるため、「顧客との契約から生じる収益」には含めておりません。なお主な顧客との契約から生じる収益は不動産等売却収入及び水道光熱費収入です。

当期(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)

(単位:千円)

	顧客との契約から生じる収益(注1)	外部顧客への売上高
不動産等の売却(注2)	7,266,666	1,430,579
水道光熱費収入	99,850	99,850
その他	-	5,728,237
合計	7,366,517	7,258,668

(注1)企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の対象となる賃貸借事業収入等は収益認識会計基準の適用外となるため、「顧客との契約から生じる収益」には含めておりません。なお主な顧客との契約から生じる収益は不動産等売却収入及び水道光熱費収入です。

(注2)不動産等の売却については、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号)第48条第2項に基づき、損益計算書において不動産等売却損益として計上するため、不動産等売却収入より不動産等売却原価及びその他売却費用を控除した額を記載しています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当計算期間末において存在する顧客との契約から翌計算期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前期(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当期
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	24,828
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	36,980
契約資産(期首残高)	-
契約資産(期末残高)	-
契約負債(期首残高)	-
契約負債(期末残高)	-

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2022年9月30日現在、不動産等の売却にかかる残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2022年7月28日に売却契約を締結した不動産等にかかる21,800,000千円です。本投資法人は、当該残存履行義務について、2023年2月28日、2023年8月31日及び2024年2月29日に予定している当該不動産等の引渡に伴い、収益を認識することを見込んでいます。

水道光熱費収入については、期末までに履行が完了した部分に対する、顧客である賃借人にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。従って、収益認識会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記には含めていません。

当期(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当期
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	36,980
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	39,506
契約資産(期首残高)	-
契約資産(期末残高)	-
契約負債(期首残高)	-
契約負債(期末残高)	-

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2023年2月28日現在、不動産等の売却にかかる残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2022年7月28日に売却契約を締結した不動産等にかかる14,533,333千円です。本投資法人は、当該残存履行義務について、2023年8月31日及び2024年2月29日に予定している当該不動産等の引渡に伴い、収益を認識することを見込んでいます。

水道光熱費収入については、期末までに履行が完了した部分に対する、顧客である賃借人にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。従って、収益認識会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記には含めていません。

〔セグメント情報等〕

1. セグメント情報

本投資法人の事業は不動産賃貸事業の単一事業であるため、開示対象となる報告セグメントがありませんので記載を省略しています。

2. 関連情報

前期(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しています。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しています。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しています。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益	関連するセグメント
森トラスト株式会社	1,811,460	不動産賃貸事業

当期(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しています。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しています。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しています。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益	関連するセグメント
森トラスト株式会社	1,603,874	不動産賃貸事業

〔賃貸等不動産に関する注記〕

本投資法人では、東京都を中心として、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しています。これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、増減額及び時価は次のとおりです。

(単位：千円)

用途		前期	当期
		(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)
オフィスビル	貸借対照表計上額		
	期首残高	219,623,334	218,911,274
	期中増減額	712,059	4,765,105
	期末残高	218,911,274	223,676,380
	期末時価	243,710,000	249,530,000
商業施設	貸借対照表計上額		
	期首残高	68,687,691	68,562,774
	期中増減額	124,916	5,667,954
	期末残高	68,562,774	62,894,820
	期末時価	85,140,000	78,100,000
その他	貸借対照表計上額		
	期首残高	18,674,613	18,492,827
	期中増減額	181,785	166,362
	期末残高	18,492,827	18,326,464
	期末時価	21,150,000	21,190,000
合計	貸借対照表計上額		
	期首残高	306,985,638	305,966,876
	期中増減額	1,018,762	1,069,211
	期末残高	305,966,876	304,897,665
	期末時価	350,000,000	348,820,000

(注1) 該当する賃貸等不動産の概要は前記「第一部ファンド情報 / 第1 ファンドの状況 / 5 運用状況 / (2) 投資資産 / その他投資資産の主要なもの」をご参照ください。

(注2) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注3) 前期増減額のうち主な増加理由は保有資産の改修工事であり、減少理由は減価償却費です。当期増減額のうち主な増加理由は仙台MTビルの取得であり、減少理由は新橋駅前MTRビルの譲渡及び減価償却費です。

(注4) 期末の時価については、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額または調査価額です。

また、賃貸等不動産に関する損益は次のとおりです。

(単位：千円)

用途		前期	当期
		(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	(自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)
オフィスビル	損益計算書における金額		
	不動産賃貸事業収益	4,671,481	3,967,263
	不動産賃貸事業費用	2,432,069	2,130,511
	不動産賃貸事業損益	2,239,412	1,836,752
	不動産等売却益	-	-
商業施設	損益計算書における金額		
	不動産賃貸事業収益	1,492,640	1,245,374
	不動産賃貸事業費用	305,184	283,085
	不動産賃貸事業損益	1,187,456	962,289
	不動産等売却益	-	1,430,579
その他	損益計算書における金額		
	不動産賃貸事業収益	738,218	615,451
	不動産賃貸事業費用	320,643	296,821
	不動産賃貸事業損益	417,574	318,630
	不動産等売却益	-	-
合計	損益計算書における金額		
	不動産賃貸事業収益	6,902,340	5,828,088
	不動産賃貸事業費用	3,057,896	2,710,417
	不動産賃貸事業損益	3,844,443	3,117,671
	不動産等売却益	-	1,430,579

(注1)不動産賃貸事業収益及び不動産賃貸事業費用は、賃貸収益とこれに対応する費用(減価償却費、修繕費、保険料、公租公課等)であり、それぞれ「営業収益」及び「営業費用」に計上されています。

(注2)不動産等売却益は「営業収益」に計上されています。

〔1口当たり情報に関する注記〕

前期 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)		当期 (自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)	
1口当たり純資産額	60,254円	1口当たり純資産額	60,123円
1口当たり当期純利益	1,261円	1口当たり当期純利益	1,368円
<p>なお、1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算出しています。</p> <p>また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため、記載していません。</p>		<p>なお、1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算出しています。</p> <p>また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため、記載していません。</p>	

(注1)本投資法人は、2023年3月1日を効力発生日として投資口1口につき2口の割合による投資口分割を行っているため、前期首に当該投資口分割が行われたと仮定して、1口当たり純資産額及び1口当たり当期純利益を算定しています。

(注2)1口当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	前期 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当期 (自 2022年10月1日 至 2023年2月28日)
当期純利益(千円)	3,331,238	3,614,104
普通投資主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通投資口に係る当期純利益(千円)	3,331,238	3,614,104
期中平均投資口数(口)	2,640,000	2,640,000

〔重要な後発事象に関する注記〕

本投資法人と森トラスト・ホテルリート投資法人との合併

本投資法人とMTHは、2023年3月1日を合併の効力発生日として、本投資法人を吸収合併存続法人、MTHを吸収合併消滅法人とする本合併を行いました。

1. 本合併の目的

本投資法人とMTHはオフィスアセットの安定性とホテルアセットの成長性を併せ持つポートフォリオを構築するとともに、スポンサーサポートを最大限活用して成長路線へと回帰することが更なる投資主価値の向上に繋がると判断し、本合併を行いました。

2. 本合併の方式

本投資法人を吸収合併存続法人とする吸収合併方式とし、MTHは本合併により解散しました。

3. 合併比率

MTHの全ての投資主に対し1口以上の本投資法人の投資口を交付することを目的として、MTHの投資主に対する割当てに先立ち、2023年2月28日を基準日、2023年3月1日を効力発生日として、本投資法人の投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行い、MTHの投資主に対してMTHの投資口1口につき本投資法人の投資口1.84口を割当交付しました。

4. 合併交付金

本投資法人は、本合併の効力発生日の前日に終了するMTHの最終期の営業期間に係る金銭の分配の代わり金（利益の配当）として、MTHの分配可能利益に基づきMTHの投資主（本合併の効力発生日の前日のMTHの最終の投資主名簿に記載または記録された投資主（本投資法人、MTH及び投信法第149条の3の規定に基づきその有する投資口の買取りを請求したMTHの投資主（当該買取請求を撤回した投資主を除きます。）を除き、以下「割当対象投資主」といいます。））に対して同営業期間の金銭の分配額見合いの合併交付金（本合併の効力発生日の前日におけるMTHの分配可能利益の額を本合併の効力発生日の前日におけるMTHの発行済投資口の総口数から割当対象投資主以外の投資主が保有する投資口数を控除した口数で除した金額（1円未満切捨て））を、2023年5月22日から支払いを開始しています。

5. 出資総額

本合併に際して増加した本投資法人の出資総額及び出資剰余金の額は以下のとおりです。

出資総額：0円

出資剰余金：投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）第22条第1項に定める投資主資本等変動額から上記出資総額を減じて得た額

投資口の分割

本投資法人は、2023年2月28日を分割の基準日、2023年3月1日を効力発生日として、本投資口分割を行いました。

分割の目的

本合併は、本投資法人を吸収合併存続法人とする吸収合併方式によって行われたところ、本投資口分割考慮前の合併比率によりMTHの投資口1口に対して本投資法人の投資口0.92口を割り当てる場合には、交付される本投資法人の投資口の口数が1口未満となるMTHの投資主が多数生じることとなります。そのため、本合併後もMTHの投資主が本投資法人の投資口を継続して保有することを可能とするべく、MTHの全ての投資主に対し1口以上の本投資法人投資口を交付することを目的として、本投資法人の投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行うことといたしました。

分割の方法

本合併の効力発生日の前日である2023年2月28日を基準日とし、同日の最終の投資主名簿に記載または記録された本投資法人の投資主の所有投資口1口につき、2口の割合をもって分割しました。

分割により増加する投資口数等

- () 本投資口分割前の本投資法人発行済投資口の総口数：1,320,000口
- () 本投資口分割により増加した投資口数：1,320,000口
- () 本投資口分割後の本投資法人発行済投資口の総口数：2,640,000口
- () 本投資法人合併に伴うMTH投資口への割当交付口数：920,000口(注1)
- () 本合併後の本投資法人発行済投資口の総口数：3,560,000口
- () 本投資口分割・本合併後の発行可能投資口総口数：20,000,000口(注2)

(注1) 本合併により、MTHの投資口1口に対して、本投資口分割後の本投資法人の投資口1.84口を、2023年2月28日現在のMTHの発行済投資口の全て(500,000口)について、割当交付しました。

(注2) 本投資口分割に伴い、本投資法人の役員会の決議により本投資法人の規約の一部変更を行い、本合併の効力発生日付で発行可能投資口総口数を変更しました。

〔追加情報〕

資産の譲渡

本投資法人は、2023年2月28日に以下の資産の譲渡のうち第1回目にかかる譲渡を行いました。

新橋駅前MTRビル

譲渡の概要

- 譲渡資産：不動産信託受益権
- 譲渡価格：21,800,000,000円
(第1回：7,266,666,667円、第2回：7,266,666,667円、第3回：7,266,666,666円)
(但し、譲渡費用、固定資産税・都市計画税の精算額及び消費税等を除きます。)
- 譲渡益：営業収益として不動産売却益を2023年8月期に約14億円、2024年2月期に約13億円計上する予定です。
- 譲渡予定日：第1回：2023年2月28日、第2回：2023年8月31日、第3回：2024年2月29日
- 買主：森トラスト株式会社
- 備考：3分割での譲渡を予定しており、第1回は2023年2月28日付で共有持分3分の1を信託設定し、第2回は2023年8月31日付で共有持分3分の1を追加信託し、第3回は2024年2月29日付で共有持分3分の1を追加信託したうえで譲渡します。
- その他：本譲渡は金融庁の定める「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に規定されるフォワード・コミットメント等に該当します。本譲渡は、相手方当事者に故意または重大な過失がある場合に限り、相手方当事者による本譲渡にかかる売買契約上の重大な義務違反を理由として、当該契約を解除することができるものとされています。義務違反により本譲渡が解除された場合には、解除の原因者は、相手方に対して当該売買代金の20%相当額を違約金として支払うものとされています。

資産の取得

本投資法人は、2023年2月28日に以下の資産の取得のうち第1回目にかかる取得を行いました。

仙台MTビル

取得の概要

- 取得資産 : 不動産信託受益権
土地 所有権
建物 所有権(共有持分: 100,000分の90,845)
- 取得価格 : 15,800,000,000円
(第1回: 5,266,666,667円、第2回: 5,266,666,667円、第3回: 5,266,666,666円)
(但し、取得経費、固定資産税、都市計画税及び消費税等を除きます。)
- 取得予定日 : 第1回: 2023年2月28日、第2回: 2023年8月31日、第3回: 2024年2月29日
- 売主 : 森トラスト株式会社
- 備考 : 3分割での取得を予定しており、第1回は2023年2月28日付で共有持分300,000分の90,845を信託設定し、第2回は2023年8月31日付で共有持分300,000分の90,845を追加信託設定し、第3回は2024年2月29日付で共有持分300,000分の90,845を追加信託設定したうえでそれぞれ取得します。
- その他 : 本取得は金融庁の定める「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に規定されるフォワード・コミットメント等に該当します。本取得は、相手方当事者に故意または重大な過失がある場合に限り、相手方当事者による本取得にかかる売買契約上の重大な義務違反を理由として、当該契約を解除することができるものとされています。義務違反により本取得が解除された場合には、解除の原因者は、相手方に対して当該売買代金の20%相当額を違約金として支払うものとされています。

(7)【附属明細表】

a. 有価証券明細表

該当事項はありません。

b. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

c. 不動産等明細表のうち総括表

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額		差引当期末 残高(千円)	摘要	
					又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)			
有形固定資産	建物	35,007,630	277,290	541,996	34,742,923	18,302,773	364,161	16,440,150	-
	構築物	443,976	1,100	1,116	443,960	413,398	529	30,561	-
	機械及び装置	153,655	-	25,197	128,457	105,502	2,022	22,955	-
	工具、器具及 び備品	111,307	1,904	-	113,212	89,644	1,820	23,567	-
	土地	114,585,335	-	5,583,941	109,001,394	-	-	109,001,394	-
	信託建物	33,964,244	1,390,384	-	35,354,628	13,931,696	536,677	21,422,932	-
	信託構築物	187,293	647	-	187,941	119,677	3,661	68,264	-
	信託機械及び 装置	66,552	3,584	-	70,137	10,557	2,107	59,579	-
	信託工具、器 具及び備品	102,790	2,926	-	105,717	72,856	3,461	32,860	-
	信託土地	153,798,827	3,996,571	-	157,795,399	-	-	157,795,399	-
合計	338,421,613	5,674,409	6,152,251	337,943,771	33,046,105	914,440	304,897,665	-	
無形固定資産	その他無形固 定資産	240	-	-	240	-	-	240	-
	合計	240	-	-	240	-	-	240	-

(注1) 当期増加の主な要因は仙台MTビル取得によるものです。

(注2) 当期減少の主な要因は新橋駅前MTRビル譲渡によるものです。

d. その他特定資産の明細表

特定資産の種類	数量	帳簿価額(千円)		評価額(千円)		評価損益 (千円)	備考
		単価	金額	単価	金額		
金銭債権	1件	2,365	2,365	2,365	2,365	-	-
合計	-	-	2,365	-	2,365	-	-

e. 投資法人債明細表

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	償還期限	用途	担保
第12回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2020年 2月20日	4,000,000	-	4,000,000	-	0.100	2023年 2月20日	投資法人債の償還資金	無担保 無保証
第13回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2021年 2月25日	3,000,000	-	-	3,000,000	0.170	2024年 2月22日	投資法人債の償還資金及び借入金の返済資金	
第16回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2022年 2月21日	1,000,000	-	-	1,000,000	0.110	2025年 2月28日	投資法人債の償還資金	
第6回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2015年 2月26日	1,000,000	-	-	1,000,000	1.066	2027年 2月26日	投資法人債の償還資金	
第18回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2022年 6月20日	2,000,000	-	-	2,000,000	0.420	2028年 2月29日	投資法人債の償還資金	
第19回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2023年 2月17日	-	3,000,000	-	3,000,000	0.790	2029年 2月29日	投資法人債の償還資金	
第14回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2021年 2月25日	1,000,000	-	-	1,000,000	0.500	2031年 2月25日	投資法人債の償還資金及び借入金の返済資金	
第17回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2022年 2月21日	1,000,000	-	-	1,000,000	0.500	2032年 2月27日	投資法人債の償還資金	
第15回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2021年 2月25日	1,000,000	-	-	1,000,000	0.750	2036年 2月25日	投資法人債の償還資金及び借入金の返済資金	
第9回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)	2017年 2月23日	1,000,000	-	-	1,000,000	1.084	2037年 2月23日	投資法人債の償還資金	
合計	-	15,000,000	3,000,000	4,000,000	14,000,000	-	-	-	-

(注)投資法人債(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年以内における1年毎の返済予定額の総額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
投資法人債	1,000,000	-	1,000,000	2,000,000

f. 借入金明細表

区分	借入先	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)(注1)	返済期限	用途	摘要
短期借入金	株式会社三井住友銀行	2,500,000	-	2,500,000	-	-	-	-	-
	株式会社りそな銀行	500,000	-	500,000	-	-	-	-	-
	株式会社みずほ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.20	2023.4.7	(注2)	無担保 無保証 変動金利
	株式会社りそな銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.20	2023.8.31		
	株式会社三井住友銀行	-	2,500,000	-	2,500,000	0.20	2023.10.6		
	株式会社りそな銀行	-	500,000	-	500,000	0.20	2023.10.13		
小計	6,000,000	3,000,000	3,000,000	6,000,000	-	-	-		
長期借入金	三井住友信託銀行株式会社	1,500,000	-	1,500,000	-	-	-	-	-
	株式会社みずほ銀行	500,000	-	500,000	-	-	-		
	株式会社三菱UFJ銀行	2,500,000	-	2,500,000	-	-	-		
	株式会社みずほ銀行	2,000,000	-	2,000,000	-	-	-		
	三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	-	1,000,000	-	-	-		
	みずほ信託銀行株式会社	1,000,000	-	1,000,000	-	-	-		
	株式会社みずほ銀行	3,500,000	-	-	3,500,000	0.47	2023.4.12	(注2)	無担保 無保証 固定金利
	株式会社福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.43	2023.4.21		
	株式会社西日本シティ銀行	500,000	-	-	500,000	0.49	2023.4.24		
	株式会社みずほ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.48	2023.8.31		
	株式会社日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.51	2023.8.31		
	株式会社りそな銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.48	2023.8.31		
	株式会社三菱UFJ銀行	500,000	-	-	500,000	0.43	2023.8.31		
	株式会社日本政策投資銀行	500,000	-	-	500,000	0.54	2023.9.29		
	株式会社りそな銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.46	2023.10.18		
	株式会社みずほ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.17	2024.2.29		
	株式会社日本政策投資銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.64	2024.2.29		
	株式会社あおぞら銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.54	2024.3.11		
	信金中央金庫	2,000,000	-	-	2,000,000	0.57	2024.3.19		
	株式会社三井住友銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.27	2024.4.9		
	株式会社日本政策投資銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.36	2024.4.11		
	株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.36	2024.4.11		
	株式会社みずほ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.56	2024.4.24		
	株式会社福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.56	2024.5.31		
	株式会社三井住友銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.29	2024.10.9		
	株式会社三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.30	2024.10.9		
	株式会社西日本シティ銀行	500,000	-	-	500,000	0.43	2024.12.26		
	株式会社みずほ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.56	2025.1.17		
	株式会社三菱UFJ銀行	500,000	-	-	500,000	0.56	2025.1.17		
	三井住友信託銀行株式会社	3,000,000	-	-	3,000,000	0.32	2025.2.28		
	株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.65	2025.2.28		
	株式会社三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.65	2025.2.28		
	株式会社八十二銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.34	2025.2.28		
	株式会社三菱UFJ銀行	500,000	-	-	500,000	0.65	2025.2.28		
	株式会社日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.64	2025.3.19		
	株式会社三井住友銀行	2,500,000	-	-	2,500,000	0.33	2025.4.9		
	三井住友信託銀行株式会社	4,000,000	-	-	4,000,000	0.37	2025.4.11		
	株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.32	2025.4.11		
	株式会社三井住友銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.46	2025.4.24		
	株式会社三菱UFJ銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.68	2025.8.29		
	株式会社三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.43	2026.1.19		
	株式会社福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.42	2026.1.30		
株式会社三井住友銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.47	2026.2.27			
株式会社三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.52	2026.2.27			
三井住友信託銀行株式会社	1,500,000	-	-	1,500,000	0.41	2026.2.27			
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.50	2026.2.27			
株式会社日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.41	2026.3.12			
日本生命保険相互会社	500,000	-	-	500,000	0.36	2026.3.31			
株式会社りそな銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.39	2026.4.22			
株式会社あおぞら銀行	500,000	-	-	500,000	0.72	2026.4.24			
株式会社りそな銀行	500,000	-	-	500,000	0.39	2026.5.29			
三井住友信託銀行株式会社	2,000,000	-	-	2,000,000	0.55	2026.8.31			
株式会社日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.33	2026.8.31			
株式会社西日本シティ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.41	2026.8.31			

区分	借入先	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	使途	摘要
長期借入金	株式会社七十七銀行	500,000	-	-	500,000	0.31	2026.8.31	(注2)	無担保 無保証 固定金利
	日本生命保険相互会社	500,000	-	-	500,000	0.40	2026.9.18		
	三井住友海上火災保険株式会社	500,000	-	-	500,000	0.39	2026.9.30		
	三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.42	2026.12.24		
	株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.40	2026.12.25		
	株式会社りそな銀行	500,000	-	-	500,000	0.56	2026.12.25		
	株式会社福岡銀行	500,000	-	-	500,000	0.56	2026.12.25		
	株式会社みずほ銀行	500,000	-	-	500,000	0.50	2027.1.19		
	株式会社福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.51	2027.1.29		
	農林中央金庫	3,000,000	-	-	3,000,000	0.38	2027.2.26		
	三井住友信託銀行株式会社	1,500,000	-	-	1,500,000	0.59	2027.2.26		
	株式会社足利銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.63	2027.4.22		
	株式会社あおぞら銀行	500,000	-	-	500,000	0.45	2027.6.24		
	住友生命保険相互会社	500,000	-	-	500,000	0.59	2027.6.25		
	株式会社福岡銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.55	2027.7.30		
	三井住友信託銀行株式会社	1,500,000	-	-	1,500,000	0.63	2027.8.31		
	三井住友信託銀行株式会社	-	1,000,000	-	1,000,000	0.84	2027.8.31		
	農林中央金庫	1,500,000	-	-	1,500,000	0.38	2027.8.31		
	株式会社西日本シティ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.48	2027.8.31		
	株式会社りそな銀行	500,000	-	-	500,000	0.48	2027.8.31		
	住友生命保険相互会社	500,000	-	-	500,000	0.38	2027.8.31		
	第一生命保険株式会社	500,000	-	-	500,000	0.56	2027.8.31		
	株式会社日本政策投資銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.43	2027.9.10		
	三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	-	-	1,000,000	0.74	2027.9.30		
	株式会社三菱UFJ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.50	2027.10.13		
	株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.63	2027.12.24		
	株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.47	2028.1.19		
	株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.55	2028.1.19		
	株式会社みずほ銀行	-	500,000	-	500,000	0.99	2028.1.19		
	三井住友信託銀行株式会社	-	1,500,000	-	1,500,000	0.99	2028.1.19		
	株式会社日本政策投資銀行	500,000	-	-	500,000	0.47	2028.1.19		
	株式会社三菱UFJ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.53	2028.3.31		
	株式会社三井住友銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.54	2028.4.7		
	株式会社三井住友銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.51	2028.4.11		
	株式会社あおぞら銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.71	2028.4.11		
	株式会社みずほ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.51	2028.4.17		
	株式会社七十七銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.54	2028.8.31		
	株式会社SBI新生銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.53	2028.8.31		
	三井住友海上火災保険株式会社	1,500,000	-	-	1,500,000	0.59	2028.10.31		
	株式会社日本政策投資銀行	3,000,000	-	-	3,000,000	0.71	2029.2.28		
	株式会社みずほ銀行	-	2,000,000	-	2,000,000	1.07	2029.2.28		
	みずほ信託銀行株式会社	-	1,000,000	-	1,000,000	1.07	2029.2.28		
	株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.82	2029.4.11		
	株式会社あおぞら銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.59	2029.4.23		
	株式会社三菱UFJ銀行	500,000	-	-	500,000	0.79	2030.2.28		
株式会社みずほ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.90	2030.4.11			
株式会社三菱UFJ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.92	2030.4.12			
株式会社三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.65	2030.6.24			
株式会社三井住友銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.76	2030.7.19			
株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.62	2030.8.30			
株式会社みずほ銀行	500,000	-	-	500,000	0.63	2030.8.30			
株式会社三井住友銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.98	2030.10.28			
株式会社みずほ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.66	2031.2.28			
株式会社みずほ銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	0.98	2031.4.11			
小計	135,000,000	6,000,000	8,500,000	132,500,000	-	-	-	-	
合計	141,000,000	9,000,000	11,500,000	138,500,000	-	-	-	-	

(注1)平均利率は、小数点第3位を四捨五入して表示しています。

(注2)不動産及び不動産信託受益権の購入資金等に充当しています。

(注3)長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年以内における1年毎の返済予定額の総額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	27,000,000	21,500,000	18,000,000	19,000,000

2【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(2023年2月28日現在)

資産総額	322,398,742千円
負債総額	163,672,960千円
純資産総額(-)	158,725,781千円
発行済投資口の総口数	2,640,000口
1口当たり純資産額(/)	60,123円

(注)2023年2月28日を基準日、2023年3月1日を効力発生日として、投資口1口につき2口の割合による投資口の分割を行いました。発行済数量及び1口当たり純資産額は、当期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

2023年2月期の直近6計算期間における、本投資法人による販売及び買戻しの実績は以下のとおりです。

	販売日(注1)	販売口数	買戻し口数	発行済投資口の総口数
第37期 (2020年4月1日～ 2020年9月30日)		該当なし		1,320,000口
第38期 (2020年10月1日～ 2021年3月31日)		該当なし		1,320,000口
第39期 (2021年4月1日～ 2021年9月30日)		該当なし		1,320,000口
第40期 (2021年10月1日～ 2022年3月31日)		該当なし		1,320,000口
第41期 (2022年4月1日～ 2022年9月30日)		該当なし		1,320,000口
第42期 (2022年10月1日～ 2023年2月28日)		該当なし		1,320,000口

(注1)販売日は、投資口の発行にかかる効力発生日を記載しています。

(注2)本邦外における販売口数及び買戻し口数はありません。

第7【参考情報】

当計算期間の開始日から、本書の提出日までの間に、以下の書類を提出しました。

- (1) 有価証券報告書
計算期間(第41期 自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
2022年12月23日に関東財務局長に提出
- (2) 臨時報告書
2022年11月22日に関東財務局長に提出
2023年2月24日に関東財務局長に提出
- (3) 訂正発行登録書
2023年2月24日に関東財務局長に提出
2023年3月1日に関東財務局長に提出
- (4) 発行登録書及びその添付書類
2023年1月20日に関東財務局長に提出
- (5) 発行登録追補書類及びその添付書類
2023年2月8日に関東財務局長に提出

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

森トラストリート投資法人
役員会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 雅彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 賢治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている森トラストリート投資法人(旧投資法人名 森トラスト総合リート投資法人)の2022年10月1日から2023年2月28日までの第42期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森トラストリート投資法人(旧投資法人名 森トラスト総合リート投資法人)の2023年2月28日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、投資法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、投資法人は、2023年3月1日を合併の効力発生日として、投資法人を吸収合併存続法人、森トラスト・ホテルリート投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監督役員の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監督役員の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監督役員の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、投資法人は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、執行役員に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、執行役員に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記の監査報告書の原本は本投資法人(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

(注2)XBRLデータは監査の対象には含まれていません。